

基地と岩国

平成26年版



山口県岩国市

はじめに



岩国市は、県内でも有数の山々、清流、美しい海、世界に誇れる歴史・文化、観光資源等、地域に根ざした多様な個性や資源が点在しています。臨海部は、紙・パルプ、繊維等の工場や石油化学コンビナートが立地する工業都市として発展するとともに、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米軍岩国基地（米海兵隊岩国航空基地）が置かれたことで基地の所在するまちとして現在に至っています。さらに、平成24年

12月13日には、米軍基地の滑走路を利用する全国でも数少ない空港として「岩国錦帯橋空港」が開港されるなど、本市は、基地とともに歩んできたまちです。

本市では、平成26年度、岩国市総合計画を策定いたしました。当計画上、初めて「基地との共存」を掲げました。これは、これまでの共存の関係を再確認しつつ、共存に向け、基地に起因する安心・安全対策に取り組むとともに、教育や交流などの分野で基地を積極的に活用していこうとするものです。米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきましたが、今後も、基地と共存するまちとして、市民の安心・安全の確保と交流を通じた相互理解を促進するため、関係機関と連携して取り組んでいくことが求められています。

前回の「基地と岩国」の発刊は平成21年度でしたが、それからの5年の間、基地を巡る大きな動きとして、岩国基地沖合移設事業の完了、岩国錦帯橋空港の開港、MV-22オスプレイの陸揚げ、在日米軍再編に伴うKC-130空中給油機の普天間基地からの移駐などがありました。また、海上自衛隊の岩国残留が決定されたのもこの間の出来事です。

こうした中、空母艦載機の厚木基地からの移駐等、市民生活に影響のある問題がまだ存在しており、本市としては、市民生活に配慮した実効的な安心・安全施策及び地域の発展に資する地域振興策を講じるよう国との協議を継続しているところです。

本書は、基地を抱える本市の現状と対策を知っていただくとともに、基地行政の参考にしていただければと思います。続刊いたしました。

発刊にあたり、ご指導、ご協力をいただきました関係各位に厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

岩国市長 福田良彦

もくじ (本編)

1 岩国市の概要

- (1) 岩国市の位置と歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 岩国市の人口と世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 岩国基地の概要

- (1) 基地の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 基地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ア 位置及び面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - イ 主要施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ウ その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 米海兵隊岩国航空基地の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ア 組織及び編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - イ 指揮系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - ウ 駐留部隊の任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - エ 歴代司令官・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - オ 配備航空機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - カ 航空機配備変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - キ 基地人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ク 航空機離着陸回数（自衛隊機等も含む）・・・・・・・・・・ 21
 - ケ MV-22 オスプレイに関する経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - コ 基地従業員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (4) 海上自衛隊岩国航空基地の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - ア 組織及び編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - イ 部隊編成図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - ウ 各部隊の任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - エ 第31航空群歴代司令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - オ 常駐航空機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - カ 航空機配備変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - キ 基地隊員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - ク US-1A・US-2の災害派遣実施海域図・・・・・・・・・・・・ 38
 - ケ 救難出動等1000回達成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - コ 第31航空群 開隊40周年記念 岩国航空基地祭・・・・・・・・ 40
 - サ 東日本大震災災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

3 基地と住民生活

- (1) 航空機騒音問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - ア 騒音実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - イ 着艦訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
 - ウ 日本放送協会（NHK）受信料減免措置・・・・・・・・・・・・ 61
- (2) 航空機による安全上の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - ア 航空機の墜落等の危険性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
 - イ 航空機の墜落等による被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

ウ 上空制限	70
(3) 土地利用上の問題	73
(4) 船舶の航行及び漁船操業禁止区域による被害	73
(5) 米軍人等による犯罪及び交通事故等による被害	75
(6) その他基地に起因する問題	79
ア 水質関係	79
イ 大気関係	79
(7) 苦情状況	80
(8) 基地との交流	84
(9) 民間空港の再開	88
(10) パブリックアクセスロード	90

4 岩国基地の沖合移設

(1) 沖合移設の必要性	91
(2) 沖合移設の経過	91
(3) 事業概要	92
(4) 沖合移設関係調査及び工事概要	93

5 在日米軍再編と岩国基地

(1) 在日米軍再編	97
(2) 厚木基地からの空母艦載機の移駐	99
(3) 在日米軍再編問題の経緯と岩国市の取組み	100
(4) 愛宕山用地における施設整備について	109

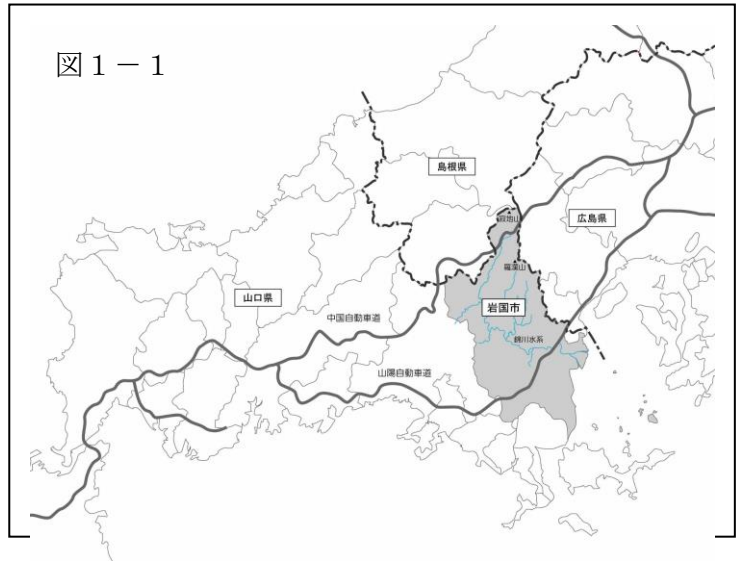
6 基地周辺の生活環境の整備

(1) 基地周辺整備事業	116
ア 障害防止工事の助成	116
イ 住宅防音工事の助成・移転の補償等・緑地帯の整備等	119
(ア) 岩国飛行場に係る防音工事指定区域及び環境基準類型指定図	122
(イ) 住宅防音工事実施状況	123
(ウ) 岩国飛行場周辺移転補償等実績	128
ウ 民生安定施設の助成	129
エ 防衛施設周辺整備統合事業	136
オ 防衛施設周辺補償事業	136
カ 特定防衛施設周辺整備調整交付金	137
(2) 防音事業関連維持費	138
(3) 再編交付金	139
(4) 市庁舎整備事業に対する補助金（再編関連補助金・SACO関連補助金）	145
(5) SACO特別交付金	146
(6) 基地交付金	147
(7) 調整交付金	147
(8) 農業及び漁業就労阻害補償	148
(9) 中国四国防衛局（各部・各課等の業務）	149

1 岩国市の概要

(1) 岩国市の位置と歴史

- 位置 東経 132° 13' 10" .0008
北緯 34° 10' 0" .7163
- 面積 873.85k m²
(平成 26 年 4 月 1 日現在)



平成 18 年 3 月 20 日に、岩国市周辺市町村（玖珂町・周東町・錦町・本郷村・美和町・美川町・由宇町・岩国市）が合併し、

新しく岩国市となった。新「岩国市」は山口県東部に位置し、広島、島根の両県に隣接するとともに、臨海部は穏やかな瀬戸内海に面している。

瀬戸内海に面した岩国地域は、山口県東部の中心的な役割を担ってきた。まちの原型は、関ヶ原の戦いの後、出雲国富田 12 万石から岩国 3 万石（後 6 万石）に移封された吉川広家が初代岩国藩主になって以降のことで、歴代藩主が干拓事業に努め、明治維新を迎えるころには河口一帯に 15 k m²に及ぶ干拓地を作り上げた。この時代には、錦帯橋の架橋や岩国半紙の専売等、様々な事業が行われ、城下町として栄えていた。

一方、由宇地域は由宇縞白布の木綿織りの産地として知られ、玖珂地域及び周東地域は山陽道の宿場町として栄えていた。また、中国山地の山々を背に豊富な水量を育む錦川水系に位置する本郷水域、錦水域、美川水域及び美和水域は、平安期頃から「周防山代庄」と称され、農林業や和紙のまちとして発展する等、現在の本市の基礎が築かれた。

明治以降は臨海部に各種の工場が設置され、重厚長大型の産業都市として発展するとともに、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米海兵隊岩国航空基地が置かれたことで、基地のまちとしての色合いが濃くなっていった。

また、錦帯橋や錦川の清流に象徴される自然豊かな観光地として知名度を上げる一方、近年は、広島市のベッドタウンとしての役割を担うとともに、山陽自動車道や岩国錦帯橋空港の利便性を活かした企業誘致に力を入れる等、平成の大合併により新しく生まれた「岩国市」は、多面性をもつ市として発展を続けている。

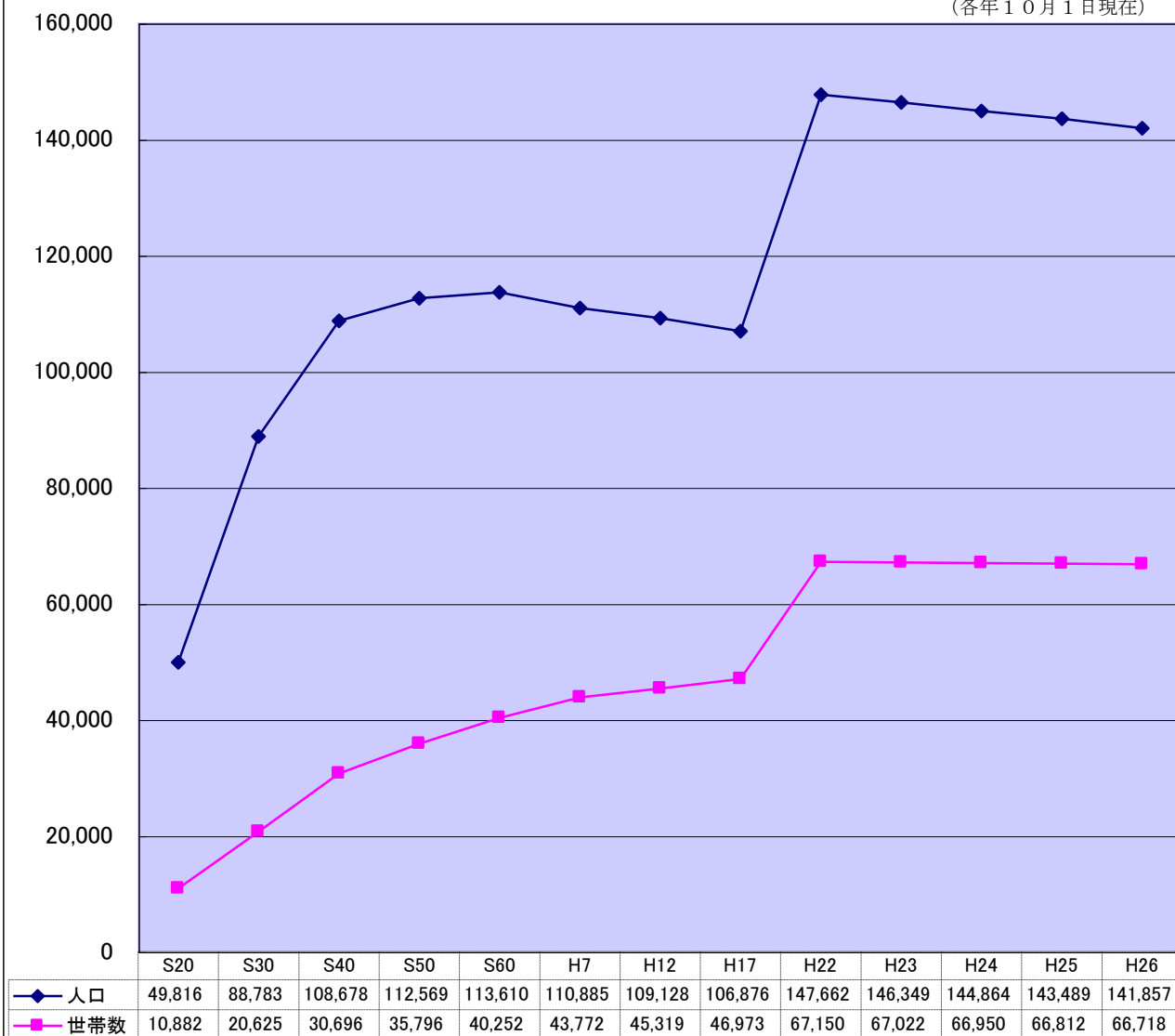
(2) 岩国市の人口と世帯数

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

○人口 142,063人 男67,214人、女74,849人
 ○世帯数 66,548世帯

表 1 - 1 岩国市の人口と世帯数の推移

(各年 10 月 1 日現在)



※平成 18 年 3 月 20 日、岩国市周辺の 8 市町村（玖珂町・周東町・錦町・本郷村・美和町・美川町・由宇町・岩国市）が合併した。

(岩国市)

2 岩国基地の概要

(1) 基地の沿革

岩国飛行場は、昭和 13 年 4 月、旧日本海軍がその建設に着手し、昭和 14 年 12 月呉鎮守府所属練習隊を配置、昭和 15 年 7 月に岩国海軍航空隊として開設され、主として教育隊、練習隊の基地として使用されてきた。

終戦後、基地は米海兵隊に接收され、英連邦空軍・米空軍が駐留した。朝鮮事変の勃発とともに国連軍として英海軍部隊・米空軍及び米海軍部隊の一部が派遣され、基地から毎日のように単発戦闘機・ジェット戦闘機（英豪空軍）及び中型爆撃機（米空軍）などが前線支援のため発進していた。

その後、日米安全保障条約の締結に伴い在日米軍基地となり、米空軍、米海軍の使用を経て、米海兵隊航空師団に主導権が移り、米海兵隊岩国航空基地（MCAS IWAKUNI）となり現在に至っている。

また、海上自衛隊も昭和 32 年以来、一部共同使用している。

なお、昭和 27 年 4 月から 39 年 12 月までは民間航空会社が定期便を就航させていたが、昭和 39 年半ば以降においては、代替又は予備飛行場として使用されていたところ、平成 24 年 12 月 13 日に岩国錦帯橋空港が開港し、民間航空会社による定期便が再開された。

表 2-1 基地の沿革及び使用状況

年 月	内 容
昭和 13 年 4 月	旧日本海軍が宅地約 13,200 m ² 、耕地約 1,217,700 m ² を買収して岩国飛行場の建設に着手
14 年 12 月	呉鎮守府所属練習隊が配置
15 年 7 月	岩国海軍航空隊が発足
16 年 2 月	偵察練習生教育隊が配置
18 年 11 月	海軍兵学校岩国分校が開校
20 年 9 月	終戦後、米海兵隊が進駐し、基地を接收 (基地は次第に拡張され、終戦時には、4,514,400 m ² に至っていた)
21 年 2 月	英連邦空軍（英空軍・豪空軍・英印部隊・ニュージーランドなどの混成部隊）及び米空軍が進駐。基地の主導権を英空軍が握る
25 年 9 月	朝鮮事変の勃発とともに国連軍として英海軍部隊・米空軍及び米海軍部隊の一部が派遣されてきた
26 年 9 月	対日講和条約・日米安全保障条約を締結
27 年 4 月	日米安全保障条約に基づく在日米軍の基地となり、英豪空軍が撤退し、米空軍の基地となる。また、民間空港として開港され、日本航空（株）の東京・福岡線の中継地となる
27 年 6 月	羽田空港とともに国際空港となる
29 年 12 月	米海軍の基地となる この年、極東航空（株）が大阪・岩国間の就航を開始。他に CAT（中華）、QANTAS（オーストラリア）、KNA（韓国）も使用
31 年 7 月	米海兵隊第 1 航空師団・米海軍第 6 艦隊航空大隊が移駐（昭 27～昭 31 の間基地施設の拡充が行われ、現在の規模となる）

32年	3月	海上自衛隊教育航空群が共同使用を開始
33年	1月	米海兵隊に基地の主導権が移り、米海兵隊岩国航空施設となる
37年	7月	名称を米海兵隊岩国航空基地(MC A S I W A K U N I)として正式に海兵隊の航空基地となる
39年	12月	海上自衛隊教育航空群の代わりに航空自衛隊第82航空隊(F86Fジェット戦闘機25機、T33ジェット練習機6機、隊員約500名)が新田原基地から移駐
40年	9月	民間航空が路線の変更を行い、この年以降定期便は就航していない F-4Bファントムジェット戦闘攻撃機、A-4Cスカイホーク攻撃機各35機を配備
41年	7~8月	米海軍第6艦隊航空大隊にP-3Aオライオン対潜哨戒機9機を配備
42年	12月	航空自衛隊第82航空隊が小牧基地へ移駐
43年	6月	海上自衛隊第51航空隊岩国分遣隊が開隊
48年	3月	海上自衛隊第31航空群(P S - 1対潜哨戒飛行艇6機、小型練習機1機、隊員約500名)が開隊(昭48.3~昭49.3 すべり地区約33,000㎡を埋め立て、P S - 1の駐機場として使用)
49年	8月	米海兵第513攻撃機中隊が配備(AV-8Aハリアー垂直離着陸戦闘攻撃機16機)
50年	7月	米海軍第6艦隊航空大隊哨戒部隊が三沢へ移駐を開始(P-3Aオライオン6機移駐、一部残留)
51年	4月	米海兵隊第1航空師団司令部が沖縄のキャンプ瑞慶覧へ移駐(隊員約1,000名)
51年	6月	米海軍第6艦隊航空大隊哨戒部隊が三沢へ移駐完了
51年	7月	海上自衛隊第31航空群第71航空隊が開隊(U S - 1救難飛行艇を配備)
52年	5月	米海兵第513攻撃中隊が米国アリゾナ州ユマ基地へ移駐(AV-8Aハリアー移駐)
54年	5月	米海兵隊第1航空師団第17師団支援大隊が沖縄へ移駐(隊員約500名)
55年	10月	愛宕通信所約130,000㎡を岩国飛行場に統合
56年	4月	第12司令部整備中隊所属のTA-4MスカイホークをOA-4Mスカイホークに機種変更
58年	3月	第1海兵航空師団兵器部隊(MWWU-1)がグアムアガナ海軍航空基地へ移駐
58年	3月	海上自衛隊第51航空隊岩国分遣隊が廃止 海上自衛隊第31航空群第81航空隊開隊(U P - 2 J ・ 3機配備)
58年	8~9月	滑走路補修工事のため滑走路閉鎖
59年	2月	海兵第2戦術電子戦中隊Z分遣隊(EA-6B・4機)ノースカロライナ州チェリーポイント基地へ移駐
59年	10月	海兵第2戦術電子戦中隊Z分遣隊(EA-6B・4機)ノースカロライナ州チェリーポイント基地から移駐
61年	8~9月	滑走路補修工事のため滑走路閉鎖
62年	3月	U-36Aが試験飛行のため、海上自衛隊第31航空群第81航空隊に配備
62年	7月	米海兵第115攻撃中隊の配備に伴い、F-4ファントムにかわって、FA-18ホーネット(12機)が配備
63年	4月	U-36A(2機)が海上自衛隊第31航空群第81航空隊に正式配備
63年	5~10月	滑走路改修工事のため滑走路閉鎖 その間、米海兵第332攻撃中隊等が嘉手納基地ほか海外の基地へ分散移駐(イントルーダー、スカイホーク、ホーネット等74機)
63年	9月	海上自衛隊も八戸、下総、徳島基地に移駐(U P - 2 J、U-36A・6機) 米海兵第12飛行大隊と第15飛行大隊が統合され、第15飛行大隊が廃止

平成	63年	11月～	海上自衛隊第1航空群移動部隊（P-2J・5機）が滑走路改修のため、
	元年	5月	鹿屋航空基地から岩国基地へ一時移駐
	元年	3月	PS-1用途廃止に伴い、第31航空隊が解隊
	元年	6月	米海兵第331攻撃中隊の配備に伴い、A-4Mスカイホークにかわって、AV-8BハリアーII（14機）が配備
	元年	9月	海上自衛隊掃海ヘリコプター部隊第111航空隊が、V-107（2機）を伴い移駐
	元年	12月	海上自衛隊へMH-53Eの一番機が飛来
	3年	10月	米海兵第214攻撃中隊（AV-8BハリアーII・ナイト・アタック20機）がアリゾナ州ユマ基地から移駐
	3年	11月	海上自衛隊第81航空隊にEP-3（2機）が初配備
	3年	12月	海上自衛隊第81航空隊にLC-90（1機）が配備
	4年	3月	米海兵第121全天候戦闘攻撃中隊（FA-18Dナイト・アタック・ホーネット）がカリフォルニア州エルトロ基地から移駐 米海兵第224全天候攻撃飛行中隊（A-6E11機）がノースキャロライナ州チェリーポイント基地に帰還 B-65（1機）が海上自衛隊第81航空隊から除籍
	4年	7月	米海兵第2戦術電子戦中隊X分遣隊（EA-6Bプラウラー6機）が米海兵第1戦術電子戦中隊になった 海上自衛隊第8航空隊の新編に伴いP-3C（3機）が配備
	5年	3月	P-3C10機目が当初配備計画通り配備
	8年	5月	AV-8BハリアーII（14機）が米国に帰還
	9年	6月	滑走路移設工事に着手
	10年	12月	海上自衛隊第31整備補給隊新編
	11年	2～4月	滑走路補修工事のため滑走路閉鎖
	11年	4月	海上自衛隊第81航空隊にUP-3D（2機）が配備
	13年	3月	海上自衛隊第8航空隊廃止 海上自衛隊第81航空隊改編 海上自衛隊第91航空隊新編
	13年	9月	HH-46Dシーナイトヘリコプター（3機）が米国に帰還
	14年	2～3月	CH-53Dシースタリオンヘリコプター（8機）が配備
	14年	3月	海上自衛隊第81航空隊にOP-3C（1機）が配備 海上自衛隊岩国システム通信分遣隊新編 海上自衛隊第31航空群の改編（江田島の第11海上訓練指導隊が標的機整備隊と改称し、第31航空群の隷下に入る）（江田島）
	17年	9月	LC-90連絡機が装備変えで海上自衛隊第91航空隊から厚木基地へ移動
	19年	3月	海上自衛隊第71航空隊にUS-2が部隊配備
	19年	9月	米海軍第14掃海ヘリ中隊に所属するMH-53E型ヘリ2機から成る第1分遣隊が臨時展開により岩国基地に到着
	20年	3月	海上自衛隊第111航空隊にMCH-101（2機）、CH-101（1機）が配備
	20年	10月	臨時展開していた米海軍第14掃海ヘリ中隊のMH-53E型ヘリ2機が離日
	21年	5月	CH-101（1機）が海上自衛隊第111航空隊からしらせ飛行科へ所属変更
	22年	5月	滑走路を約1,000m沖合へ移設する工事が完成し、新滑走路の運用開始
	23年	3月	滑走路移設事業の完了
	24年	7月	普天間飛行場に配備するMV-22オスプレイ（12機）が岩国飛行場に陸揚げ
24年	10月	MV-22オスプレイ（12機）が岩国飛行場から普天間飛行場に移動完了	
24年	12月	民間用の岩国錦帯橋空港開港。（羽田-岩国間をANA1日4往復運航）	

25年	7月	普天間飛行場に配備するMV-22 オスプレイ（12機）が岩国飛行場に陸揚げ
25年	9月	MV-22 オスプレイ（12機）が岩国飛行場から普天間飛行場に移動完了
26年	8月	米海兵隊第152空中給油輸送中隊（KC-130J・15機）が普天間飛行場から移駐

（２） 基地の概要

米海兵隊岩国航空基地は、岩国飛行場とその関連施設としての祖生通信所からなっている。

ア 位置及び面積

岩国飛行場は、本市臨海部のほぼ中央にあたる錦川河口の三角州にあり、平野部の少ない本市において約7.89km²もの広大な面積を占めている。

平成26年4月1日現在における基地の提供面積等の内訳は、次のとおりである。

表2-2 基地の提供面積内訳（土地）

（平成26年4月1日現在）

場所	市		総面積
	岩国市	大竹市 (阿多田島) (甲島)	
岩国飛行場	約7,890(千)m ²	約1(千)m ²	約7,891(千)m ²
祖生通信所	約24(千)m ²	—	約24(千)m ²
計	約7,914(千)m ²	約1(千)m ²	約7,915(千)m ²
総面積に占める比率	約99.99%	約0.01%	100%

（中国四国防衛局）

表2-3 岩国飛行場の使用形態

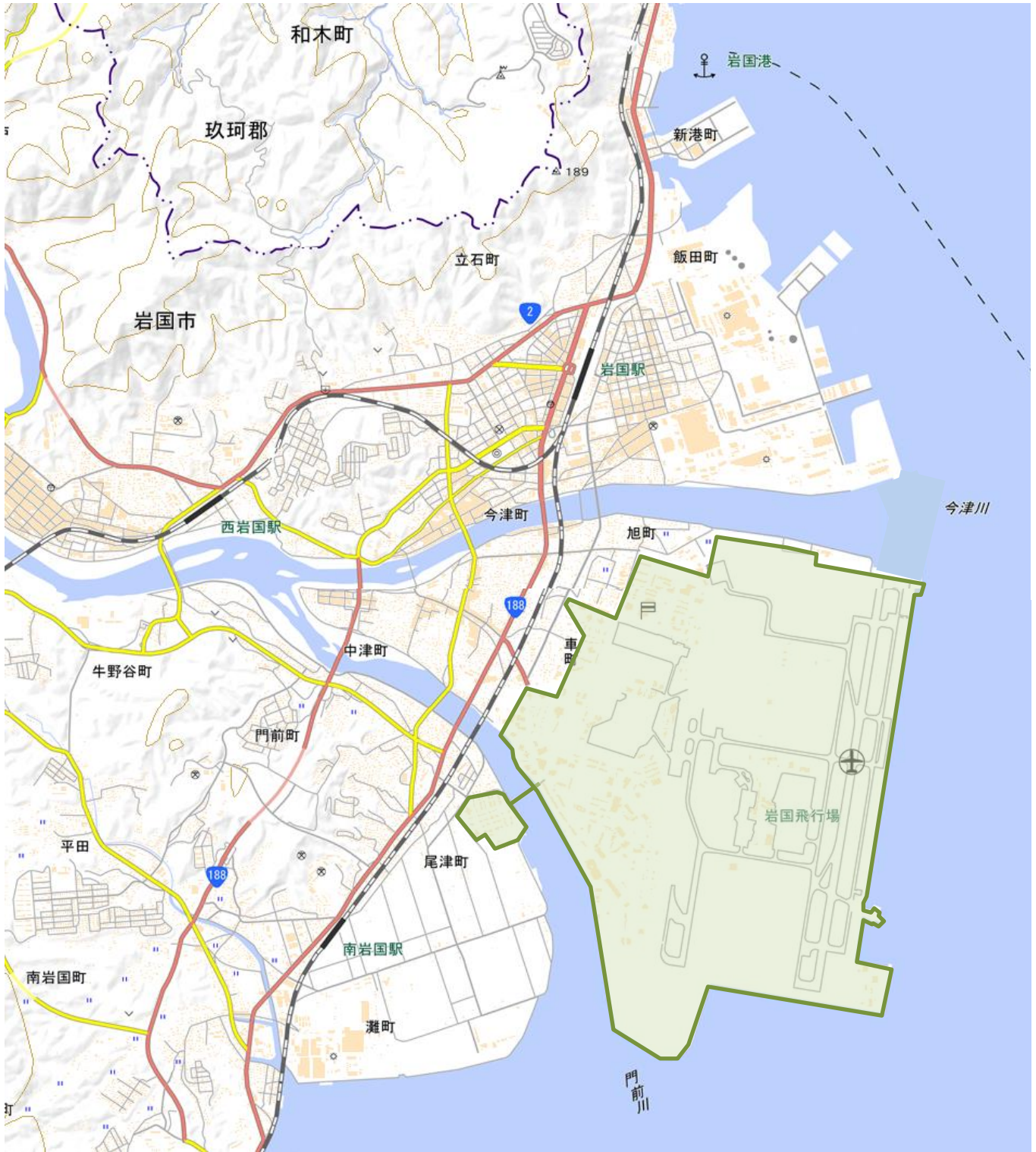
（平成26年4月1日現在）

使用区分	面積
米軍専用区域（提供面積）	約2,276(千)m ²
米軍管理自衛隊共同使用区域（提供面積）	約5,615(千)m ²
自衛隊専用区域（行政財産面積）	約33(千)m ²
合計（岩国飛行場総面積）	約7,924(千)m ²

（中国四国防衛局）

その他、基地東側水域約18.7km²が地位協定に伴う提供水域（船舶の航行禁止区域、漁船操業禁止区域）となっている。

図 2 - 1 岩国基地位置図



作成:岩国市
出典:国土地理院ホームページ

イ 主要施設

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

◇滑 走 路	1 本
延 長	約 8,005 フィート (2,440 m)
幅	約 197 フィート (60 m)
コンクリート舗装(一部アスファルト舗装)	



(中国四国防衛局)

◇オーバーラン	
延 長	約 1,969 フィート (600m)
幅 (北側)	約 197 フィート (60m)
幅 (南側)	約 197 フィート (60m)

◇誘 導 路

◇ハリアーパット	約 929.03 m ² (約 30.48m × 約 30.48m)	1 ヶ所
----------	---	------

◇エプロン

◇海上自衛隊	水上飛行場 (SEA レーン)、 飛行艇陸揚場
--------	-------------------------

○建物・工作物

・格納庫

米軍	国有	6棟
	ドル資産	2棟
海上自衛隊		4棟

・管制塔

・オペレーション施設

・事務所施設

・倉庫施設

・住宅施設（中層住宅 20棟、低層住宅 82棟）

・娯楽施設（サクラ劇場、プール、ボーリング場、クラブ等）

・教育、厚生施設

（ペリースクール「小・中・高等学校」、メリーランド大学、セントラルテキサス大学、病院、販売所、体育館等）

・通信施設（郵便局）

・海上自衛隊庁舎、隊舎

・弾薬庫

・屋内ピストル射撃場

・港湾施設

表2-4 米軍・海上自衛隊の建物状況

（平成26年4月1日現在）

区 分		状 況	建 物	
			棟 数	延 べ 面 積
米 軍	岩国飛行場		788 棟	約 582,046 m ²
	祖生通信所		5 棟	約 300 m ²
	計		793 棟	約 582,346 m ²
海上自衛隊			77 棟	約 99,072 m ²
合 計			870 棟	約 681,418 m ²

（中国四国防衛局）



格納庫
(中国四国防衛局)



管制塔
(中国四国防衛局)



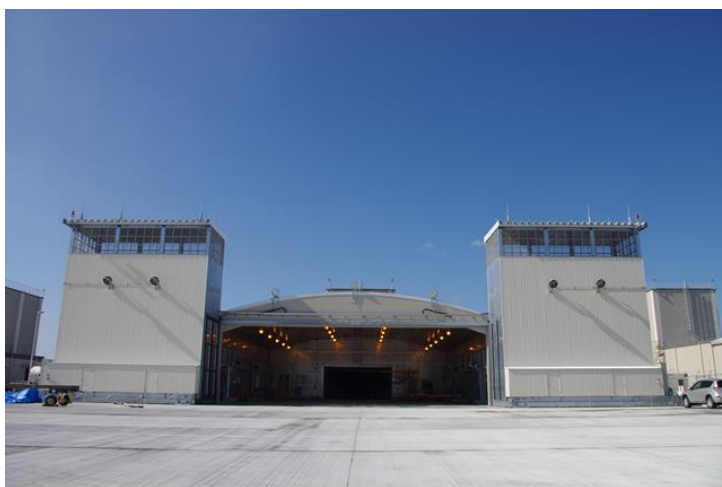
住宅施設
(中国四国防衛局)

◇ その他の附帯設備

表 2-5 エンジンテストの際使用する消音装置（ハッシュハウス）

機 種	設置年度
エンジン単体用	平成 26 年度(予定)
機体用・エンジン用	平成 26 年度(予定)
機体用	平成 26 年度(予定)

(中国四国防衛局)



ハッシュハウス（中国四国防衛局）



ハッシュハウス内部（中国四国防衛局）

ウ その他の施設

◇姫子島弾薬処理場

基地東側海上約 3.5 kmにある小島
 (登記簿上所在等、宇姫ヶ子島、山林、
 991 m²)。昭和 14 年 8 月旧日本海軍が
 買収、戦後は米軍が基地の一部として
 接收し、爆撃訓練の標的として使用、現
 在は弾薬処理場として使用している。



表 2-6 年間の姫子島弾薬処理状況

年次	区分	通告日数	実施日数	備考
昭和	50	91日	—	※平成 12 年 11 月 ～平成 13 年 4 月 は姫子島改修工 事の為、通常弾薬 処理は行わず。
	51	20日	—	
	52	18日	—	
	53	70日	—	
	54	41日	—	
	55	29日	—	
	56	33日	—	
	57	42日	—	
	58	39日	—	
	59	30日	—	
	60	52日	—	
	61	90日	—	
平成	62	59日	—	
	63	64日	—	
	元	39日	—	
	2	127日	—	
	3	125日	—	
	4	77日	—	
	5	145日	—	
	6	144日	—	
	7	123日	23日	
	8	128日	32日	
	9	137日	33日	
	10	136日	12日	
	11	166日	18日	
12	131日	13日		
13	116日	15日		
14	158日	5日		
15	81日	16日		
16	62日	17日		
17	112日	15日		
18	126日	17日		
19	130日	9日		
20	114日	5日		
21	122日	10日		
22	133日	11日		
23	125日	14日		
24	126日	11日		
25	141日	11日		
		8日		

(中国四国防衛局)

◇銭壺山無線中継所

海上自衛隊通信施設であり、防衛総合デジタル通信網（IDDN）中継所として運用されている。



（岩国市）

◇美川送信所

海上自衛隊通信施設であり、岩国航空基地と洋上で行動するP-3C派生型航空機との間の通信を行うための送信所として運用されている。



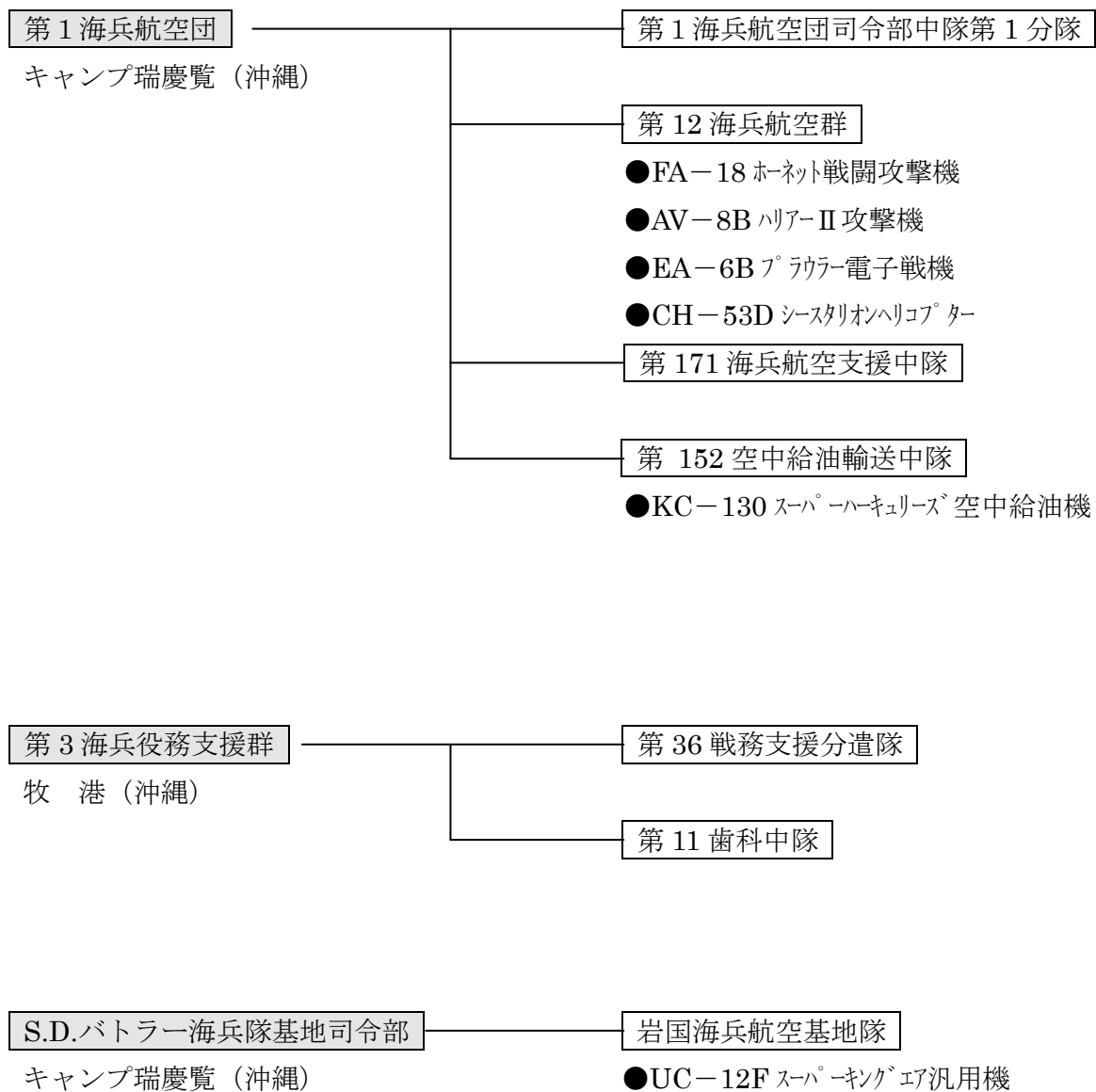
（岩国市）

◇祖生通信所

米軍専用マイクロウェーブ通信網の中継所及びVOR/DME（方位・距離情報提供施設）があったが、平成15年度に鉄塔等が撤去されている。平成25年10月30日に防衛大臣政務官等が来岩し、空母艦載機の移駐に伴い、岩国飛行場空域の効率的かつ安全な運用を図るため、米軍機と岩国飛行場との間の通信が必要となり、祖生通信所に鉄塔や通信局舎を整備する計画であるとの説明があった。

(3) 米海兵隊岩国航空基地の現況

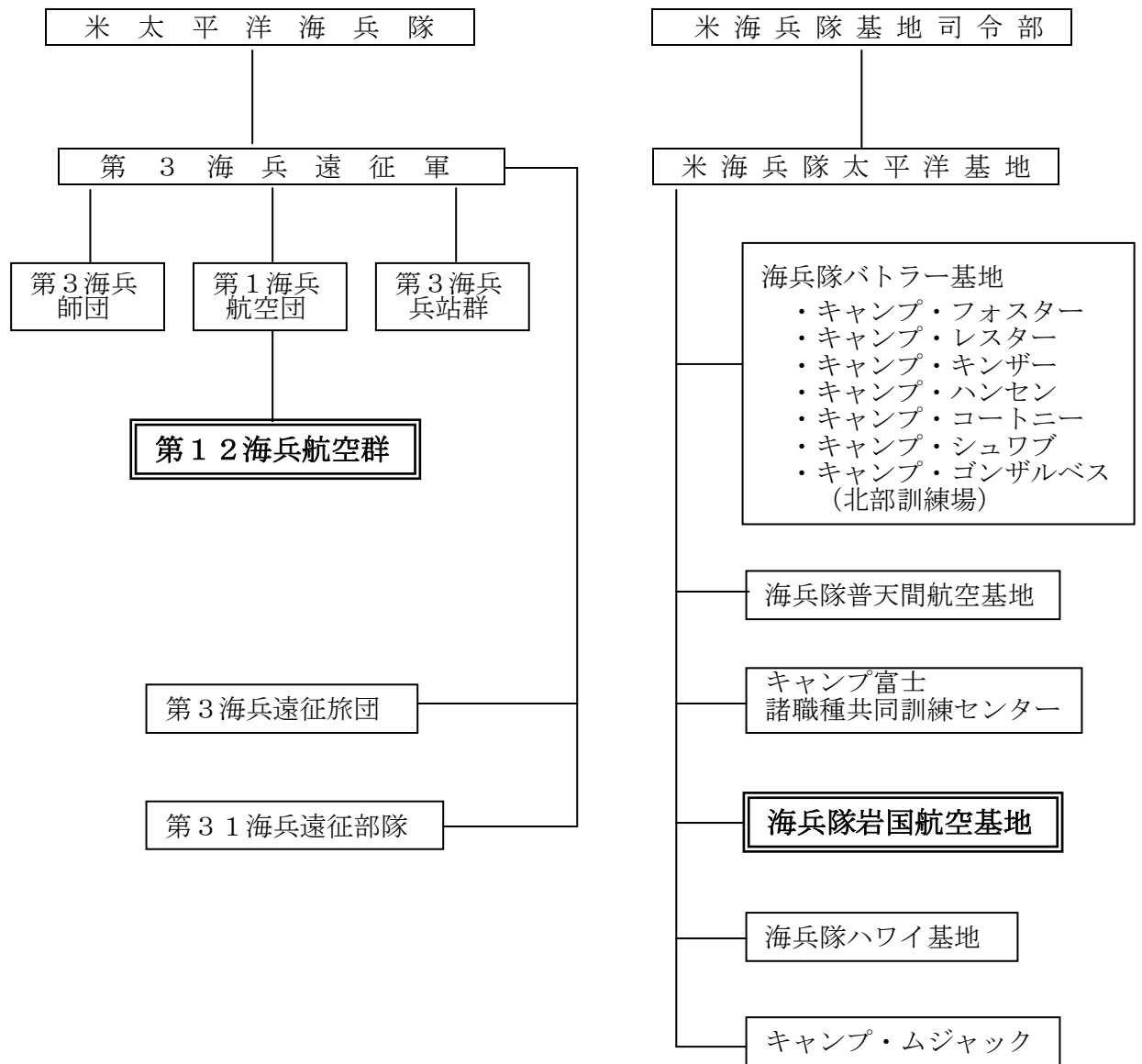
ア 組織及び編成 図2-2



(米海兵隊岩国航空基地)

イ 指揮系統図 図2-3

————— 作戦・指揮系統



(米海兵隊岩国航空基地)

ウ 駐留部隊の任務

米海兵隊岩国航空基地隊は、第3海兵機動展開部隊や各種派遣部隊（第12海兵航空群など）、不測の事態にそなえての運用計画、また日本との相互防衛援助協定の要求に見合うよう、施設、物資、サービスを提供している。そして継続的に見直されている海兵隊資質哲学に従い戦闘及び人道的支援に対応している。

エ 歴代司令官 表2-7

階 級	司令官名		在 職 期 間	
大 佐	A. C.	ロウエル	昭和35. 8	昭和36. 7
〃	J. K.	ディル	36. 7	37. 3
〃	J. H.	マクグローリン	37. 3	37. 6
〃	M. E. W.	オエルリッチ	37. 6	38. 7
〃	V. H.	ハドキンズ	38. 7	39. 5
〃	G. D.	ウルバートン	39. 5	39. 12
〃	H. A.	ピーターズ	39. 12	40. 8
〃	J. T.	マクダニエル	40. 8	41. 7
〃	W. M.	ランディン	41. 7	42. 7
〃	F. A.	シュック	42. 7	44. 7
〃	W. R.	クイン	44. 7	45. 8
〃	J. L.	バンキャンペン	45. 8	47. 8
〃	E. S.	マーフィー	47. 8	50. 2
〃	M. S.	マタッツァー	50. 2	51. 7
〃	R. D.	ミラー	51. 7	54. 5
〃	S. F.	シェイ	54. 5	58. 7
〃	D. J.	マッカーシー	58. 7	61. 5
〃	J. B.	ハモンド	61. 5	63. 5
〃	R. L.	パパス	63. 5	平成 元. 9
〃	R. R.	レニアー	元. 9	4. 7
〃	S. A.	ブルーアー	4. 7	7. 7
〃	R. S.	メルトン	7. 7	10. 4
〃	R. C.	ダン	10. 4	13. 4
〃	D. T.	デラー	13. 4	16. 7
〃	M. A.	ダイアー	16. 7	19. 7
〃	M. A.	オハローラン	19. 7	23. 6
〃	J. C.	スチュワート	23. 6	25. 7
〃	R. V.	ブシェー	25. 7	

(米海兵隊岩国航空基地)

オ 配備航空機 (計 約 7 5 機)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

FA-18A/C ホーネット戦闘攻撃機

全 幅 11.43m
全 長 17.07m
全 高 4.66m
自 重 10,455kg
速 度 1,195km/h
乗 員 1 名



(米海兵隊岩国航空基地)



FA-18D ホーネット戦闘攻撃機

全 幅 11.43m
全 長 17.07m
全 高 4.66m
自 重 10,455kg
速 度 1,195km/h
乗 員 2 名

(米海兵隊岩国航空基地)

EA-6B プラウラー電子戦機

全 幅 16.15m
全 長 18.24m
全 高 4.9m
自 重 14,588kg
速 度 1,048km/h
乗 員 4 名



(米海兵隊岩国航空基地)

AV-8B ハリアーII 攻撃機

全幅 9.25m
全長 14.12m
全高 3.56m
自重 5,936kg
速度 1,048km/h
乗員 1名



(米海兵隊岩国航空基地)



UC-12F スーパーキングエア汎用機

全幅 13.36m
全長 16.61m
全高 4.52m
自重 3,518kg
速度 536km/h
乗員 2名
乗客 8名

(米海兵隊岩国航空基地)

CH-53D シースタリオンヘリコプター

全幅 22.01m
全長 26.96m
全高 7.59m
自重 19,068kg
速度 約 240km/h
乗員 4名
特徴 通常座席配列で 37 名
最大座席配列で 55 名



(米海兵隊岩国航空基地)

KC-130 J

スーパーハーキュリーズ空中給油機

全幅 40.41m
 全長 29.78m
 全高 11.66m
 自重 34,169kg
 乗員 5名
 特徴 有効搭載量 約 20 t
 兵員 92名



(米海兵隊岩国航空基地)

カ 航空機配備変遷 (米軍) 表 2-8

機 種	配備 ◎	退役 ●	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
FA-18(A. C. D)ホーネット 戦闘攻撃機	S62	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E A-6 Bブーファウー 電子戦機	不明	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A V-8 BハリアーII 攻撃機	H元	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
UC-12Fスーパーキングエア 汎用機	S63	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
HH-46Dシナイ ヘリコプター	S61	H13	○	○	●												
CH-53Dシースタリオン ヘリコプター	H14	現役				◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
UC-12Fスーパーキングエア 汎用機	H14	現役				◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
KC-130ハーキュリーズ 空中給油機	H26	現役														◎	

キ 基地人口

表2-9 基地人口の推移 (年間平均)

年次	区分	軍人 (約/人)	軍属 (約/人)	家族 (約/人)	計 (約/人)
昭和	50	5,970	60	970	7,000
	51	4,300	65	820	5,200
	52	4,500	80	1,450	6,000
	53	4,650	80	1,340	6,100
	54	3,850	75	1,170	5,100
	55	3,920	80	1,160	5,160
	56	4,080	90	1,040	5,210
	57	4,430	100	1,200	5,730
	58	4,450	100	1,360	5,910
	59	3,800	110	1,470	5,380
	60	3,720	140	1,680	5,540
	61	3,710	130	1,680	5,520
	62	3,700	150	1,710	5,560
	63	3,900	150	1,600	5,650
平成	元	3,440	160	1,690	5,290
	2	3,200	160	1,510	4,870
	3	3,000	150	1,500	4,650
	4	3,000	170	1,400	4,570
	5	3,000	170	1,490	4,660
	6	2,900	180	1,580	4,660
	7	2,800	210	1,690	4,700
	8	2,650	210	1,590	4,450
	9	2,790	220	1,730	4,740
	10	2,690	230	1,880	4,800
	11	2,420	230	1,920	4,570
	12	2,680	220	2,060	4,960
	13	3,000	200	2,100	5,300
	14	3,100	240	2,100	5,440
	15	3,000	350	2,000	5,350
	16	3,490	290	2,260	6,040
	17	3,210	260	2,710	6,180
	18	2,990	320	2,380	5,690
	19	2,800	310	2,580	5,700
	20	2,740	310	2,420	5,470
	21	3,000	300	2,350	5,650
	22	2,600	330	2,230	5,160
	23	2,600	360	2,170	5,130
	24	2,780	610	2,220	5,610
	25	3,180	600	1,930	5,710

(米海兵隊岩国航空基地)

※ 「軍人」(合衆国軍隊の構成員)とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。

※ 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう。

※ 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び21才未満の子

(2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

(資料2(2)第1条より一部抜粋)

ク 航空機離着陸回数（自衛隊機等も含む）

表2-10

年次	年間離着陸回数（約／回）	年次	年間離着陸回数（約／回）
昭和 50	72,000	6	58,000
51	64,000	7	57,000
52	72,000	8	54,000
53	62,000	9	55,000
54	53,000	10	54,000
55	55,000	11	43,000
56	58,000	12	59,000
57	57,000	13	54,000
58	45,000	14	50,000
59	50,000	15	54,000
60	53,000	16	47,000
61	48,000	17	43,000
62	53,000	18	49,000
63	28,000	19	52,000
平成 元	48,000	20	48,000
2	51,000	21	47,000
3	52,000	22	45,000
4	59,000	23	43,000
5	67,000	24	41,000
		25	48,000

(注) 滑走路改修 S58. 8月～9月 S61. 8月～9月 S63. 5月～9月 H11. 2月～4月
 (中国四国防衛局)

ケ MV-22 オスプレイに関する経緯

平成 24 年(2012)

- 平成 24 年 3 月 7 日 オスプレイを岩国基地に一時駐機するとの報道があった。
- 平成 24 年 3 月 8 日 岩国基地への一時駐機等について照会を行ったところ、中国四国防衛局から「配備スケジュール等の詳細については、米側で検討中である。」との回答があった。
- 平成 24 年 3 月 22 日 市長及び県知事の外務大臣及び防衛大臣の訪問の際、両大臣より、「オスプレイの配備については現在も米側で検討中。岩国へ配備することはない。」旨、発言があった。
- 平成 24 年 4 月 11 日 モロッコにおいてMV-22 オスプレイの墜落事故が発生した。
- 平成 24 年 6 月 8 日 モロッコでの事故に関し、防衛省が「機体の不具合はなかった」との米軍の調査結果の概要を発表した。
- 平成 24 年 6 月 9 日 MV-22 オスプレイの岩国基地への一時駐機等に関する報道があった。
- 平成 24 年 6 月 11 日 防衛大臣政務官が来庁し、MV-22 オスプレイの岩国基地一時駐機等を要請した。市長は、「了解できない。安全性等をしっかり確認したうえで判断する。」旨、回答した。
- 平成 24 年 6 月 14 日 米国フロリダ州においてCV-22 オスプレイ（空軍）の墜落事故が発生した。
- 平成 24 年 6 月 15 日 MV-22 オスプレイの配備に関する「環境レビュー」について、防衛省より説明を受けた。
- 平成 24 年 6 月 22 日 岩国市議会本会議において「岩国基地への新型輸送機MV-22 オスプレイの陸揚げ・一時駐機に反対する意見書」が決議された。
- 平成 24 年 6 月 26 日 中国四国防衛局長より、MV-22（モロッコ）及びCV-22（フロリダ州）オスプレイの事故について説明を受けた。
- 平成 24 年 6 月 29 日 米国からMV-22 オスプレイの配備についての接受国通報が行われた。同日、中国四国防衛局長より説明を受けた。
- 平成 24 年 7 月 1 日 防衛大臣が来庁し、6月29日に米国からあった接受国通報について説明された。大臣は、「安全性が再確認されるまでの間は飛行運用は行わない。」など述べられ、市長は、「安全性が確認できない状況では了解することはできない。」旨、回答した。
- 平成 24 年 7 月 4 日 MV-22 オスプレイを搭載した輸送船が7月1日に米国本土を出航し、7月24日頃岩国に到着見通しとの報道があった。
- 平成 24 年 7 月 9 日 山口県基地関係県市町連絡協議会総会が開催され、「MV-22 オスプレイの配備等に関する要請書」を外務・防衛省に提出することを承認した。
- 平成 24 年 7 月 10 日 市長及び県知事、県議会議長が外務大臣政務官及び防衛大臣に面会し、県市町連絡協議会として「MV-22 オスプレイの配備等に関する要請書」を提出した。
- 平成 24 年 7 月 11 日 オスプレイ（海兵隊）が米ノースカロライナ州の民間空港に緊急着陸との報道があった。
- 平成 24 年 7 月 16 日 「オスプレイ搬入反対市民集会」（連合主催）に市長が出席した。
- 平成 24 年 7 月 20 日 オスプレイの陸揚げについて中国四国防衛局長より説明を受けた。米側の情報では、7月23日に予定しているとの内容であった。
- 平成 24 年 7 月 23 日 早朝、オスプレイを積んだ輸送船「グリーン・リッジ」が岩国基地港湾施設に入港、同日、陸揚げが行われた。同船は陸揚げ後、夕方、岩国基地を出港した。

平成 24 年 7 月 25 日	市長、市議会副議長が上京し、県知事、県議会議長と共に外務・防衛両大臣にオスプレイに関する抗議及び要請を行った。
	岩国基地に陸揚げされたオスプレイ 5 機がエンジンを始動した。
平成 24 年 8 月 9 日	山口県基地関係県市町連絡協議会が中国四国防衛局長に安全性が確認されるまでは試験飛行を行わないことなどを口頭要請した。
平成 24 年 8 月 13 日	防衛大臣政務官がオスプレイの事故に関する米側の最終調査報告の説明を受けるため訪米した。
平成 24 年 8 月 16 日	米国防総省がモロッコでの事故の原因について、「人為的ミス」との調査結果を防衛大臣政務官に説明した。
	県及び市が「環境レビュー」に関する照会文を中国四国防衛局に送付した。
平成 24 年 8 月 25 日	政府の分析評価チームがモロッコでの事故の原因について、「人為的ミス」との報告をまとめた。
平成 24 年 8 月 28 日	防衛省がモロッコでの事故の「分析評価報告書」を公表した。同日、中国四国防衛局長が岩国市に持参した。
平成 24 年 8 月 30 日	防衛大臣が来庁し、モロッコでの事故の「分析評価報告書」について説明された。事故の原因は「人為的ミス」、機体に問題はないとの説明を受けた。市長は「フロリダの状況がわかるまでは判断できない。」旨、回答した。
平成 24 年 8 月 30 日	米国防総省がフロリダ州での事故の原因について、「人為的ミス」との報告書を発表した。
平成 24 年 9 月 8 日	MV-22 オスプレイが米ノースカロライナ州の市街地に緊急着陸したとの報道があった。
平成 24 年 9 月 12 日	防衛大臣・防衛大臣政務官が来庁し、フロリダでの事故の「分析評価報告書」について、事故の原因は「人為的ミス」、機体に問題はないとの説明をされた。市長は、「住民の不安が直ちに払拭できたとは言えない。総合的に最終評価を聞いてから安全性について慎重かつ冷静に判断したい。」旨、回答した。
平成 24 年 9 月 14 日	オスプレイの事故報告について全員協議会が開催され、防衛大臣政務官他から説明を受けた。
平成 24 年 9 月 18 日	オスプレイの飛行運用に関する政府の一連の安全確認作業が完了し、総理大臣が了承した。
平成 24 年 9 月 19 日	午前中、オスプレイの運用について日米合同委員会合意が行われた。午後、防衛大臣が来庁し、米側の飛行運用を開始させると市へ説明され、理解を求めた。市長は、「準備飛行は認められないと言わざるを得ない。」旨、回答した。
平成 24 年 9 月 20 日	市議会本会議において、市長が「政府のMV-22 オスプレイの安全宣言及び準備飛行開始に関する市の対応について」の報告を行った。
平成 24 年 9 月 21 日	オスプレイの準備飛行が始まった。
平成 24 年 9 月 27 日	岩国基地でオスプレイの体験搭乗が実施され、市職員 3 名が情報収集の一環として搭乗した。
平成 24 年 10 月 1 日	オスプレイ 6 機が普天間基地へ移動を開始した。
平成 24 年 10 月 2 日	オスプレイ 3 機が普天間基地へ移動した。
平成 24 年 10 月 6 日	オスプレイ 3 機が普天間基地へ移動し、12 機全機の移動が完了した。
平成 24 年 10 月 18 日	防衛副大臣が来庁し、10 月 6 日のオスプレイ全機の沖縄への移動の完了を報告した。市長は、運用における合同委員会合意の遵守や積極的な情報提供などを要請した。
平成 24 年 10 月 19 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。(沖縄へ配備後、初めての飛来。)

平成 24 年 10 月 23 日 オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。普天間基地で初の夜間訓練飛行が行われた。

平成 24 年 12 月 10 日 普天間基地配備のオスプレイ 3 機が 1 1 月末からグアムなどで実施されている米軍事演習に初めて参加した。

平成 25 年(2013)

平成 25 年 3 月 6 日 オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 3 月 7 日 オスプレイ 2 機が初の夜間飛行訓練を行った。

平成 25 年 3 月 19 日 オスプレイ 4 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 3 月 21 日 オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 3 月 31 日 オスプレイ第 2 陣（1 2 機）の搬入についても岩国基地を經由する方向で日米で調整中との報道があった。

平成 25 年 4 月 22 日 オスプレイ 6 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 4 月 30 日 防衛大臣政務官が来庁し、オスプレイ第 2 陣の普天間基地配備について説明し、第 1 陣と同様に岩国基地への陸揚げ・準備飛行を要請された。市長は、「説明内容は理解した。直接、那覇港湾施設に陸揚げを。」旨、回答した。

オスプレイ 4 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 5 月 7 日 オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 5 月 20 日 オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 5 月 22 日 オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 6 月 4 日 オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。

平成 25 年 7 月 1 日 防衛大臣政務官が来庁し、オスプレイ第 2 陣の普天間配備について（岩国飛行場への陸揚げ、滞在期間等）説明された。市長は、「岩国への陸揚げは不本意。他方、沖縄の不安の軽減につながるとの説明には一定の理解をしている。」旨、回答した。

平成 25 年 7 月 26 日 中国四国防衛局からオスプレイの陸揚げについて説明を受けた。米側の情報では、7 月 30 日に到着の予定であるとの内容であった。

平成 25 年 7 月 30 日 早朝、オスプレイ（第 2 陣 1 2 機）を積んだ輸送船「グリーン・リッジ」が岩国基地港湾施設に入港し、同日、陸揚げが行われた。米軍は陸揚げ作業を基地内で報道関係者に公開し、市長が状況把握のため、基地内に入った。同船は陸揚げ後、出港した。

平成 25 年 8 月 2 日 オスプレイ 2 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 3 日 オスプレイ 2 機が普天間基地へ移動した。

平成 25 年 8 月 4 日 オスプレイ 2 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 5 日 オスプレイ 1 機が準備飛行を行った。沖縄で HH-60 ヘリ（空軍）の墜落事故が発生、事故を受け、米軍がオスプレイの普天間基地への移動の延期を発表した。

平成 25 年 8 月 6 日 オスプレイ 1 機が準備飛行を行った。移動の延期について、市長は「延期の事実は淡々と受け止めざるを得ない。延期の理由、期間、準備飛行について、国の説明を聞いて適切に対処する。」旨、述べた。

平成 25 年 8 月 7 日 オスプレイ 1 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 8 日 市長が防衛省を訪問し、防衛大臣政務官に面会。移動の延期の理由、期間、準備飛行について説明を求めた。オスプレイ 1 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 9 日 オスプレイ 4 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 10 日 オスプレイ 3 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 11 日 オスプレイ 3 機が準備飛行を行った。

平成 25 年 8 月 12 日	オスプレイ 9 機が普天間基地へ移動した。残り 1 機となった。
平成 25 年 8 月 23 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 25 年 8 月 27 日	米国ネバダ州米空軍クリーチ基地近くで MV-22 オスプレイ（ミラマー基地所属）がハードランディングした。
平成 25 年 9 月 6 日	防衛省がオスプレイを使用した「日米共同訓練」及び「日米共同統合防災訓練」について発表した。
平成 25 年 9 月 25 日	残っていたオスプレイ 1 機が普天間基地へ移動し、陸揚げされた 12 機全ての移動が完了した。
平成 25 年 10 月 15 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 25 年 10 月 16 日	岩国基地に飛来したオスプレイ 2 機が饗庭野演習場で行われた日米共同訓練に参加した。
	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 25 年 10 月 22 日	オスプレイ 4 機が岩国基地に飛来した。
平成 25 年 10 月 25 日	オスプレイが参加の予定であった日米共同統合防災訓練が台風接近による悪天候のため中止となった。
平成 25 年 11 月 29 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 25 年 12 月 1 日	岩国基地に飛来したオスプレイ 1 機が新田原基地航空祭で地上展示された。
平成 26 年(2014)	
平成 26 年 2 月 7 日	高知県沿岸部で実施される日米共同統合防災訓練にオスプレイが参加（岩国基地も使用）の予定であったが、天候不良のため不参加となった。
平成 26 年 3 月 6 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 3 月 19 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来し、岩国基地で行われた「非戦闘員退避訓練」に参加した。
平成 26 年 3 月 27 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 3 月 28 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 4 月 7 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 5 月 4 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 5 月 5 日	オスプレイ 1 機が日米親善デーで地上展示された。
平成 26 年 5 月 23 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 5 月 24 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 5 月 30 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 6 月 3 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 6 月 13 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 6 月 20 日	普天間基地所属のオスプレイによる部品落下事故が発生した。（事故は 17 日に発生）海上飛行中の落下、被害報告は無かった。事故を受け、県及び市は岩国防衛事務所にて再発防止策等を要請した。
平成 26 年 6 月 25 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 6 月 30 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 7 月 1 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 7 月 15 日	オスプレイ 1 機が岩国基地を経由せず、厚木基地に飛来した。その後、キャンプ富士へ移動した。
平成 26 年 7 月 18 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 7 月 21 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 7 月 23 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 7 月 26 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 7 月 27 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。

平成 26 年 8 月 11 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 8 月 13 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 8 月 18 日	オスプレイ 4 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 8 月 23 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 8 月 25 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 8 月 29 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 9 月 2 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 9 月 5 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 9 月 8 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 10 月 17 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 10 月 19 日	岩国基地に飛来したオスプレイ 2 機が南海トラフ地震を想定した津波災害 対応訓練に参加した。
平成 26 年 10 月 24 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 10 月 27 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 11 月 1 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 11 月 6 日	オスプレイ 3 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 11 月 10 日	オスプレイ 2 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 12 月 6 日	オスプレイ 4 機が岩国基地に飛来した。
平成 26 年 12 月 11 日	オスプレイ 1 機が岩国基地に飛来した。

コ 基地従業員の状況

在日米軍が、その任務を達成するために必要な労働力は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（地位協定）」〔資料2(2)〕第12条第4項により我が国の援助を得て充足されることになっている。

国は、在日米軍が必要とする労働力を提供するため、在日米軍との間で基本労務契約（MLC）、船員契約（MC）及び諸機関労務協約（IHA）という三つの労務提供契約を締結している。この労務提供契約に基づいて、国は従業員を雇用して在日米軍に提供し、在日米軍は使用者として職場において従業員を指揮・監督している。この雇用方式は間接雇用方式と呼ばれている。

①基本労務契約「Master Labor Contract（「MLC」）」

MLC従業員は、各軍の司令部や部隊等に勤務する者。

②船員契約「Mariner's Contract（「MC」）」

MC従業員は、非戦闘用船舶で勤務する者。岩国基地には該当者なし。

③諸機関労務協約「Indirect Hire Agreement（IHA）」

IHA従業員は、地位協定第15条に基づく施設内の諸機関の食堂、売店等に勤務する者。なお、本協約には時給制臨時従業員（HP T=Hourly Pay Temporary）雇用制度がある。

（ア） 従業員の身分と種類

在日米軍従業員は、国に雇用され、給与も国から支払われているが、身分的には、国家公務員ではなく「国が雇用するもの」と法律で定められている。（注）

また、雇用には常用従業員、高齢従業員、時給制臨時従業員等の種類がある。

（注）

日本国との平和条約の効力の発生および日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和27年6月10日法律第174号）第8条第1項

（駐留軍等労働者の身分）

第8条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和35年6月条約第6号〕に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定〔昭和35年6月条約第7号〕第15条第1項(a)に規定する諸機関、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき本邦内にある国際連合の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第7条の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員のために労務に服する者で国が雇用するもの（以下「駐留軍等労働者」という。）は、国家公務員でない。

(イ) 従業員数

従業員数は、ピーク時の昭和 26～27 年頃には全国で約 30 万人、岩国基地で約 3,000 人を数えたが、その後は急速に減少し、昭和 54 年以降は約 1,000 人から 1,200 人あまりが岩国基地の業務に従事している。

表 2-11 従業員数の推移

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分		基本労務契約 (MLC)	諸機関労務協約 (IHA)	計
年 度				
昭和	51 年	876	271	1,147
	52 年	865	227	1,092
	53 年	878	158	1,036
	54 年	872	158	1,030
	55 年	876	165	1,041
	56 年	870	196	1,066
	57 年	848	221	1,069
	58 年	858	242	1,100
	59 年	830	237	1,067
	60 年	835	225	1,060
	61 年	831	293	1,124
	62 年	823	298	1,121
	63 年	814	294	1,108
平成	元 年	800	278	1,078
	2 年	792	330	1,122
	3 年	795	319	1,114
	4 年	807	325	1,132
	5 年	795	314	1,109
	6 年	812	325	1,137
	7 年	809	322	1,131
	8 年	816	333	1,149
	9 年	821	345	1,166
	10 年	807	346	1,153
	11 年	792	330	1,122
	12 年	813	333	1,146
	13 年	864	334	1,198
	14 年	861	360	1,221
	15 年	873	329	1,202
	16 年	876	318	1,194
	17 年	875	317	1,192
	18 年	860	327	1,187
	19 年	858	326	1,184
	20 年	864	338	1,202
	21 年	885	324	1,209
	22 年	878	313	1,191
	23 年	892	322	1,214
	24 年	903	317	1,220
	25 年	916	317	1,233

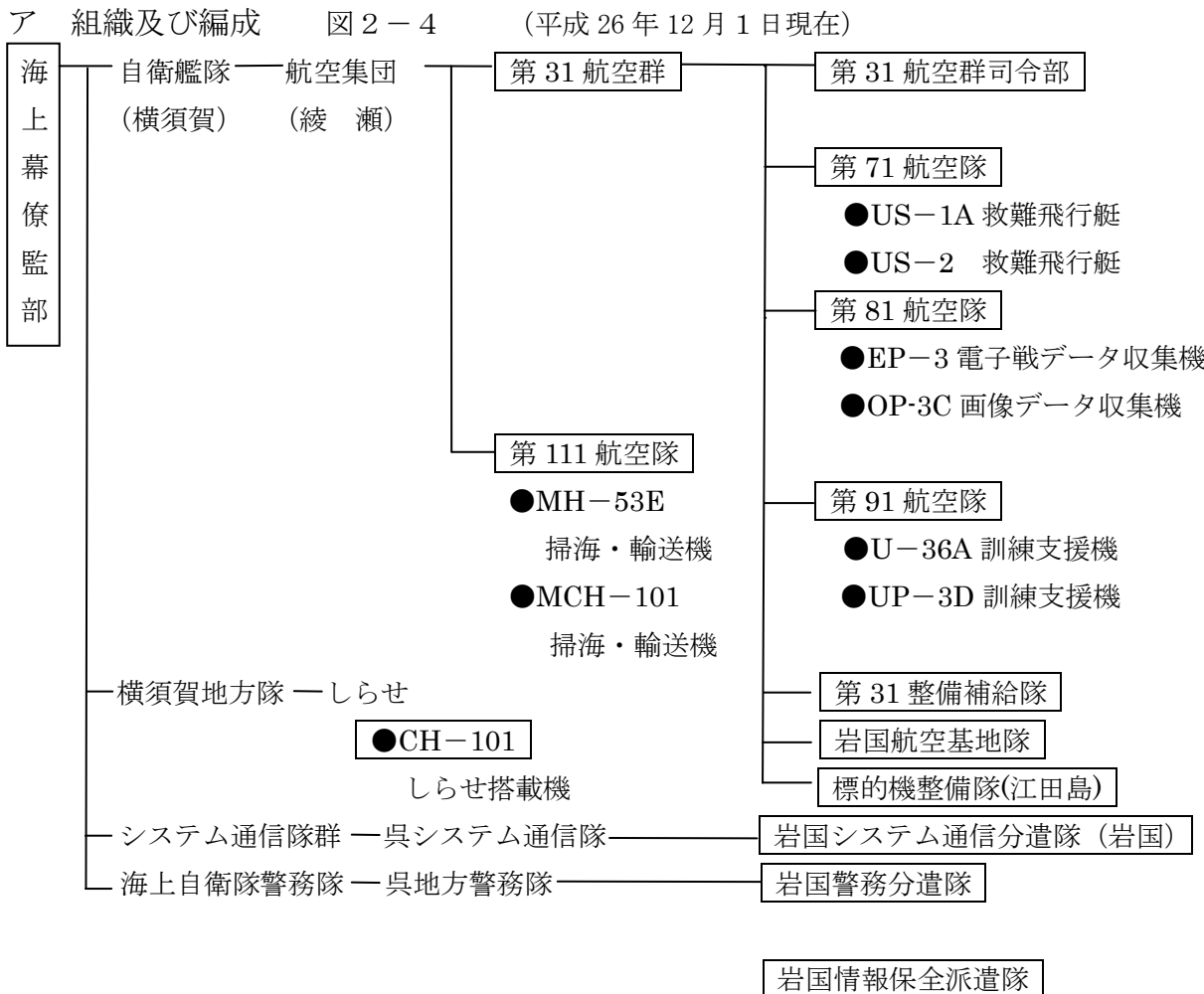
(独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部)

(4) 海上自衛隊岩国航空基地の現況

海上自衛隊は、昭和 27 年 4 月 26 日海上保安庁の一組織として生まれた海上警備隊が昭和 29 年 7 月 1 日に海上自衛隊として発足したことに始まる。(昭和 29 年 7 月 1 日防衛庁設置法、自衛隊法の施行により陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊が発足する。)

海上自衛隊は、海上からの侵略に対し我が国を防衛するとともに、我が国周辺海域における海上交通の安全を確保することを主な任務としている。

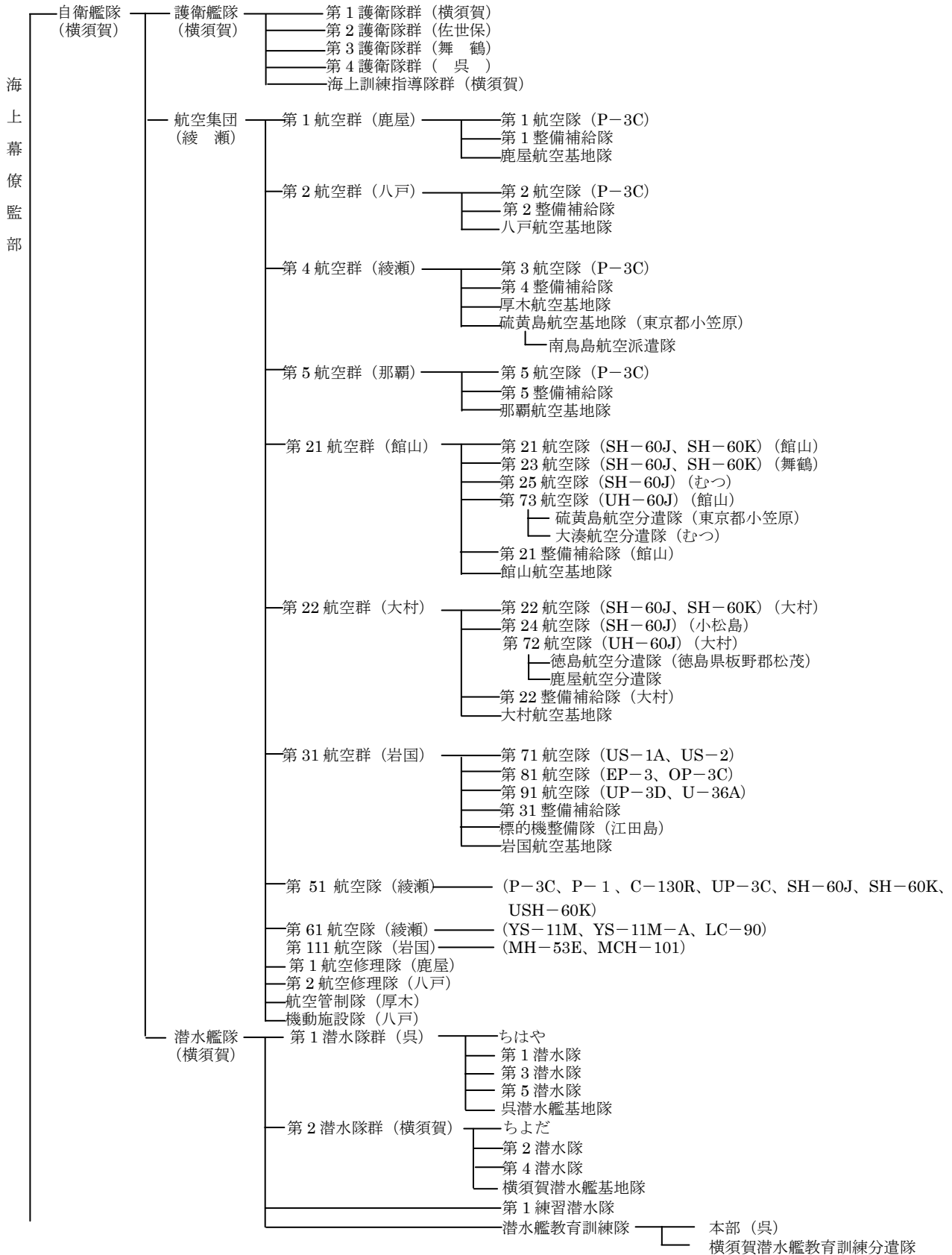
海上自衛隊岩国航空基地は、昭和 32 年 3 月海上自衛隊岩国教育航空隊が米海兵隊と共同使用を始め、以来、教育関係部隊による使用を経て、昭和 43 年 6 月に第 51 航空隊岩国航空分遣隊が開設 (昭和 58 年 3 月廃止)、さらに昭和 48 年 3 月には第 31 航空群、昭和 51 年 7 月には第 71 航空隊、昭和 58 年 3 月には第 81 航空隊が新編された。平成元年 3 月には第 31 航空隊が解隊され、同年 9 月第 111 航空隊が下総基地から移駐、平成 4 年 7 月には第 8 航空隊が、平成 5 年 4 月には岩国調査分遣隊がそれぞれ新編、平成 10 年 12 月には第 31 支援整備隊が第 31 整備補給隊に新編され、平成 13 年 3 月には第 8 航空隊が解隊、第 81 航空隊が改編、第 91 航空隊が新編された。平成 14 年 3 月には江田島に所在する標的機整備隊が新編され、第 31 航空群の隷下に編入され現在に至っている。

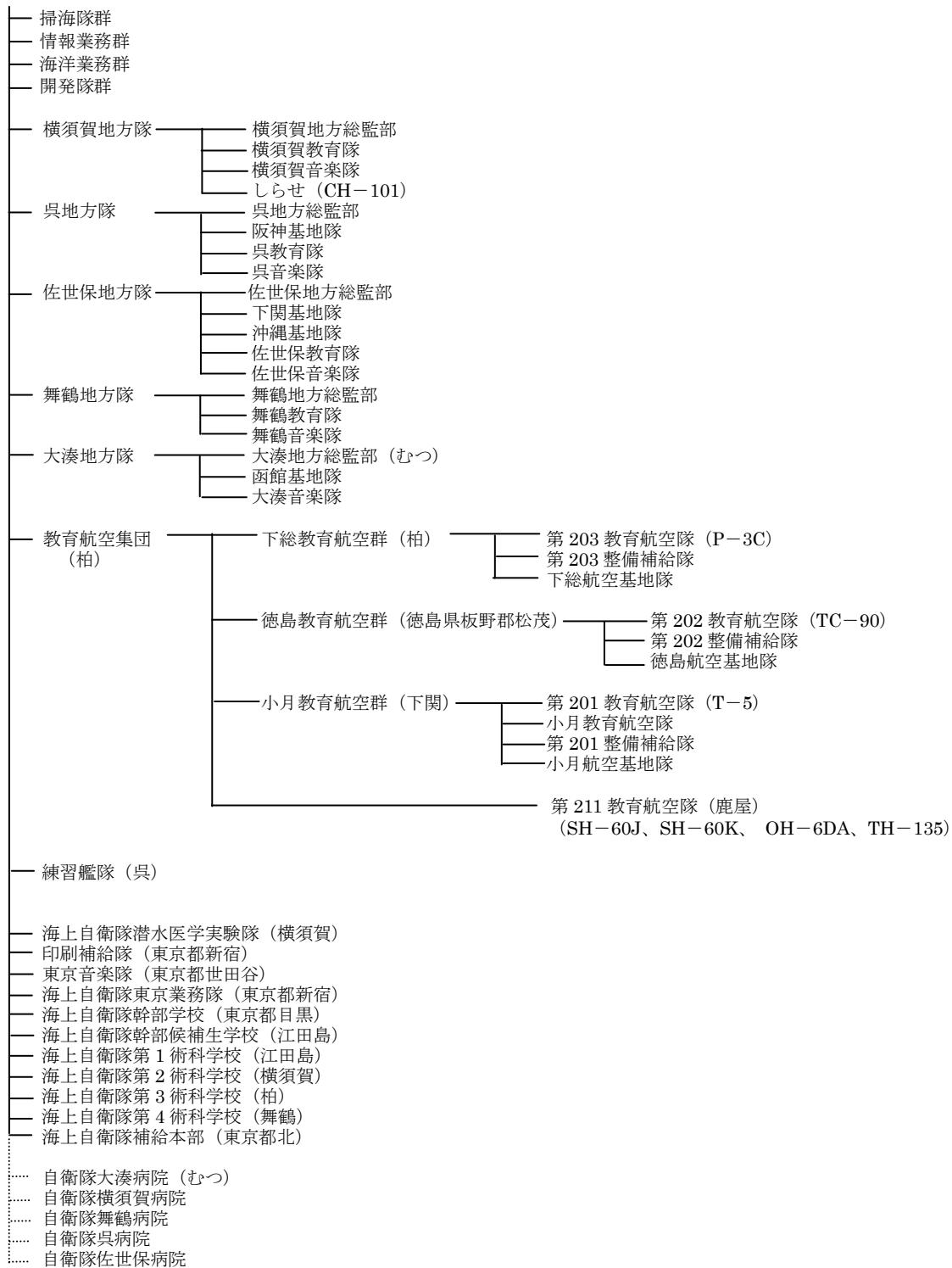


(海上自衛隊第 31 航空群)

イ 部隊編成図 (略図) 図 2 - 5

(平成 26 年 12 月 1 日現在)





(海上自衛隊第 31 航空群)

ウ 各部隊の任務 表2-12

航空隊名	任務
第71航空隊	救難飛行艇 US-1A、US-2 を保有し、遭難航空機や遭難船舶の捜索及び乗組員の救助、外洋の船舶、離島からの急患輸送等の任務を実施している。
第81航空隊	EP-3 による電子戦データ収集及び OP-3C による画像データ収集の任務を実施している。
第91航空隊	訓練支援機 U-36A、UP-3D を保有し、艦艇部隊等に対して、訓練支援の任務を実施している。
第111航空隊	掃海・輸送機 MH-53E、MCH-101 を保有し、航空掃海、局地輸送、災害派遣の任務を実施している。
第31整備補給隊	岩国航空基地に所属する全ての航空機及び航空機に搭載する装備品の点検整備及び地上訓練装置、基地器材の維持管理並びに燃料、部品補給の任務を実施している。
岩国航空基地隊	岩国航空基地の隊員に対する給与、給食、福利厚生、衛生、健康管理をはじめとして、航空機の運航管制、基地施設の維持整備、警衛、支援船の運航等多様な支援業務の任務を実施している。

(海上自衛隊第31航空群)

エ 第31航空群歴代司令 表2-13

階級	司令名	在職期間
1海	佐補	昭和 48. 3. 1 ~ 昭和 50. 6. 30
		50. 7. 1 ~ 52. 6. 30
1海	佐補	52. 7. 1 ~ 53. 12. 9
		53. 12. 10 ~ 55. 2. 14
		55. 2. 15 ~ 56. 12. 24
		56. 12. 25 ~ 58. 10. 11
		58. 10. 12 ~ 59. 12. 2
		59. 12. 3 ~ 62. 3. 15
		62. 3. 16 ~ 平成 元. 8. 30
		平成 元. 8. 31 ~ 3. 6. 30
		3. 7. 1 ~ 5. 6. 30
		5. 7. 1 ~ 6. 12. 4
		6. 12. 5 ~ 8. 6. 30
		8. 7. 1 ~ 11. 3. 28
		11. 3. 29 ~ 13. 6. 28
		13. 6. 29 ~ 15. 3. 26
		15. 3. 27 ~ 16. 8. 29
		16. 8. 30 ~ 18. 3. 26
18. 3. 27 ~ 20. 7. 31		
20. 8. 1 ~ 21. 12. 6		
21. 12. 7 ~ 24. 7. 25		
24. 7. 26 ~ 26. 8. 4		
26. 8. 5 ~	功	

(海上自衛隊第31航空群)

才 常駐航空機 (計 36 機)

(平成 26 年 12 月 1 日現在)

US-1A 救難飛行艇

全 幅 33.15m
全 長 33.46m
全 高 9.95m
離陸重量 45,000kg
速 度 (最大) 265Kt
乗 員 12 名



(海上自衛隊第 31 航空群)

US-2 救難飛行艇

全 幅 33.15m
全 長 33.25m
全 高 10.06m
全備重量 約 47,700kg
速 度 (最大) 315Kt
乗 員 11 名



(海上自衛隊第 31 航空群)

EP-3 電子戦データ収集機

全 幅 30.4m
全 長 32.7m
全 高 10.3m
離陸重量 56,000kg
速 度 (最大) 370Kt
乗 員 15 名



(海上自衛隊第 31 航空群)

OP-3C 電子戦データ収集機

全 幅 30.4m
全 長 32.7m
全 高 10.3m
離陸重量 56,000kg
速 度 (最大) 370Kt
乗 員 10名



(海上自衛隊第 31 航空群)

U-36A 訓練支援機

全 幅 12.04m
全 長 14.81m
全 高 3.73m
離陸重量 8,900kg
速 度 (最大) 0.81 マッハ
乗 員 4名



(海上自衛隊第 31 航空群)

UP-3D 訓練支援機

全 幅 30.4m
全 長 32.7m
全 高 10.3m
離陸重量 56,000kg
速 度 (最大) 370Kt
乗 員 8名



(海上自衛隊第 31 航空群)

MH-53E 掃海・輸送機

全 幅 24.1m
全 長 30.2m
全 高 9.0m
離陸重量 31,638kg
速 度 (最大) 150Kt
乗 員 7名



(海上自衛隊第 111 航空隊)

MCH-101 掃海・輸送機

全 幅 18.6m
全 長 22.8m
全 高 6.6m
離陸重量 14,600kg
速 度 (最大) 150Kt
乗 員 4名



(海上自衛隊第 111 航空隊)

CH-101 しらせ搭載機

全 幅 18.6m
全 長 22.8m
全 高 6.6m
離陸重量 14,600kg
速 度 (最大) 150Kt
乗 員 4名



(海上自衛隊砕氷艦しらせ)

カ 航空機配備変遷（自衛隊）

表 2-14

機 種	配備 ◎	退役 ●	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
U.S-1 救難飛行艇	S48	S61																
U.S-1A 救難飛行艇	S61	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
U.S-2 救難飛行艇	H18	現役							◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
EP-3 電子戦データ収集機	H3	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
OP-3C 画像データ収集機	H13	現役			◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
U-36A 訓練支援機	S63	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
UP-3D 訓練支援機	H11	現役	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
MH-53E 掃海・輸送機	H元	現役	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
MCH-101 掃海・輸送機	H19	現役								◎	○	○	○	○	○	○	○	○
CH-101 しらせ搭載機	H19	現役								◎	○	○	○	○	○	○	○	○
P-3C 哨戒機	H4	H13	○	○	●													
LC-90 連絡機	H3	H18	○	○	○	○	○	○	●									

注)

- ・ US-1Aについては、昭和61年3月にUS-1の発動機に改造を加えて再配備等されたものである。
- ・ US-2は洋上救難能力向上を図るため、US-1Aを改造開発したものであり、現在、US-1AからUS-2へ機種更新中である。
- ・ MCH-101はMH-53Eに替わる掃海・輸送機であり、現在機種更新中である。

(海上自衛隊第31航空群)

キ 基地隊員数

表2-15 基地隊員数の推移 (各年12月31日現在)

区分 年次	隊員数 (約/人)	備 考
昭和 43	200	第51航空隊岩国航空分遣隊新編
48	530	第31航空群新編 (第31航空隊、第31支援整備隊、岩国航空基地隊)
51		第71航空隊新編
54	1,180	
55	1,190	
56	1,270	
57	1,320	
58	1,360	第81航空隊新編、第51航空機岩国航空分遣隊廃止
59	1,310	
60	1,230	
61	1,120	
62	1,010	
63	960	
平成 元	1,020	第31航空隊(PS-1部隊)の解隊、第111航空隊の移駐
2	1,040	
3	1,120	
4	1,310	第8航空隊新編
5	1,400	岩国調査分遣隊新編
6	1,490	
7	1,490	
8	1,500	
9	1,500	
10	1,550	第31支援整備隊が第31整備補給隊に新編
11	1,580	
12	1,570	
13	1,560	第8航空隊解隊、第81航空隊改編、第91航空隊新編
14	1,600	標的機整備隊編入(江田島)
15	1,570	
16	1,570	
17	1,600	
18	1,600	
19	1,667	
20	1,671	
21	1,600	
22	1,600	
23	1,600	
24	1,600	
25	1,600	
26	1,600	

(海上自衛隊第31航空群)

ク US-1A・US-2の災害派遣実施海域図 図2-6

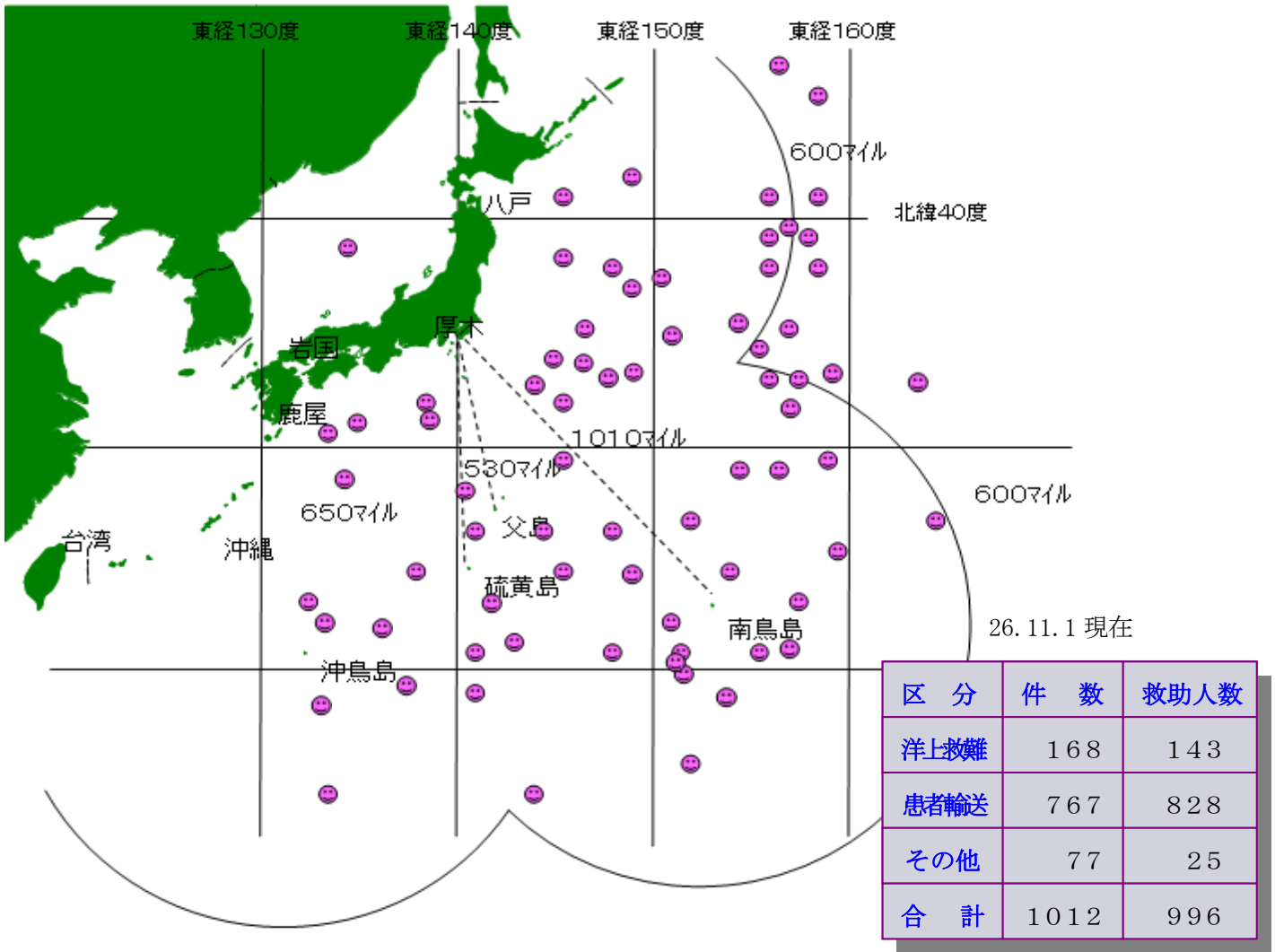


表2-16 救助実績累計
(昭和51年7月～)



平成26年4月18日
沖鳥島北西約100kmの海上において
貨物船から患者を収容し海上から
離水(浮揚)するUS-2

(海上自衛隊第31航空群)

ケ 救難出動等1000回達成

救難飛行艇US-1AやUS-2が所属する、海上自衛隊第31航空群第71航空隊は、昭和51年7月に開隊以来、遭難航空機や遭難船舶の捜索及び乗員の救助、離島等からの急患輸送等を実施しており、平成26年7月8日、金華山灯台東方沖約1130km付近の海上を航行中の船舶で発生した患者輸送をもって、救難出動等1000回を達成した。



救助ボートへの収容(現場海域)



機内への収容(現場海域)



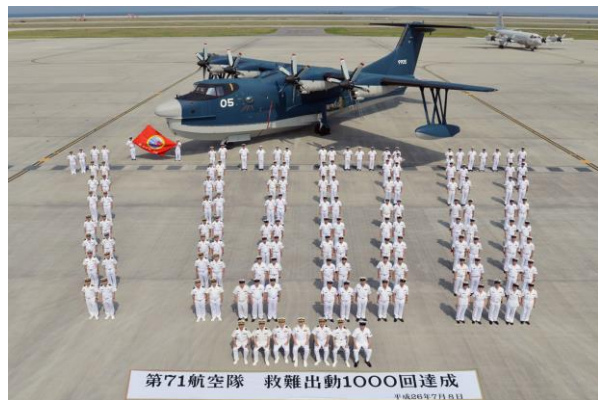
輸送中の機内救護



航空機から救急車への患者引き渡し



救難出動等1000回達成クルーの出迎え



救難出動等1000回、人文字撮影

コ 第31航空群 開隊40周年記念 岩国航空基地祭

平成25年は、海上自衛隊第31航空群の開隊40周年という節目にあたり、「飛翔 ～31AW 40th Anniversary～地域とともに40年、40回目のありがとう」をテーマに例年よりも規模を拡大し、「第31航空群 開隊40周年記念岩国航空基地祭」を9月に開催、過去最高の約10,000名の来場者があった。



展示飛行



ファンシードリル



体験搭乗



子供達による航空機との綱引き
(海上自衛隊岩国航空基地)

サ 東日本大震災災害派遣

平成23年3月11日に東北地方等を激震が襲った。地震や津波により多くの人命・財産が失われた未曾有の大震災に際し、岩国基地からも被災地支援のため、主に救援の物資の集積・輸送に多数の隊員が従事した。



(海上自衛隊岩国航空基地)

3 基地と住民生活

岩国市は、米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきたところである。

一方で、基地に起因して特定の地域の振興が阻害され、また、住民が物心両面の苦痛を負わされるということがあってはならないという観点に立ち、岩国基地に関わる航空機騒音問題や市街地及び工場群上空飛行問題、米兵による犯罪問題等に対処するため、国及び米軍に対し細心かつ最大限の配慮を求めるとともに、さまざまな軽減対策を積極的に推し進めている。

この問題解決を図るために昭和46年2月に発足した「岩国日米協議会」〔資料1(1)〕は、岩国市はもとより、国や山口県、米海兵隊岩国航空基地、海上自衛隊第31航空群、その他関係機関で組織され、多岐にわたる基地がもたらす諸問題に関して協議を重ねてきた。協議会では、航空機の飛行等に関する規制等について確認されている。

(1) 航空機騒音問題

航空機のうち、特に軍用ジェット機は騒音レベルが高く、影響が広範囲に及ぶため、飛行場周辺の生活環境保全上、大きな問題となっている。

航空機による被害は一般騒音と異なり、危険感、威圧感を伴い、被害は明確であっても断定が困難であり、救済すべき方法に種々の問題を投げかけている。

基地騒音を分析すると、ジェット機の飛行中に発せられるものと、地上において発せられるものとに区分される。

飛行中に発せられるものは、短時間だが、高音、危険感、威圧感を伴い、まだ現在のところ騒音解消策は無い状態である。一方、地上において発せられる騒音は、エンジンテスト音、ラン・アップ（試運転）音に分けられ、時間的には長時間続くが、人為的に騒音の軽減は可能と考えられる。

騒音による被害には、①睡眠不足 ②疲労の加重 ③聴力の減退 ④会話の中断 ⑤ラジオ、テレビの視聴困難 ⑥電話の中断 ⑦農耕、漁労の阻害等があり、特に乳幼児、病人に及ぼす影響が大きいと考えられる。

被害地域は、進入表面下となる臨海部を中心に広い地域にわたっている。特に着艦訓練及びエンジンテスト時が問題となり、住民からの苦情も多く寄せられ、住民生活に与える影響は看過できないものとなっている。

市としても、基地周辺住民の意向を踏まえ、騒音を緩和すべく、国に対し学校防音工事、住宅防音工事をはじめとする騒音防止事業の推進を要望するとともに、基地に対しても飛行方法、飛行時間などの要望、協議を行っている。

岩国日米協議会での確認事項

飛行について

- ①安全上許す限り工場及び市街地の上空を飛行しない。
- ②北側（工場側）へ向かっての2機以上の編隊離陸は行わない。
- ③気象条件等が許す限り南側で離着陸を行う。
- ④市街地上空の飛行高度は4,000フィート（1,219m）に変更。
- ⑤盆の13日から16日は飛ばないようにする。
- ⑥滑走路運用時間（6:30～23:00）外に使用の場合は、市に通報する。
- ⑦正月3が日は訓練を行わない。
- ⑧22時以降のタッチアンドゴー等は禁止。

着艦訓練について

- ⑨着艦訓練日時は1週間前に通報し、21時以降を原則として行わない。また、盆及び年末年始は避ける。
- ⑩着艦訓練時、工場上空飛行を防止するため着地点を滑走路5,500フィート（1,676m）のところに移動し、また、変更があれば市に通報する。
- ⑪着艦訓練時のエンジンテストは原則として避ける。

エンジンテストについて

- ⑫エンジンテストは出来る限り減音器を使用し、早朝、深夜のエンジンテストは避ける。
- ⑬基本的には、80%以上のエンジンテストは21時以降翌朝6時30分までは禁止。
- ⑭21時以降、午前7時以前のエンジンテストは原則として避ける。

その他

- ⑮事故原因の結果などの公表は在日米軍レベルでなされる。
- ⑯旭町広場使用時にはラジコンを飛ばさない。

（注） 上記の内容については、昭和46年7月14日から平成3年5月15日の間に協議・確認された事項である。

ア 騒音実態調査

岩国基地周辺における航空機騒音の実態を把握するため、市は、昭和 51 年 1 月から川口町 1 丁目に航空機騒音測定器を設置して監視を始めた。また、昭和 56 年 3 月に、山口県、岩国市及び由宇町で岩国基地騒音対策連絡協議会〔資料 1(2)〕を設置し、着艦訓練時における騒音等を含め、より正確な騒音の測定と実態を把握しながら、岩国基地周辺の騒音対策に努めてきた。

現在、本市では、川口町、尾津町、由宇町港、由宇町神東、由宇町大畑の 5 地点において常時騒音測定を行っている。各騒音測定器と基地政策課をオンラインで結んで、データ収集、管理を行っている。また、市内 2 ヶ所において移動測定点を設けている。このほか、山口県が 4 地点、国においては、基地内 2 地点を含め 9 地点で常時騒音測定をしている。

測定条件としては、騒音ピークレベル 70dB(A)以上、5 秒以上継続した音を航空機騒音として記録している。航空機騒音を評価するための単位としては、平成 25 年 4 月からは Lden を使用している。

時間帯補正等価騒音レベル (Lden) とは...

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した 1 日の等価騒音レベル。評価については、算式アにより 1 日ごとの Lden を算出し、全測定日の Lden について、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,i}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,e,j}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,n,k}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、L_{AE,i} とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE}、L_{AE,e,j} とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE}、L_{AE,n,k} とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、T₀ とは、規準化時間 (1 秒) をいい、T とは、観測 1 日の時間 (86400 秒) をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、L_{den,i} とは、測定日のうち i 日目の測定日の Lden をいう。

(参考)

国際的には、Lden は EU 指令において採用されているとともに、フランス、デンマーク等多くの国が採用している。また、等価騒音レベルを基本とした類似の指標については、アメリカ、オーストリア等が採用している。

(出典：環境省ホームページ)

航空機騒音の評価指標としては、従来は ICAO の国際民間航空条約第 16 附属書をもとに独自の簡略化を行った WECPNL が採用されてきたが、平成 14 年に成田国際空港で WECPNL の逆転現象が確認されたことを契機に、見直しの機運が高まり、平成 19 年 12 月、「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第 154 号）」〔資料 2(3)〕が一部改正された。それにより平成 25 年 4 月 1 日から、評価指標を時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に変更することになった。

岩国市でも環境評価指標の変更にあわせて、騒音測定の評価単位を WECPNL から Lden に変更したが、従来の数値との比較を考慮して現在は両方の数値を併記している。なお WECPNL と Lden の理論的及び実態的な関係は、WECPNL 70~80 近傍では $Lden \approx WECPNL - 13$ となると言われている。

成田国際空港における WECPNL の逆転現象とは...

2 本の滑走路が存在するとき、2 本の滑走路に離着陸する航空機全てを対象とした評価値が、どちらか 1 本の滑走路に離着陸する航空機のみを対象とした評価値よりも低くなる現象をいう。

WECPNL とは...

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略で、航空機騒音を評価するために、ICAO（国際民間航空機関）が採用した騒音の評価指標で、「加重等価平均感覚騒音レベル」、「うるささ指数」などと呼ばれている。

1 日に観測されたすべての航空機について、1 機ずつの騒音量をすべて加え合わせ、1 日の時間で平均することで求められた値に、さらに時間帯による機数補正（時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味）を行っている。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} (N_1 + 3 N_2 + 10 N_3) - 27$$

$dB(A)$: 1 機ごとのピークレベルの 1 日のパワー平均
 N_1 : 7 時~19 時の飛行回数
 N_2 : 19 時~22 時の飛行回数
 N_3 : 0 時~7 時、22 時~24 時の飛行回数

ところで、日常われわれは、音に囲まれて生活している。これらの音は様々で、快適と感じる音もあれば、不快と感じる音もある。

一般に騒音といわれる音は、①大きな音 ②会話や通話等の妨げになる音 ③不快な音色の音などとされている。これらの音を計る単位として「デシベル」が用いられ、人が感じる感覚的な音の大きさを表している。

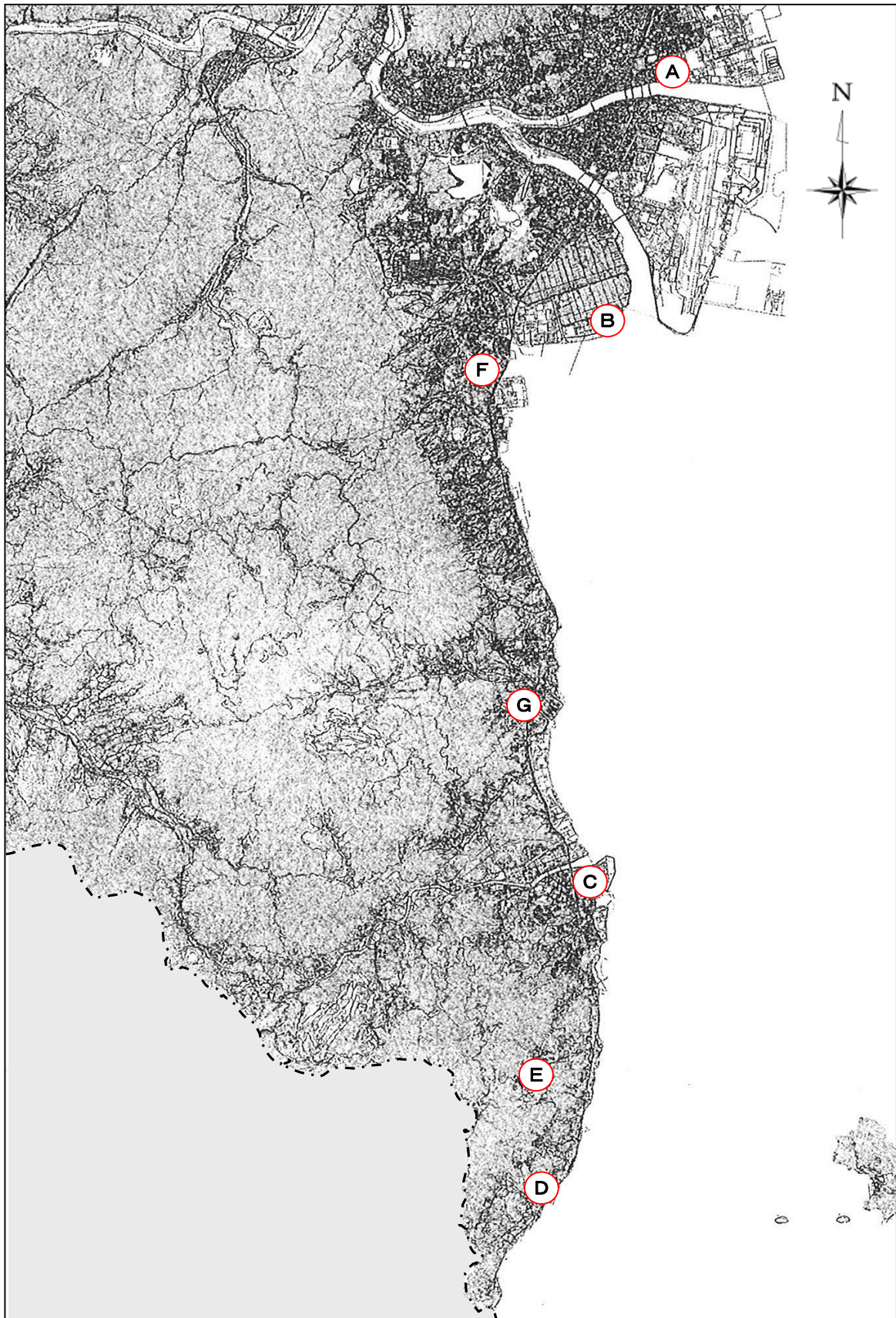
騒音レベルの例		
電車のガード下	100 dB (A)	
地下鉄の車内	90 dB (A)	
交通量の多い道路 騒がしい事務室	80 dB (A)	
新幹線の車内	70 dB (A)	
普通の会話	60 dB (A)	

表3-1 航空機騒音測定点における調査結果の推移

項 目					年 度				
					平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
番号	測定点	場所	環 境 基準値	指定区域 の区分	上段：年間平均 Lden				
					中段：年間平均 WECPNL				
					下段：測定日数（日）				
A		川口町 1丁目	Ⅱ類型 75以下	第1種区域	—	—	—	—	55.6
					74.3	70.7	68.5	68.8	69.2
					365	365	366	365	365
B		尾津町 5丁目	Ⅱ類型 75以下	第1種区域	—	—	—	—	58.1
					76.9	72.8	71.0	71.2	71.2
					365	365	366	365	365
C	常時	由宇町 港3丁目	Ⅱ類型 75以下	第1種区域	—	—	—	—	52.9
					73.0	68.5	67.3	66.0	66.6
					365	335	366	365	365
D		由宇町 神東	なし	指定区域外	—	—	—	—	51.8
					72.4	69.6	66.1	64.3	65.9
					318	349	366	365	365
E		由宇町 大畑	なし	指定区域外	—	—	—	—	46.0
					72.0	70.8	62.8	64.1	60.3
					365	356	337	181	365
F	移動	南岩国町 5丁目	Ⅱ類型 75以下	指定区域外	—	—	—	—	51.0
					60.0	60.0	61.0	63.0	63.0
					84	168	153	105	168
G		通津 2096	Ⅰ類型 70以下	指定区域外	—	—	—	—	42.0
					62.0	62.0	58.0	55.0	55.0
					140	165	167	162	168

(岩国市)

図3-1 (1) 航空機騒音測定点位置図



(岩国市)

図3-1(2) 航空機騒音測定点位置図(県設置)

No.	航空機騒音測定地点(場所)
①	岩国市門前供用会館(岩国市門前町1-7-18)
②	岩国市旭会館(岩国市旭町2-12-27)
③	岩国市車町第一街区公園(岩国市車町3-10)
④	岩国市立由宇小学校(岩国市由宇町中央2-10-1)



図3-1 (3) 航空機騒音測定位置図 (国設置)

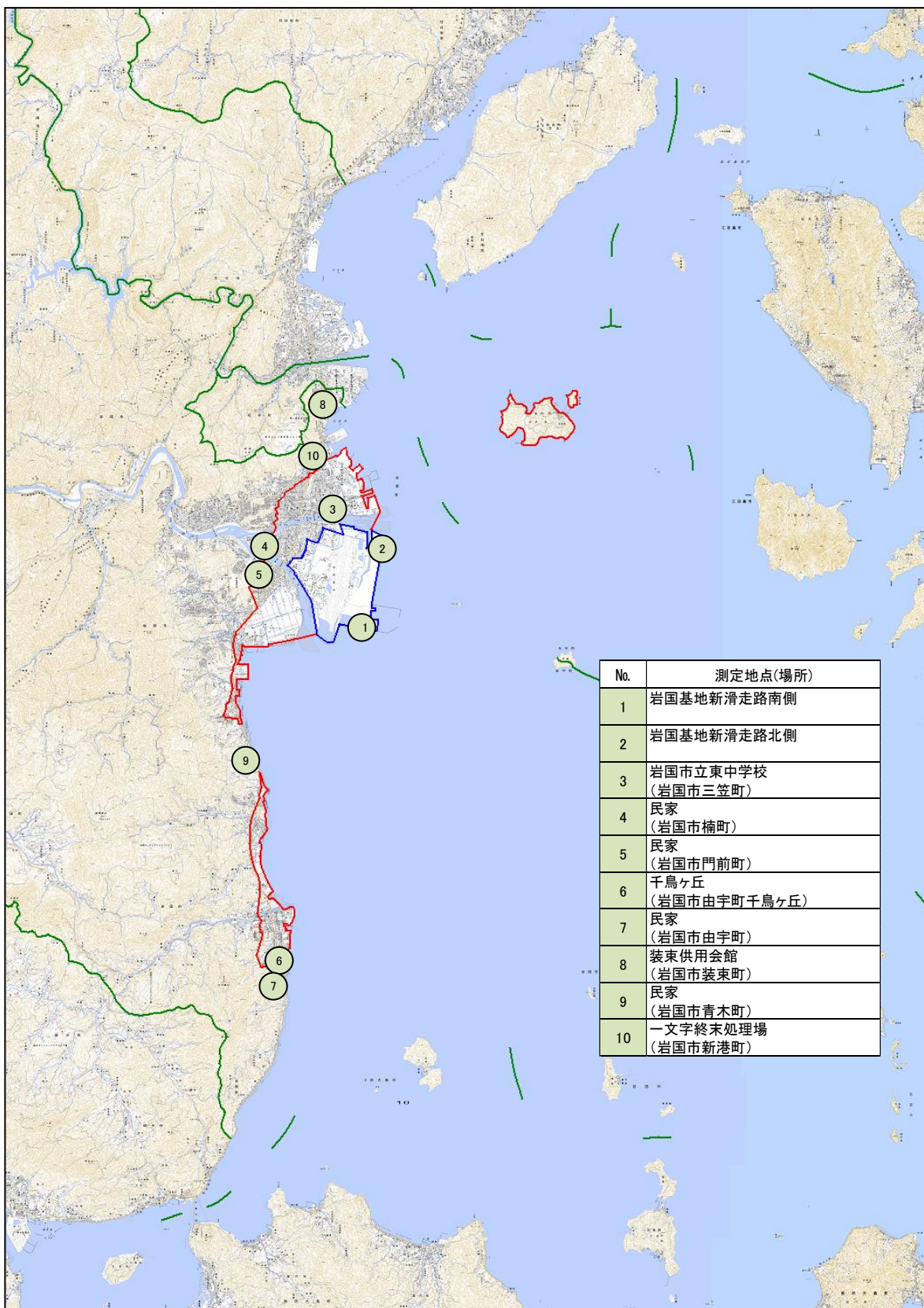


表3-2 常時測定点における航空機騒音測定結果

平成21年度

測定点	月	月間平均 WECPNL	騒音レベル dB(A)の 月平均値 (パワー平均)	測定回数						月間最高	
				0～ 7時	7～ 19時	19～ 22時	22～ 24時	合計	修正 回数	1日平均 WECPNL	測定値 dB(A)
川口町一丁目	4	75.2	85.7	9	886	96	3	994	1,294	79.8	99.8
	5	75.9	87.1	5	944	52	1	1,002	1,160	84.4	101.4
	6	73.2	84.8	15	687	45	0	747	972	77.2	97.1
	7	73.0	84.7	13	614	67	4	698	985	79.2	98.4
	8	73.2	84.7	13	666	82	1	762	1,052	78.0	97.6
	9	73.4	84.9	11	721	59	0	791	1,008	78.1	100.0
	10	73.3	84.9	27	694	44	0	765	1,096	78.7	102.4
	11	73.5	84.6	15	887	51	6	959	1,250	79.5	99.3
	12	75.4	86.4	17	927	51	0	995	1,250	81.3	101.0
	1	73.8	84.5	7	1,127	55	3	1,192	1,392	79.8	101.6
	2	73.6	84.5	9	743	85	2	839	1,108	83.1	98.1
	3	77.2	87.2	15	1,000	121	7	1,143	1,583	82.1	99.8
	年間	年間平均 74.3	年間平均 85.5	156 0回/日	9,896 27回/日	808 2回/日	27 0回/日	10,887 30回/日	14,150 39回/日	年最高 84.4	年最高 102.4
尾津町五丁目	4	78.8	89.3	6	824	109	17	956	1,381	85.5	106.9
	5	77.0	87.6	5	988	66	0	1,059	1,236	84.8	102.8
	6	75.2	87.1	7	627	59	4	697	914	83.3	101.4
	7	73.8	86.2	1	459	104	11	575	891	81.0	106.0
	8	73.2	85.9	4	589	72	2	667	865	79.4	100.2
	9	75.6	87.9	10	684	22	0	716	850	81.0	101.4
	10	75.6	87.2	20	708	66	0	794	1,106	83.6	104.6
	11	78.6	88.7	26	1,013	72	5	1,116	1,539	88.4	108.4
	12	76.8	86.6	11	1,170	98	7	1,286	1,644	85.4	106.9
	1	73.7	84.5	3	1,059	42	4	1,108	1,255	82.3	102.3
	2	77.7	88.9	7	717	51	6	781	1,000	87.8	106.3
	3	80.8	89.5	8	1,164	180	18	1,370	1,964	88.9	104.8
	年間	年間平均 76.9	年間平均 87.8	108 0回/日	10,002 27回/日	941 2回/日	74 0回/日	11,125 31回/日	14,645 40回/日	年最高 88.9	年最高 108.4
由宇町港二丁目	4	74.6	88.2	9	217	59	14	299	624	85.4	100.4
	5	71.4	87.6	2	238	30	0	270	348	80.2	99.6
	6	71.8	87.5	1	214	37	3	255	365	82.0	97.2
	7	73.6	87.2	8	216	35	13	272	531	85.3	102.5
	8	71.8	84.37	31	371	33	4	439	820	78.5	97.4
	9	70.9	87.5	5	221	11	0	237	304	77.9	97.5
	10	72.3	87.4	2	209	41	4	256	392	82.3	98.1
	11	73.9	88.7	10	305	23	0	338	474	82.4	99.1
	12	72.9	87.4	0	333	35	1	369	448	80.8	99.6
	1	70.9	86.2	1	257	34	4	296	409	77.6	97.9
	2	69.6	86.2	0	201	27	2	230	302	77.7	97.0
	3	76.8	89.7	0	551	81	6	638	854	84.0	101.4
	年間	年間平均 73.0	年間平均 87.5	69 0回/日	3,333 9回/日	446 1回/日	51 0回/日	3,899 11回/日	5,871 16回/日	年最高 85.4	年最高 102.5

(年間測定日数：365日)

平成 22 年度

測定点	月	月間平均 WECPNL	騒音レベル dB (A) の 月平均値 (パワー平均)	測定回数						月間最高	
				0～ 7時	7～ 19時	19～ 22時	22～ 24時	合計	修正 回数	1日平均 WECPNL	測定値 dB (A)
川口町一丁目	4	75.5	84.8	10	1,085	179	7	1,281	1,792	81.3	98.0
	5	76.6	88.6	4	825	60	1	890	1,055	85.9	102.1
	6	66.5	80.5	0	420	35	6	461	585	73.1	91.1
	7	64.6	80.1	7	313	15	1	336	438	70.8	91.6
	8	66.0	81.9	0	282	37	1	320	403	73.1	92.9
	9	63.2	82.5	0	148	8	0	156	172	71.7	94.0
	10	66.8	82.6	0	308	30	2	340	418	72.2	91.9
	11	68.8	83.0	0	413	52	0	465	569	73.8	93.1
	12	69.7	83.0	4	541	45	3	593	746	76.5	99.6
	1	68.5	83.2	1	408	24	1	434	500	75.6	92.8
	2	69.5	83.9	1	271	69	3	344	518	75.7	93.0
	3	69.8	83.0	0	437	75	6	518	722	75.5	93.1
	年間	年間平均 70.7	年間平均 84.5	27 0回/日	5,451 15回/日	629 2回/日	31 0回/日	6,138 17回/日	7,918 22回/日	年最高 85.9	年最高 102.1
尾津町五丁目	4	79.2	87.9	10	1,163	172	19	1,364	1,969	86.4	103.0
	5	75.8	88.1	6	735	57	2	800	986	83.6	101.9
	6	69.3	83.5	1	404	35	6	446	579	77.4	97.7
	7	64.1	80.5	2	288	10	0	300	338	73.5	92.8
	8	63.9	79.7	0	255	49	2	306	422	69.2	94.2
	9	64.0	82.7	1	152	12	3	168	228	75.9	98.7
	10	71.2	86.1	0	366	41	5	412	539	77.6	100.9
	11	73.0	85.3	2	488	105	3	598	853	80.7	100.0
	12	74.3	86.3	9	597	83	6	695	996	83.0	105.5
	1	66.7	81.6	0	380	26	1	407	468	76.0	101.0
	2	73.2	85.6	3	310	74	15	402	712	81.4	100.2
	3	69.8	82.7	2	434	91	8	535	807	76.9	96.2
	年間	年間平均 72.8	年間平均 85.9	36 0回/日	5,572 15回/日	755 2回/日	70 0回/日	6,433 18回/日	8,897 24回/日	年最高 86.4	年最高 105.5
由宇町港三丁目	4	73.6	86.8	1	310	66	15	392	668	81.8	99.1
	5	70.3	87.0	8	195	34	2	239	397	76.2	98.3
	6	64.4	80.7	1	207	16	7	231	335	74.3	93.3
	7	65.6	83.3	2	175	3	2	182	224	75.2	97.6
	8	62.7	77.2	16	318	12	6	352	574	69.0	91.4
	9	67.3	81.4	21	103	6	4	134	371	79.6	91.8
	10	64.6	79.9	2	175	31	4	212	328	71.7	90.5
	11	67.4	82.8	0	73	5	0	78	88	72.8	90.2
	12	68.3	82.1	2	436	51	1	490	619	78.9	93.0
	1	68.1	82.5	0	313	46	10	369	551	77.5	93.5
	2	68.2	82.2	0	187	83	13	283	566	76.9	92.8
	3	69.7	83.1	0	349	67	16	432	710	79.9	95.0
	年間	年間平均 68.5	年間平均 83.2	53 0回/日	2,841 9回/日	420 1回/日	80 0回/日	3,394 10回/日	5,431 16回/日	年最高 81.8	年最高 99.1

※10月26日～11月24日は機器移設・更新により欠測（港2丁目→港3丁目）（年間測定日数：365日）

平成 23 年度

測定点	月	月間平均 WECPNL	騒音レベル dB (A) の 月平均値 (パワー平均)	測定回数						月間最高	
				0～ 7時	7～ 19時	19～ 22時	22～ 24時	合計	修正 回数	1日平均 WECPNL	測定値 dB (A)
川口町一丁目	4	70.1	82.6	0	646	57	2	705	837	75.8	96.1
	5	66.2	82.2	0	339	16	0	355	387	73.9	97.5
	6	66.0	82.3	0	301	11	1	313	344	71.6	92.5
	7	66.2	81.8	0	259	49	4	312	446	72.9	96.7
	8	64.9	80.5	0	267	30	4	301	397	73.5	90.8
	9	66.0	81.7	1	299	31	0	331	402	73.9	94.3
	10	64.6	81.7	4	238	12	0	254	314	71.6	90.9
	11	69.3	82.4	3	506	57	2	568	727	75.1	92.3
	12	68.1	84.3	2	317	3	2	324	366	75.8	99.1
	1	70.0	84.0	1	442	45	3	491	617	76.2	97.7
	2	68.2	83.1	2	326	38	1	367	470	77.9	92.2
	3	73.1	83.9	4	671	121	15	811	1,224	80.6	98.6
	年間	年間平均 68.5	年間平均 82.9	17 0回/日	4,611 13回/日	470 1回/日	34 0回/日	5,132 14回/日	6,531 20回/日	年最高 80.6	年最高 99.1
尾津町五丁目	4	70.5	82.9	0	531	54	9	594	783	79.1	98.7
	5	67.9	83.3	2	351	23	0	376	440	75.3	98.3
	6	66.0	82.8	0	286	16	0	302	334	75.0	99.5
	7	66.5	82.0	0	228	45	4	277	403	78.2	94.0
	8	62.3	78.8	0	223	30	4	257	353	69.1	88.4
	9	67.3	82.4	5	292	54	1	352	514	75.0	96.8
	10	68.9	83.1	25	294	18	1	338	608	76.9	98.9
	11	74.6	85.9	13	557	109	7	686	1,084	82.4	100.2
	12	67.2	83.6	3	319	3	0	325	358	78.0	102.8
	1	72.6	85.9	0	470	56	1	527	648	84.3	100.2
	2	74.8	86.7	2	440	61	9	512	733	88.5	101.5
	3	74.5	85.1	9	707	125	27	868	1,442	81.3	98.6
	年間	年間平均 71.0	年間平均 84.5	59 0回/日	4,698 13回/日	594 2回/日	63 0回/日	5,414 15回/日	7,700 21回/日	年最高 88.5	年最高 102.8
由宇町港三丁目	4	67.4	81.7	0	402	43	5	450	581	75.9	92.8
	5	65.1	82.2	0	268	12	0	280	304	74.2	91.6
	6	64.6	82.7	0	182	13	2	197	241	72.9	97.2
	7	65.8	80.9	0	103	47	24	174	484	73.6	89.5
	8	64.4	80.4	0	126	58	11	195	410	73.5	92.5
	9	65.6	82.0	0	246	29	2	277	353	74.0	91.4
	10	63.3	80.8	2	229	13	1	245	298	71.1	91.2
	11	68.5	81.8	3	386	96	2	487	724	75.7	94.2
	12	63.2	81.1	0	221	10	0	231	251	70.6	92.8
	1	68.6	83.2	0	358	69	8	435	645	77.5	93.9
	2	69.6	83.1	0	394	57	7	458	635	78.0	97.0
	3	71.9	83.3	0	499	104	46	649	1,271	77.0	96.9
	年間	年間平均 67.3	年間平均 82.3	5 0回/日	3,414 9回/日	551 1回/日	108 0回/日	4,078 11回/日	6,197 17回/日	年最高 78.0	年最高 97.2

(年間測定日数：366日)

平成 24 年度

測定点	月	月間平均 WECPNL	騒音レベル dB (A) の 月平均値 (パワー平均)	測定回数						月間最高	
				0～ 7時	7～ 19時	19～ 22時	22～ 24時	合計	修正 回数	1日平均 WECPNL	測定値 dB (A)
川口町一丁目	4	70.0	83.8	0	331	96	1	428	629	76.4	95.8
	5	72.1	88.4	1	334	14	1	350	396	84.4	103.6
	6	67.3	81.7	3	364	61	0	428	577	74.4	92.0
	7	65.2	81.6	3	236	29	0	268	353	72.4	92.8
	8	66.3	82.9	1	188	29	4	222	325	74.1	92.8
	9	66.0	83.8	1	166	15	0	182	221	74.7	93.2
	10	64.5	81.2	1	203	39	0	243	330	72.1	89.7
	11	69.9	83.0	0	529	59	2	590	726	75.2	94.0
	12	68.6	84.7	1	294	27	1	323	395	75.1	95.0
	1	69.8	84.3	5	350	40	3	398	550	75.5	93.5
	2	69.3	82.9	1	305	90	1	397	595	77.5	91.2
	3	69.8	83.1	9	469	45	3	526	724	74.6	94.0
	年間	年間平均 68.8	年間平均 83.9	26 0回/日	3,769 10回/日	544 2回/日	16 0回/日	4,355 12回/日	5,821 16回/日	年最高 84.4	年最高 103.6
尾津町五丁目	4	74.5	87.3	1	354	100	7	462	734	81.9	100.2
	5	71.6	87.0	4	369	10	0	383	439	78.6	98.9
	6	72.6	85.3	1	471	61	11	544	774	79.7	97.4
	7	69.5	85.2	6	226	27	0	259	367	79.8	98.5
	8	63.8	80.8	0	230	17	3	250	311	72.9	96.6
	9	61.8	80.3	3	172	8	0	183	226	68.6	94.5
	10	65.3	82.0	1	180	45	5	231	375	72.6	94.4
	11	71.7	84.8	3	540	63	3	609	789	82.0	99.2
	12	72.1	87.3	0	321	23	6	350	450	83.6	105.1
	1	73.7	86.0	12	397	57	16	482	848	84.6	101.7
	2	70.4	83.2	2	336	95	7	440	711	78.9	96.8
	3	71.4	84.4	9	498	61	3	571	801	76.9	99.5
	年間	年間平均 71.2	年間平均 85.3	42 0回/日	4,094 11回/日	567 2回/日	61 0回/日	4,764 13回/日	6,825 19回/日	年最高 84.6	年最高 105.1
由宇町港三丁目	4	67.8	82.8	0	190	78	6	274	484	74.7	95.4
	5	63.7	82.5	1	127	22	0	150	203	73.6	93.6
	6	69.8	83.7	0	247	60	19	326	617	79.2	93.2
	7	64.5	81.9	0	191	25	0	216	266	73.5	91.7
	8	63.0	82.1	0	109	22	0	131	175	72.9	90.9
	9	57.7	79.1	0	74	4	2	80	106	66.8	88.9
	10	60.9	80.9	0	83	28	0	111	167	69.1	89.4
	11	66.9	82.1	8	295	34	1	338	487	76.5	96.4
	12	62.6	80.4	0	156	21	3	180	249	70.4	89.3
	1	65.8	82.0	0	167	58	7	232	411	73.1	92.3
	2	68.3	82.5	0	217	84	4	305	509	77.9	92.6
	3	67.6	83.3	1	262	55	0	318	437	76.6	91.9
	年間	年間平均 66.0	年間平均 82.4	10 0回/日	2,118 6回/日	491 1回/日	42 0回/日	2,661 7回/日	4,111 11回/日	年最高 79.2	年最高 96.4

(年間測定日数：365日)

平成 25 年度

測定点	月	月間平均		騒音レベル dB (A)の 平均値月 (パラー平均)	測定回数						月間最高		
		Lden	WECPNL		0～ 7時	7～ 19時	19～22 時	22～ 24時	合計	修正 回数	1日平均 Lden	1日平均 WECPNL	測定値 dB (A)
川口町一丁目	4	58.3	71.4	82.8	1	522	130	9	662	1,012	67.9	80.3	94.2
	5	58.1	71.3	83.1	0	579	118	11	708	1,043	63.6	76.3	94.9
	6	56.1	69.6	82.3	5	479	72	7	563	815	61.6	74.7	92.1
	7	52.3	66.3	82.7	6	188	21	1	216	321	60.0	74.0	91.8
	8	52.2	65.7	81.9	0	221	55	1	277	396	57.0	70.9	93.7
	9	52.5	65.8	81.8	0	332	14	0	346	374	58.9	71.9	89.9
	10	55.7	69.4	82.5	0	504	85	0	589	759	60.7	74.7	94.1
	11	55.4	70.2	83.1	28	393	43	5	469	852	61.3	76.7	94.0
	12	50.5	64.9	84.1	0	170	6	0	176	188	56.9	71.2	94.9
	1	56.5	69.5	85.6	2	235	37	2	27	386	64.6	75.4	94.9
	2	50.6	65.0	85.0	1	103	15	0	119	158	58.8	73.2	94.4
	3	58.8	72.1	84.6	2	393	102	12	509	839	66.2	78.8	97.1
	年間	年間平均 55.6	年間平均 69.2	年間平均 83.2	45 0回/日	4,119 11回/日	698 2回/日	48 0回/日	4,910 14回/日	7,143 20回/日	年最高 67.9	年最高 80.3	年最高 97.1
尾津町五丁目	4	59.5	72.7	84.2	3	549	123	18	693	1,128	66.8	80.3	100.9
	5	62.2	75.5	86.0	1	653	139	29	822	1,370	69.3	83.9	101.1
	6	58.9	72.7	85.3	0	513	69	10	592	820	65.2	79.9	100.6
	7	50.0	63.0	80.8	5	174	18	1	198	288	60.7	71.4	93.0
	8	50.7	63.7	79.7	0	182	40	5	227	352	58.0	72.2	88.4
	9	53.0	66.4	82.0	11	328	10	0	349	468	61.7	73.8	95.2
	10	58.5	71.5	83.4	4	505	142	3	654	1,001	64.3	77.6	98.2
	11	58.2	72.3	85.1	10	326	53	7	396	655	69.0	83.7	102.1
	12	52.4	67.4	85.5	1	133	7	2	143	184	63.3	79.8	102.2
	1	59.9	72.0	86.1	15	281	40	13	349	681	72.9	83.4	104.2
	2	53.5	65.9	86.1	0	119	6	1	126	147	62.5	74.8	99.8
	3	61.0	72.7	84.1	3	354	73	21	451	813	71.7	82.6	100.9
	年間	年間平均 58.1	年間平均 71.2	年間平均 84.6	53 0回/日	4,117 11回/日	720 2回/日	110 0回/日	5,000 14回/日	7,907 22回/日	年最高 72.9	年最高 83.9	年最高 104.2
由宇町港三丁目	4	56.3	70.5	82.9	1	269	86	24	380	777	66.0	80.4	98.8
	5	52.2	66.5	80.1	0	233	61	35	329	766	58.3	72.7	91.3
	6	56.7	69.1	82.7	0	291	45	30	366	726	66.2	77.0	91.9
	7	48.5	62.8	82.0	0	109	16	4	129	197	60.3	75.0	91.3
	8	48.2	62.8	80.5	0	99	29	8	136	266	56.4	72.7	92.8
	9	50.5	64.2	81.4	0	231	13	1	245	280	59.3	73.1	94.1
	10	54.9	68.4	81.5	0	330	103	12	445	759	62.5	76.6	91.5
	11	51.6	65.4	81.7	0	214	41	4	259	377	57.8	72.7	93.6
	12	47.7	62.2	82.0	0	127	14	0	141	169	56.3	71.3	89.9
	1	51.5	64.9	81.1	0	135	21	20	176	398	59.1	75.4	92.0
	2	48.9	63.3	83.6	0	116	5	3	124	161	57.2	72.8	94.4
	3	54.7	68.8	81.5	0	290	66	32	388	808	63.0	76.2	90.7
	年間	年間平均 52.9	年間平均 66.6	年間平均 81.8	1 0回/日	2,444 7回/日	500 1回/日	173 1回/日	3,118 9回/日	5,684 16回/日	年最高 66.2	年最高 80.4	年最高 98.8

(年間測定日数：365日)

平成 25 年度

測定点	月	月間平均		騒音レベル dB (A) の 月平均値 (バリ平均)	測定回数						月間最高		
		Lden	WECPNL		0～ 7時	7～ 19時	19～22 時	22～ 24時	合計	修正 回数	1日平均 Lden	1日平均 WECPNL	測定値 dB (A)
由宇町神東	4	54.1	68.7	83.8	0	200	59	10	269	477	63.0	78.1	95.7
	5	51.4	66.0	81.9	0	142	36	19	197	440	58.6	74.5	94.7
	6	56.1	69.2	83.9	0	243	50	14	307	533	65.1	78.3	93.6
	7	48.3	64.1	84.0	0	89	11	4	104	162	60.4	76.6	93.7
	8	45.8	60.1	81.5	0	41	19	2	62	118	53.8	69.6	89.7
	9	49.6	62.9	81.3	0	169	9	1	179	206	58.7	72.3	92.7
	10	54.0	68.4	83.3	0	231	84	5	320	533	61.8	76.6	96.5
	11	51.6	65.6	83.7	1	140	33	3	177	279	61.7	75.4	101.9
	12	48.6	62.4	83.4	0	103	11	0	114	136	59.5	73.7	96.0
	1	50.8	64.0	82.7	0	96	11	10	117	229	58.9	73.4	96.9
	2	48.1	63.1	85.8	0	69	3	2	74	98	57.7	74.5	95.4
	3	52.2	66.1	81.6	0	204	51	7	262	427	58.6	72.6	91.1
	年間	年間平均 51.8	年間平均 65.9	年間平均 83.2	1 0回/日	1,727 5回/日	377 1回/日	77 0回/日	2,182 6回/日	3,638 10回/日	年最高 65.1	年最高 78.3	年最高 101.9
由宇町大畑	4	48.8	63.2	79.5	0	148	39	10	197	365	55.9	71.5	91.0
	5	46.2	60.3	79.3	0	100	6	12	118	238	54.0	68.8	88.5
	6	50.2	63.7	80.7	0	196	20	2	218	276	59.9	74.6	95.5
	7	40.9	56.3	79.6	0	62	5	0	67	77	53.0	68.9	88.8
	8	41.7	55.8	78.3	0	41	12	1	54	87	50.5	64.5	86.2
	9	44.4	58.8	78.5	0	128	5	1	134	153	54.3	68.9	89.9
	10	47.7	62.6	78.6	0	182	53	5	240	391	55.1	70.7	93.6
	11	45.3	59.4	79.1	0	118	20	1	139	188	52.4	69.5	93.6
	12	41.0	55.4	78.2	0	61	5	0	66	76	49.0	64.1	87.8
	1	45.0	57.5	78.0	0	64	9	8	81	171	54.6	66.6	90.2
	2	40.8	50.6	79.7	0	54	1	0	55	57	50.6	66.3	90.0
	3	47.4	62.5	80.7	0	128	27	6	161	269	55.8	72.0	96.0
	年間	年間平均 46.0	年間平均 60.3	年間平均 79.4	0 0回/日	1,282 4回/日	202 1回/日	46 0回/日	1,530 4回/日	2,348 6回/日	年最高 59.9	年最高 74.6	年最高 96.0

(年間測定日数 : 365 日)



イ 着艦訓練

航空母艦の甲板は大変小さく、艦載機がここに着陸するためには非常に高度な技術を必要とするので、艦載機パイロットは、常に訓練を繰り返して体に徹底的に着艦の感覚を覚えさせ、それを維持する必要がある。そのため、実際に航空母艦への着艦を行う前に、陸上基地において滑走路の一部を航空母艦の甲板に見立て、陸上着艦訓練（FCLP：Field Carrier Landing Practice）を行う。陸上着艦訓練には、昼間に行う昼間着艦訓練（DLP：Day Landing Practice）と夜間に行う夜間着艦訓練（NLP：Night Landing Practice）とがあり、どちらも航空母艦への着艦と同じ手順を踏むが、夜間における着艦技術が特に難しいことから、陸上着艦訓練は主に夜間に行われる。

夜間着艦訓練を行う時の騒音は最も激しく、その訓練の特殊性から他に類をみない激しい爆音を発生させ、基地周辺住民はもとより近隣町村へも家族団らん、受験勉強、睡眠、休養などにおいて多大な騒音障害を与える。

平成5年4月に硫黄島全施設が米軍に提供されたことにより、現在では夜間着艦訓練の90パーセント以上が硫黄島へと移転されるようになった。しかし、岩国基地は、訓練主要基地である硫黄島が悪天候又は支援等の問題で使用できない場合の予備施設として指定されている。

（ア） 訓練方法

陸上基地における着艦訓練は出来るだけ空母の状況と似ていなければならないため、空母に設置されているのと同じ光学着陸誘導装置、模擬甲板灯火、着陸拘束施設、訓練管制施設等が設けられた着陸距離に余裕のある陸上飛行場で実施され、パイロットは技量の確認を受ける。

パイロットは、滑走路の一部を空母の甲板に見立てて光学着陸装置を確認し、飛行姿勢を制御しながら所定の場所に車輪を接地させる。場周経路やグライドスロープ（進入経路）における飛行高度が空母着艦時と同じであることが要求される。航空機が滑走路に車輪を接地させて着陸後、惰性の落ちないうちにエンジンの出力を上げてすぐさま再離陸することをタッチ・アンド・ゴーといい、訓練では、このタッチ・アンド・ゴーを6回もしくは約20分間繰り返す。そして、訓練の全てがパイロットの着艦技量を判定し、訓練そのものの安全を確認するために、着艦誘導将校の目視下に行われることとなっている。

（イ） 飛行コース

通常の離着陸を行う場合、気象条件等の許す限り、滑走路南側を使用し、滑走路北側を使用する場合は、安全上可能な限り、発進時には工場上空を避け直ちに東旋回して海上に出ており、また着陸時にも工場上空飛行を避け、今津川河口から進入している。

着艦訓練は、右、左旋回いずれの場合においても、市街地及び工場上空飛行を避けるため、東側海上を旋回していたが、滑走路移設後、飛行経路の一部（北方向への旋回離陸及び北からの旋回着陸）を変更することになり、緩やかなものとなった。

飛行コース図 図3-2



作成:岩国市
出典:国土地理院ホームページ

表3-3 岩国基地における着艦訓練状況

年度	通告期間	実施日	苦情件数 (件)	訓練時間	騒音測定 回数(回)	飛行回数 (回)	訓練形態
	日数	日数	内市受付分 (件)	延べ時間	最高値 dB(A)	タッチアンドゴー 回数(回)	訓練機種
H 11	7/6~9	7/6~8	62	19:45~ 22:11	252	134	
	4	3	58	6時間1分	94.3	102	EA-6B
	10/19~23	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	5						
	2/15~17	2/15~16	16	12:03~ 20:41	636	539	
	3	2	12	10時間56分	98.0	308	FA-18
合計	—	—	78	—	888	673	予備指定1回
	12	5	70	16時間57分	98.0	410	実施2回
H 12	9/18~20	9/18~19	151	14:04~ 20:59	902	507	指定
	3	2	141	9時間12分	94.9	426	FA-18
	2/23~26	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
合計	—	—	151	—	902	507	指定1回・ 予備指定1回
	7	2	141	9時間12分	94.9	426	実施1回
H 13	9/20~26	なし					硫黄島悪天 予備施設
	7						
	3/12~15	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
合計	—	—					予備指定2回
	11	0					
H 14	10/18~22	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	5						
	1/15~19	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	5						
合計	—	—					予備指定2回
	10	0					

年度	通告期間	実施日	苦情件数 (件)	訓練時間	騒音測定 回数(回)	飛行回数 (回)	訓練形態
	日数	日数	内市受付分 (件)	延べ時間	最高値 dB(A)	タッチアクトコー 回数(回)	訓練機種
H 15	10/20~27	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	8						
	2/9~14	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	6						
合 計	—	—					予備指定 2 回
	14	0					
H 16	7/12~16	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	5						
	1/18~23	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	6						
合 計	—	—					
	11	0					
H 17	5/17~5/20	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
	10/18~ 10/21	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
合 計	—	—					予備指定 2 回
	8	0					
H 18	5/22~5/25	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
	10/12~ 10/13	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	2						
合 計	—	—					予備指定 2 回
	6	0					
H 19	5/8~5/11	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
	10/16~ 10/18	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	3						

年度	通告期間	実施日	苦情件数 (件)	訓練時間	騒音測定 回数(回)	飛行回数 (回)	訓練形態
	日数	日数	内市受付分 (件)	延べ時間	最高値 dB(A)	タッチアクトコー 回数(回)	訓練機種
H 19	3/13～3/15	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	3						
合計	—	—					予備指定 2 回
	10	0					
H 20	なし	なし					
合計	—	—					予備指定なし
	0	0					
H 21	5/5～5/10	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	6						
	10/1～10/3	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	3						
合計	—	—					予備指定 2 回
	9	0					
H 22	5/12～5/15	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
合計	—	—					予備指定 1 回
	4	0					
H 23	6/6～6/9	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4						
合計	—	—					予備指定 1 回
	4	0					
H 24	5/15～5/18	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	4	0					
合計	—	—					予備指定 1 回
	4	0					
H 25	6/8～6/24	なし					硫黄島悪天 候予備施設
	17	0					
合計	—	—					予備指定 1 回
	17	0					

ウ 日本放送協会（NHK）受信料減免措置

離着陸する航空機のジェット化に伴い、昭和 35 年頃から電波障害及び騒音によるテレビ、ラジオの難視聴が生じ、受信料を免除すべきとの声が高まってきた。その後、各関係団体の多年にわたる全国規模の運動によって、ようやく昭和 38 年からラジオ受信料の全額免除、テレビ受信料の半額免除の措置がとられることになった。

当初、減免区域は日本放送協会（NHK）受信料免除基準により、飛行場の主要着陸帯の短辺の延長で飛行場外辺から 1 km、長辺の延長 2 km の長方形の区域であったが、減免区域の拡大要望により昭和 45 年 4 月 1 日から短辺の延長 1 km、長辺の延長 5 km に改められた。

現在は、防衛省が自衛隊飛行場等におけるターボジェット発動機を有する航空機の離着陸等により生ずる騒音の影響にかんがみ、同省が定める一定の区域において、日本放送協会との放送受信契約者に対し、地上系によるテレビジョン放送の受信料の半額相当額を助成している。しかしながら減免区域の設定基準が騒音被害の実情に即応しない画一的なものであるため、地域の実態に基づき、減免措置区域が追加されるよう改正を要望している。

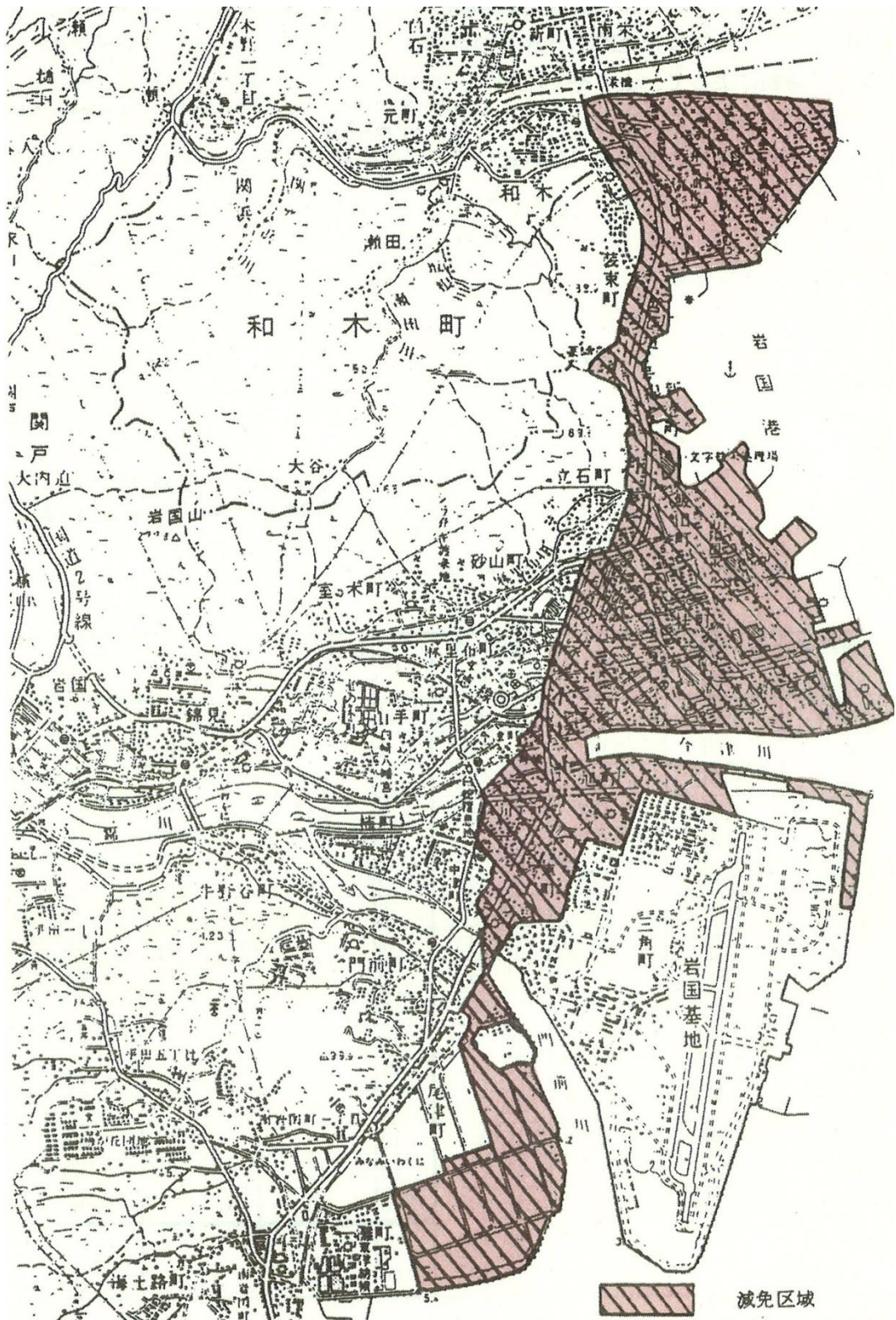
表 3-4 テレビ受信料減免措置（和木町も含む）

年 度	普通契約 (件)	カー契約 (件)	計	補助額 (千円)
昭和 45	不明	不明	69	63
46	不明	不明	60	58
47	不明	不明	4,649	5,234
48	不明	不明	5,458	12,869
49	不明	不明	5,387	13,627
50	不明	不明	5,479	14,035
51	不明	不明	5,423	19,897
52	不明	不明	5,440	21,243
53	不明	不明	5,415	21,442
54	不明	不明	5,481	21,584
55	不明	不明	5,496	26,245
56	不明	不明	5,543	33,346
57	309	6,078	6,387	30,729
58	274	6,200	6,474	31,805
59	236	6,320	6,556	37,814
60	223	6,266	6,489	36,697
61	212	6,265	6,477	37,136
62	193	6,532	6,725	37,987
63	162	6,462	6,624	37,723
平成 元	154	6,504	6,658	39,311

年 度	普通契約 (件)	カー契約 (件)	計	補助額 (千円)
平成 2	135	6,651	6,786	51,612
3	124	6,803	6,927	52,816
4	101	6,872	6,973	52,633
5	93	7,031	7,124	54,185
6	88	6,960	7,048	53,809
7	81	7,002	7,083	54,009
8	78	7,001	7,079	53,732
9	73	6,963	7,036	54,850
10	68	7,081	7,149	55,110
11	66	7,150	7,216	55,507
12	52	7,017	7,069	54,287
13	46	6,917	6,963	53,949
14	43	6,824	6,867	53,052
15	40	6,867	6,907	53,296
16	30	6,674	6,704	51,989
17	25	6,353	6,378	47,681
18	17	5,902	5,919	37,797
19	0	6,179	6,179	45,944
20	0	6,122	6,122	44,139
21	0	6,127	6,127	44,823
22	0	6,063	6,063	44,725
23	0	6,153	6,153	43,859
24	0	6,733	6,733	44,585
25	0	6,976	6,976	43,822
合 計	-	-	-	1,681,056

(中国四国防衛局)

图 3-3 受信料減免区域图



(中国四国防衛局)

(2) 航空機による安全上の問題

ア 航空機の墜落等の危険性

岩国基地は市街地の中心部に位置し、北側は工場地帯、西側は市街地に隣接しており、特に北側約1 km地点から帝人(株)、日本製紙(株)、ユニオン石油工業(株)、三井化学(株)等の工場群が存在している。平成22年5月から新滑走路の運用が開始され、従来から1 km 沖合に移設されたことにより、これらの工場群は航空機の進入表面下からは外れ、これらの工場に墜落する危険性は低くなったものの、万一、航空機の墜落又は落下物があった場合、大惨事となる危険性が常に存在している。

イ 航空機の墜落等による被害状況

岩国基地周辺において発生した航空機やヘリコプターの墜落、不時着、航空機からの落下物による被害等の事故は、昭和23年以降97件にも及んでおり、これらの事故は滑走路延長線上に多発している。

最近の主な岩国基地関係の航空機事故としては、平成15年5月、基地滑走路上で、海上自衛隊U-36Aが離着陸訓練実施中、横転し炎上、乗員4名が死亡した。また、平成16年4月、宇部市宇部岬沖合で、模擬標的曳航訓練実施中にFA-18Dホーネットから標的が落下した。さらに、平成16年5月、日米親善デーの航空ショー開催中に海上自衛隊所属MH-53Eヘリコプターのダウンウォッシュ(吹き下ろし)のため、テントが飛散し、招待客及び付近の観客10名が負傷した事故等があげられる。

なお、岩国基地周辺地域における米軍又は自衛隊の航空機事故等の発生について対処するため、昭和54年4月、防衛施設庁、米海兵隊岩国航空基地、海上自衛隊岩国航空基地及び山口県、広島県、愛媛県(平成4年第12回より新加入)等の各関係機関により、航空機事故等が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とした「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会」〔資料1(5)〕が発足している。

表3-5 岩国基地周辺(山口県、広島県、愛媛県)における航空機事故等の発生状況

No	発生年月日	発生場所	事故の概要	被害状況
1	S23. 1.22	市内大字車	占領軍の戦闘機が墜落	畑作物被害
2	25. 9.27	市内大字横山	占領軍の中型爆撃機が民家へ墜落	民家焼失、市民3名死亡、5名負傷
3	26. 2. 8	市内大字室の木	米軍機が焼夷弾を落下	山林焼失
4	26. 6.14	市内大字錦見伊勢ヶ丘	英豪軍小型ジェット戦闘機が墜落	山林焼失 乗員死亡

No	発生年月日	発 生 場 所	事 故 の 概 要	被害状況
5	S26. 8. 1	市内大字柱島	占領軍の爆撃機から 500 ポンド爆弾 6 個が落下、内一発が炸裂	畑作物被害
6	31. 4.24	市内大字多田	錦川に米軍の軽飛行機が電線を切断して不時着	電線切断
7	32. 5.27	基地北防波堤樋門沖 約 1 kmの海上	米軍の AD-6 攻撃機が墜落	
8	32. 6.15	帝人沖約 1 km の海上	米軍の AD-6 攻撃機が墜落	
9	32.10.28	市内大字阿品山中	米軍の AD-6 攻撃機から爆弾落下	
10	33. 1.25	門前川河口約 2.5 km の海上	米軍の F84 ジェット戦闘機が墜落	
11	33. 4. 6	基地水上班南東 3.2 kmの海上	米軍の哨戒飛行艇 P 5 M 機が墜落	
12	33. 4. 7	基地水上班南南東 2.5 kmの海上	米軍のヘリコプターが墜落	
13	33. 6. 7	大竹市小方町阿多田 島の山腹	米軍の F9-E6 ジェット機が墜落 飛散	
14	33. 6.13	愛宕橋南側川州	米軍ヘリコプターが高圧線を切断 して墜落	高圧線切断
15	34. 2.11	帝人岩国工場研究所	模擬弾落下	
16	34. 5.27	伊勢小島北北東 4 km の海上	米軍ジェット機が墜落	
17	34.10. 6	市内人絹町帝人沖 1 km の海上	米軍ジェット機が墜落	
18	35. 1.16	伊勢小島南 0.8 kmの 海上	米軍ジェット機が墜落	
19	35. 4.29	由宇町大將軍山腹	米軍ジェット機が墜落	
20	36.12. 4	門前川沖 1 km	米軍ジェット機が墜落	
21	37. 6.25	基地水上班南 100m	米軍ジェット機が墜落	
22	37. 6.28	基地東方 1.6 kmの海 上	米軍ジェット練習機が墜落	
23	37. 8.13	帝人岩国工場内	米軍ジェット機が錫箔を投棄	高圧線短絡
24	38. 1.22	今津川河口	米軍ジェット機が空中分解して墜 落	
25	39. 8.12	大竹市阿多田島水田	米軍ヘリコプターがエンジン故障 のため不時着	

No	発 生 年 月 日	発 生 場 所	事 故 の 概 要	被 害 状 況
26	S 41. 2. 4	帝人岩国工場内テニスコート	25 ポンドの模擬爆弾が落下	
27	41. 4.27	宮島沖	米軍の F-4 ファントム機が墜落	
28	41. 9.29	姫小島南東海上	補助燃料タンク 2 個を投下	
29	42. 6 .5	大竹市甲島	米軍ヘリコプターが離発着訓練のため発煙筒 1 個を投下	山林焼失
30	44. 7. 6	岩国沖合海上	米軍の輸送機から郵便袋 1 個落下	
31	45. 3. 4	広島県湯来町	米軍の A 6 A 攻撃機が墜落	乗員 2 名負傷
32	45.11. 3	基地南 9 km の海上	米軍のジェット機がエンジン故障のため、補助燃料タンク 2 個を投棄	
33	46. 5.12	大島郡東和町沖家室島東 2 k m の海上	米軍の OV-10 ブロンコ双発観測・攻撃機 2 機が接触して墜落	
34	46. 6.17	基地内北側滑走路付近	米軍の F-4 ファントム機から風防ガラス落下	
35	46. 7.9	大島郡久賀町有林	救難ヘリコプターが不時着	
36	46. 9. 9	大島郡大島町文殊山	米軍の A-4 スカイホーク機が墜落	
37	46. 9.15	大島郡大島町文殊山	ヘリコプターから発煙筒落下	山林火災
38	46.10.19	基地南 7 km の海上	米軍の A-7 B コルセア機が着陸不能のため海中へ放棄	
39	48. 2. 6	基地滑走路上	米軍の A-4 E スカイホーク機が離陸に失敗し、転覆	パイロット 1 名負傷
40	49.10.19	基地南 3 km の海上	米軍の F-4 B ファントム機が墜落	
41	49.12.23	柱島群島手島	ヘリコプターから発煙筒落下	山林火災
42	50. 2.25	基地南西 1.6 km の海上	米軍の TA-4 F スカイホーク機が墜落	
43	50. 7.30	今津川護岸	米軍の A-6 A イントルーダー機が墜落防止のため補助燃料タンク等 4 個を投下	
44	51. 8.31	基地滑走路南側オーバーラン	米軍の AV-8 A ハリアー機が墜落	
45	51.12.16	市内通津、旭化成沖合 100 数 m の海上	米軍の AV-8 A ハリアー機が墜落	パイロット 1 名死亡
46	52. 4. 6	基地沖合 2 km の海上	海上自衛隊の PS-1 が墜落	パイロット 1 名死亡、乗員 6 名負傷
47	53. 2. 7	基地滑走路上	米軍の F-4 ファントム機が着陸失敗	米兵 1 名死亡、3 名負傷
48	53. 7. 3	基地北東 5 km の海上	海上自衛隊の PS-1 が不時着水	乗員 1 名負傷

No	発生年月日	発生場所	事故の概要	被害状況
49	S53.11.24	基地沖	海上自衛隊の PS-1 が着水滑走中 左フロートを折損	
50	54. 4.27	大島郡橋町吉浦海岸	ヘリコプター4機不時着	
51	55. 6.25	基地滑走路上	米軍の TA-4F スカイホーク練習 機が着陸失敗	パイロット1名死 亡、1名負傷
52	56. 7. 2	岩国基地沖合姫子島 周辺	米軍の F-4 ファントム機から燃 料タンク落下	
53	56.11. 5	大島郡大島町田ノ尻 鼻沖合約1kmの海上	米軍の A-4M スカイホーク機が 墜落	パイロット1名負 傷
54	57. 2. 4	基地南10kmの海上	米軍の A-6E インタールーダー機 が墜落	パイロット1名負 傷
55	57.10.11	大島郡久賀町付近の 海上	米軍の A-6E インタールーダー機 からフラップ落下	
56	57.10.14	大島付近	米軍の A-6E インタールーダー機 からフラップの取付カバー落下	
57	58. 4.26	基地北東100mの遊 水池	海上自衛隊の PS-1 が墜落	乗員11名死亡、3 名負傷
58	59. 2.27	愛媛県長浜町青島の 西2kmの伊予灘	海上自衛隊の PS-1 が墜落	乗員12名死亡
59	59. 5.30	岩国基地沖合姫子島 周辺	米軍の RF-4B ファントム機が補 助燃料タンク3個を投下	
60	59. 5.31	基地滑走路上	米軍の A-4M スカイホーク機が 着陸の際補助燃料タンクから発火	
61	60. 5.24	基地西10mの民間事 業場内	米軍の A-7E コルセア機が着陸 の際非常用拘束装置を破損、その破 片が民間事業場内に落下	事務所、便所、乗用 車を破損
62	60. 9.18	基地誘導路上	米軍の RF-4B ファントム機のコ ックピットが火災	乗員2名負傷
63	62. 1.13	基地滑走路北側オー バーラン	米軍の C-141 スターリフター機が 着陸の際、右主翼を破損、炎上、民 間工事業者の車両類焼	乗員4名負傷、民間 工事業者の車両4 台全焼
64	62. 4. 3	広島県大朝町	米軍の F-4S ファントム機からミ サイル (AIM-7) 落下	
65	H1. 6.12	愛媛県野村町	米軍の FA-18 ホーネット機が墜落	パイロット1名負 傷
66	3. 2.26	基地滑走路北側水路	海上自衛隊の U-36A がオーバ ーラン	乗員5名負傷
67	5. 2.17	基地南側海面	AV-8B ハリアー機の補助車輪カ バーが落下	
68	8.12.26	基地滑走路上	米軍の EA-6B プラウラー機が右 側車輪カバー故障のため緊急救陸 し機体の一部に軽微な損傷	

No	発生年月日	発生場所	事故の概要	被害状況
69	H9. 5.15	中国山地 (美和町、錦町、本郷村、広島県境付近)	米軍の FA-18C ホーネット機の補助翼 (エトロン) のカバーが落下	
70	9.10.24	岩国基地の東約 200 m 沖の海上	米軍の AV-8B ハリアー機が墜落	パイロット 1 名負傷
71	10. 1. 7	中国山地 (広島県、山口県、島根県周辺)	米軍の FA-18C ホーネット機のチャフバケツが落下	
72	12. 7.20	中国山地 (広島県、山口県、島根県周辺)	米軍の FA-18C ホーネット機の小型金属シリンダー状部品と付属のプラチック製蓋が落下	
73	12.12.20	中国山地 (広島県、山口県、島根県周辺)	米軍の FA-18A ホーネット機のチャフバケツが落下	
74	13. 1.23	中国山地 (広島県、山口県、島根県周辺)	米軍の FA-18C ホーネット機の小型金属シリンダー状部品と付属のプラチック製蓋が落下	
75	13. 4. 9	基地滑走路北側	米軍の FA-18 ホーネット機の機体右側主翼前縁フラップシールが剥離し落下	
76	14. 5.21	岩国～美保間	海上自衛隊 EP-3 から胴体下部のキーシリンダーが落下	
77	14. 8.16	岩国～四国沖間	海上自衛隊 U-36A からエンジンと機体との緩衝用ゴムシールが落下	
78	14.10.25	岩国～厚木間	海上自衛隊 UP-3D が着陸灯ライトカバーガラスの一部を破損紛失	
79	15. 2.13	岩国～岩国沖の洋上	海上自衛隊 MH-53E がメインローターヘッド・ビーニーキャップ部のカバーを欠損欠落	
80	15. 5.21	基地滑走路北側	海上自衛隊 U-36A が離着陸訓練実施中、横転し炎上	乗員 4 名死亡
81	16. 4.26	宇部市宇部岬沖合	模擬標的曳航訓練中に米軍の FA-18D ホーネットから標的が落下	
82	16. 5. 5	基地滑走路付近	海上自衛隊所属 MH-53E ヘリコプターのダウンウォッシュ (吹き下ろし) によりテント飛散	招待者及び付近の観客 10 名負傷
83	18.12.16	北海道の一部～日本海～岩国周辺	海上自衛隊 EP-3 が通信用アンテナを折損落下	
84	20. 1.24	岩国～松江～日本海～岩国	海上自衛隊 EP-3 から機体部品の一部が欠落	
85	20. 4. 1	柱島北西 2 マイルの海上	海上自衛隊 MCH-101 が簡易目標物を亡失	
86	20. 9.10	岩国～豊後水道～岩国	海上自衛隊 MH-53E から機体部品の一部が落下	

No	発生年月日	発生場所	事故の概要	被害状況
87	H20.10.6	岩国～山口県・広島県・島根県～岩国	海上自衛隊 EP-3 から機体部品の一部が落下	
88	21.3.3	岩国～山口県・福岡県・海上～岩国	海上自衛隊 EP-3 が機体部品の一部を紛失	
89	21.5.18	岩国～豊後水道～岩国～伊予灘～岩国	海上自衛隊 MH-53E から機体部品の一部を紛失	
90	21.9.5	岩国～伊予灘～周防大島東和町小泊上空～岩国	海上自衛隊 MCH-101 が機体部品の銘板を紛失	
91	21.10.20	岩国～高知～串本～紀伊半島南方海上～串本～高知～岩国	海上自衛隊 UP-3D が機体部品の一部を紛失	
92	22.6.28	岩国～大分～鹿児島～鹿屋航空基地	海上自衛隊 US-1A が機体部品の一部を紛失	
93	22.9.7	県立名古屋空港～大津～岡山～岩国	海上自衛隊 MH-53E が機体部品の一部を紛失	
94	23.5.3	八戸航空基地～新潟～岡山～岩国	海上自衛隊 US-2 が機体部品の一部を落下	
95	23.8.4	岩国～高知市～串本～太平洋～串本～高知市～岩国	海上自衛隊 UP-3D が機体部品の一部を落下	
96	23.12.13	岩国～広島県・島根県～日本海～島根県・広島県～岩国	海上自衛隊 EP-3 が通信用アンテナの一部を落下	
97	25.1.30	岩国～広島県～岡山県～兵庫県～大阪府～京都府～滋賀県～三重県～愛知県～静岡県～神奈川県～東京都～埼玉県～千葉県～下総飛行場内	海上自衛隊 US-2 が飛行中、機体部品の一部を落下	

事故の内訳

事故の内容	件数	
	全体 (件)	うち海上自衛隊 (件)
墜落	33	3
不時着	5	1
落下物	45	18
離発着事故その他	14	6
計	97	28

ウ 上空制限

岩国基地は米軍の管理下にあつて、航空法に基づく公共用飛行場としての指定はされていない。

しかし、航空機の大型化、ジェット化が進むにつれて飛行場に隣接する工場の煙突等が航空障害物となってきたため、昭和 29 年 12 月帝人(株)岩国工場に対し、米軍から同工場発電所の煙突を 50 フィート (15.24m) 切断するよう申し入れがあり、引き続き昭和 30 年 12 月の日米合同委員会においても米国側代表から次のような 2 点の要求事項が提案された。

①岩国飛行場の進入方向にある特定障害物の除去

②同飛行場の進入方向に対する新設建造物に関する航空地役権の設定

これらの要求に対して日本側代表から①については約 100 億円の補償費を要するので、事実上不可能の旨回答し、②についてはなんらの回答もしなかった。

その後、米国側と交渉を続けた結果、①についての要求は撤回され、②については、昭和 40 年 7 月 20 日、国と岩国市との間で、今後岩国飛行場周辺における工場等高層建築物の建設計画がある場合には、日米双方の安全のため、事前にお互いに十分協議を行い、関係者との間の調整を行う旨の覚書を交した。

しかし、現実に航空機の進入表面下に既存する帝人(株)岩国工場等は常に航空機騒音と、墜落や落下物による事故の危険にさらされるばかりでなく、米軍が要求する上空制限手段として実質的には空域制限表面を設定し、障害物件の設置規制がなされている。このため、工業立市を標榜する本市にとって市勢伸展の根本となる市内各工場の増設及び新規工場の誘致に大きな支障をきたすだけでなく、帝人(株)岩国工場にみられる企業分散は償却資産税、法人市民税その他多額の市税の減収を生じるほか、人口の流出、下請業者への影響等、市政遂行上大きな損失となっている。

図 3 - 4 制限表面概念図

制限表面の値

- a. 2,440m
- b. 60m
- c. 2,560m
- d. 450m
- e. 3,000m
- f. 1,200m

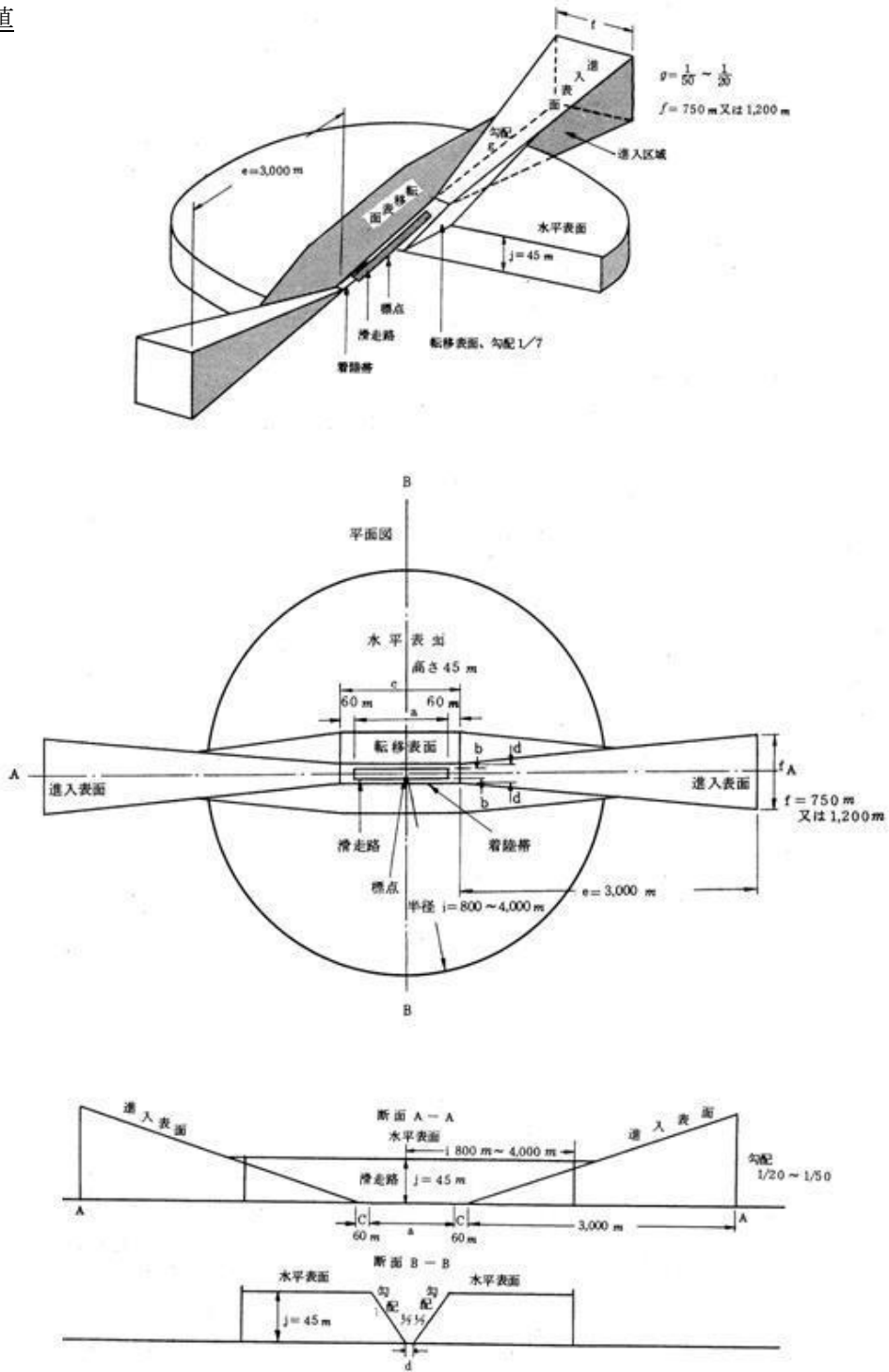
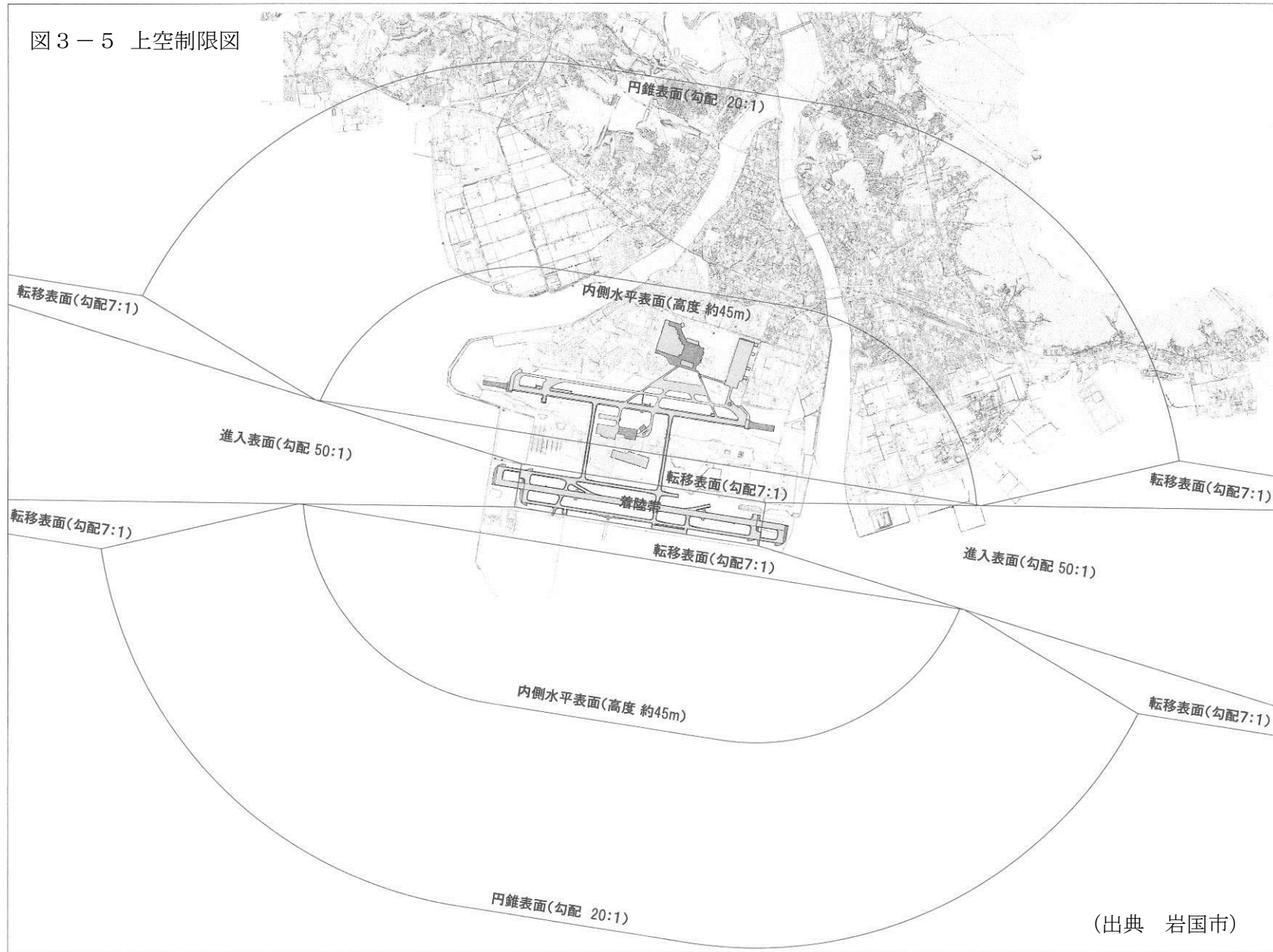


図 3-5 上空制限図



(出典 岩国市)

(3) 土地利用上の問題

岩国基地は、本市臨海平野部のほぼ中央に位置し、約 7.89 k m²の広大な面積を占め、中心市街地である麻里布地区と南部地区を分断している。また、工場適地としても最高の条件を備えておりながら、この活用が阻まれているために、本市工場地帯を南北に分断し、産業空間としての一体的な形成を阻害している。

さらに、前にもふれたように、飛行場周辺の広い範囲にわたる上空制限による工場の施設、設備の高層化等が制限を受けているのみならず、場合によっては縮小をも余儀なくされている工場もみられる状態である。

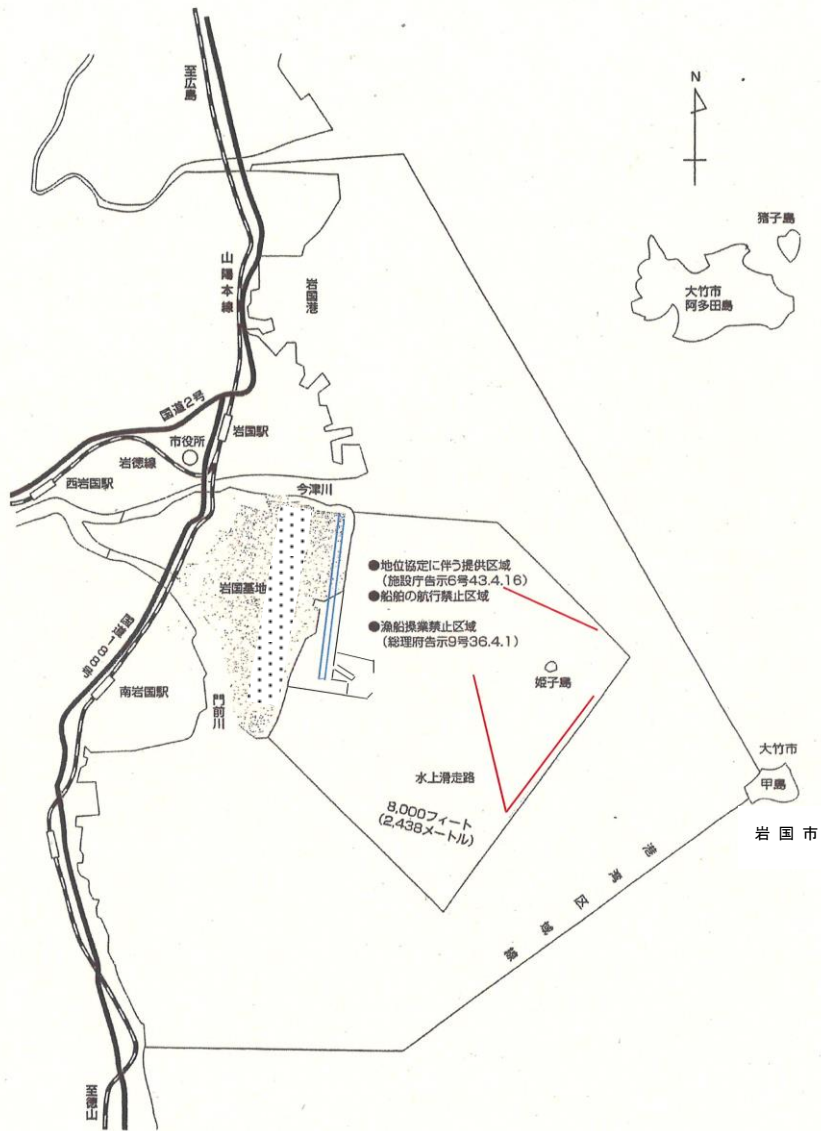
こうしたことからわかるように、基地の存在は都市整備上、あるいは産業活動上等の面でも大きな支障をきたしており、本市の土地利用の適正化を阻む要因となっている。

(4) 船舶の航行及び漁船操業禁止区域による被害

岩国飛行場東側水域約 18.7 k m²が水上機離着水等のため、船舶の航行及び漁船操業禁止区域として制限を受けている。

このため、重要港湾岩国港は事実上南北に分断され、航行船舶の迂回等による時間的経済的損失は大きく、港湾としての一体的発展が阻まれ、さらに好漁場を奪われた漁業従事者の経済的損失も大きい。

図3-6 船舶の航行及び漁船操業禁止区域図



(5) 米軍人等による犯罪及び交通事故等による被害

駐留する米軍人等と市民の間には、ことば、生活習慣の相違などもあって、風紀の維持に困難な点があり、いろいろなトラブルや各種犯罪が相当発生している。

これらの犯罪の内容をみると殺人、強盗、放火、暴行、傷害、窃盗、その他の犯罪や粗暴な行為がみられ、基地付近住民からの苦情も多く、犯罪防止を要望する声が強まっており、市民生活、さらには青少年の教育上に与える影響は看過できないものとなっている。

これを受けて、本市としても機会あるごとに基地に対し将兵の教育の徹底とパトロールの強化を要望するとともに、警察に対してもパトロールの強化等の要望を行い、犯罪防止に努めている。

また在日米海兵隊は、平成16年6月から、リバティーカードプログラム（米軍人の外出に関わる基地の方針）を実施しており、米海兵隊岩国基地でも導入されている。リバティーカードプログラムの内容は状況により変更されることもあり、例えば平成24年には基地外での飲酒が禁止されることもあった（平成26年12月に解除）。現在のところ三等軍曹以下の隊員の午前1時から午前5時までの外出の規制、午前0時から午前5時まで基地外での飲酒の禁止などが決められている。

①刑 法 犯 表 3-6

年次	凶悪犯		粗暴犯		窃 盗		知能犯		その他		岩国警察署管内の全刑法犯に占める総件数及び比率			
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	%	人員	%
S 47	5	6	1	0	17	17	0	0	0	0	23	1.97	23	4.04
48	1	1	9	9	39	18	1	1	1	1	51	3.52	30	4.35
49	5	7	7	7	43	44	1	1	11	9	67	4.66	68	8.53
50	4	4	2	1	65	40	3	3	3	4	77	5.12	52	6.37
51	5	6	5	5	21	22	0	0	5	9	36	3.17	42	6.18
52	5	4	8	9	12	15	0	0	3	5	28	2.62	33	4.76
53	4	5	3	4	37	20	0	0	3	2	47	5.27	31	5.04
54	1	1	1	1	93	18	0	0	6	4	101	9.36	24	4.07
55	0	0	6	9	7	8	0	0	0	0	13	0.83	17	3.03
56	0	0	6	8	5	7	0	0	1	—	12	0.73	15	2.84
57	0	0	3	3	29	17	0	0	0	0	32	1.85	20	3.37
58	0	0	4	5	2	2	0	0	2	2	8	0.72	9	1.65
59	1	1	1	1	10	4	1	1	0	0	13	1.19	7	1.24
60	5	5	1	1	7	4	0	0	1	1	14	1.22	11	2.27
61	0	0	1	1	6	7	0	0	2	1	9	0.96	9	1.88
62	2	3	0	0	8	3	0	0	0	0	10	0.91	6	1.25
63	0	0	2	2	6	1	0	0	0	0	8	0.75	3	0.68
H 1	0	0	0	0	16	11	0	0	3	3	19	1.33	14	3.50
2	1	1	12	3	27	3	0	0	2	2	42	2.36	9	2.22
3	0	0	2	2	2	2	1	1	0	0	5	0.35	5	1.28
4	1	1	1	2	29	7	0	0	0	0	31	2.26	10	3.25
5	1	2	1	1	16	13	0	0	0	0	18	1.21	16	4.50
6	0	0	0	0	20	8	0	0	2	—	22	1.49	8	2.26

年次	凶悪犯		粗暴犯		窃盗		知能犯		その他		岩国警察署管内の全刑法犯に占める総件数及び比率			
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	%	人員	%
7	0	0	1	4	7	7	0	0	1	1	9	1.31	12	3.17
8	0	0	2	2	3	4	0	0	1	0	6	0.80	6	1.50
9	0	0	0	1	4	7	2	2	0	0	6	0.60	10	2.30
10	0	0	0	0	9	9	0	0	4	1	13	0.77	10	2.16
11	0	0	0	0	15	7	0	0	1	1	16	0.84	8	1.44
12	0	0	1	1	3	3	0	0	2	3	6	0.24	7	1.80
13	0	0	0	0	2	3	0	0	4	4	6	0.81	7	1.57
14	0	0	4	4	3	5	0	0	1	2	8	0.30	11	2.30
15	1	1	6	6	9	11	0	0	5	2	21	0.98	20	3.58
16	0	0	3	4	11	7	0	0	1	2	15	0.88	13	3.10
17	1	1	3	3	2	3	0	0	0	0	6	0.41	7	2.11
18	0	0	0	0	1	2	0	0	2	2	3	0.56	4	0.99
19	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0.23	3	0.88
20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.09	1	0.41
21	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	3	0.21	4	1.17
22	0	0	2	2	3	4	0	0	2	4	7	0.54	10	2.09
23	0	0	0	0	3	3	0	0	1	1	4	0.32	4	1.22
24	0	0	0	0	1	1	0	0	2	3	3	0.80	4	1.40
25	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0.44	2	0.68

(注) 「凶悪犯」 殺人、強姦、放火等 「粗暴犯」 暴行、傷害、脅迫等
「知能犯」 詐欺、横領等 「その他」 わいせつ、住居侵入、公務執行妨害等を含む
(岩国警察署)

②交 通 事 故 表3-7

年次	事故発生件数				死傷者数			
	人身事故	物損事故	総数	管内の総数に占める割合 (%)	死者	傷者	総数	管内の総数に占める割合 (%)
	総件数	総件数	総件数		総件数	総件数	総件数	
S52	14	66	80	3.78	3	14	17	1.99
	717	1,399	2,116		17	838	855	
53	10	65	75	3.49	1	16	17	2.37
	594	1,552	2,146		7	710	717	
54	13	41	54	2.23	0	13	13	2.09
	532	1,890	2,422		13	609	622	
55	21	73	94	3.72	1	11	12	1.57
	633	1,892	2,525		12	753	765	
56	23	75	98	3.77	0	16	16	2.06
	636	1,965	2,601		15	762	777	
57	23	100	123	4.56	1	27	28	3.84
	618	2,079	2,697		8	720	728	
58	26	86	112	4.06	0	35	35	4.71
	585	2,172	2,757		15	728	743	
59	23	130	153	5.52	0	26	26	3.44
	608	2,162	2,770		19	735	754	

年次	事故発生件数				死傷者数			
	人身事故	物損事故	総数	管内の総数 に占める割合 (%)	死者	傷者	総数	管内の総数 に占める割合 (%)
	総件数	総件数	総件数		総件数	総件数	総件数	
60	27	122	149	3.74	0	27	27	3.43
	659	2,321	3,980		8	779	787	
61	17	115	132	4.19	0	19	19	2.38
	676	2,473	3,149		8	788	796	
62	14	80	94	2.90	0	17	17	2.40
	610	2,624	3,234		12	696	708	
63	8	64	72	2.35	0	9	9	1.20
	618	2,450	3,068		13	738	751	
H 1	8	39	47	1.37	0	2	2	0.32
	543	2,877	3,420		10	621	631	
2	10	54	64	2.03	0	8	8	1.21
	537	2,619	3,156		16	643	659	
3	14	45	59	1.66	0	6	6	0.71
	693	2,863	3,556		12	830	842	
4	12	52	64	1.93	1	5	6	0.75
	667	2,657	3,324		25	776	801	
5	7	60	67	1.87	0	0	0	0.00
	722	2,858	3,580		14	882	896	
6	10	52	62	1.78	0	4	4	0.48
	676	2,802	3,478		11	822	833	
7	7	51	58	1.68	1	1	2	0.24
	674	2,873	3,547		16	796	812	
8	10	54	64	1.80	0	6	6	0.80
	654	2,899	3,553		19	739	758	
9	11	45	56	1.60	1	5	6	0.80
	653	2,887	3,540		19	736	755	
10	12	59	71	2.02	0	12	12	1.16
	856	2,659	3,515		7	1,027	1,034	
11	7	54	61	1.55	0	8	8	0.70
	950	2,993	3,943		12	1,127	1,139	
12	8	40	48	1.15	0	12	12	1.10
	923	3,254	4,177		10	1,076	1,086	
13	6	29	35	0.85	0	6	6	0.54
	931	3,181	4,112		14	1,090	1,104	
14	4	41	45	1.13	0	4	4	0.36
	909	3,086	3,995		10	1,098	1,108	
15	16	72	88	2.30	0	21	21	1.90
	967	2,917	3,884		8	1,125	1,133	
16	10	31	41	1.06	0	3	3	0.27
	941	2,919	3,860		8	1,102	1,110	
17	2	47	49	1.06	0	0	0	0.00
	887	3,132	4,019		9	1,037	1,046	
18	9	37	46	1.15	0	9	9	0.89
	864	3,128	3,992		7	1,004	1,011	
19	4	26	30	0.83	0	4	4	0.47
	716	2,895	3,611		5	844	849	

年次	事故発生件数				死傷者数			
	人身事故	物損事故	総数	管内の総数 に占める割合 (%)	死者	傷者	総数	管内の総数 に占める割合 (%)
	総件数	総件数	総件数		総件数	総件数	総件数	
20	5	38	43	1.22	0	7	7	0.87
	690	2,838	3,528		7	800	807	
21	9	30	39	0.96	0	11	11	1.19
	735	3,333	4,068		7	917	924	
22	7	54	61	1.46	1	9	10	1.07
	748	3,405	4,153		12	918	930	
23	8	48	56	1.34	1	8	9	1.13
	655	3,514	4,169		9	789	798	
24	8	49	57	1.32	0	12	12	1.53
	658	3,638	4,296		4	778	782	
25	8	74	82	1.88	0	8	8	0.92
	706	3,634	4,357		7	858	865	

注) 下段は岩国警察署管内の総件数

(岩国警察署)

ア セーフティブリーフィング

安心・安全対策の一環として、平成21年度から年1回、お互いが安心して安全に暮せるまじの実現を目指すため、市長自らが米軍構成員に対しブリーフィング(説明)を行っている。その内容としては事件・事故等が発生した場合の影響や、周辺住民の信頼と理解を得ることの重要性を訴え、事件・事故の発生を未然に防ぐようにするものである。

イ 安心・安全パトロール

岩国市に住む全ての人々がくらしやすい安心・安全なまちづくりを推進するため、「自らの地域は自らが守る」という連帯意識のもと、市民と行政とが協働して基地周辺や岩国駅前の繁華街のパトロールを平成21年度から実施している。岩国市長をはじめ、米海兵隊岩国航空基地司令官、中国四国防衛局長や山口県及び地元の防犯パトロール隊の方々が参加し、平成23年度まで4回実施した。その後、米軍の禁酒規制が始まったため、平成24年度から平成25年度は実施していなかったが、平成27年1月30日に第5回目のパトロールを実施した。



(6) その他基地に起因する問題

米海兵隊岩国航空基地は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(地位協定)」〔資料2(2)〕により提供されているが、基地に起因する各種の障害等の軽減、除去を図るため、米軍当局の理解と協力により、昭和47年11月の県・市合同による第1回の公害調査に引き続き、昭和51年3月の第2回の公害調査を実施し、その結果に基づき、所要の改善措置を要請してきた。米軍当局は、県・市の改善の要請に対し、積極的に応え、次のとおり改善を進めている。

ア 水質関係

汚水処理については、当初、門前川への直接流入を避けて酸化池を設置し、これに流入させるようにしてきたが、現在は、基地内に4か所の処理施設が設置され、使用されている。

なお、北地区においては昭和55年度、南地区においては57年度、愛宕住宅地には昭和58年度及び59年度にそれぞれ完成している。

イ 大気関係

ボイラー施設の低硫黄化燃料への切替えについては、昭和59年10月から行っている。

(7) 苦情状況

市民から基地に対するさまざまな苦情が市へ寄せられ、航空騒音に関するものが大多数を占めている。苦情内容については、そのつど基地及び国（岩国防衛事務所）に対し善処するよう要請、あるいは協議を行うなどして対処している。

表 3 - 8 基地関係苦情件数

(岩国市)

年度	種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H5	(工場・市街地) 上空飛行	0	0	4	10	0	1	0	0	0	0	0	0	15
	航空機騒音	14	34	12	12	19	4	4	1	0	3	0	0	103
	姫子島弾薬処理関係	1	1	0	0	8	0	2	0	0	0	0	0	12
	その他	0	3	0	2	2	0	0	0	0	2	0	0	9
	合 計	15	38	16	24	29	5	6	1	0	5	0	0	139
H6	(工場・市街地) 上空飛行	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7
	航空機騒音	1	5	5	8	2	1	13	3	0	1	2	2	43
	姫子島弾薬処理関係	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
	その他	1	1	1	1	0	1	0	0	3	1	1	0	10
	合 計	4	8	7	9	2	2	13	3	3	3	3	7	64
H7	(工場・市街地) 上空飛行	0	3	0	2	1	2	10	0	0	0	0	0	18
	航空機騒音	2	9	7	0	5	5	17	11	2	1	6	2	67
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	1	1	1	7	0	0	0	0	1	11
	その他	0	1	0	0	2	1	3	2	2	1	1	2	15
	合 計	2	13	7	3	9	9	37	13	4	2	7	5	111
H8	(工場・市街地) 上空飛行	1	1	0	6	2	3	0	0	0	0	1	0	14
	航空機騒音	11	13	1	8	21	17	9	10	2	3	10	9	114
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	2	0	11	3	0	0	0	1	1	18
	その他	7	6	2	4	0	0	4	2	0	0	3	2	30
	合 計	19	20	3	20	23	31	16	12	2	3	15	12	176
H9	(工場・市街地) 上空飛行	0	1	1	1	2	0	0	0	0	2	2	2	11
	航空機騒音	6	4	12	2	24	5	8	18	3	589	22	4	697
	姫子島弾薬処理関係	5	0	2	0	0	7	4	0	0	0	0	0	18
	その他	1	0	0	1	3	3	2	10	0	1	0	2	23
	合 計	12	5	15	4	29	15	14	28	3	592	24	8	749

年度	種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H10	(工場・市街地) 上空飛行	1	3	1	0	0	0	5	0	1	0	0	0	11
	航空機騒音	2	2	46	4	5	13	7	5	5	2	0	2	93
	姫子島弾薬処理関係	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4
	その他	2	3	4	0	3	6	3	4	3	2	1	1	32
	合 計	5	9	51	4	8	19	17	9	9	4	2	3	140
H11	(工場・市街地) 上空飛行	0	2	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	7
	航空機騒音	3	5	25	61	4	8	15	1	4	2	19	4	151
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	0	3	4	3	2	7	0	0	1	2	3	26
	合 計	4	7	29	65	7	12	24	1	4	3	21	7	184
H12	(工場・市街地) 上空飛行	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	6
	航空機騒音	3	4	45	1	9	145	17	19	6	3	7	0	259
	姫子島弾薬処理関係	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	その他	2	2	3	3	1	3	0	2	1	0	2	5	24
	合 計	7	6	48	5	11	149	17	21	7	3	11	7	292
H13	(工場・市街地) 上空飛行	1	1	1	0	0	6	3	0	1	0	0	1	14
	航空機騒音	6	6	5	3	3	14	4	0	7	19	6	9	82
	姫子島弾薬処理関係	0	1	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	6
	その他	4	4	3	6	0	27	13	0	4	2	4	2	69
	合 計	11	12	9	9	6	47	20	2	12	21	10	12	171
H14	(工場・市街地) 上空飛行	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	航空機騒音	5	1	63	22	15	14	30	28	21	15	6	6	226
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	18
	その他	3	5	2	1	0	2	2	1	1	4	26	3	50
	合 計	9	8	66	24	33	16	32	29	22	19	32	9	299
H15	(工場・市街地) 上空飛行	1	0	2	1	0	1	1	4	1	1	0	0	12
	航空機騒音	39	18	4	6	9	17	21	9	21	5	2	17	168
	姫子島弾薬処理関係	0	2	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	15
	その他	5	8	4	7	1	3	3	6	1	2	2	3	45
	合 計	45	28	10	26	10	21	25	19	23	8	5	20	240
H16	(工場・市街地) 上空飛行	0	0	3	0	1	2	1	3	1	0	0	0	11
	航空機騒音	5	6	23	5	2	0	2	30	16	8	20	16	133
	姫子島弾薬処理関係	1	0	0	0	0	8	3	27	0	0	0	0	39
	その他	0	2	5	4	3	21	4	8	1	1	0	0	49
	合 計	6	8	31	9	6	31	10	68	18	9	20	16	232

年度	種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H17	(工場・市街地) 上空飛行	2	9	2	6	2	0	2	3	1	0	3	3	33
	航空機騒音	14	8	25	29	46	46	101	99	87	94	74	108	731
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	その他	1	6	4	2	10	9	10	10	6	6	12	1	77
	合 計	17	23	31	37	59	55	113	113	94	100	89	112	843
H18	(工場・市街地) 上空飛行	10	10	5	13	19	12	11	7	22	25	14	18	166
	航空機騒音	97	89	89	43	85	32	52	44	70	26	84	115	826
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	3	0	0	0	0	6	0	0	0	9
	その他	7	2	4	4	5	4	6	4	4	7	9	4	60
	合 計	114	101	98	63	109	48	69	55	102	58	107	137	1061
H19	(工場・市街地) 上空飛行	8	4	5	8	12	17	32	3	6	7	7	29	138
	航空機騒音	110	97	72	47	39	78	206	71	29	44	37	78	908
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0	51
	その他	1	3	4	1	0	1	18	4	0	3	0	8	43
	合 計	119	104	81	56	51	96	256	129	35	54	44	115	1140
H20	(工場・市街地) 上空飛行	38	42	51	35	6	42	13	13	10	16	2	7	275
	航空機騒音	210	101	234	18	207	277	62	69	69	203	136	140	1726
	姫子島弾薬処理関係	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	3	5	7	3	2	4	1	2	3	3	2	0	35
	合 計	251	148	294	56	215	323	76	84	82	222	140	147	2038
H21	(工場・市街地) 上空飛行	13	8	15	6	14	0	3	1	2	1	5	13	81
	航空機騒音	165	135	151	139	117	102	109	80	115	51	116	365	1645
	姫子島弾薬処理関係	0	3	0	0	1	0	0	2	6	0	0	0	12
	その他	4	2	5	4	6	2	0	4	3	0	3	2	35
	合 計	182	148	171	149	138	104	112	87	126	52	124	380	1773
H22	(工場・市街地) 上空飛行	6	10	5	3	19	6	10	4	8	3	3	5	82
	航空機騒音	390	233	183	89	133	42	132	121	178	70	176	141	1888
	姫子島弾薬処理関係	43	0	3	0	1	1	0	0	3	0	0	0	51
	その他	1	2	2	4	2	3	4	0	1	0	2	2	23
	合 計	440	245	193	96	155	52	146	125	190	73	181	148	2044
H23	(工場・市街地) 上空飛行	14	6	12	57	21	5	2	5	4	6	7	14	153
	航空機騒音	168	72	80	208	103	117	89	186	69	180	181	431	1884
	姫子島弾薬処理関係	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6
	その他	1	2	3	5	5	2	0	0	7	1	3	6	35
	合 計	183	80	96	270	134	124	91	191	80	187	191	451	2078

年度	種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H24	(工場・市街地) 上空飛行	5	11	12	4	9	2	2	1	1	1	0	0	48
	航空機騒音	216	117	266	113	128	66	72	141	84	183	117	154	1657
	姫子島弾薬処理関係	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
	その他	8	13	7	27	15	19	11	14	8	8	12	13	155
	合 計	229	141	288	144	152	87	85	156	93	192	130	167	1864
H25	(工場・市街地) 上空飛行	11	3	4	1	4	0	4	7	3	5	0	3	45
	航空機騒音	309	272	229	83	213	94	190	122	77	169	52	211	2021
	姫子島弾薬処理関係	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	4
	その他	20	29	36	48	66	38	33	36	45	25	16	29	421
	合 計	340	304	269	132	283	134	227	165	127	199	68	243	2491

(注)「その他」は、いたずら行為、ごみ処理問題、不法駐車等。

(8) 基地との交流

岩国基地との交流は、いろいろな手段を通じて行われており、日米の相互理解と親善を深める上で、大きな成果をあげている。

ア 日米親善デー

市民と基地との交流は、毎年5月5日に開催される親善デーに代表される。これは日本の祝日に基地を開放するもので、航空ショーや各種競技などが行われ、岩国市民をはじめ、各地から、航空機や基地施設に興味がある人々などが多数、訪れている。



(写真提供：岩国基地)



(写真提供：岩国基地)

イ 錦帯橋まつり

毎年4月に開かれる錦帯橋まつりには、米海兵隊岩国基地所属の軍人や家族も参加し、日本の伝統的な衣装をまとい、大名行列に彩りを添えている。



(写真提供：岩国基地)



(写真提供：岩国基地)

ウ 岩国基地内大学

国際化時代に対応できる豊かな教養と国際感覚を身につけた人材を育成するため、岩国基地内にある米国大学の分校が日本人学生に門戸を開き、就学の場を提供している。（日本人は全体の4分の1以内とされている。）

大学名	種別
メリーランド大学	4年制大学



エ 日米協会

日米協会（通称 JAS）は、米海兵隊岩国基地所属の軍人及びその家族と岩国地区を中心とする地域住民とによって構成されており、語学教室や料理教室をはじめとする様々なイベントをとおして互いの文化に触れ、友好と相互理解を深める活動を展開している。



オ ボランティア活動

米海兵隊岩国基地では地域とのコミュニケーションをはかり、また貢献できるよう、様々なボランティア活動を行っている。代表的なものとして、錦川流域河川一斉清掃等への参加や、基地周辺の保育園等での交流ボランティアがある。



(写真提供：岩国基地)

○平成 26 年 8 月 6 日豪雨災害

岩国市では平成 26 年 8 月 6 日未明からの集中豪雨により、甚大な被害を被った。その際、がけ崩れなどの被害を受けた地区に、岩国基地隊員がボランティアに駆けつけ、土砂の撤去作業を地元住民と協力して行った。



(写真提供：岩国基地)



(写真提供：岩国基地)

カ スポーツ交流

日米でのスポーツを通じての交流も行われている。代表的なものは基地の中で行われる「キンタイムマラソン」や、地元の小学生とのサッカー交流等がある。



(写真提供：岩国基地)

キ 日米合同交流コンサート

平成22年度から中国四国防衛局主催により、日本側の小中学校と米側のペリー・スクールの児童・生徒が音楽で交流する目的で、合同コンサートが開催され、毎年1,000人近い観客が来場している。



ク その他

これらのほか、岩国市内及び岩国基地における各種行事の案内等を行う等、交流の内容は多岐にわたっている。



鮎取り体験



岩国往来多田溪谷整備



基地の子供たちへみかんの贈呈



稲刈り体験

(9) 民間空港の再開

平成24年12月13日、米軍基地との共用空港としては三沢空港に次いで全国で2番目となる岩国錦帯橋空港が開港した。

岩国飛行場では昭和27年4月から民間航空会社の定期便が就航していたが、昭和39年の半ば以降は休止となっていた。

昭和63年頃から経済界を中心に民間空港の再開に向けた取り組みが始まり、岩国市議会による「民間空港設置に関する意見書」の決議、早期再開の7万人署名運動、4回に及ぶ岩国ハワイチャーターフライトの実施など、官民一体となった要望活動が実り、開港の運びとなった。

現在の就航状況は、全日本空輸(ANA)が岩国～東京(羽田)間を1日4往復8便就航させている。また、空港ターミナルビルは、山口県、岩国市も出資する岩国空港ビル(株)が運営している。

開港後の利用状況は、国土交通省の開港初年の需要予測値の35万人を上回っており、堅調に推移

している。

今後、増便及び機材の大型化等、更なる利便性の向上と利用促進に取り組んでいくこととしている。

■岩国錦帯橋空港利用実績

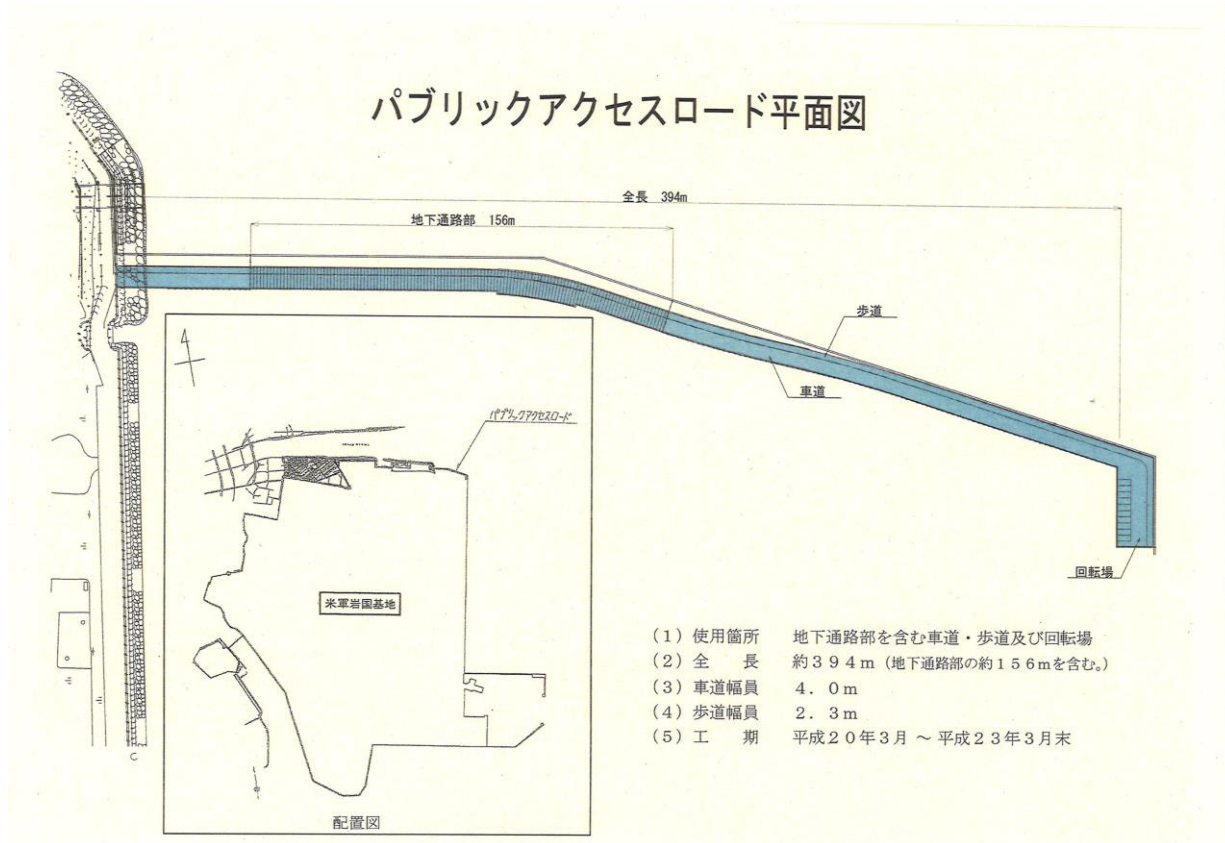
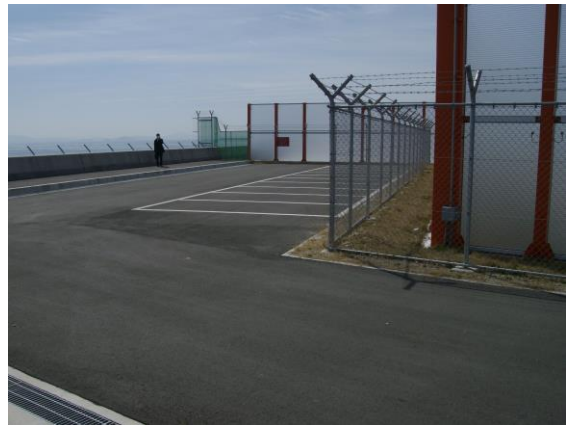
	期間	利用者数	搭乗率
開港1年目	H24.12.13-H25.12.12	358,236	72.8%
開港2年目	H25.12.13-H26.12.12	360,445	63.0%
開港後累計(2年間)	H24.12.13-H26.12.12	718,681	67.5%



(10) パブリックアクセスロード

パブリックアクセスロードは、岩国飛行場滑走路沖合移設事業に伴う公有水面埋立承認に際して、山口県知事が「今津川河口部周辺の水際線をできるだけ確保するよう配慮すること」を条件としたことを踏まえ、防衛省による滑走路移設事業の中で整備され、平成23年3月末に完成、6月に米側に提供の後、8月18日に開通した。

当道路からは瀬戸内海の美しい海や島々のある景色を眺めることができ、散歩やジョギングにも適した道路として広く市民に利用されている。



4 岩国基地の沖合移設

(1) 沖合移設の必要性

ア 岩国基地は、岩国市の中央部に位置し、市街化区域面積の約 31%を占め、住家密集地域、石油コンビナート等化学工業地帯に隣接している。また、岩国基地周辺においては昭和 23 年以降現在まで 97 件にのぼる航空機の墜落、搭載物の落下等の事故が発生しており、住民の生命、財産に対する不安や航空機の離発着、タッチアンドゴーの訓練等から発する騒音による日常生活上の障害等深刻な諸問題が生じている。

イ 岩国基地の離着陸コースの下には、石油化学、化学繊維、製紙などの大工場群が林立する近代的化学工業地帯が存在し、航空機墜落等の場合には大惨事となる危険性があるほか、工場の新増設などを行う場合における上空制限による制約等産業発展の阻害要因となっている。

ウ 航空機が滑走路北側から離発着する場合、工場群上空の通過を避けるため東海上へ向かって急激な旋回を余儀なくされているが、そのために生ずる騒音は他基地ではみられないほど大きなものとなっている。

また、この急激な旋回はパイロットに過重な飛行を強いることとなり、かえって墜落事故の危険につながるともいわれている。

エ 以上のような基地に起因する諸問題を解決し、安全で快適な生活環境を実現することにより、基地の安定的運用を図り、国防という国家目的を達成していくためには基地の沖合移設が最善の方法であると考えられる。

(2) 沖合移設の経緯

岩国基地の沖合移設は、昭和 43 年 6 月、米軍板付基地の F-4C フェントムジェット戦闘機が九州大学構内に墜落した事件がきっかけとなり、同種の戦闘機が岩国基地に配置されていることから現在の基地を東側海上沖合に移設し、航空機墜落等の危険性や、騒音による日常生活上の障害等の軽減又は除去を図ろうとする世論が起こった。

岩国基地の沖合移設促進については、岩国市議会や山口県議会の決議を踏まえて、県、地元一体となって 30 年間にわたり、政党及び政府等関係方面に対して要望してきた。

国（防衛施設庁）は、平成 4 年 8 月に移設事業の推進を決定し、平成 5 年度から平成 7 年度までの 3 年間に実施設計及び埋立承認手続き等の諸準備が進められ、平成 8 年度末に着工（平成 9 年 6 月起工式）した。

その後 15 年にも及ぶ工事の末、平成 22 年 5 月 29 日に新滑走路の運用が正式に開始された。



◆新滑走路利用開始式典の様子

(3) 事業概要

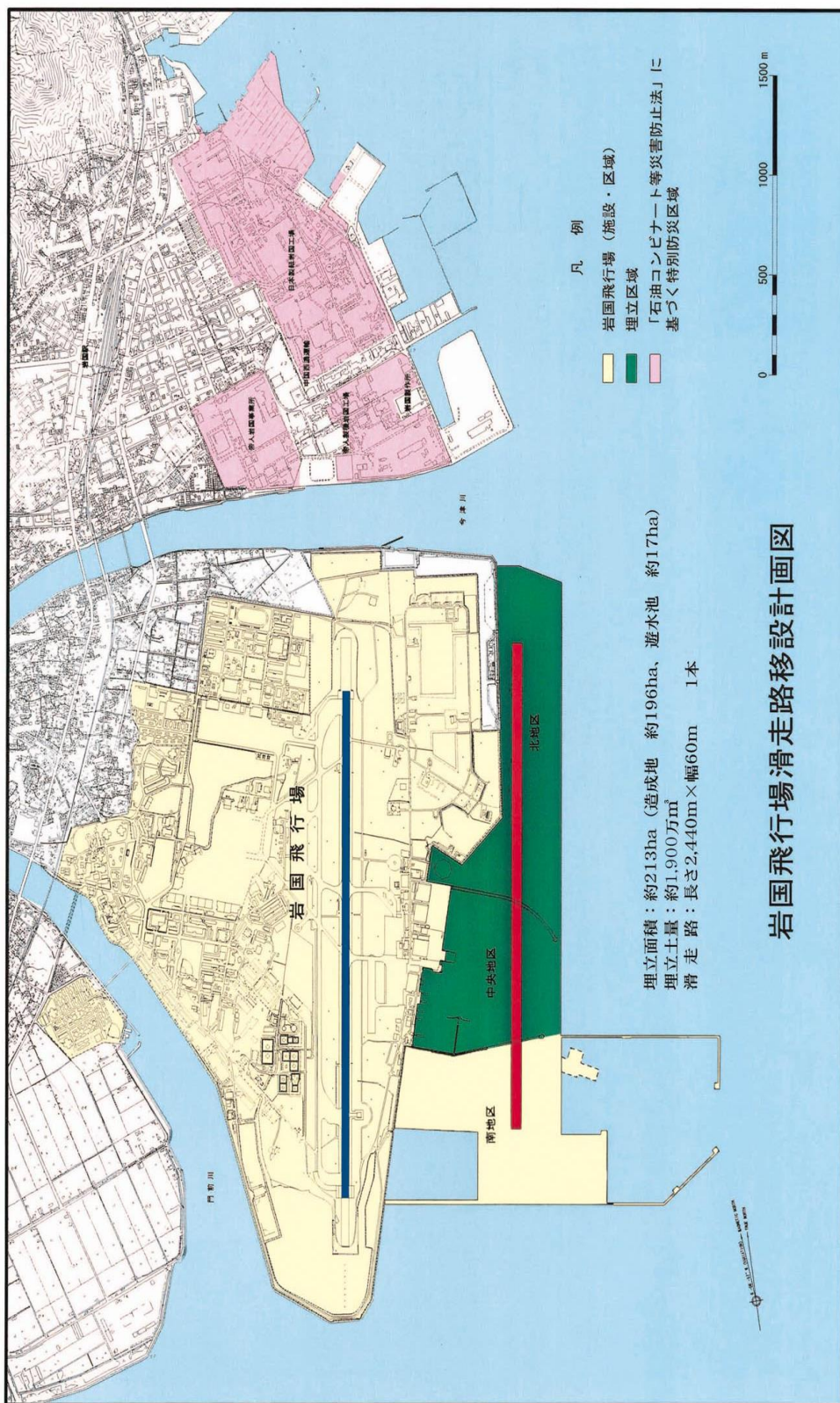
- | | |
|----------|-----------------|
| ① 総事業費 | 約 2,560 億円 |
| ② 完成時期 | 平成 23 年度末完成 |
| ③ 埋立面積 | 約 213 ha |
| ④ 埋立土量 | 約 2,095 万 m^3 |
| ⑤ 滑走路 | 約 2,440 m |
| ⑥ 外周護岸延長 | 約 5,140 m |
| ア 護岸 | 約 4,760 m |
| イ 岸壁 | 約 360 m |
| ⑦ 防波堤延長 | 約 1,940 m |

(4) 沖合移設関係調査及び工事概要

年度	金額 (約/百万円)	調査項目等	調査・工事概要等
昭和 48	8	漁業経営調査	漁業権者の実情、漁業就業者、船舶、経営体、労働力等の漁業経営実態の調査
		生物資源調査	魚卵、飼料生物環境等生物資源の調査
		ボーリング調査 土質調査	護岸工法等策定のためのボーリング、土質調査及び護岸建設工法の調査
49	10	飛行適正調査	沖合移設地の飛行場としての適正を判断するための調査
		深淺測量	埋立に必要な土量推定のための深淺測量調査
		土取り予定地地表土質調査	埋立土砂採取のための地表、地質調査
50	13	騒音調査	滑走路を1,500m 沖合に移設した場合の騒音調査
		海砂供給量調査	埋立に必要な海砂の採取可能量の調査
		水埋模型実験基礎調査	水埋模型実験に必要な資料を得るための潮流、潮位観測調査
51	36	水埋模型実験調査	埋立に伴う潮流、水質汚染拡散調査
52	40	適正プラン調査	安全上の見地、現飛行場と同面積の埋立区域の確保及び現飛行場の運用に支障をきたさない平面計画作成のための調査
		施工計画調査	適正プランの施行計画、工期及び工事概算額推定のための調査
		跡地利用計画調査	飛行場跡地及び土取場跡地の利用計画のための調査
		予備調査報告書作成	これまでの調査結果のとりまとめ
53	40	埋立以外の建設工法調査	埋立工法以外による他の建設工法（栈橋、浮体工法）についての比較調査
		安全対策比較調査	滑走路北側の化学工場群の安全対策等調査
54	40	水質汚濁調査	予備調査の補足として、埋立地に接する門前川今津川河口の水質汚濁等調査
		波浪影響調査	予備調査の補足として、埋立護岸からの航行船舶等への波浪影響調査
55	40	経済的移設に係る調査	埋立工法によるより経済的な移設計画案策定のための調査
		安全確保に係る調査	飛行障害物件に対する安全対策のための調査
56	40	経済的移設に係る調査	前年度の継続調査
		最良措置案のとりまとめ	安全確保と障害緩和を含めた最も経済的な措置案のとりまとめ
57		安全確保と障害緩和を含めた最も経済的な措置案について検討	

年度	金額 (約/百万円)	調査項目等	調査・工事概要等
58	78	環境影響評価に係る基礎調査等	飛行場の東側の海面を埋め立て滑走路を約 1,000m 移設する場合に必要となる環境影響評価に係る基礎調査のうち地象、海象及び気象の調査並びに概要平面図の作成
59	131	同上（継続）	飛行場の東側の海面を埋め立て滑走路を約 1,000m 移設する場合に必要となる環境影響評価に係る基礎調査のうち地象、海象及び気象等の調査
60	161	同上（継続） 基本計画策定	飛行場の東側の海面を埋め立て滑走路を約 1,000m 移設する場合に必要となる環境影響評価に係る基礎調査のうち海象、気象及び騒音等の調査並びに平面計画、工法及び資金計画の検討
61	213	工法試験の実施に係る工事（試験埋立）	滑走路を約 1,000m 移設する際の埋立予定区内の一部の海面を埋め立て、圧密沈下試験による総埋立土量の推定及び軟弱地盤改良工法等を検討
62	304	同上（継続）	同上
63	248	同上（継続）	同上
平成 元	258	基本設計等	A案B案の両案について、基本設計を実施し、工法試験に係る観測を継続して実施
2	250	環境影響調査等	A案B案の両案について基本設計に基づき、環境影響調査を実施し、工法試験に係る観測を継続して実施
3	343	同上（継続）	同上
4	208	同上（継続）	A案B案の両案について環境影響調査の残りとして、平成元年度からの調査のとりまとめを行い、工法試験に係る観測を継続して実施
5	504	実施設計に係る調査・測量等	環境影響評価準備書の作成、ボーリング調査、深淺測量調査
6	330	実施設計、漁業補償等	環境影響評価書の作成、実施設計及び漁業補償（金額は非公表）
7	354	埋立承認手続、実施設計等	公有水面埋立法に基づく、埋立承認手続及び実施設計
8	10,400	護岸工事等及び実施設計	南地区における仮設工事、護岸工事、地盤改良工事及び実施設計
9	22,500	護岸工事等及び実施設計	南地区における護岸工事、岸壁工事、地盤改良工事、埋立工事等及び実施設計
10	20,300	護岸工事等及び実施設計	南地区における護岸工事、防波堤工事、埋立工事等及び実施設計
11	20,100	護岸工事等及び実施設計	南地区における護岸工事、防波堤工事、埋立工事等及び実施設計
12	20,100	護岸工事等及び実施設計	南地区における仮設工事、護岸工事、防波堤工事、埋立工事等並びに北地区における護岸工事、地盤改良工事等及び実施設計

年度	金額 (約/百万円)	調査項目等	調査・工事概要等
13	22,300	護岸工事等及び実施設計	南地区における防波堤工事、斜路工事、建物工事、埋立工事等並びに北地区における護岸工事等及び実施設計
14	21,600	護岸工事、地盤改良工事、埋立工事等	北地区における護岸工事、埋立工事等 南地区における地盤改良工事、斜路工事、ユーティリティ工事等
15	24,200	護岸工事、地盤改良工事、液状化対策工事等	北地区における護岸工事、埋立工事、地盤改良工事等
16	23,700	埋立工事、地盤改良工事、液状化対策工事等	北地区における埋立工事、地盤改良工事等 中央地区における埋立工事、地盤改良工事等
17	17,800	地盤改良工事、埋立工事、滑走路及び誘導路舗装工事、火薬庫移設工事等	中央地区における地盤改良、埋立工事並びに南地区における滑走路、誘導路の舗装工事、火薬庫移設工事
18	20,200	地盤改良工事、火薬庫移設工事、管制塔工事、滑走路舗装工事等及び岩国市し尿処理場の移設補償	中央地区における地盤改良工事 南地区における火薬庫移設工事 中央地区における管制塔工事及び南・北地区における滑走路舗装工事等 岩国市し尿処理場の移設補償
19	14,500	滑走路及び誘導路舗装工事、ユーティリティ工事等	中央地区における滑走路及び誘導路舗装工事、ユーティリティ工事等
20	6,000	地盤改良工事、航空保安無線施設の整備及び滑走路舗装工事等、環境対策工事	西側平行誘導路の一部（岩国市し尿処理場部分等）の地盤改良工事、 航空保安無線施設（TACAN等）の整備及びヘリ用滑走路の舗装工事等 環境対策工事
21	7,839	誘導路舗装工事等	西側平行誘導路及び北側連絡誘導路の舗装工事等
22	488	誘導路舗装工事等	西側平行誘導路及び北側連絡誘導路の舗装工事等
総計	約 256,000		



5 在日米軍再編と岩国基地

(1) 在日米軍再編

日米両国は、新たな安全保障環境における各々の防衛・安全保障政策を見直すに際し、日米間で緊密な意見交換を行っていくことが重要であるとの認識の下、平成14年12月の日米安全保障協議委員会¹⁾(「2+2」会合)で、日米間の安全保障に関する協議を強化することを確認し、その後、事務レベルの協議を行ってきた。(平成19年防衛白書)

日米安全保障協議委員会(「2+2」会合)での協議

平成14年12月	日米間の安全保障に関する協議を強化することが確認された。
平成17年2月	第1段階である共通戦略目標が確認された。第2段階の日米の役割・任務・能力、及び、第3段階の兵力態勢の再編について集中的に協議することが確認された。
平成17年10月	「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する共同文書(中間報告)が取りまとめられた。
平成18年5月	「再編実施のための日米のロードマップ」(最終報告)[資料2(8)]が発表された。
平成19年5月	「再編実施のための日米のロードマップ」の作業の進捗と日米合意に従った着実な実施の重要性が確認された。

国は、今回の在日米軍再編について、「新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要であり、今後とも米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保するとともに、地元の負担を軽減するとの考えから取り組むものである。」としている。

市としては、この再編が、日本の防衛のみならず、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定にも重要なものであり、その円滑かつ着実な実施の必要性は理解しているところであり、また、岩国基地への空母艦載機等の移駐に関しても、その負担の緩和に一定の配慮がなされていることから、基本的には協力すべきものと認識している。しかしながら、再編がもたらす騒音や治安に対する住民の不安は未だ解消されておらず、これを見逃すことはできない。

これから、「岩国基地に関する協議会」[資料1(8)]をとおり、国との具体的な協議にとりかかるが、基地機能が変更されることにより、周辺環境が現状より悪化することとなる場合及び十分な安心・安全対策が講じられると認められない場合には、これを容認できないという立場を基本姿勢として堅持する考えである。

1) 日米安全保障協議委員会

日米の安全保障に関する政策協議の場の一つ。日本は、外務大臣と防衛大臣が、米国は、国務、国防の両長官が出席する。

3 航空機の移駐など

米軍機（嘉手納、岩国、三沢）
の訓練の分散
千歳、三沢、百里、小松、築
城、新田原の各自衛隊施設へ

BMD用移動式レーダー
（AN/TPY-2：いわゆる「Xバンド・
レーダー」）の配備



空母艦載機（F/A-18×49、
EA-6B×4、E-2C×4、C-2×2
：計59機）の岩国移駐



KC-130（12機）の岩国移駐

緊急時の航空機の使用機能の築城、
新田原への移転

海自E/O/UP-3、U-36A（計17機）
の厚木移駐



KC-130(12機)はローテーションで
海自鹿屋基地やグアムに展開

(注) 将来の民間空港の施設の一部
が岩国飛行場内におかれる。

CH-53D(8機)のグアム移駐



マリアナ諸島

サイパン

グアム

(平成 19 年防衛白書)

「再編実施のための日米のロードマップ」等の概要（岩国基地関係部分）

- ① 厚木基地の空母艦載機等 59 機は 2014 年までに岩国基地へ移駐。移駐人員は合計約 3,800 人（兵員約 1,900 人、家族約 1,700 人、コミュニティ・サポート従事者約 200 人）。
- ② 普天間基地の KC-130 空中給油機 12 機は岩国基地へ移駐。移駐人員は合計約 340 人（兵員約 300 人、家族数は未定、コミュニティ・サポート従事者約 40 人）。
- ③ 海兵隊 CH-53D ヘリ 8 機は岩国基地からグアムへ移駐。移駐人員は兵員約 180 人。
- ④ 空母艦載機離発着訓練用の恒常的な施設を 2009 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- ⑤ 海上自衛隊航空機 17 機は岩国基地から厚木基地へ移駐。移駐人員は合計約 1,600 人（隊員約 700 人、家族約 900 人）。
- ⑥ 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。
- ⑦ 訓練移転：嘉手納、三沢及び岩国基地の航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊基地で行われる移転訓練に参加。

（2）厚木基地からの空母艦載機の移駐

空母艦載機については、空母の横須賀展開時の拠点として、厚木基地が現在利用されているが、同基地は市街地の中心に位置しており、特に空母艦載ジェット機の離発着に伴う騒音が、長年にわたり問題となっていた。

よって、再編に伴う空母艦載機の移駐先については、「①騒音の影響をできる限り少なくできること。②飛行ルートของ安全性を確保できること。③空母艦載機の移駐に伴う施設整備の地積が確保できること。④米海軍と米海兵隊の航空戦力の統合的な運用が可能であること。⑤以上の条件が全て確保され、かつ速やかに移駐を行うことが可能なこと。」等が考慮され、岩国基地は、滑走路移設事業により滑走路が沖合へ 1,000m 程度移設されることに伴い、周辺住民に対する騒音上及び安全上の問題は、全体として大幅に改善されること、また、移駐に伴う施設整備を行うスペースの確保が可能なこと、さらに、岩国基地には、F A-18 航空機が所在しており、統合的な運用が可能なことから、先の全ての条件を満たしており、他の基地において、このような条件を満たしているところは他にないことから、空母艦載機の移駐先として両政府が合意したものである。

この移駐に伴い、米軍の運用の増大による影響を緩和するため、岩国基地の海上自衛隊 E P-3 機などの厚木基地への移駐、普天間基地から岩国基地に移駐する KC-130 空中給油機の海上自衛隊鹿屋基地およびグアムへの定期的なローテーションでの展開、岩国基地の海兵隊 CH-53 D ヘリのグアム移転など、関連の措置がとられる。

国は、これらの措置により、岩国基地周辺の騒音は、住宅防音の対象となる第一種区域の面積が、現状の約 1,600ha から約 500ha に減少するなど、現状より軽減されると予測されるとともに、滑走路の沖合移設により、離着陸経路が海上に設定されることとなり、安全性も今以上に確保されるとしている。

また、空母艦載機着陸訓練については、恒常的な施設を平成 21 年 7 月またはその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とするとしている。なお、「共同文書」においては、空母艦載機着陸訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機着陸訓練を実施することが確認されている。

(3) 在日米軍再編問題の経緯と岩国市の取組み

- 平成 16 年 7 月中旬 世界的な米軍の変革・再編（トランスフォーメーション）の一環として、在日米軍の再編を話し合う日米両国政府の協議の中で、『日米両国政府が、米軍厚木基地を岩国基地に移設する方向で検討している。』という報道があり、国（外務省など）に対し報道内容の事実確認を行うとともに、基地機能の強化やNLP（夜間着艦訓練）の実施は容認できないという地元自治体の考えを十分踏まえた対応をするよう、また、地元自治体に対し早期かつ詳細な情報提供を行うよう再三要請した。
- 平成 17 年 2 月 19 日 日米安全保障協議委員会が開催され、第 1 段階として、両政府により「日米の共通戦略目標」が立てられたところであり、その後、第 2 段階として、「日米の任務、役割分担」、第 3 段階で個別基地について協議していくとの道筋が示され、今後数ヶ月間集中的な協議を行うことが決まった。
- 平成 17 年 6 月 1 日 市長が市議会議長と一緒に外務大臣及び防衛庁長官に面会し、岩国基地に関する質問や要請を行った。
- 平成 17 年 6 月 23 日 岩国市議会が全会一致で『米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する要望決議』を採択し、関係機関に要望書を送付しました。
- 平成 17 年 7 月 5 日 岩国市長と米海兵隊岩国航空基地司令官が基地に係る諸問題について会談を行った。その中で、厚木基地機能の移転及びNLPの岩国への移転について、容認できない旨を伝えた。
- 平成 17 年 7 月 28 日 市長が防衛庁長官及び外務省北米局長に面会し、岩国基地に関する要請を行い、『報道にあるような、厚木基地機能やNLPの実施は、岩国基地の性格を根本から変えてしまい、市民生活の安心や安全を根底から破壊するもので、到底受け入れられない。』という地元の考え方を明確に伝えた。防衛庁長官からは、「再編の具体案については、色々な角度で議論している。9月には方向性を出して、年末には決めていきたい。9月末頃には具体的な提示があり得る。要請の趣旨は理解している。」北米局長からは、「具体的なことは決まっていない。9月頃には何らかの中間的なものをまとめる方向で努力している。できるだけ早くお示ししていきたい。要請は承りました。大臣に伝えます。」との回答があった。
- 平成 17 年 8 月 1 日 岩国市、由宇町、和木町、周防大島町、柳井市の首長及び議長（柳井市は首長欠席）が岩国基地問題連絡会議を開き、在日米軍再編に伴う岩国基地に関連する諸問題について意見交換を行った。今後、連携して岩国移転に反対することを確認した。
- 平成 17 年 8 月 2 日 岩国市、由宇町及び山口県の三者で在日米大使館を訪れ、地元の状況を伝えるとともに要請を行った。
- 平成 17 年 8 月 9 日 岩国市、由宇町及び岩国基地周辺自治体（広島県西部地域：岩国基地NLP移転計画反対期成同盟）が連携し、『報道にあるような米海兵隊厚木基地の空母艦載機部隊の岩国基地移転とNLPの岩国基地での実施は容認できない。』という地元自治体の意向を踏まえた対応を政府に要請した。
- 平成 17 年 9 月 13 日 岩国市自治会連合会、岩国市女性団体連絡協議会、女性ネット 21 いくつから米海軍厚木基地機能の岩国基地への移転反対署名（自治会連合会 51,597 名、女団連 4,807 名、女性ネット 3,140 名（9/22 追加 640 名）の合計 60,184 名）が市長あてに提出された。この署名は市より外務省へ送付した。
- 平成 17 年 9 月 26 日 岩国市自治会連合会等から「米海軍厚木基地機能の岩国基地移転反対」の署名簿が提出されたことを受けて（署名簿は、9月13日付けで外務省に郵

送(59,544名分)、当日640名分提出)、署名活動実施団体の代表者とともに上京し、『報道にあるような米海軍厚木基地の空母艦載機部隊の岩国基地移転とNLPの岩国基地での実施は容認できない。』という地元自治体の意向を踏まえた対応をするとともに中間報告に岩国基地が盛り込まれないように政府に要請した。

平成17年10月29日
平成17年11月4日

日米安全保障協議委員会(2+2)で中間報告があった。
防衛施設庁長官が山口県庁に来庁し、山口県、岩国市、由宇町に対し、在日米軍再編の「中間報告」について説明があった。
防衛施設庁長官からは、地元自治体への概要説明が中間報告直前になってしまったことに対するお詫びと、今回が地元への正式協議の始まりであること、また、今後とも、地元の御理解を得るべく誠心誠意調整をする旨の説明があった。

その後、山口県知事、岩国市長、由宇町長の三者で会談を行い、中間報告は「厚木から岩国への騒音のたらいまわしではないか。」「NLPの実施を誘引するおそれがあるのではないか」という懸念がある。今日の説明だけでは、これらの懸念、疑問点が払拭されず、議会や住民に対して説明責任を果たせる状況ではないので、今後、引き続き国に対して、疑問点を質し必要な要請を行っていくとともに、「基地機能強化、NLP実施は容認できない」という基本姿勢を堅持しつつ、三者でお互いの立場を尊重しながら、よく検討協議していくことを確認した。

平成17年11月10日

市長が、山口県知事及び由宇町長とともに上京し、外務大臣、防衛庁長官及び防衛施設庁長官に対し、地元自治体の「岩国基地の今以上の基地機能強化は容認できない」という基本姿勢を踏まえ、地元意見を十分反映した最終報告とすること、岩国基地及びその周辺でNLPを実施しないことなどを要請した。

平成17年11月14日

川下地区自治会連合会に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。

平成17年11月16日

額賀防衛庁長官が来庁し、長官からは、中間報告の内容などの説明があり、市長からは、岩国市の基本方針を説明し、空母艦載機の移転案の撤回を要請した。

平成17年11月21日

川下地区連合自治会から市長あてに「空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐合意の反対について」の要望書が提出された。

平成17年11月21日

第2回岩国基地問題連絡会議が開催され、山口県内の基地周辺自治体の首長(代理)及び議長(代理)に対して、岩国市長から、再編問題の経緯、中間報告の内容、今後の基本方針を説明した。

平成17年11月21日

東地区住民に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。

平成17年11月24日

山口県、岩国市及び由宇町の三者により、「中間報告」における岩国基地再編案に対する33項目の質問事項を広島防衛施設局に提出した。

平成17年11月25日

岩国市自治会連合会に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。

平成17年11月29日

岩国市議会12月定例会において、米軍再編にかかる中間報告の内容とこれまでの経緯、今後の対応方針について「諸般の報告」を行った。

平成17年12月20日

岩国市議会が海上自衛隊岩国基地航空部隊の厚木基地移駐に反対する要望決議を採択した。

平成17年12月21日

広島防衛施設局から「『中間報告』における岩国基地再編案に対する質問事項」への回答があった。

平成18年1月16日

外務大臣が来庁し、岩国市長、由宇町長と会談した。大臣からは、米軍再

- 編の必要性などの説明があり、市長からは、空母艦載機の移転案は大幅な基地機能の強化に当たり、周辺住民にも過大な負担を与えるものであり、容認できないことを説明し、撤回することなどを要望した。
- 平成 18 年 1 月 20 日 岩国市議会全員協議会が開催され、国（防衛庁、防衛施設庁）から在日米軍再編にかかる説明があった。
- 平成 18 年 1 月 20 日 岩国市自治会連合会に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 1 月 22 日 東地区住民に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 1 月 24 日 川下地区自治会連合会に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 1 月 28 日 川下地区住民に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 1 月 29 日 全市民を対象にした在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 1 月 30 日 第 3 回岩国基地問題連絡会議が開催され、山口県内の基地周辺自治体の首長（代理）及び議長（代理）に対して、岩国市長から、国に対する質問事項への回答内容や今後の基本方針を説明した。
- 平成 18 年 2 月 1 日 愛宕地区住民に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 2 月 5 日 通津地区住民に対して、在日米軍再編問題に関する説明会を開催した。
- 平成 18 年 2 月 7 日 米空母艦載機の岩国基地への移駐案受け入れの賛否を問う住民投票実施について市長が発議した。
- 平成 18 年 2 月 15 日 市長が上京し、外務省、防衛庁、防衛施設庁にて意見交換を行った。
- 平成 18 年 2 月 20 日 岩国市議会 3 月定例会において住民投票に関する「諸般の報告」を行った。
- 平成 18 年 2 月 21 日～3 月 5 日 住民投票に関する住民説明会を市内で 16 回開催した。
- 平成 18 年 3 月 5 日 市長が住民投票に関する緊急声明を発表した。
- 平成 18 年 3 月 5 日 米空母艦載機の岩国基地への移駐案受け入れの賛否についての岩国市住民投票の告示が行われた。
- 平成 18 年 3 月 12 日 米空母艦載機のいわくに基地への移駐案受け入れの賛否を問う住民投票が行われ、受け入れ反対が全有資格者数の過半数に達した。
- 平成 18 年 4 月 15 日 在日米軍の兵力構成の見直しに関する日米協議の状況について国（広島防衛施設局）より説明があった。
- 平成 18 年 4 月 28 日 防衛施設庁長官が来庁し、在日米軍再編に係る日米協議の状況及び「最終報告」に向けた見直しに関する説明があった。
- 平成 18 年 5 月 1 日 日米安全保障協議委員会共同発表「再編実施のための日米のロードマップ」〔資料 2(8)〕の発表があった。
- 平成 18 年 5 月 1 日 在日米軍再編に係る国からの説明及び協議の要請を受けて、市長が上京し、防衛庁事務次官と協議した。
- 平成 18 年 5 月 12 日 国（広島防衛施設局）より、再編実施のための日米のロードマップの概要説明があった。
- 平成 18 年 5 月 17 日 防衛施設庁長官が来庁し、岩国基地再編案に対する懸念事項などについての説明があり、地元の理解と協力を求められた。今後とも協議を継続していくことを確認した。
- 平成 18 年 5 月 24 日 川下地区自治会連合会に対して住民説明会が開催されました。国（広島防衛施設局）から「再編実施のための日米のロードマップ」の概要や騒音の予測などについて説明があり、市からは今後の対応方針などを説明した。
- 平成 18 年 5 月 30 日 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組みについて閣議決定があった。
- 平成 18 年 6 月 2 日 6 月議会定例会冒頭で在日米軍再編問題について「諸般の報告」を行った。

その後行われた全員協議会において、国から「再編実施のための日米のロードマップ」などについて説明があり、質疑応答が行われた。

平成 18 年 6 月 6 日 市長が防衛施設庁を訪問し、施設部長と岩国基地に関する諸問題について協議を行った。

平成 18 年 6 月 30 日 市長が県庁を訪問し、知事に対し米軍再編に関する状況説明を行った。

平成 18 年 7 月 10 日 市長が上京し、外務省、防衛庁、防衛施設庁を訪問し、在日米軍再編に関しての岩国市の考え方や要望などを伝え、在日米軍再編問題に関する協議機関の設置を国に提案した。

平成 18 年 7 月 25 日 由宇地区住民に対して住民説明会が開催されました。国（広島防衛施設局）から「再編実施のための日米のロードマップ」の概要や騒音の予測などについて説明があり、質疑応答が行われた。

平成 18 年 7 月 28 日 民間空港再開にかかる要望で市長が上京しました。その際、米軍再編問題の協議機関の設置について、「具体的な目的が明確でなく、協議機関の必要性に疑問がある。したがって、これまでと同様、随時協議を進めていく。」と国から考え方が示された。

平成 18 年 7 月 31 日 東地区住民に対して住民説明会が開催された。国（広島防衛施設局）から「再編実施のための日米のロードマップ」の概要や騒音の予測などについて説明があり、質疑応答が行われた。

平成 18 年 8 月 2 日 市長が知事と面談し、米軍再編及び民間空港再開に関する状況報告をした。

平成 18 年 9 月 27 日 岩国市議会全員協議会が開催された。

平成 18 年 10 月 13 日 市長が在日米軍再編問題について記者会見をした。

平成 18 年 11 月 8 日 防衛施設庁施設部長が岩国市を来庁し、市長と会談した。

平成 18 年 12 月 1 日 市長が在日米国大使館を訪問し、在日米軍再編問題について要望した。また、要望文を駐日米国大使、在日米海軍司令官あてに送付した。

平成 19 年 1 月 11 日 市長が記者会見を開き、米軍再編への対応方針（対話に向けて）を発表した。

平成 19 年 1 月 26 日 岩国市議会全員協議会が開催され、国（広島防衛施設局長など）から在日米軍再編についての説明があり、質疑応答が行われた。

平成 19 年 2 月 9 日 市長及び議長が上京し、久間大臣、北原長官及び渡部施設部長と協議を行った。

平成 19 年 1 月 31 日～2 月 26 日 市内各地において在日米軍再編問題住民説明会が開催された。

平成 19 年 2 月 26 日 市長が広島防衛施設局長と在日米軍再編問題に関する協議を行った。

平成 19 年 3 月 23 日 岩国市議会本会議において、「在日米軍再編に係る決議」が可決された。

平成 19 年 3 月 30 日 在日米軍再編問題懇談会（第 1 回）が開催された。

平成 19 年 4 月 19 日 岩国市と広島防衛施設局との事務レベルで在日米軍再編問題に関する協議を行った。

平成 19 年 5 月 17 日 防衛施設庁から米軍岩国基地に係る米軍再編後の包括的な施設整備のマスタープランの概要説明があった。

平成 19 年 6 月 1 日 市長が防衛施設庁長官と在日米軍再編問題に関する協議を行った。

平成 19 年 6 月 6 日 市長が上京し、防衛省を訪問し、久間防衛大臣と会談した。

平成 19 年 6 月 18 日～22 日 米軍再編に係る岩国基地から築城基地への訓練移転が行われた。

平成 19 年 7 月 12 日 市長が広島防衛施設局長と在日米軍再編問題に関する協議を行った。

平成 19 年 8 月 16 日 国（広島防衛施設局）から駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（政令）の説明を受けた。関連して、平成 19 年 8 月 30 日、国（広島防衛施設局）から駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（省令）の説明を受けた。

平成 19 年 8 月 20 日 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(政令)が制定される。

平成 19 年 8 月 29 日 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則(省令)が制定される。

平成 19 年 10 月 16 日 市長が上京し、防衛省を訪問し、防衛大臣政務官、地方協力局長、地方協力局次長と会談した。

平成 19 年 10 月 25 日 去る 10 月 16 日の岩国市の提案を踏まえて、中国四国防衛局長ほかと協議をした。

平成 19 年 10 月 29 日 去る 10 月 25 日の国(中国四国防衛局)からの提案に対し、市長が電話で中国四国防衛局長に回答した。

平成 19 年 11 月 1 日 国(中国四国防衛局)から再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定について説明を受けた。

平成 19 年 11 月 28 日 市長が記者会見を行い、米軍再編に関する今後の対応方針を発表した。

平成 19 年 11 月 30 日 市長が中国四国防衛局長と在日米軍再編問題に関する協議を行った。

平成 19 年 12 月 27 日 去る 11 月 30 日の岩国市の 5 つの条件提示に基づき、中国四国防衛局長ほかと協議を行った。

平成 20 年 2 月 14 日 市長が防衛省及び外務省を訪問し、防衛大臣及び外務大臣等と就任挨拶等を行った。

平成 20 年 2 月 26 日 市長が県庁を訪問し、知事と協議を行った。

平成 20 年 2 月 29 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジェクトチームを設置した。

平成 20 年 3 月 21 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジェクトチーム会議(部会)を開催した。(第 1 回)

平成 20 年 4 月初旬 市内 8 地域の自治会連合会に市民の安心・安全に係る要望の取りまとめを口頭にて依頼した。

平成 20 年 4 月 9 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジェクトチーム会議を開催した。(第 1 回)

平成 20 年 4 月 10 日 錦町自治会連合会から米軍再編に対する要望書が提出された。

平成 20 年 4 月 30 日 玖珂地域自治会連合会から意見書が提出された。

平成 20 年 5 月 1 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジェクトチーム会議(部会)を開催した。(第 2 回)

平成 20 年 5 月 14 日 由宇地区自治会連合会から空母艦載機部隊移駐問題に伴う安心・安全対策についての要望書が提出された。

平成 20 年 5 月 16 日 国に要望する安心・安全対策の取りまとめについて、岩国市自治会連合会に文書にて依頼した。

平成 20 年 5 月 20 日 美和町自治会連合会から米軍再編に対する意見書が提出された。

平成 20 年 5 月 28 日 美川自治会連合会から米軍再編に対する要望書が提出された。

平成 20 年 5 月 28 日 川下地区連合自治会から要望書が提出された。

平成 20 年 5 月 30 日 岩国市漁業協同組合から在日米軍再編(米空母艦載機移駐)に伴う要望書が提出された。

平成 20 年 6 月 12 日 市長が知事ほかと岩国基地関連の政府要望を行った。

平成 20 年 8 月 1 日 岩国市自治会連合会から米軍再編に係る要望書が提出された。

平成 20 年 8 月 22 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジェクトチーム会議(部会)を開催した。(第 3 回)

平成 20 年 9 月 24 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジェクトチーム会議を開催した。(第 2 回)

平成 20 年 9 月 29 日 在日米軍再編に係る岩国基地への空母艦載機部隊等の移駐問題検討プロジ

	ェクトチーム会議を開催した。(第3回)
平成20年10月3日	市議会全員協議会にて、米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書(案)、海上自衛隊航空機部隊の岩国残留を求める要望書(案)及び山口県に対し協力を求める事項(案)を提示した。
平成20年10月29日	米軍岩国基地に係る安心・安全対策に関する県・市検討協議会を開催した。
平成20年10月31日	市長が米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書〔資料3(8)〕及び海上自衛隊航空機部隊の岩国残留を求める要望書を国(防衛省・外務省)に提出した。
平成20年11月19日	国(防衛省地方協力局)から米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、文書回答〔資料3(9)〕を受けた。また、県からは、山口県に対し協力を求める事項について、口頭回答があった。
平成20年12月1日	市議会全員協議会にて、米軍岩国基地に係る安心・安全対策に対する国からの回答について説明を行った。また、議員と国(中国四国防衛局長ほか)との間で質疑応答が行われた。
平成20年12月19日	市長が米軍岩国基地に係る安心・安全対策に関する今後の対応について、国(防衛省・外務省)に対し要望を行った。
平成21年1月6日	市長が岩国基地問題等に関する今後の対応について、知事と協議を行った。
平成21年2月3日	米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、中国四国防衛局及び山口県とともに、共同して問題解決を図るため、定期的に協議を行う場として岩国基地に関する協議会の確認書〔資料1(8)〕署名式が行われ、第1回岩国基地に関する協議会が開催された。
平成21年3月27日	市長が在日米軍再編に係る地域振興策に関する政府要望を行った。
平成21年6月11日	市長が知事とともに岩国基地関連の政府要望を行った。
平成21年7月14日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第2回)
平成21年7月31日	市長が長崎県佐世保市の米軍針尾住宅地区を視察し、佐世保市長と意見交換を行った。
平成21年8月10日	市長が神奈川県逗子市の米軍池子住宅地区を視察し、逗子市長と意見交換を行った。
平成21年11月16日	榛葉防衛副大臣の来庁の際、市長及び議長が本市の基地対策、米軍再編の基本方針等についての説明や岩国基地に係る再編についての政府方針等に関する要望を行った。
平成22年1月14日	国民新党役員の来庁の際、市長が本市の実情についての説明や意見交換を行った。
平成22年2月10日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第3回)
平成22年2月20日	防衛大臣及び防衛副大臣が来庁し、厚木基地の空母艦載機等の移駐については、ロードマップに定められた日米合意の方針に変更はないとの説明を受けた。
平成22年2月25日	中国四国防衛局長より「岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設に係る整備場所としない」との政府方針を示した文書回答〔資料0(0)〕を受けた。
平成22年3月24日	市議会本会議において、「米軍岩国基地に関する再編問題の検証に対する説明責任と地元への誠意ある対応を求める決議」「滑走路運用時間を午後10時までとすることを求める決議」を可決した。
平成22年3月29日	市議会全員協議会が開催され、国から防衛副大臣他が出席し、在日米軍再編について説明を行った。
平成22年4月17日	4月17日～19日の3日間、国が「在日米軍再編住民説明会」を市内7会場で開催した。

平成 22 年 5 月 17 日	5 月 1 7 日～1 8 日、市長が普天間基地の視察等のため沖縄を訪問した。
平成 22 年 5 月 29 日	岩国飛行場沖合移設事業による新滑走路の運用が開始された。
平成 22 年 8 月 11 日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第 4 回)
平成 22 年 9 月 3 日	防衛副大臣が来岩し、愛宕山開発用地の施設配置(案)について説明された。
平成 22 年 9 月 7 日	愛宕山開発用地の施設配置(案)について市議会全員協議会が開催され、国から防衛副大臣他が出席し、説明された。
平成 22 年 9 月 25 日	9 月 2 5 日～2 7 日の 3 日間、国が「愛宕山用地における施設配置(案)の住民説明会」を市内 5 会場で開催した。
平成 22 年 11 月 24 日	市長が上京し、防衛大臣、防衛副大臣、外務大臣政務官に愛宕山用地における運動施設等及び岩国基地関連の要望を行った。
平成 23 年(2011)	
平成 23 年 2 月 17 日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第 5 回)
平成 23 年 8 月 10 日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第 6 回)
平成 23 年 10 月 17 日	防衛副大臣が来岩し、H22 年 11 月の要望に対して、自衛隊の残留については「前向きに検討する。」と回答した。
平成 23 年 11 月 8 日	愛宕山用地等に関する今後の対応方針について、市議会全員協議会を開催した。
平成 23 年 11 月 12 日	1 1 月 1 2 日～1 3 日、市が「愛宕山用地に関する今後の対応方針について」の住民説明会を市内 5 会場で開催した。
平成 23 年 11 月 21 日	愛宕山用地については、国に売却する方向で県と協議を始めるとの最終方針を決定した。
平成 23 年 11 月 24 日	市長と県知事が愛宕山用地について協議を行い、4 分の 3 の区域について、国に売却する方向で諸調整を進めことを確認した。
平成 23 年 12 月 22 日	市長と県知事が愛宕山用地について協議を行い、国への売却を最終判断し、県・市の基本スタンスを担保する照会文書(3 項目)を提出することを決定した。
平成 23 年 12 月 26 日	市長と県知事が上京、防衛大臣を訪問した。国から 12 月 22 日付照会文書に対する文書回答を受けるとともに、県・市の基本スタンスを守ることを前提に愛宕山用地の売却に同意した。
平成 24 年(2012)	
平成 24 年 1 月 11 日	県及び市が県住宅供給公社に愛宕山用地の売却依頼文を提出した。
平成 24 年 1 月 29 日	岩国市長選挙において、福田現市長が再選された。
平成 24 年 2 月 13 日	市長と県知事が上京し、外務大臣及び防衛大臣を訪問し、在日米軍再編の見直しに関する要望を行った。
平成 24 年 3 月 15 日	外務大臣政務官・防衛大臣政務官が来岩し、「今年度中に愛宕山用地を買い取りたい。」旨、説明された。
平成 24 年 3 月 16 日	県及び市より、「米軍再編等に係る政府見解について」の文書照会(外務・防衛大臣宛)を行った。
平成 24 年 3 月 19 日	市長と知事、周防大島町長、和木町長が米軍再編問題等に関する協議(愛宕山用地売却の留保の解除についてなど)を行った。
平成 24 年 3 月 21 日	市議会本会議において、「米軍岩国基地のこれ以上の負担増は容認できない意見書」「日米地位協定の見直しを求める意見書」を採択した。
平成 24 年 3 月 22 日	市長と県知事が上京し、外務大臣及び防衛大臣を訪問し、去る 3 月 15 日付文書照会に対する文書回答を受けた。市長、知事は留保を解除し、売却す

	る旨伝えた。
平成 24 年 3 月 23 日	愛宕山用地に係る県住宅供給公社と国との売却契約が締結された。
平成 24 年 5 月 22 日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第 7 回)
平成 25 年(2013)	
平成 25 年 1 月 25 日	左藤防衛大臣政務官が来庁し、空母艦載機の移駐時期が 3 年遅れ、2017 年頃になる見込みと説明された。
平成 25 年 2 月 22 日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第 8 回)
平成 25 年 8 月 23 日	山口県基地関係県市町連絡協議会が中国四国防衛局長に米軍再編に関する要望を行った。
平成 25 年 10 月 3 日	日米安全保障協議委員会(2プラス2)が開催され、岩国基地関係では空母艦載機の移駐が 2017 年頃までに完了、海上自衛隊の残留の確認、KC-130 空中給油機の移駐協議を加速することなどが盛り込まれた。
平成 25 年 10 月 30 日	外務副大臣及び防衛大臣政務官が来庁し、「2+2」の共同発表の内容について説明があり、KC-130 空中給油機(15機)を 2014 年の 6 月から 9 月の間に岩国飛行場へ移駐させたいと要請された。
平成 25 年 11 月 11~13 日	KC-130 空中給油機の移駐の要請を受け、沖縄の現状の確認のため、市長が沖縄を訪問した。沖縄県知事及び宜野湾市長との意見交換、普天間基地の視察を行った。
平成 25 年 12 月 1 日	防衛大臣及び外務副大臣が来岩し、「KC-130 空中給油機の移駐へのご理解を」と市長に要請された。
平成 25 年 12 月 9 日	KC-130 空中給油機の移駐に係る市の対応について市議会全員協議会が開催された。市長が来年 6 月から 9 月に移駐されることを受け入れると表明した。
平成 25 年 12 月 14 日	副知事、市長、周防大島・和木町長が KC-130 空中給油機の移駐時期等に係る協議を行い、来年 6 月から 9 月の移駐の容認の方針を確認した。
平成 25 年 12 月 16 日	副知事、市長、周防大島・和木町長が上京し、内閣官房長官、外務・防衛両大臣に面談し、KC-130 空中給油機の移駐の容認を伝えた。
平成 25 年 12 月 27 日	沖縄県知事が普天間基地移設に係る辺野古沖の埋め立て申請を承認した。
平成 26 年(2014)	
平成 26 年 1 月 22 日	沖縄県副知事が市長を表敬訪問し、KC-130 空中給油機の移駐受け入れに感謝の意を示された。
平成 26 年 2 月 4 日	宜野湾市長が市長を表敬訪問し、KC-130 空中給油機の移駐受け入れに感謝の意を示された。
平成 26 年 2 月 21 日	岩国基地に関する協議会を開催した。(第 9 回)
平成 26 年 2 月 24 日	参議院外交防衛委員会委員(11名)が来庁し、「在日米軍再編及び我が国の防衛等に関する実情調査」を目的に市長と意見交換を行った。
平成 26 年 4 月 23 日	4 月 23 日、25 日、27 日、国による「愛宕山用地における敷地造成工事に伴う住民説明会」を市内 3 会場で開催した。
平成 26 年 5 月 27 日	外務副大臣及び防衛大臣政務官が来庁し、KC-130 空中給油機の具体的な移駐時期について説明された。
平成 26 年 6 月 23 日	市議会本会議において、「沖縄の基地負担軽減を図るための決議」が可決された。
平成 26 年 6 月 24 日	中国四国防衛局長が来庁し、KC-130 空中給油機の移駐日程等について説明された。
平成 26 年 7 月 15 日	KC-130 空中給油機の移駐が始まった。

- 平成 26 年 8 月 1 日 KC-130 空中給油機の航空機の移駐が完了した。
- 平成 26 年 8 月 26 日 KC-130 空中給油機の航空機の移駐（人員、装備を含めて）が完了した。
- 平成 26 年 8 月 27 日 市長が外務大臣と面会した。KC-130 空中給油機の移駐について、大臣が市の協力に感謝の意を示された。市長は大臣に対し、米軍機の安全運用について要請を行った。
- 平成 26 年 8 月 28 日 岩国基地で KC-130 空中給油機の体験搭乗が実施された。
- 平成 26 年 8 月 29 日 防衛大臣が来庁し、KC-130 空中給油機の移駐完了を受け、市の協力に感謝の意を示された。市長は大臣に対し、安全の確保に万全を期すよう要請を行った。
- 平成 26 年 9 月 18 日 内閣官房長官が岩国錦帯橋空港と岩国基地を視察のため来岩し、KC-130 空中給油機の移駐への感謝の意を市長に述べた。
- 平成 27 年(2015)
- 平成 27 年 2 月 4 日 岩国基地に関する協議会を開催した。(第 10 回)
- 平成 27 年 2 月 21 日 岩国市民会館において、中国四国防衛局が「愛宕山用地における施設整備計画に伴う説明会」を開催した。

(4) 愛宕山用地における施設整備について

※住民説明会資料（平成27年2月21日開催）をもとに記述

1. 施設整備の概要

【基本的な考え方について】

- 愛宕山用地は、在日米軍再編に関連した施設の用地として取得
- 整備する施設やその配置については、地元の意向を十分考慮
- 家族住宅については、できる限り岩国飛行場内に整備

【施設配置について】

- 家族住宅（1,060戸程度）のうち1/4（270戸程度）のみ愛宕山用地に整備
 - ※残り3/4は（790戸程度）は岩国飛行場内に整備
- 家族住宅は、周辺地域からの景観に配慮し、低層により整備
- 野球場、400mトラック等の運動施設を整備し、日米友好親善を目的に住民の利用も可能
- 運動施設エリアへの立ち入りは、開門の間、原則自由（身分証のチェックなし）
- 愛宕山用地内の緑地の保全及び緑化に努めるなど環境に配慮

【運動施設エリアの概要について】

○施設の概要

<運動施設>

- ・400mトラック、サッカー場
- ・野球場
- ・ソフトボール場
- ・バスケットボールコート
- ・バレーボールコート
- ・テニスコート

<コミュニティセンター（日米交流文化センター）>

- ・各種イベント、交流事業（カルチャー教室等）に利用可能
- ・市民利用時の窓口を設置

<その他>

- ・駐車場を整備

- ・外周のフェンスは普通のフェンス（有刺鉄線なし）

○市民利用の概要

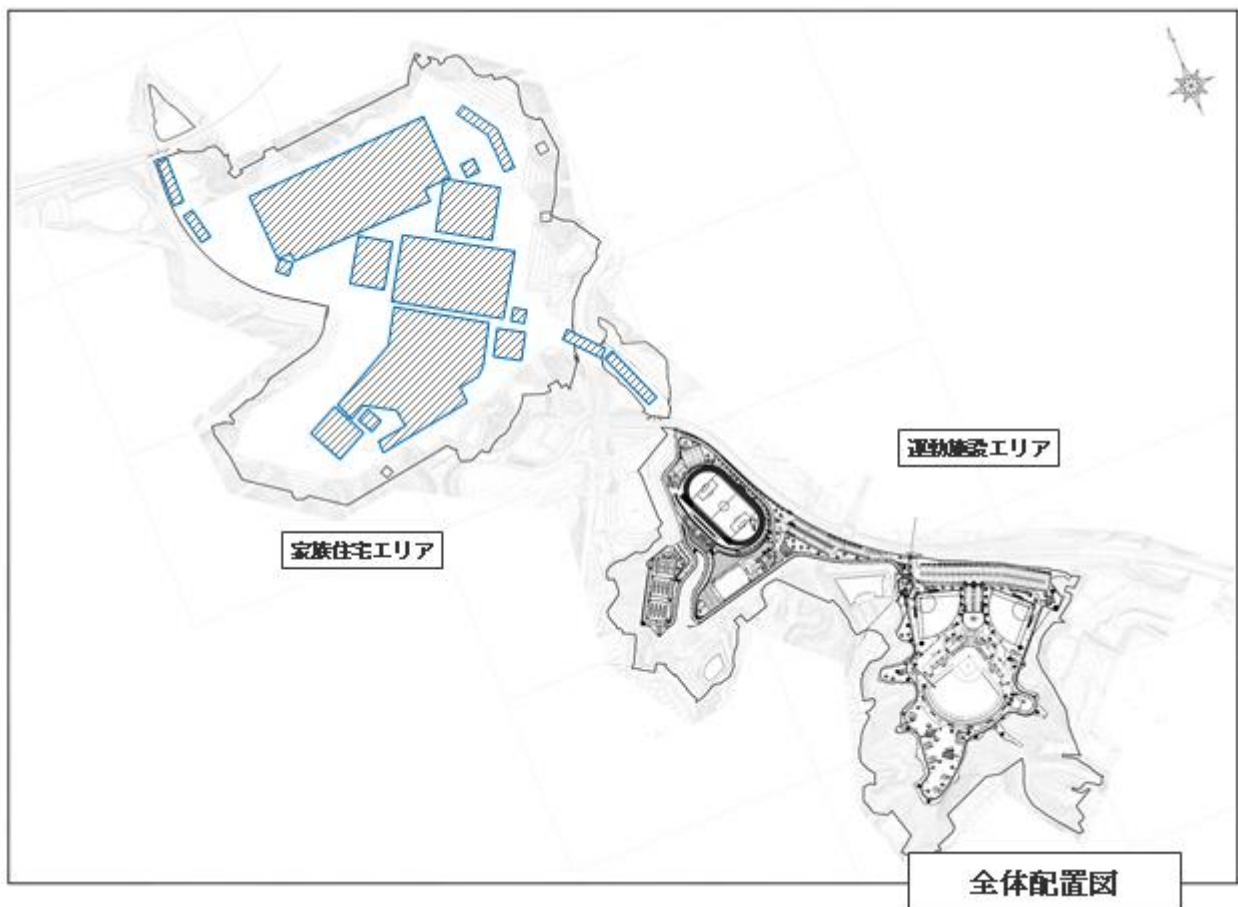
<運動施設エリアへの立ち入り>

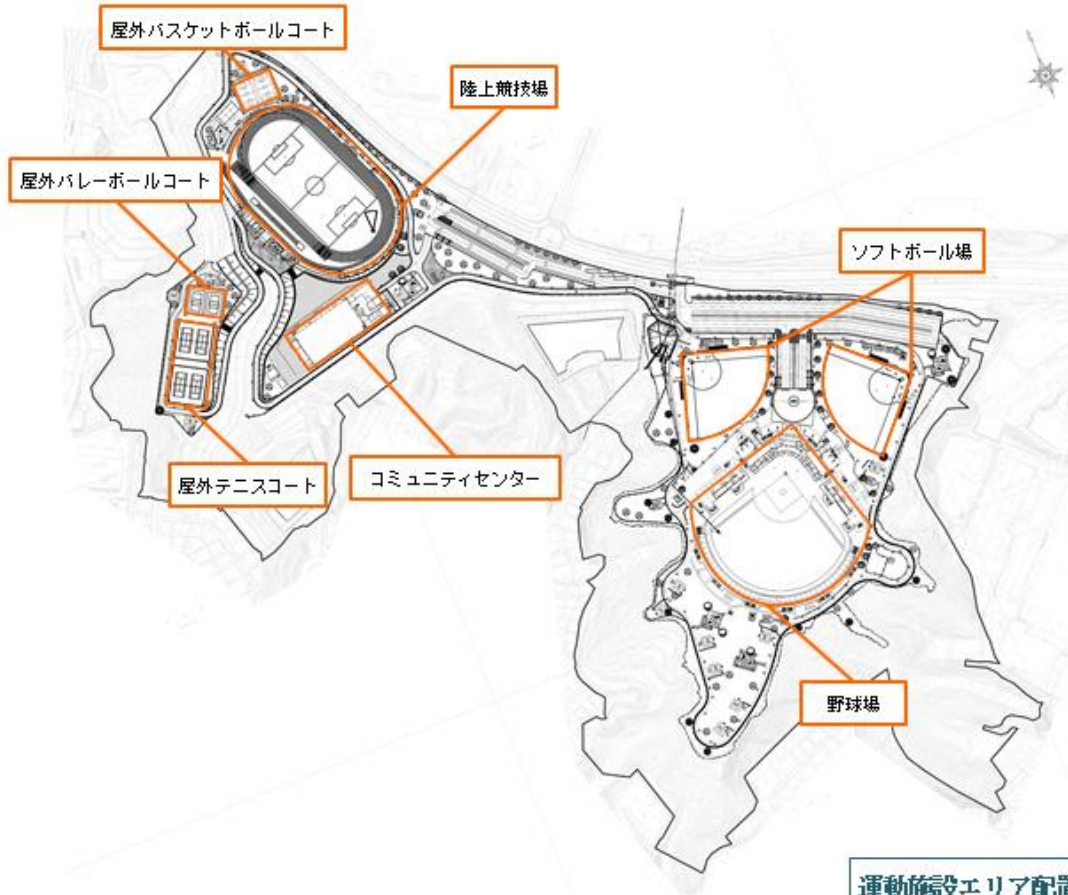
- ・開門時間 朝から夕方
- ・原則として立入は自由（身分証のチェックはなし）

<施設の利用方法>

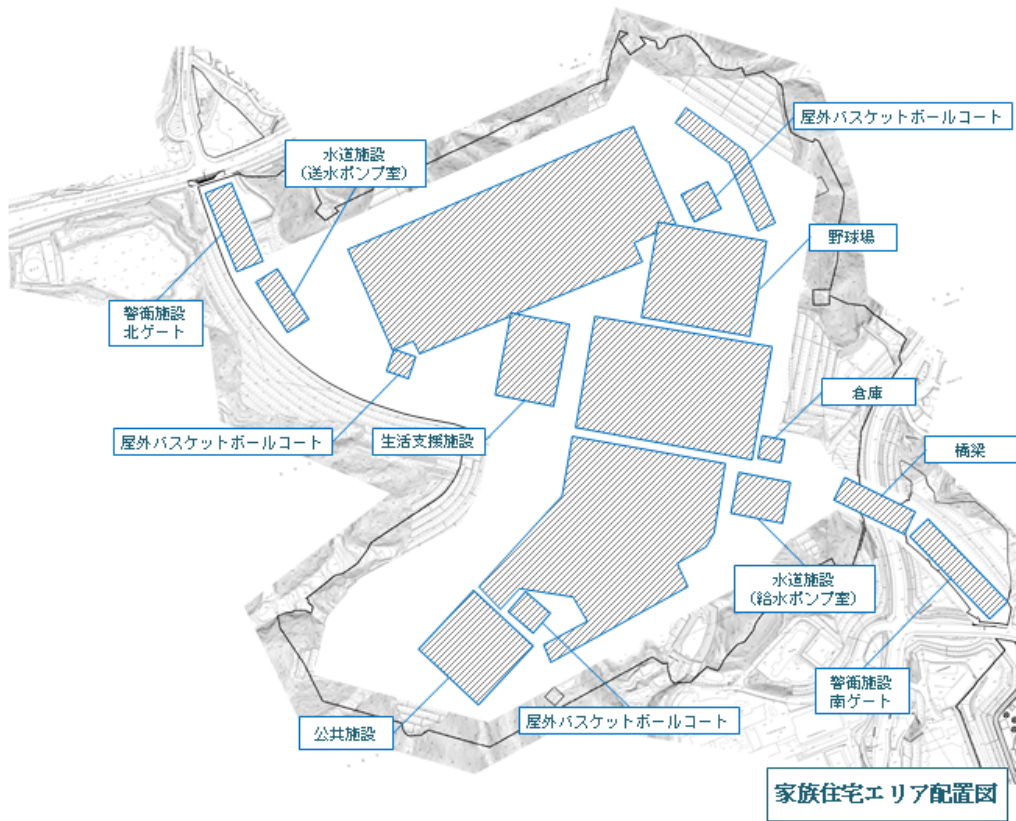
- ・市民は、岩国市（又は市が指定する団体）に利用申請
- ・岩国市（又は市が指定する団体）が現地米軍と調整
- ・運動施設の利用時は、コミュニティセンターの窓口に出

※運動施設の利用の詳細については、今後、現地米軍と岩国市との間で調整





運動施設エリア配置図



家族住宅エリア配置図

2. 主な施設整備の進捗状況と今後のスケジュール（平成27年2月末現在）

平成26年10月に実施設計が終了し、平成27年5月頃までに敷地造成工事が完了の予定となっている。平成27年2月21日、中国四国防衛局による住民説明会が岩国市民会館において開催され、運動施設エリア及び家族住宅エリアで整備する施設の概要並びに今後のスケジュールについて説明があった。

施設名等	2014	2015	2016	2017
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
造成				
橋梁				
給排水管等				
野球場				
陸上競技場				
コミュニティセンター				
家族住宅				

(注) 本資料の内容は、変更が生じる場合がある。

凡例 : 発注済 : 平成27年度以降計画







6 基地周辺の生活環境の整備

(1) 基地周辺整備事業

防衛施設の設置・運用に起因して、周辺住民の生活や事業活動に障害を与えることがあるため、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とした「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が昭和41年7月に制定され、この法律に基づき周辺の整備事業が各種実施されてきたが、都市化の進展、住民の生活環境保全に対する意識の高揚等に伴い、この法律では十分な対応ができなくなったため、抜本的に強化改善された「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」〔資料2(4)〕が、昭和49年6月に制定された。

ア 障害防止工事の助成（法第3条）

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第3条に基づき、次の事業に対し、その費用の全部又は一部が国から補助される。

- ① 重車両の頻繁な使用、防衛施設の整備のための土地等の形質の著しい変更等により生じる障害を防止又は軽減するために、農・漁業用施設、道路、河川、水道、下水道等について必要な工事を行うとき。
- ② 米軍（自衛隊を含む）の航空機の離着陸等による騒音を防止又は軽減するために、学校、病院等について必要な工事を行うとき。



門前町排水機場

表6-1 補助金額一覧表

(単位：千円)

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費 補助額	事業費 補助額	事業費 補助額	事業費 補助額	事業費 補助額	事業費 補助額	事業費 補助額
東小学校	520,971						520,971
	449,272						449,272
" (講堂)	35,618						35,618
	29,456						29,456
東中学校	406,944						406,944
	374,324						374,324
" (講堂)	236,017						236,017
	212,552						212,552
川下小学校	478,223						478,223
	426,736						426,736
" (講堂)	236,922						236,922
	210,520						210,520
川下中学校	454,943						454,943
	413,829						413,829
" (講堂)	63,606						63,606
	54,609						54,609
愛宕小学校	385,735						385,735
	343,634						343,634
" (講堂)	14,298						14,298
	13,965						13,965
装港小学校	171,237						171,237
	151,682						151,682
" (講堂)	9,848						9,848
	7,928						7,928
灘小学校	215,437						215,437
	161,006						161,006
" (講堂)	24,979						24,979
	24,979						24,979
灘中学校	147,933						147,933
	134,976						134,976
" (講堂)	182,073						182,073
	137,161						137,161
麻里布小学校	717,940						717,940
	658,489						658,489
" (講堂)	58,284						58,284
	34,488						34,488
麻里布中学校	215,831						215,831
	162,634						162,634
" (講堂)	173,845						173,845
	119,029						119,029

中洋小学校	155,284					155,284
	118,841					118,841
中洋小学校（講堂）	98,489					98,489
	76,881					76,881
通津小学校	198,099					198,099
	146,228					146,228
〃（講堂）	14,435					14,435
	14,182					14,182
通津小学校 通西分校	28,429					28,429
	21,265					21,265
通津中学校	134,393					134,393
	100,971					100,971
〃（講堂）	14,677					14,677
	14,642					14,642
岩国小学校	389,191					389,191
	270,408					270,408
〃（講堂）	12,948					12,948
	12,524					12,524
岩国中学校	164,827					164,827
	142,051					142,051
〃（講堂）	69,553					69,553
	53,388					53,388
平田小学校	186,774					186,774
	185,821					185,821
〃（講堂）	147,697					147,697
	114,276					114,276
平田中学校	62,756					62,756
	61,408					61,408
〃（講堂）	34,459					34,459
	34,141					34,141
小瀬小学校	107,654					107,654
	80,876					80,876
柱島小・中学校	189,617					189,617
	136,055					136,055
端島小・中学校	95,248					95,248
	69,649					69,649
黒島小・中学校	54,902					54,902
	41,115					41,115
ひがし保育園	88,165					88,165
	54,174					54,174
かわしも保育園	34,458					34,458
	31,342					31,342
くろいそ保育園	12,792					12,792
	12,792					12,792
えきまえ保育園	11,989					11,989
	11,977					11,977

騒音防止事業 小計	7,057,520	0	0	0	0	0	7,057,520
	5,926,276	0	0	0	0	0	5,926,276
川下地区排水施設 (川下ポンプ場・三角町)	34,517						34,517
	34,334						34,334
基地周辺防止対策 (三角町)	28,577						28,577
	28,577						28,577
川下地区排水路 (中津ポンプ場)	172,677						172,677
	169,397						169,397
愛宕通信所 周辺排水路	274,763						274,763
	239,131						239,131
中津用排水路	27,254						27,254
	22,302						22,302
川下地区排水路	9,657,083						9,657,083
	8,209,989						8,209,989
中津ポンプ場 排水施設	1,212,710						1,212,710
	1,212,710						1,212,710
愛宕地区排水	2,505,423	37,172	0	54,766	183,403	206,341	2,987,105
	2,008,488	29,736	0	25,090	130,060	130,057	2,323,431
排水施設整備事業 小計	13,913,004	37,172	0	54,766	183,403	206,341	14,394,686
	11,924,928	29,736	0	25,090	130,060	130,057	12,239,871
向今津2号線 (向今津連帆線)	88,838						88,838
	80,400						80,400
車34号線 (今津飛行場線)	52,138						52,138
	33,119						33,119
道路整備事業 小計	140,976	0	0	0	0	0	140,976
	113,519	0	0	0	0	0	113,519
3条合計	21,111,500	37,172	0	54,766	183,403	206,341	21,593,182
	17,964,723	29,736	0	25,090	130,060	130,057	18,279,666

イ 住宅防音工事の助成（法第4条）

移転の補償等（法第5条）

緑地帯の整備等（法第6条）

これらはいずれも、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、飛行場の周辺を航空機騒音の被害の度合により、第一種（WECPNL75以上）、第二種（WECPNL90以上）、第三種（WECPNL95以上）と区域を指定し、第一種区域内は住宅の防音工事の助成を、第二種区域は土地の買入れ及び移転補償を、それぞれ権利者の希望により国が行い、第三種区域は緑地帯等の緩衝地帯

とされている。(図6-1)

※平成25年4月1日以降に各区域を指定する際には新たな評価指標で指定される。

◇ 住宅防音工事

国が指定する第一種区域(75W以上)に所在する住宅(区域指定の際に所在する住宅)で、居住のために使われている建物を対象とする。

1) 新規防音工事

初めて行う住宅防音工事で、世帯人員に応じて2居室以内の居室を対象とする。

(平成21年度まで実施され、その後は一挙防音工事で実施)

2) 追加防音工事

新規防音工事を実施した住宅を対象に行い、世帯人員に応じ5居室を限度として、家族数+1居室から新規防音工事で実施した居室数を除いた居室数までを対象とする。

3) 一挙防音工事

初めて行う防音工事で世帯人員に応じ5居室を限度として、家族数+1居室までの居室数
を対象とする。

4) 防音区画改善工事

バリアフリー対応住宅等¹⁾を対象として、世帯人員が4人以下は5居室まで、5人以上は
世帯人員に1を加えた居室数を対象とする。

5) 外郭防音工事

住宅全体を対象に行う工事であり85W以上の区域で、初めて防音工事を行う住宅、新規防
音工事を実施した住宅及び一挙防音工事又は追加防音工事が完了してから10年以上経過
した住宅を対象とする。また、75W~85Wの区域において、初めて防音工事を行う鉄筋コ
ンクリート造の集合住宅も対象とする。

6) その他

◇ 建替防音工事

第一種区域を指定の際に所在する住宅が建て替えられ、代替性・継続性が認められ、次
に掲げるいずれかの要件を備える住宅を対象とする。

ただし、従前の住宅が防音工事済みである場合は、防音工事後10年以上経過した住宅を
対象とする。

① 老朽化に伴う建替住宅

② 地震、台風等の災害又は火災等(従前の住宅の滅失時における所有者又は当該従前の
住宅に関する所有権以外の権利を有する者の責めに帰すことのできない事由に限る)
による滅失又は損壊に伴う建替住宅

③ 都市計画法第11条第1項各号に掲げる都市施設の整備又は同法第12条第1項各号に
掲げる市街地開発事業の実施による移転に伴う建替住宅

④ 環境整備法第5条第1項による移転(第1種区域への移転が社会生活上止むを得ない

と認められるものに限る。)に伴う建替住宅

⑤ 経年の生活様式の変化に伴う建替住宅

◇空気調和機器機能復旧工事

住宅防音工事により設置した空気調和機器（換気設備及び冷暖房機）で、工事完了の日から10年以上経過し、その機能の全部または一部を保持していないものを対象として、その機能を復旧する工事であり、補助率は90%となる。ただし、補助金の交付を受ける者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者などである場合の補助率は100%となる。

◇防音建具機能復旧工事

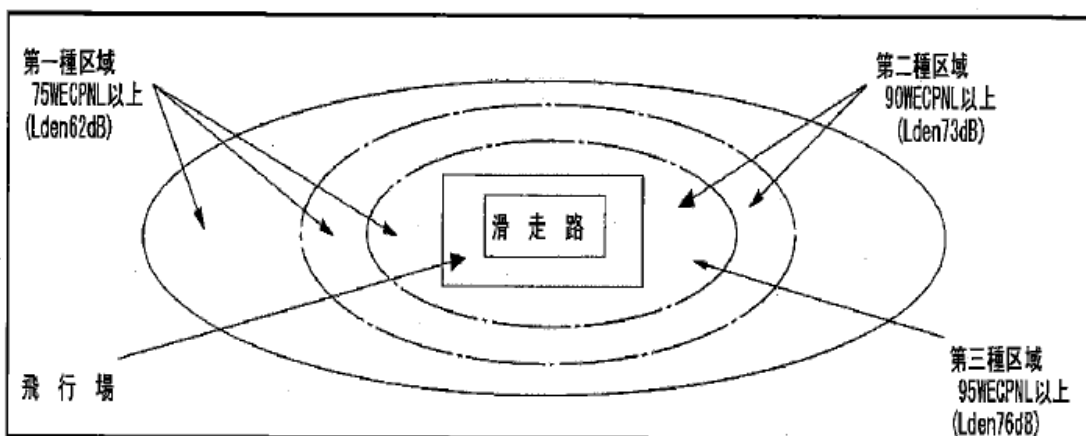
住宅防音工事により設置した外部開口部の防音建具が、工事完了の日から10年以上経過し、その機能の全部または一部を保持していない場合、その機能を復旧する工事で、補助率は100%となる。

1) バリアフリー対応住宅等

※1 バリアフリー対応住宅：住宅内の段差等の障害を除く、又は廊下等に手摺り等の補助器具を設置するなど障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅。

※2 フレックス対応住宅：浴室、便所、台所等の設備のある部分を除いた居室部分の区画が、可動式の間仕切りにより、家族構成あるいは生活様式の変化に伴う必要性に応じて自由に変えられる住宅。

図6-1



※Ldenは、平成25年4月1日以降の区域指定に適用

図6-2 岩国飛行場に係る防音工事指定区域及び環境基準類型指定図

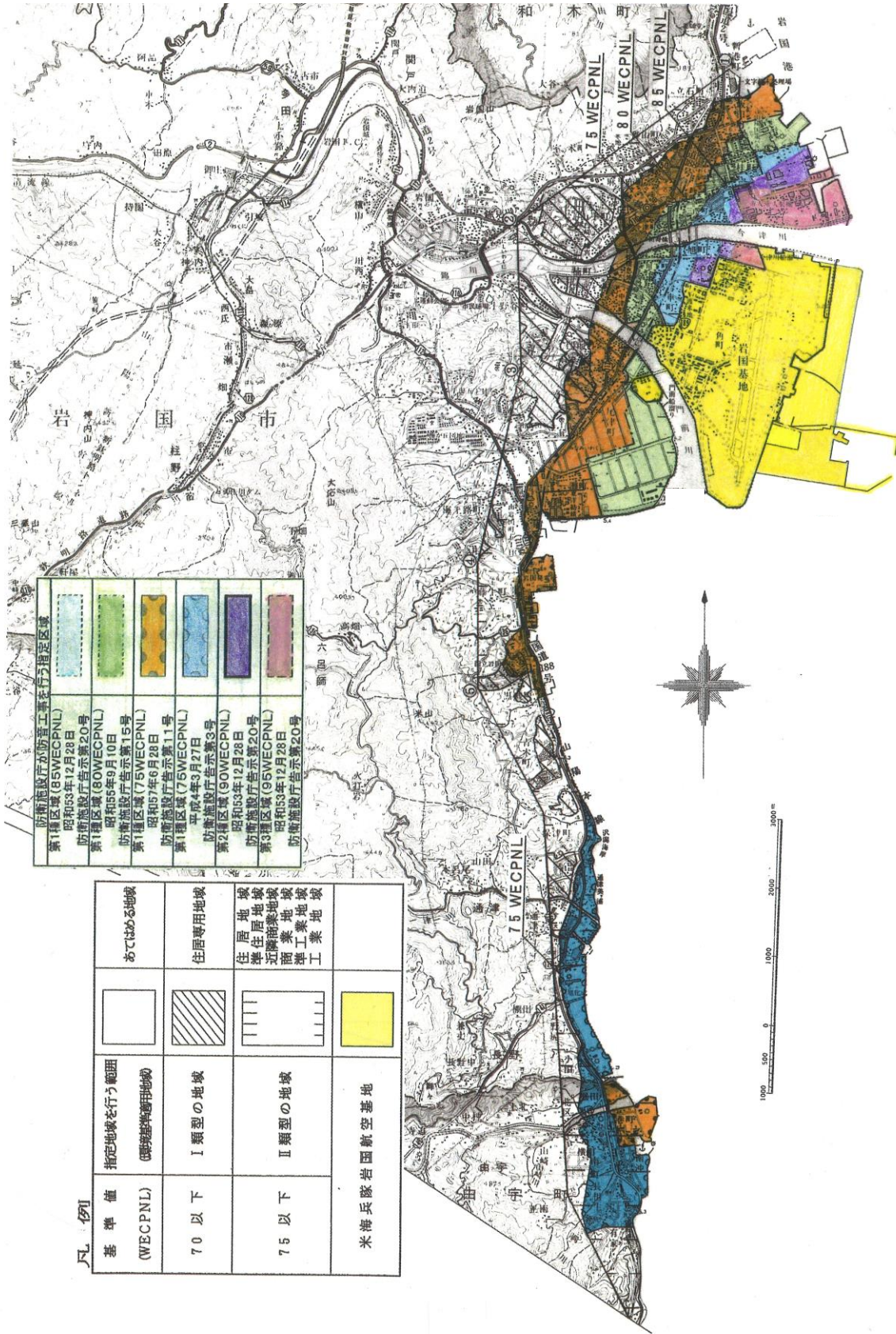


表6-2 住宅防音工事実施状況

年度	防音工事 区 分	施 工 世帯数 (世帯)	事業費 (百万円)	地区別施工世帯数(世帯)								
				東	川下	愛宕	今津 山手	麻里布 立 石	灘	通津	由宇	
昭和 50	本体	新 規	72	101	0	72	0	0	0	0	0	0
		追 加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 51	本体	新 規	219	302	94	125	0	0	0	0	0	0
		追 加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 52	本体	新 規	403	535	120	283	0	0	0	0	0	0
		追 加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 53	本体	新 規	797	1,166	371	426	0	0	0	0	0	0
		追 加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 54	本体	新 規	1,031	1,693	504	447	80	0	0	0	0	0
		追 加	20	70	1	19	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 55	本体	新 規	959	1,586	597	342	17	3	0	0	0	0
		追 加	138	383	52	86	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 56	本体	新 規	1,035	1,711	444	438	2	151	0	0	0	0
		追 加	359	1,133	128	231	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 57	本体	新 規	1,227	1,791	463	444	203	117	0	0	0	0
		追 加	476	1,418	262	214	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 58	本体	新 規	1,015	1,371	204	221	288	283	6	0	0	13
		追 加	400	1,133	230	170	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 59	本体	新 規	1,066	1,317	312	153	400	115	57	0	0	29
		追 加	280	760	144	136	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

年度	防音工 事 区 分	施 工 世帯数 (世帯)	事業費 (百万円)	地区別施工世帯数(世帯)								
				東	川下	愛宕	今津 山手	麻里布 立 石	灘	通津	由宇	
昭和 60	本体	新 規	971	1,295	109	113	172	131	396	0	0	50
		追 加	226	778	71	155	0	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 61	本体	新 規	916	1,215	92	93	108	244	188	151	0	40
		追 加	309	997	106	187	16	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 62	本体	新 規	974	1,212	103	63	170	164	165	269	0	40
		追 加	354	1,028	100	203	51	0	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和 63	本体	新 規	843	1,034	16	23	263	34	117	352	0	38
		追 加	392	1,157	236	112	6	38	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
平成 元	本体	新 規	427	554	41	26	122	42	129	61	0	6
		追 加	519	1,522	156	297	4	62	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	20	7	6	14	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
平成 2	本体	新 規	284	304	85	19	43	11	112	14	0	0
		追 加	224	658	68	135	11	10	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	61	23	27	34	0	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
平成 3	本体	新 規	81	114	23	14	10	11	18	2	0	3
		追 加	404	837	118	140	99	47	0	0	0	0
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	68	23	29	34	5	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
平成 4	本体	新 規	276	409	2	7	11	8	10	0	119	119
		追 加	547	1,060	117	139	161	114	8	0	0	8
		一 拳	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	73	23	34	32	7	0	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
平成 5	本体	新 規	650	905	6	4	48	1	11	3	389	188
		追 加	163	391	40	43	42	26	4	0	0	8
		一 拳	1	6	1	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	101	37	42	51	1	7	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
平成 6	本体	新 規	261	410	3	8	3	1	2	1	56	187
		追 加	510	959	81	85	221	64	49	0	0	10
		一 拳	4	15	0	4	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	104	33	44	47	2	11	0	0	0	0	
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

年度	防音工事 区 分	施 工 世帯数 (世帯)	事業費 (百万円)	地区別施工世帯数(世帯)								
				東	川下	愛宕	今津 山手	麻里布 立 石	灘	通津	由宇	
平成 7	本体	新 規	232	342	5	11	9	2	9	3	4	189
		追 加	505	984	15	58	130	119	105	68	0	10
		一 拳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	110	39	44	62	1	3	0	0	0	0	0
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 8	本体	新 規	153	218	6	4	27	4	11	3	3	95
		追 加	503	974	23	46	86	121	55	91	0	81
		一 拳	4	12	2	2	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	98	33	44	51	0	2	1	0	0	0	0
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 9	本体	新 規	68	142	14	35	1	6	0	1	3	8
		追 加	661	1,491	9	13	145	50	25	246	0	173
		一 拳	1	9	1	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	158	48	65	90	3	0	0	0	0	0	0
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 10	本体	新 規	175	297	48	71	10	7	4	9	5	21
		追 加	829	1,894	107	50	186	63	72	182	0	169
		一 拳	6	27	2	2	1	1	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	435	152	212	200	9	14	0	0	0	0	0
建具復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成 11	本体	新 規	130	239	36	6	8	9	10	9	26	26
		追 加	653	1,412	38	39	125	18	35	19	264	115
		一 拳	35	188	9	26	0	0	0	0	0	0
		その他	8	43	4	4	0	0	0	0	0	0
	空調復旧	481	131	197	133	77	67	4	0	0	0	3
建具復旧	27	14	0	27	0	0	0	0	0	0	0	
平成 12	本体	新 規	125	244	17	15	5	7	34	1	23	23
		追 加	531	1,047	37	61	45	19	23	17	199	130
		一 拳	127	693	77	42	6	2	0	0	0	0
		その他	19	92	6	12	0	0	0	1	0	0
	空調復旧	606	185	172	230	73	67	56	4	0	0	4
建具復旧	46	30	17	28	0	1	0	0	0	0	0	
平成 13	本体	新 規	92	187	26	7	6	22	12	1	3	15
		追 加	178	357	28	12	21	12	19	11	25	50
		一 拳	173	827	142	24	3	4	0	0	0	0
		その他	15	62	4	7	1	0	2	1	0	0
	空調復旧	597	179	147	182	101	66	76	21	0	0	4
建具復旧	61	30	19	39	3	0	0	0	0	0	0	
平成 14	本体	新 規	221	401	29	46	47	22	47	16	5	9
		追 加	141	277	12	8	34	4	11	3	11	58
		一 拳	115	478	75	24	4	12	0	0	0	0
		その他	16	65	6	8	0	0	0	2	0	0
	空調復旧	468	164	135	165	65	27	37	37	0	0	2
建具復旧	80	45	20	60	0	0	0	0	0	0	0	
平成 15	本体	新 規	90	148	36	9	11	7	17	4	2	4
		追 加	153	286	10	21	43	17	8	13	10	31
		一 拳	188	608	41	29	44	12	19	7	0	36
		その他	15	51	2	10	2	0	0	0	0	0
	空調復旧	347	97	70	106	66	27	16	58	0	0	4
建具復旧	95	45	41	54	0	0	0	0	0	0	0	
平成 16	本体	新 規	46	83	19	8	4	6	4	2	1	2
		追 加	107	218	12	26	15	6	17	3	8	20
		一 拳	126	438	38	30	13	18	14	3	2	8
		その他	48	232	21	19	8	0	0	0	0	0
	空調復旧	348	92	69	84	93	39	16	41	0	0	6
建具復旧	21	24	7	14	0	0	0	0	0	0	0	

年度	防音工事 区 分	施 工 世帯数 (世帯)	事業費 (百万円)	地区別施工世帯数(世帯)								
				東	川下	愛宕	今津 山手	麻里布 立 石	灘	通津	由宇	
平成 17	本体	新 規	57	98	3	3	3	5	38	3	1	1
		追 加	103	167	41	43	5	3	0	4	1	6
		一 拳	38	174	5	10	8	6	4	2	0	3
		その他	74	316	28	44	2	0	0	0	0	0
	空調復旧	735	217	207	193	101	104	30	43	31	26	
建具復旧	223	371	106	110	6	1	0	0	0	0		
平成 18	本体	新 規	38	76	10	4	10	3	7	2	2	0
		追 加	129	215	50	41	13	2	16	1	2	4
		一 拳	87	304	23	26	13	12	7	2	0	4
		その他	81	322	41	35	3	0	0	1	0	1
	空調復旧	564	122	114	155	97	67	49	38	31	13	
建具復旧	163	214	95	66	1	0	0	0	1	0		
平成 19	本体	新 規	14	31	0	0	6	0	6	2	0	0
		追 加	48	102	9	5	12	8	3	3	4	4
		一 拳	56	152	13	5	12	14	10	2	0	0
		その他	115	447	42	70	0	0	2	0	0	1
	空調復旧	383	89	89	120	45	51	28	22	15	13	
建具復旧	59	90	20	34	5	0	0	0	0	0		
平成 20	本体	新 規	22	30	14	2	1	3	1	1	0	0
		追 加	38	91	5	10	5	12	4	0	1	1
		一 拳	38	146	15	5	7	2	7	1	1	0
		その他	234	841	121	110	0	1	0	1	1	0
	空調復旧	211	48	47	63	26	27	12	15	9	12	
建具復旧	110	172	52	54	3	1	0	0	0	0		
平成 21	本体	新 規	48	69	19	3	3	5	12	1	1	4
		追 加	90	167	23	14	15	7	18	6	1	6
		一 拳	99	324	36	9	21	8	13	5	0	7
		その他	146	528	107	21	4	4	2	4	0	4
	空調復旧	528	132	114	162	65	31	30	58	32	36	
建具復旧	1,170	1,535	334	456	138	105	32	57	5	43		
平成 22	本体	新 規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		追 加	75	106	21	16	18	9	0	3	3	5
		一 拳	68	190	18	14	17	8	0	3	3	5
		その他	105	323	31	38	13	8	2	6	0	7
	空調復旧	809	206	132	168	120	72	33	97	44	143	
建具復旧	589	710	120	151	68	64	40	71	17	58		
平成 23	本体	新 規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		追 加	43	89	7	4	9	6	2	2	2	11
		一 拳	76	240	11	28	10	3	0	11	6	7
		その他	73	224	10	8	15	5	6	11	2	16
	空調復旧	797	193	144	136	122	73	53	65	59	145	
建具復旧	485	575	58	72	101	53	28	70	31	72		
平成 24	本体	新 規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		追 加	65	124	21	14	5	6	10	3	4	2
		一 拳	55	137	13	13	13	2	8	2	4	0
		その他	62	185	16	16	5	2	1	4	8	10
	空調復旧	400	109	71	83	47	14	23	26	44	92	
建具復旧	383	482	44	71	96	18	26	48	13	67		
平成 25	本体	新 規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		追 加	59	122	12	13	8	9	5	6	2	4
		一 拳	123	403	33	25	22	4	9	23	1	6
		その他	100	288	17	33	12	9	0	8	8	13
	空調復旧	1,167	343	342	221	150	87	55	71	76	165	
建具復旧	999	1,429	207	215	146	46	37	85	78	185		

年度	防音工事 区 分	施 工 世帯数 (世帯)	事業費 (百万円)	地区別施工世帯数(世帯)								
				東	川下	愛宕	今津 山手	麻里布 立 石	灘	通津	由宇	
合計	本体	新 規	15,018	21,630	3,871	3,545	2,091	1,424	1,423	911	643	1,110
		追 加	10,232	24,407	2,390	2,846	1,531	852	489	681	537	906
		一 挙	1,422	5,375	557	318	194	108	91	61	17	76
		その他	1,111	4,019	456	435	65	29	15	39	19	53
	空調復旧	9,669	2,725	2,597	2,816	1,276	856	519	596	341	668	
	建具復旧	4,511	5,766	1,140	1,451	567	289	163	331	145	425	

- (注) 1 「合計」欄の「事業費(百万円)」は、四捨五入しているため符合しない場合がある。
2 「新規」とは、2居室を上限に実施する防音工事である。(平成22年度に廃止)
3 「追加」とは、「新規」を実施した住宅を対象に、残りの居室に実施する防音工事である。
4 「一挙」とは、「新規」と「追加」の居室分を同時に実施する防音工事である。
5 「その他」とは、「追加」又は「一挙」を実施した住宅を対象に、残りの居室に実施する防音工事である。□
また、過去に防音工事を実施した住宅を建て替えた場合等に実施する防音工事である。
6 保津地区は、通津地区に含む。

◆告示後住宅の住宅防音工事について

告示後住宅の防音工事については、第一種区域のうち80W以上の区域内において、平成4年3月28日から平成23年9月20日までに建築された住宅が対象となった。

表6-3 告示後住宅防音工事実施状況

年度	防音工事 区 分		施 工 世帯数 (世帯)	事業費 (百万 円)	地区別施工世帯数(世帯)			
					東	川下	愛宕	今津 山手
平成24	本体	一挙	268	1,482	98	139	28	3
平成25	本体	一挙	80	348	28	20	2	30
合計	本体	一挙	348	1,830	126	159	30	33

(注) 「一挙」とは、「新規」と「追加」の居室分を同時に実施する防音工事である。

表6-4 岩国飛行場周辺移転補償等実績

年度	建物移転補償 戸数(戸)	不動産(土地) 購入面積(m ²)	年度	建物移転補償 戸数(戸)	不動産(土地) 購入面積(m ²)
昭和43	2	14,696	平成4	0	0
44	6	23,149	5	0	1,915
45	0	1,865	6	1	2,040
46	1	1,713	7	0	1,540
47	0	0	8	0	0
48	2	1,131	9	0	2,186
49	0	0	10	0	413
50	1	415	11	0	0
51	0	0	12	7	1,635
52	0	0	13	0	1,740
53	0	0	14	0	0
54	0	0	15	0	506
55	2	442	16	0	787
56	0	901	17	0	0
57	0	610	18	0	0
58	0	0	19	0	0
59	0	547	20	0	0
60	0	287	21	0	0
61	1	0	22	0	0
62	0	0	23	0	0
63	0	0	24	0	0
平成元	0	41	25	0	0
2	0	4,997	計	23	63,556
3	0	0			

ウ 民生安定施設の助成（法第8条）

防衛施設の設置又は運用により、周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される時、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定となる施設の整備をする場合、その費用の一部が補助される。

本市としては、この助成は比較的高率補助であり、政策的事業にも活用され、最近では、公園、供用会館等の事業及び市道整備が実施されている。



今津町第三街区公園



防災センター工事

表6-5 民生安定施設の助成（法第8条）

（単位：千円）

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
川下供用会館	60,033						60,033
	36,950						36,950
〃 (リニューアル事業)	1,848	3,792	30,713				36,353
	1,848	973	28,494				31,315
東供用会館	50,766						50,766
	29,550						29,550
〃 (リニューアル事業)	2,032		10,398	28,484			40,914
	2,032		6,970	25,490			34,492
愛宕供用会館	70,345						70,345
	32,350						32,350
〃 (リニューアル事業)	2,045						2,045
	2,045						2,045

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
装港供用会館	70,889						70,889
	32,350						32,350
連帆野地供用会館	29,253						29,253
	13,600						13,600
平田供用会館	72,110						72,110
	48,150						48,150
楠供用会館	43,937						43,937
	29,879						29,879
〃 (リニューアル事業)	1,413				3,244	29,872	34,529
	1,413				603	19,497	21,513
川西供用会館	65,016						65,016
	34,079						34,079
海土路供用会館	43,892						43,892
	33,700						33,700
〃 (リニューアル事業)	29,666						29,666
	26,557						26,557
装束供用会館	27,294						27,294
	16,244						16,244
車供用会館	43,446						43,446
	33,700						33,700
〃 (リニューアル事業)	30,944						30,944
	27,624						27,624
寿供用会館	27,661						27,661
	13,100						13,100
〃 (リニューアル事業)	3,663	20,169					23,832
	2,895	12,663					15,558
室の木中供用会館	27,297						27,297
	17,647						17,647
車中央供用会館	26,444		4,592				31,036
	14,500		3,147				17,647
灘供用会館	114,471						114,471
	67,800						67,800
室の木供用会館	24,661						24,661
	16,200						16,200
中津供用会館	27,365						27,365
	16,200						16,200

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
川口供用会館	27,032						27,032
	16,200						16,200
尾津供用会館	27,544						27,544
	17,200						17,200
通津供用会館	110,076						110,076
	72,000						72,000
門前供用会館	34,334						34,334
	17,300						17,300
錦見供用会館	78,295						78,295
	44,900						44,900
今津供用会館	27,435						27,435
	17,300						17,300
中洋供用会館	68,005						68,005
	44,200						44,200
平田東供用会館	67,644						67,644
	44,200						44,200
牛野谷供用会館	69,340						69,340
	44,200						44,200
柱島供用会館	30,493						30,493
	17,000						17,000
三笠供用会館	73,003						73,003
	46,200						46,200
南岩国供用会館	71,340						71,340
	45,500						45,500
岩国供用会館	85,243						85,243
	45,500						45,500
小瀬供用会館	92,228						92,228
	45,500						45,500
山手供用会館	37,013						37,013
	17,800						17,800
室の木東供用会館	76,993						76,993
	49,300						49,300
中央公民館	245,699						245,699
	117,800						117,800
図書館	43,818						43,818
	33,984						33,984

事業名 (工事箇所等)	H20 年度以前	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	合 計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
市民会館	1,586,628						1,586,628
	410,046						410,046
市庁舎 (水道局)	100,470						100,470
	33,923						33,923
養護老人ホーム	200,944						200,944
	113,319						113,319
保健相談センター	303,767						303,767
	159,400						159,400
錦川地区体育館	109,182						109,182
	69,900						69,900
岩国総合体育館	4,111,169						4,111,169
	411,040						411,040
民生安定施設 整備事業小計	8,574,186	23,961	45,703	28,484	3,244	29,872	8,705,450
	2,484,125	13,636	38,611	25,490	603	19,497	2,581,962
門前1号線 (牛野谷送信所線)	19,043						19,043
	14,794						14,794
菊池1号線 (菊池送信所線)	7,464						7,464
	5,598						5,598
中津18号線 (中津16号線)	1,474						1,474
	1,470						1,470
向今津2号線	44,662						44,662
	31,935						31,935
東麻里布69号線	51,800						51,800
	40,057						40,057
向今津15号線	20,730						20,730
	16,452						16,452
帝人海岸線	10,580						10,580
	7,935						7,935
東9号線	37,421						37,421
	29,822						29,822
東麻里布18号線	89,806						89,806
	70,961						70,961
東麻里布79号線 (地下道)	309,067						309,067
	247,006						247,006

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
車14号線	92,424						92,424
	73,014						73,014
門前町39号線ほか1 (旧尾津1号線)	57,101						57,101
	44,849						44,849
東麻里布64号線	54,996						54,996
	43,775						43,775
中津18号線 (向今津16号線)	133,629						133,629
	107,140						107,140
車2号線	112,860						112,860
	89,920						89,920
川下町22号線ほか1 (旧車33号線ほか1)	297,711						297,711
	227,474						227,474
車34号線	70,341						70,341
	52,614						52,614
車35号線	101,930						101,930
	80,819						80,819
今津町30号線 (旧今津22号線)	63,490						63,490
	50,598						50,598
尾津町30号線ほか1	721,153						721,153
	540,855						540,855
灘町藤生線	985,008						985,008
	737,964						737,964
川下町16号線ほか2	8,575						8,575
	6,430						6,430
旭町35号線	81,599						81,599
	61,198						61,198
昭和町藤生線				6,610	6,877	5,883	19,370
				4,627	4,813	4,117	13,557
楠中津線				6,652	11,178	14,115	31,945
				4,656	7,824	9,879	22,359
道路整備事業 小計	3,372,864	0	0	13,262	18,055	19,998	3,424,179
	2,582,680	0	0	9,283	12,637	13,996	2,618,596
ごみ処理施設	839,934			9,852	20,156		869,942
	379,077			7,389	15,117		401,583

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
し尿処理施設	1,147,916						1,147,916
	489,679						489,679
水道施設	3,294,415						3,294,415
	1,138,111						1,138,111
〃	579,227						579,227
(通津地区給水拡大事業)	348,328						348,328
〃 (由宇地区給水事業)	180,275	42,173	187,795	193,688	221,296	61,707	886,934
	108,162	25,004	112,975	116,211	128,461	20,808	511,621
水面貯木場	3,505,076						3,505,076
	2,620,740						2,620,740
門前川作濬事業	57,178						57,178
	39,851						39,851
市民プール	102,571						102,571
	35,690						35,690
屋外運動場	429,207						429,207
	275,362						275,362
中潮田船溜改修	969,127						969,127
	651,785						651,785
今津川船溜	1,977,505						1,977,505
	1,318,327						1,318,327
准看護婦養成所	22,524						22,524
	16,891						16,891
有線放送電話施設	85,285						85,285
	46,906						46,906
漁業用施設	108,658						108,658
	66,106						66,106
ごみ処理施設 (可燃物)	5,696,228						5,696,228
	1,807,682						1,807,682
不燃物処理施設	33,018						33,018
	14,857						14,857
農業用施設	25,960						25,960
	17,304						17,304
消防庁舎	440,529						440,529
	184,812						184,812

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
広域消防	393,994						393,994
	213,854						213,854
通津美ヶ浦公園	483,868						483,868
	297,252						297,252
長山公園	354,904						354,904
	236,603						236,603
旭町第一街区公園	260,217						260,217
	136,166						136,166
今津町第六街区公園	198,839						198,839
	104,515						104,515
今津町第三街区公園		36,860	50,431				87,291
		13,336	44,858				58,194
楠中央公園				12,852			12,852
				5,986			5,986
まちづくり構想策定	20,610						20,610
	18,549						18,549
多目的広場 防災センター				36,521	1,027,369	1,346,250	2,410,140
				27,390	770,558	1,009,068	1,807,016
防災行政無線						58,170	58,170
						43,627	43,627
その他 小計	21,207,065	79,033	238,226	252,913	1,268,821	1,466,127	24,512,185
	10,566,609	38,340	157,833	156,976	914,136	1,073,503	12,907,397
8条合計	33,154,115	102,994	283,929	294,659	1,290,120	1,515,997	36,641,814
	15,633,414	51,976	196,444	191,749	927,376	1,106,996	18,107,955

エ 防衛施設周辺整備統合事業

平成 19 年の法整備により、個別に実施していた障害防止事業（環境整備法第 3 条）および民生安定事業（環境整備法第 8 条）を対象に、これら複数の事業を計画的に一括して行うことにより、効率的かつ効果的に事業を推進することが可能となった。

表 6-6 補助金額一覧表

(単位：千円)

事業名	H20 年度 以前	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
川下地区街路灯			3,842	23,376	25,622		52,840
			2,689	16,363	17,934		36,986
楠 26 号線改良						34,416	34,416
						3,133	3,133
合計			3,842	23,376	25,622	34,416	87,256
			2,689	16,363	17,934	3,133	40,119

オ 防衛施設周辺補償事業

平成 19 年の法整備により、防衛施設周辺における周辺補償事業を地方自治体が行う場合において、この事業の経費に対し補助金の交付を受けることができる。

表 6-7 補助金額一覧表

(単位：千円)

事業名	H20 年度 以前	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
ごみ処理施設 設置助成					30,007	11,146	41,153
					22,504	7,465	29,969
合計					30,007	11,146	41,153
					22,504	7,465	29,969

カ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

昭和49年、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の改正に伴い、新たに制度化されたもので、防衛施設の面積、運用の態様等により、交付金額が決定される。この交付金は、公共用の施設の整備をするという制限が設けられているだけで、比較的広範囲に適用できる性格のものとされている。



斎場大規模改修



黒磯港消波ブロック

表6-8 交付金額一覧表

(単位：千円)

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
農業用施設	63,690	7,792	24,539	11,000	10,027	15,983	133,031
	59,176	7,792	23,400	9,900	9,126	15,600	124,994
学校施設	547,304	89,408		293,182	176,308	235,459	1,341,661
	500,471	89,407		289,698	176,308	235,459	1,291,343
上水道施設	112,384						112,384
	103,770						103,770
清掃施設	127,848	29,687	32,997	6,065	62,134	60,328	319,059
	124,519	24,064	31,315	5,760	61,727	60,039	307,424
消防施設	39,656	13,440	10,227	15,592	18,664	17,220	114,799
	38,143	13,440	10,227	15,592	16,798	17,041	111,241
公園整備	717,151			5,101	25,350	20,747	768,349
	669,600			5,100	23,116	19,800	717,616

事業名 (工事箇所等)	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
下水道施設	1,048,407	61,682	74,875	74,471	210,960	138,562	1,608,957
	989,107	22,540	73,976	65,500	197,572	136,000	1,484,695
河川改修	1,761,334	39,371	76,189	76,091	127,552	146,479	2,227,016
	1,645,139	39,371	75,402	75,243	96,799	136,440	2,068,394
市道改良舗装	5,122,033	53,779	125,993	57,477	71,662	50,156	5,481,100
	4,841,555	50,452	116,937	54,992	62,285	44,790	5,171,011
港湾施設	126,185	15,295	7,576	27,224	25,998	27,066	229,344
	115,693	14,700	7,576	27,000	24,570	24,570	214,109
地域振興施設	18,021						18,021
	17,765						17,765
文教施設	6,567				10,963		17,530
	6,550				10,412		16,962
その他	620,983	133,661	12,967		8,330		775,941
	485,655	111,371	12,570		8,225		617,821
合計	10,311,563	444,115	365,363	566,203	747,948	712,000	13,147,192
	9,597,143	373,137	351,403	548,785	686,938	689,739	12,247,145

(2) 防音事業関連維持費

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」により防音工事を実施した小中学校に設置されている空調設備を稼働させるための電気料金等を支払う自治体に対し、その一部が交付されている。

表6-9 補助金額一覧表

(単位：千円)

事業名	H20年度以前	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合計
	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	事業費
	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額	補助額
防音事業 関連維持費	992,644	35,375	35,594	35,663	30,398	35,888	1,165,562
	657,144	23,238	23,198	23,397	19,886	23,447	770,310
合計	992,644	35,375	35,594	35,663	30,398	35,888	1,165,562
	657,144	23,238	23,198	23,397	19,886	23,447	770,310

(3) 再編交付金

目的： 再編交付金は、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年 5 月 30 日法律第 104 号）」〔資料 2(7)〕に基づき、在日米軍の再編により影響を受ける地域の住民に対し、生活の利便性の向上などのための特別の措置を講じることにより、再編の円滑な実施に資することであり、再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業に対して交付される。

対象事業： 防災に関する事業、福祉の増進及び医療の確保に関する事業など、次に掲げる14種類となっている。

- ① 住民に対する広報に関する事業
- ② 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項に規定する国民保護のための措置に関する事業
- ③ 防災に関する事業
- ④ 住民の生活の安全の向上に関する事業
- ⑤ 情報通信の高度化に関する事業
- ⑥ 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- ⑦ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- ⑧ 環境衛生の向上に関する事業
- ⑨ 交通の発達及び改善に関する事業
- ⑩ 公園及び緑地の整備に関する事業
- ⑪ 環境の保全に関する事業
- ⑫ 良好な景観の形成に関する事業
- ⑬ 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- ⑭ 前号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

表 6 - 1 0 交付金額一覧表

【平成20年度】

(単位:千円)

事業名	事業費	再編交付金充当額
岩国市子育て支援基金(こども医療費助成事業)	1,088,620	1,088,620
岩国市子育て支援基金(妊婦・乳児健康診査強化事業)	173,900	173,900
岩国市学校施設等耐震化基金	236,989	236,989
放課後児童教室整備事業	3,486	3,486
岩国市立小学校自動体外式除細動器(AED)整備事業	12,075	11,521
合計	1,515,070	1,514,516

【平成21年度】

(単位:千円)

事業名	事業費	再編交付金充当額
柏原貞光線改良事業	3,290	3,290
昭和町4号線舗装事業	3,080	2,941
昭和町8号線舗装事業	3,139	3,016
地域安心安全施設整備事業	18,932	15,424
岩国市防災無線放送施設設置事業	5,775	5,775
市立公民館等自動体外式除細動器(AED)整備事業	6,295	6,294
放課後児童教室整備事業(平田)	23,719	23,719
放課後児童教室整備事業(川下)	24,773	24,773
中学校給食共同調理場整備事業	629,475	624,507
中学校給食受入施設整備事業	15,894	15,893
中学校給食共同調理場備品整備事業	35,665	35,665
岩国市学校給食施設管理運営基金	295,902	295,902
学校施設耐震補強事業	44,254	44,254
合 計	1,110,193	1,101,453



岩国市学校給食センター

【平成22年度】

(単位:千円)

事業名	事業費	再編交付金充当額
柏原貞光線改良事業	5,047	5,047
昭和町1号線ほか改良事業	5,676	5,676
昭和町4号線舗装事業	3,390	3,230
昭和町8号線舗装事業	5,233	4,900

有家中線改良事業	3,450	3,450
岩国市防災無線放送施設設置事業	293,475	293,475
川下防災備蓄センター整備事業	29,459	29,459
消防活動用資機材整備事業	35,809	35,809
障害児等総合療育施設整備事業	16,567	16,000
放課後児童教室整備事業(岩国)	5,516	5,516
市立保育園自動体外式除細動器(AED)整備事業	2,587	2,587
岩国市子育て支援基金(妊婦・乳児健康診査強化事業)	85,000	85,000
航空機騒音監視システム整備事業	6,508	6,508
環境騒音測定装置整備事業	6,930	6,930
一文字樋門改築事業	5,203	5,200
市道南岩国町161号線外3道路改良舗装事業	374,988	374,517
愛宕山地区雨水排水施設整備事業	35,532	32,113
愛宕山地区上水道施設整備事業	51,403	50,584
学校給食施設管理運営基金	91,818	91,818
学校施設耐震補強事業	39,629	37,647
市立体育施設自動体外式除細動器(AED)整備事業	2,217	2,217
社会福祉施設等整備事業	3,969	3,770
合 計	1,109,406	1,101,453



防災無線中継所

【平成23年度】

(単位:千円)

事業名	事業費	再編交付金充当額
市道由東1号線改良事業	25,000	24,800
市道由東11号線改良事業	25,043	24,970
元町6号線舗装事業	4,040	4,000
昭和町20号線舗装事業	4,515	4,400
門前町41号線舗装事業	5,327	4,990
楠町16号線舗装事業	4,770	4,770
岩国放課後児童教室整備事業	46,200	46,200
障害児等総合療育施設整備事業	113,000	113,000
愛宕山地区雨水排水施設整備事業	54,339	48,114
市道南岩国町161号線外3道路改良舗装事業	193,573	191,786
愛宕山地区上水道施設整備事業	99,769	99,200
一文字樋門改築事業	4,788	4,788
学校施設耐震化基金積立金	16,800	16,800
学校施設耐震化推進事業	47,874	45,451
川下地区運動広場整備事業	294,279	286,104
岩国基地周辺地上デジタル放送用アンテナ設置費補助金	210	200
基地周辺まちづくり基金積立金	103,686	103,686
合計	1,043,213	1,023,259

【平成24年度】

(単位:千円)

事業名	事業費	再編交付金充当額
由東1号線改良事業	6,900	6,900
元町6号線舗装事業	2,904	2,900
昭和町20号線舗装事業	2,000	2,000
川下町16号線ほか改良事業	61,800	61,477
昭和町1号線ほか改良舗装事業	28,640	27,500
車町10号線改良事業	5,000	4,900
車町7号線ほか舗装事業	4,900	4,800
基地周辺まちづくり基金積立金	357,001	357,001
市道交通安全施設整備事業	28,015	26,563
障害児等総合療育施設整備事業	87,962	78,194
妊婦・乳児健康診査強化事業	70,000	70,000
愛宕山まちづくり区域照明施設整備事業	9,207	8,640

愛宕山地区雨水排水施設整備事業	84,228	77,946
学校給食施設管理運営事業	200,000	200,000
学校施設耐震化補強事業	35,765	35,000
川下地区運動広場整備事業	364,353	361,303
岩国基地周辺地上デジタル放送用アンテナ設置費補助金	216	200
航空機騒音監視システム整備事業	15,169	14,720
航空機騒音監視システム用パソコン整備事業	1,239	1,116
増殖礁整備事業	8,557	8,278
合 計	1,373,856	1,349,438



岩国市療育センター

【平成25年度】

(単位:千円)

事業名	事業費	再編交付金充当額
子どもを守る予防接種事業	70,000	70,000
増殖礁整備事業	19,425	18,000
昭和町1号線改良舗装事業	4,620	4,300
川下町16号線ほか改良事業	78,120	77,800
青木町1号線改良事業	4,100	4,100
中津町4号線ほか改良事業	4,263	4,200
昭和町4号線舗装事業	4,300	4,300
昭和町21号線舗装事業	3,400	3,400
通津27号線改良事業	6,384	5,800
基地周辺まちづくり事業	303,267	303,267
楠・中津地区排水路整備事業	38,126	32,261

青木町3丁目排水路整備事業	4,698	4,694
野地街区公園整備事業	21,382	19,277
錦南集会所改修事業	3,845	3,200
愛宕山まちづくり区域周辺緑地等整備事業	169,926	169,000
一文字樋門改築事業	42,300	42,300
環境騒音測定装置整備事業	5,773	5,772
消防車庫整備事業	15,709	15,359
平田住民ホール天井改修事業	19,782	19,782
学校施設耐震補強事業	46,258	46,000
小中学校プール整備事業	9,030	8,595
由宇文化会館改修事業	28,445	26,303
合 計	898,533	883,410



学校施設耐震補強事業



小中学校プール整備事業

(4) 市庁舎整備事業に対する補助金（再編関連補助金・SACO関連補助金）

SACO最終報告に盛り込まれた普天間飛行場のKC-130の岩国飛行場への移駐に伴う騒音の影響緩和と、SACO最終報告の円滑な実施に資するため、平成15年度から平成18年度まではSACO関連補助事業として補助され、その後、平成18年5月の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」〔資料2(8)〕において、米軍再編の一環として、普天間飛行場のKC-130は、岩国飛行場を拠点とし、訓練及び運用のため海上自衛隊鹿屋基地やグアムに定期的にローテーションで展開されることとされたほか、厚木飛行場の空母艦載機の岩国飛行場への移駐等が盛り込まれ、SACO最終報告の内容が変更されたことを踏まえ、平成19年度においては、米軍再編の円滑かつ着実な実施を前提に、その一環として実施される空母艦載機の移駐等に伴う騒音の影響緩和を目的として補助されたものである。

表6-11 補助金額一覧表

(単位：千円)

補助金名		年 度				計
		H15	H16	H17	H18	
特別行動委員会関係施設周辺整備助成補助金	事業費	85,504	154,870	499,557	1,726,792	2,466,723
	補助額	59,160	98,577	295,688	1,130,000	1,583,425
計	事業費	85,504	154,870	499,557	1,726,792	2,466,723
	補助額	59,160	98,577	295,688	1,130,000	1,583,425

表6-12 補助金額一覧表

(単位：千円)

補助金名		年 度	
		H19	計
施設周辺整備助成補助金	事業費	5,035,395	5,035,395
	補助額	3,434,582	3,434,582
計	事業費	5,035,395	5,035,395
	補助額	3,434,582	3,434,582

(3) SACO特別交付金

SACO関連施設の移設先または訓練の移転先となる防衛施設周辺住民に対し、公共用の施設の整備を行う費用に充てるために交付された交付金によって実施される事業である。なお、SACO特別交付金は、SACO事案の促進に資するため5年間に限った特別な措置とされている。

表6-13 交付金額一覧表

(単位：千円)

事業名 (工事箇所等)	H15年度 以前	合 計
	事業費	事業費
	補助額	補助額
公園整備	19,517	19,517
	19,321	19,321
河川改修	90,858	90,858
	86,920	86,920
市道改良舗装	893,483	893,483
	867,194	867,194
その他	27,079	27,079
	26,565	26,565
合 計	1,030,937	1,030,937
	1,000,000	1,000,000

SACO とは

正式名称は、「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」(Special Action Committee on Okinawa)といい、沖縄における米軍基地の整理・縮小問題を協議するため、平成7年11月に、1年間の期限つきで日米安全保障協議委員会(2+2)の下に設置された。

岩国基地関連では、普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐するというものである。(岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了)

(6) 基地交付金

目的： 基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和 32 年法律第 104 号）」〔資料 2(11)〕に基づき、施設の所在市町村に交付されるものであり、国が所有する固定資産のうち、米軍等に使用させている固定資産が市町村の財政に著しい影響を及ぼしていること等を考慮し、固定資産税の代替的性格を基本とし、財政補給金なものとして交付されるものである。

配分方法： 基地交付金は、毎年度、国の予算で定めるところにより決定されるものであるが、その交付金の額は市町村に所在する固定資産の価格、財政状況等を考慮して算定することとされており、その基準は政令で定められている。

- ①基地交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額をその市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する対象資産の価格であん分した額。
- ②基地交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額を、対象資産の種類及び用途、市町村の財政状況等を考慮して配分した額。なお、この場合の対象資産の価格は、国有財産法の規定により国有財産台帳に登録された価格によるものとされている。
- ③基地交付金の額の決定及び交付に関する事務は、総務大臣が行うこととされている。

表 6-14 交 付 金 額 一 覧 表

(単位：千円)

年 度 交付金名	H20 以前	H21	H22	H23	H24	H25	計
国有提供施設等所在 市町村助成交付金 (基地交付金)	36,395,606	1,364,449	1,371,255	1,378,409	1,432,459	1,480,928	43,423,106
計	36,395,606	1,364,449	1,371,255	1,378,409	1,432,459	1,480,928	43,423,106

(7) 調整交付金

目的： 調整交付金は、「施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和 45 年 11 月 6 日自治省告示第 224 号）」〔資料 2(14)〕の定めるところにより、米軍資産に係る税制上の特例措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して交付されるものである。

配分方法： 調整交付金は、立法措置によらず施設等所在市町村調整交付金交付要綱により、毎年

度予算の範囲内において交付されるが、その額は下記の額の合算額をいう。

- ①調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額。
- ②調整交付金の総額の3分の1に相当する額を、地位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律により所在市町村が受ける税財政上の影響その他市町村の財政状況等を考慮して総務大臣が配分した額。

表6-15 交付金額一覧表

(単位：千円)

年度 交付金名	H20 以前	H21	H22	H23	H24	H25	計
施設等所在市町村 調整交付金 (調整交付金)	8,924,586	288,368	289,394	284,783	279,874	280,098	10,347,103
計	8,924,586	288,368	289,394	284,783	279,874	280,098	10,347,103

(8) 農業及び漁業就労阻害補償

「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和28年法律第246号）」〔資料2(15)〕の定めるところにより、飛行場の進入表面下において、着陸帯の先端から2,000m以内において農業又は漁業を営んでいる者に対して国が補償するものである。

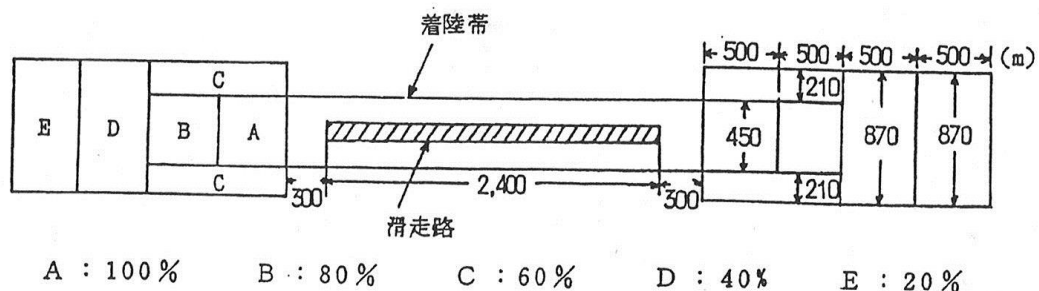


図6-2

飛行回数・退避時間・労務投下日数・面積等から労務損失額を算出し、上図のランクによる比率により決定される。(着陸帯は、滑走路の約2,400mとオーバーラン部分として、滑走路の先端から南・北約300mを含む。)

(9) 中国四国防衛局（各部・各課等の業務）

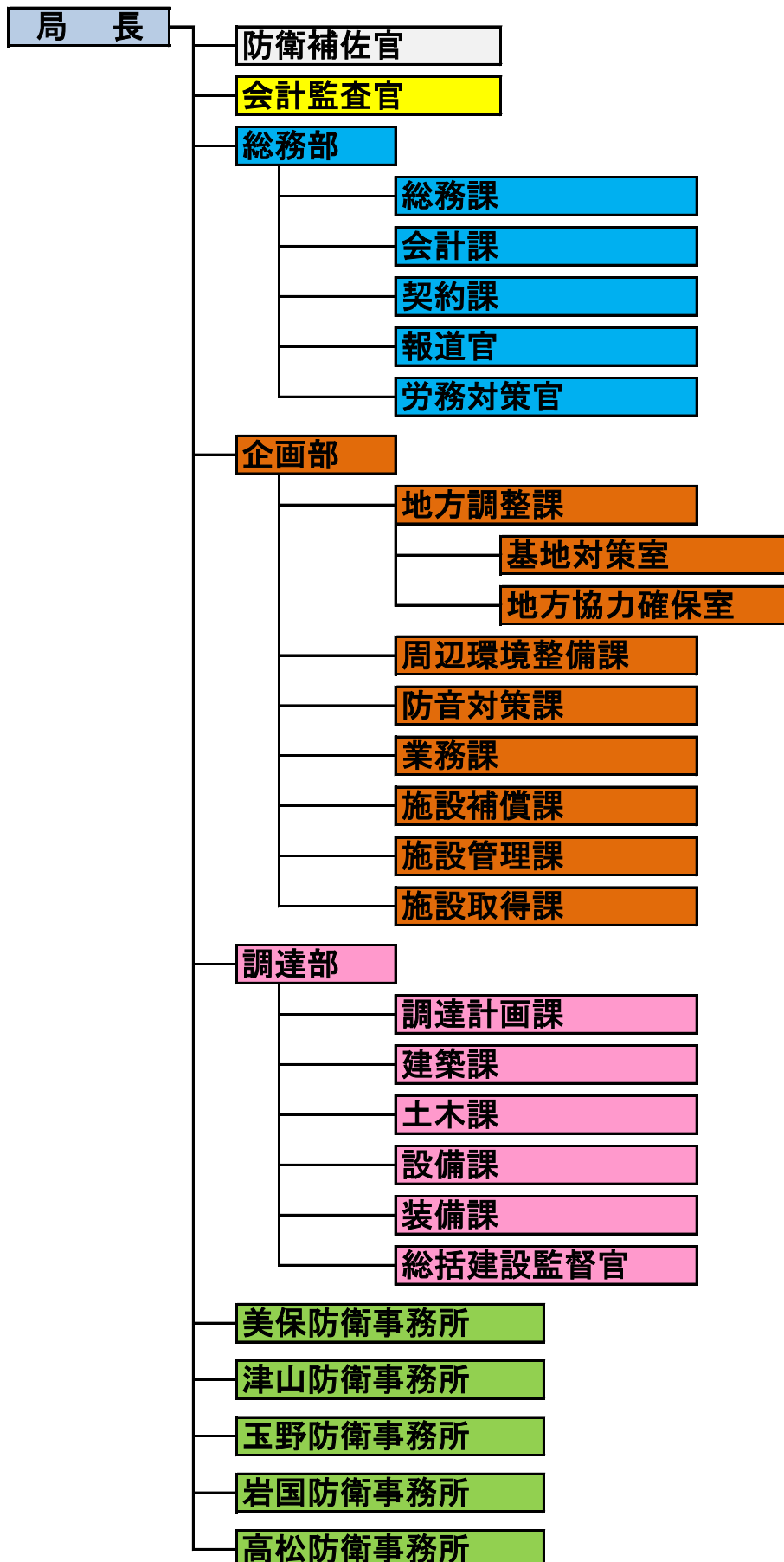
中国四国防衛局は、平成19年9月1日、防衛施設庁の廃止・防衛省への統合に伴い、旧・広島防衛施設局と旧・防衛省装備本部大阪支部広島事務所、旧・防衛省装備本部大阪支部玉野事務所が統合され、防衛行政全般の地方拠点としての役割を担うために、新しく生まれ変わった組織として発足した国の行政機関です。

中国四国防衛局の各部・各課等では、主に次のような業務を行っています。

総務部	局内の総務、総合調整、人事、会計、情報公開・行政相談窓口、広報、当局が発注する工事等の入札及び契約等
総務課	総務、企画、審査、人事、厚生、共済等及び各部隊との連絡調整業務
会計課	会計、管理、出納、審査等の業務
契約課	建設等の契約等業務
報道官	防衛省全般の陳情、要望等(行政相談窓口)及び広報活動等業務
労務対策官	駐留軍等労働者の雇用等業務
企画部	防衛省の施策の実施、防衛施設の運用に伴う地元調整、基地周辺対策、防衛施設用地の取得、財産管理、防衛施設の設置・運用等に伴い生じる損失補償、在日米軍の構成員等の行為による損害の補償等
地方調整課	駐留軍及び自衛隊との連絡調整等業務、再編関連特定防衛施設の指定及び再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定等
基地対策室	自衛隊の施設、駐留軍の使用に供する施設・区域の設置又は運用若しくは返還に伴い生ずる諸問題に対する施策の企画・立案等の業務
地方協力確保室	防衛政策全般についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力確保の事務等
周辺環境整備課	施設対策、障害防止及び道路の周辺対策等業務並びに再編交付金の交付事務
防音対策課	防音対策、住宅防音対策及び移転措置等業務
業務課	米軍人との事故等補償及び施設発生物品の売払等業務
施設補償課	漁業補償等業務
施設管理課	国有財産の管理等業務
施設取得課	自衛隊等の用地取得及び用地借上げ等の業務
調達部	当局が発注する建設工事（契約事務は除く）の実施、装備品等の調達に関する原価監査及び監督・検査等
調達計画課	部の所掌業務の総合的な企画立案、自衛隊施設等建設工事の実施計画等
建築課	自衛隊施設等建築工事の基準、設計、積算、施工の促進、監督及び検査等
土木課	自衛隊施設等土木工事の基準、設計、積算、施工の促進、監督及び検査等
設備課	自衛隊施設等設備、通信工事の基準、設計、積算、施工の促進、監督及び検査等
装備課	装備品等の調達に関する原価監査及び監督・検査等
美保防衛事務所	防衛施設周辺市町村との連絡・交渉及び資料の収集等業務 (管轄区域：鳥取県、島根県)
津山防衛事務所	防衛施設周辺市町村との連絡・交渉及び資料の収集等業務 (管轄区域：岡山県)
玉野防衛事務所	装備品の監督、検査の業務等 (管轄区域：岡山県、鳥取県、徳島県(板野郡を除く)、香川県、愛媛県、高知県)
岩国防衛事務所	防衛施設周辺市町村との連絡・交渉及び資料の収集等業務 (管轄区域：広島県大竹市、山口県)
高松防衛事務所	防衛施設周辺市町村との連絡・交渉及び資料の収集等業務 (管轄区域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

中国四国防衛局組織図

(平成26年12月31日現在)



もくじ (資料編)

1 関係条文等

(1)	岩国日米協議会規約	1
(2)	岩国基地騒音対策連絡協議会要綱	1
(3)	岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針 (基本要綱)	1
(4)	岩国基地における米軍機の着艦訓練に係る騒音測定調査実施要領	1
(5)	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約	2
(6)	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱	2
(7)	岩国基地沖合移設促進期成同盟会規約	5
(8)	岩国基地に関する協議会確認書	5
(9)	岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の 消防相互応援協定	6

2 関係法令等

(1)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	7
(2)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設 及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定	7
(3)	航空機騒音に係る環境基準について	14
(4)	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (抄)	15
(5)	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令 (抄)	16
(6)	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (抄)	18
(7)	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	20
(8)	再編実施のための日米のロードマップ (抜粋)	24
(9)	在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について	25
(10)	日米合同委員会組織図	26
(11)	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 (抄)	27
(12)	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令 (抄)	27
(13)	基地交付金対象資産の範囲	28
(14)	施設等所在市町村調整交付金交付要綱	28
(15)	日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律	28

3 国と岩国市とで交わした公文書の写し

(1)	加藤書簡	30
(2)	航空自衛隊の配置に関する陳情書	30
(3)	小野書簡	31
(4)	米軍岩国基地に関連する要請書	32
(5)	諸富書簡	32
(6)	米軍岩国基地に関する要請書	33
(7)	岩国飛行場に係る要請についての回答	33
(8)	米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書	34
(9)	米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書 (回答)	36
(10)	在日米軍再編に係る地域振興策についての要望書	39
(11)	岩国飛行場及びその近郊を恒常的な FCLP 施設の整備場所にしないことについて	40
(12)	// (回答)	40

1 関係条文等

(1) 岩国日米協議会規約

昭和 46 年 2 月 10 日
改正 平成 3 年 5 月 15 日

(設置)

第 1 条 岩国市と現地米軍との間の緊密なる協力、親善関係の促進その他共同して相互間の問題の解決を図るため、岩国日米協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 協議会は、岩国市、国及び県の関係ある出先機関並びに現地米軍の代表をもって構成する。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 各種情報交換に関すること。
- (2) 岩国市及び現地米軍の双方に影響を有する諸問題に係る関係者に対する助言に関すること。
- (3) 関係機関による決定事項、指令及び法令の実施の促進に関すること。
- (4) 日米相互に影響を有する現地の諸問題に関すること。
- (5) 計画された案件の措置がもたらす結果及び見込みについて、双方いずれかの要請に基づいて評定すること。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、日米相互の協議により必要の都度開催する。

2 協議上必要があるときは、第 2 条に定める構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会でこれを定める。

付 則

この規約は、平成 3 年 5 月 15 日から施行する。

(2) 岩国基地騒音対策連絡協議会要綱

制定 昭和 56 年 3 月 26 日
改正 平成 2 年 10 月 12 日
平成 5 年 5 月 25 日
平成 8 年 6 月 26 日
平成 9 年 9 月 1 日
平成 10 年 7 月 15 日
平成 12 年 11 月 1 日
平成 18 年 3 月 20 日
平成 19 年 4 月 1 日

1 名 称

本会は、岩国基地騒音対策連絡協議会と称する。

2 目 的

本会は、岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針に基づき、岩国基地周辺地域の航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音に関し必要な事項を協議するため設置するものとする。

3 構 成

本会は、山口県（岩国基地沖合移設対策室、環境政策課、岩国健康福祉センター、環境保健センター）及び岩国市（基地対策課、環境保全課）の事務担当者をもって構成する。

なお、協議上必要があるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、会議に参加させることができる。

4 任 務

本会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音の測定に関し必要な事項。
- (2) 航空機騒音の測定結果
- (3) その他航空機騒音に関すること。

5 事務局

本会の事務局は、岩国市基地対策課内に置く。

6 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で定める。

(3) 岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針（基本要綱）

制定 昭和 56 年 3 月 26 日
改正 平成元年 3 月 23 日
平成 2 年 10 月 12 日
平成 4 年 2 月 21 日
平成 5 年 5 月 25 日
平成 8 年 6 月 26 日
平成 9 年 9 月 1 日
平成 10 年 7 月 15 日
平成 12 年 11 月 1 日
平成 16 年 4 月 1 日
平成 18 年 3 月 20 日
平成 19 年 4 月 1 日

1 目 的

岩国基地周辺地域における航空機騒音を、着艦訓練時における騒音等を含め、より正確に測定してその実態を把握し、同地域における騒音対策に資するものとする。

2 騒音対策連絡協議会

県及び岩国市は、騒音対策連絡協議会を構成し、岩国基地周辺地域の航空機騒音の測定計画及び測定条件、その他航空機騒音に関し必要な事項を協議するものとする。

3 測定方法

- (1) 県及び岩国市が協力して、常時測定点と一定期間ごとの移動点における測定を実施し、あわせて、着艦訓練時に特に期間及び測定地点を定めて行う測定並びに測定が必要と認められる地点における随時の測定を実施するものとする。
- (2) 常時測定点は県 4 地点及び岩国市 5 地点の計 9 地点とし、移動点における測定は県 2 地点及び岩国市 2 地点において実施する。
- (3) 着艦訓練等基地周辺に著しい騒音が測定される場合の測定計画及び測定条件詳細は、別に協議して定めるものとする。

4 測定開始時期

昭和 56 年から実施するものとする。

5 その他

データ記録用紙の様式は統一し、相互に交換するものとする。

(4) 岩国基地における米軍機の着艦訓練に係る騒音測定調査実施要領

制定 平成 10 年 7 月 15 日
改正 平成 12 年 11 月 1 日
平成 18 年 3 月 20 日
平成 19 年 4 月 1 日

1 目 的

岩国基地周辺地域航空機騒音調査基本方針（基本要綱）に基づき、山口県及び岩国市が共同で米軍機着艦訓練時における航空機騒音を測定し、その実態を把握し、同地域における今後の騒音対策に資することを目的とする。

2 調査内容

- (1) 調査期間
米軍機着艦訓練期間
- (2) 調査機関
山口県：岩国基地沖合移設対策室、環境政策課、岩国健康福祉センター、環境保健センター
岩国市：基地対策課、環境保全課
- (3) 調査地点
次に掲げる 7 地点において調査を実施する。
①岩国市旭町（県常時監視局）
②岩国市車町（県常時監視局）
③岩国市門前町（県常時監視局）
④岩国市由宇町南（県常時監視局）
⑤岩国市川口町（市常時監視局）
⑥岩国市尾津町（市常時監視局）

⑦岩国市由宇町港 (市常時監視局)

- (4) 調査項目
騒音レベル(最大値及びその時刻)時間ごとの飛行回数、1日ごとのWECPNL。
- (5) 調査方法
「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)第1の2に定める方法。

3 調査結果及び公表

- (1) 山口県環境保健センターが調査結果を取りまとめ、岩国基地騒音対策連絡協議会(以下「協議会」という。)にこれを報告するものとする。
- (2) 着艦訓練が実施された際、直ちに騒音測定データを公表する必要がある場合、当該調査機関データについては、各機関単位の責任においてこれを公表できるものとする。
- (3) 他機関のデータについては、調査機関の了解を得ればこれを公表できるものとする。
- (4) 緊急にデータを公表したときは、協議会に対しデータを公表した旨を報告するものとする。

4 その他

協議会は、必要に応じて、臨時調査点を定め、調査を実施することができるものとする。

(5) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和54年4月24日
改正 平成元年2月13日
平成3年2月6日
平成19年2月1日
平成20年2月15日

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)又は海上自衛隊(以下「自衛隊」という。)の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故」という。)が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回(10月)開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(6) 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

制定 昭和54年4月24日
改正 平成元年2月13日
平成3年2月6日
平成19年2月1日
平成20年2月15日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消化活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者(以下「連絡責任者等」という。)を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局(企画部業務課)に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍又は自衛隊の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所及び自衛隊に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図(第1報)」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄)
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種類、乗員数及び危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 搭載燃料の概算量
- (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
- (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、收容先並びに財産被害の状況
- (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
- (9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局又は自衛隊は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局又は自衛隊から所要の措置につ

いて要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4及び5に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

- (1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

- (2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

- 2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

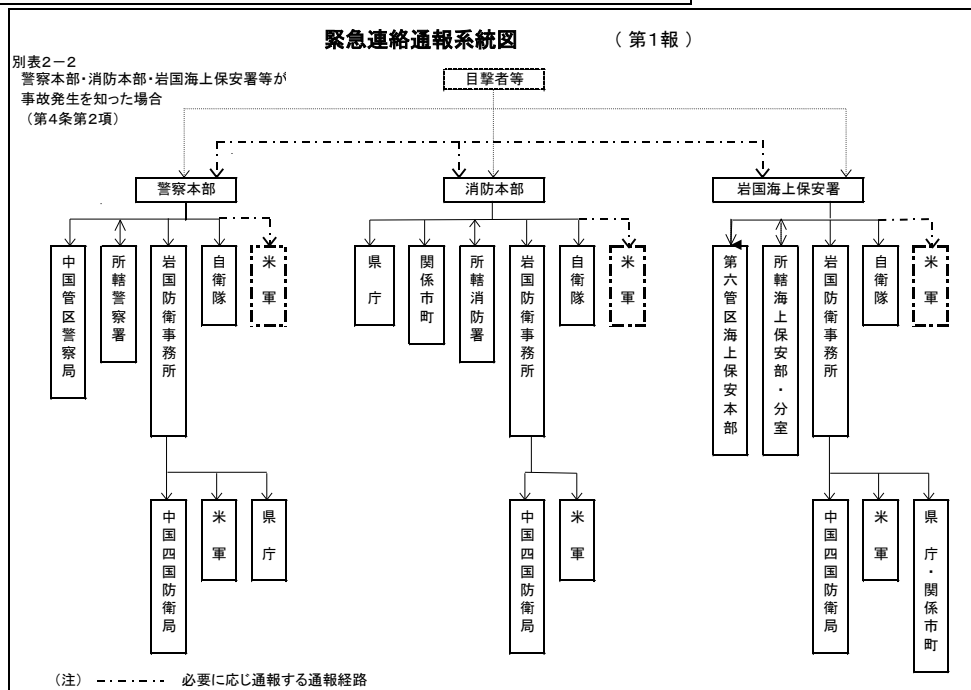
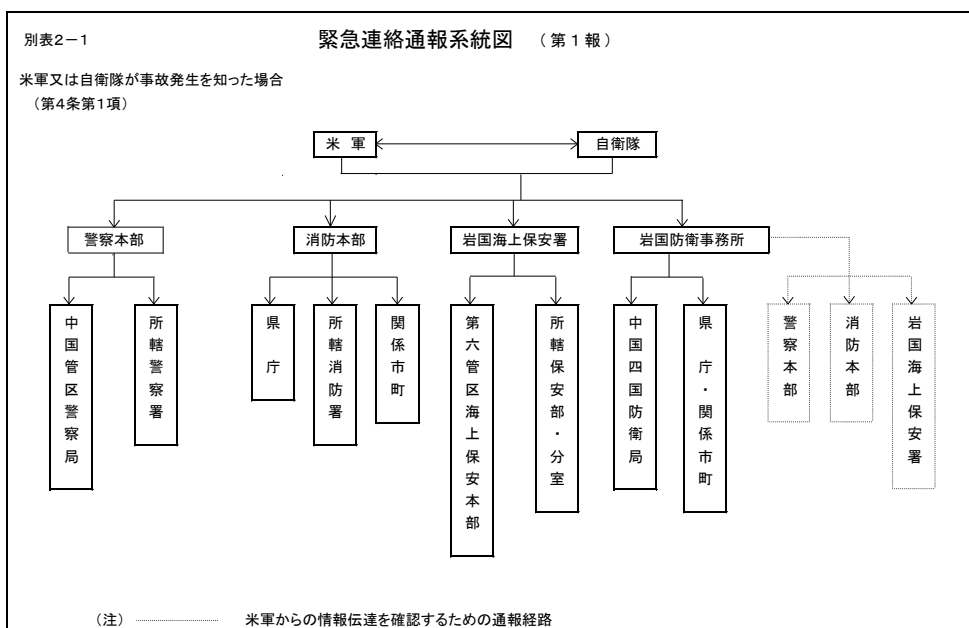
(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

別表1 省略



別表3

航空機事故発生通報記録表

機関名 : _____

(整理番号No. _____)

発信年月日及び時刻 : 平成 年 月 日 (時 分)

受信年月日及び時刻 : 平成 年 月 日 (時 分)

発信者官職氏名 : _____

受信者官職氏名 : _____

(1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)

(2) 事故発生の日時 : 年 月 日 (時 分)
場所 : ()

(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
米軍機 () 乗員数 ()
自衛隊機 () 搭載燃料の概算量 ()
民間機 ()
救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類
種類 () , 数量 ()

(4) 事故現場の状況 : 陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他)
海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)

(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の程度並びに収容先

(6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況

(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(8) その他必要な事項

別表4

米軍航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市町	消防	警察	海保	防衛局	米軍	自衛隊	適用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎		○	○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎	○	◎	○	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)			◎	◎		○	○		
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)			○	◎	◎		◎	○	
		(3) 救急病院の引受け確認			○	◎		○			
財産被害	消防活動	(1) 陸上			◎				○	○	
		(2) 海上		○	○	◎					
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○					
		(2) 海上					◎				
		(3) 現場保存				◎	◎		◎		
現場対策	警備活動	(2) 立入制限				◎	◎		◎		
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎		○		
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎				
		(5) 残置財産保全		○	○	○	◎		◎		
		(1) 仮住居の斡旋、提供		○					◎		
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(2) 生活必需品の支給						◎	○		

注 : 1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

別表5

自衛隊航空事故にかかる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関	県	市町	消防	警察	海保	防衛局	米軍	自衛隊	適用
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎			○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎		○	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)			○	◎	◎		○	○	
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)			○	◎	◎	◎	○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認			○	◎			○		
財産被害	消防活動	(1) 陸上			◎				○	○	
		(2) 海上		○	○	◎			○		
	消防活動の統制	(1) 陸上		○	◎	○					
		(2) 海上					◎				
		(3) 現場保存				◎	◎		○		
現場対策	警備活動	(2) 立入制限				◎	◎		○		
		(3) 財産保護、警備		○		◎	◎		○		
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎				
		(5) 残置財産保全		○	○	○	◎		◎		
		(1) 仮住居の斡旋、提供		○					◎		
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(2) 生活必需品の支給						◎	○		

注 : 1 ◎印は、主務機関を示す。
2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。
3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

(7) 岩国基地沖合移設促進期成同盟会規約

制定 昭和 53 年 6 月 12 日
 改正 昭和 53 年 7 月 1 日
 昭和 55 年 12 月 13 日
 平成 16 年 10 月 1 日
 平成 17 年 2 月 21 日
 平成 18 年 3 月 20 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、岩国基地沖合移設促進期成同盟会という。

(目的)

第 2 条 この会は、基地に起因する騒音等の諸障害及び航空機墜落等の危険性の軽減又は除去並びに周辺地域の発展を図るために、岩国基地沖合移設の実現を強力に促進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 移設の促進に関すること。
- (2) 国、政党等に対する要望及び陳情に関すること。
- (3) 会員相互の連絡協調に関すること。
- (4) 調査及び資料の作成に関すること。
- (5) その他の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員)

第 4 条 この会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 山口県知事及び山口県議会議長
- (2) 市長会、市議会議長会、町村会及び町議会議長会の会長
- (3) 岩国市及び柳井市の市長及び市議会議長
- (4) 周防大島町及び和木町の町長及び町議会議長

第 3 章 役 員

(役員)

第 5 条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 7 人
- (3) 監 事 若干人

(会長、副会長及び監事)

第 6 条 会長は、山口県知事をもって充て、副会長は、山口県議会議長並びに市長会、市議会議長会、町村会及び町議会議長会の会長並びに岩国市長及び岩国市議会議長をもって充て、監事は、総会で選出する。

- 2 会長は、この会の事務を総理し、この会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、その者の職務によって充てられる者のほか、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に選任された者に異動があったときは、その後任者が当該役員に選任されたものとみなす。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び参与)

第 8 条 この会に、事業の推進に関し、必要な指導及び援助を受けるため、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は国会議員のうちから、参与は県議会議員のうちから会長が委嘱する。
- 3 第 1 項の目的のため、必要に応じ、顧問又は参与による会議を開催することができる。

第 4 章 幹事及び事務局

(幹事)

第 9 条 この会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、会員の事務局(議会議務局を除く。)の局長、部長、課長又はこれらの職に準ずる職にある者をもって充てる。

- 3 幹事は、会長の命を受けて会務の企画運営に従事する。

(事務局)

第 10 条 この会の事務を処理するため、岩国市総合政策部基地対策課内に、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務職員を置く。
- 3 事務局長は、岩国市の幹事をもって充て、事務職員は、岩国市総合政策部基地対策課の職員をもって充てる。
- 4 第 2 項に定めるもののほか、必要に応じ嘱託を置くことができる。

第 5 章 会 議

(定例総会及び臨時総会)

第 11 条 この会の会議は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は会員の 4 分の 1 以上の者から付議すべき事件を示して臨時総会の開催の請求があったとき、これを開催する。

(招集)

第 12 条 通常総会及び臨時総会(以下「総会」という。)は、会長が招集する。

- 2 招集は、会員に対し、付議すべき事件並びに総会の日時及び場所を開会 5 日前までに文書をもって通知してするものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第 14 条 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第 15 条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員で、代理者に表決を委任したものは、出席者とみなす。

(付議事件)

第 16 条 総会は、次に掲げる事件を議決する。

- (1) 規約を改廃すること。
- (2) 事業計画を定め、事業報告を承認すること。
- (3) 予算を定め、決算を承認すること。
- (4) 分担金に関する事。
- (5) この会の解散に関する事。

第 6 章 会 計

(経費)

第 17 条 この会の事業遂行に要する経費は、分担金その他の諸収入をもって充てる。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 7 章 雑 則

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(8) 岩国基地に関する協議会確認書**確 認 書**

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、共同して問題解決を図るため、中国四国防衛局(以下「甲」という。)及び岩国市(以下「乙」という。)並びに山口県(以下「丙」という。)は、三者が定期的に協議を行う場を設置することに合意し、ここに確認する。

(設置)

第 1 条 甲、乙及び丙は、米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、協議を行うため、「岩国基地に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策(「米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書」(平成 20 年 10

月 31 日付け岩国市長文書)に係るものをいう。) に関する事。

(2) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 協議会は、中国四国防衛局長及び同局企画部長、岩国市長及び同市基地対策担当部長並びに山口県総務部理事をもって構成する。

2 協議会に幹事会を置く。

3 幹事会は、中国四国防衛局企画部長、同局調達部次長、同局基地対策室長及び同局岩国防衛事務所長、岩国市副市長、同市基地対策担当部長及び同市基地対策課長並びに山口県総務部理事及び同県岩国基地沖合移設対策室次長をもって構成する。

4 協議会及び幹事会には、構成員の要請を踏まえ、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

5 協議会の事務を処理するため、甲及び乙で構成する事務局を置く。

(開催)

第 4 条 協議会及び幹事会の開催は次のとおりとする。

(1) 協議会は、甲、乙又は丙の求めに応じ、適宜開催する。

(2) 幹事会は、協議会の議事を円滑に運営するため、必要の都度、適宜開催することができる。

(その他)

第 5 条 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

平成 21 年 2 月 3 日

甲 中国四国防衛局長
乙 岩 国 市 長
丙 山口県総務部理事

(9) 岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定

この協定は、岩国市長(以下「市長」という。)、岩国地区消防組合管理者(以下「管理者」という。)とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地司令官(以下「司令官」という。)との間で平成 14 年 3 月 28 日作成し、次のとおり締結する。

この協定は、火災又は災害(自然及び人的災害)が発生した場合、岩国市(以下「市」という。)及び岩国地区消防組合(以下「組合」という。)とアメリカ合衆国海兵隊航空基地(以下「基地」という。)との間で相互援助することにより被害を軽減することを目的とする。

この協定は、市及び組合と基地との間のみ適用する。

市長及び管理者並びに司令官又はそれぞれの代理人は、この協定の精神と趣旨に基づいて、その達成を保証するものとする。

当事者は、その管轄区域内において消防活動に必要な資機材及び人員を維持する。

この協定に従って、互いに援助することは、この協定の両当事者にとって相互に安全で、かつ、実効性があり、さらに有益なものでなければならない。

協定は、次のとおりとする。

第 1 条 緊急事態発生の際、市長及び管理者並びに司令官は、当事者の判断に基づくことを条件として、次の相互援助に同意するものとする。

第 2 条 この協定による応援は、強制されないが、応援要請を受けた当事者は、何らかの理由で応援が出来ないときは、直ちにその旨を要請者に通知しなければならない。

第 3 条 司令官又は代理者から応援の要請があった際、市長及び管理者又はそれぞれの代理者は、必要に応じて基地の応援をするため消防資機材及び消防隊員を派遣する。

第 4 条 市長及び管理者又はそれぞれの代理者から応援の要請があった際、司令官又は司令官が命じた代理者は、必要に応じて市及び組合の応援をするため、消防資機材及び消防隊員を派遣する。

第 5 条 市及び組合において応援を要請する場合は、責任ある市及び組合は、基地消防部(253-3290又は253-3322)へ次の事項を連絡する。

- (1) 援助を要請する責任者の氏名
- (2) 必要とする資機材及びその数量並びに人員数
- (3) 消防隊員の派遣先
- (4) 簡単な災害の概要

第 6 条 基地において援助を要請する場合は、組合消防本部(火災専用電話 1 1 9)へ前条各号と同一事項を連絡するものとする。

第 7 条 この協定に基づくアメリカ合衆国海兵隊の行為は、公務中になされた行為であるとみなす。

第 8 条 前条以外のいかなる個人による活動の履行もアメリカ合衆国海兵隊の公務中の行為とみなされない。

第 9 条 この協定は、当事者間相互の利益を図ることが目的であり、その目的達成のため派遣した消防隊員が生命を失い、若しくは傷害を破り、又は資機材器具に損害を受けた場合といえども、各当事者は相手方に対し補償の要求をしない。

第 10 条 この協定に基づいて援助する各当事者は、その賠償を受ける資格はないものとする。

第 11 条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における消防部隊の運用に関する全責任を有し、この消防部隊の運用責任は、この協定に基づく応援隊を派遣する相手側に移行しないものである。

第 12 条 応援を要請した消防隊の長は、管轄区域内における火災等の災害現場におけるすべての消防隊員、消防車両及び資機材、器具の運用に関する責任を有する。

応援隊を要請した消防隊の長が、火災又は災害の現場において応援側部隊の指揮を執ることができない場合は、次席者が指揮を執る。ただし、特別な状況下に限り、応援を要請した消防隊の指揮者に代わり応援側の指揮者が指揮を執ることができる。

第 13 条 この協定に従って、双方の消防関係者は互恵の基盤に立ち、地形水利等地域の実情に精通するよう相互の交流を深めるものとする。また必要に応じ可能な範囲で消防訓練等(戦術計画、情報交換、会議、教育、演習)を実施する。

第 14 条 この協定を効果的に履行するため、それぞれの消防隊の幹部は、必要とする細部計画及び運営手続きを起草することができ、かつ指示を受けるものとする。そのような細部計画及び運営手続きは、この協定の当事者による承認によって効力を生ずるものとする。

第 15 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、当事者双方が協議し解決する。

第 16 条 この協定は、本書に記載された日付をもって効力を生じ、締結者相互の合意によって解除されるまで、又はいずれかの締結者が他方の締結者に対し、文書をもって通告を行うまで効力を有するものとする。この場合 10 日の予告期間を与えるものとする。

したがって相互の署名により、従前の岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の火災又は災害時における消防相互援助協定は、効力を失う。

以上、平成 14 年 3 月 28 日岩国市において記名調印する。

岩国市長	アメリカ合衆国海兵隊 岩国航空基地司令官 海兵隊大佐
------	----------------------------------

岩国地区消防組合管理者

2 関係法令等

(1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年1月19日ワシントンで署名
昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに務め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第4条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊

の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる個別の協定及び合意される他の取極により規律される。

第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条件の効力発生の時に効力を失う。

第10条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もともと、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介

藤 山 愛一郎

石 井 光次郎

足 立 正 郎

朝 海 浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイム・パーソンズ

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第 6 条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第 25 条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第 3 条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1 に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。

第 4 条

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第 5 条

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場へ出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない、

その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出국은、日本国の法令による。

- 2 1 に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域へ出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1 に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第 6 条

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。
- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第 7 条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第 8 条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第 9 条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
 - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書
 合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1 の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があ

つてその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出国につき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものと及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第 1 0 条

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第 1 1 条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、部品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、部品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、部品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、部品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第 15 条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、部品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、部品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
- (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
- (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2 及び 3 で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のもの場合には行なわれないものとする。
- (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
- (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線にあ

る公用郵便物

- (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 7 2 及び 3 の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第 1 2 条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき部品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような部品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、部品、備品及び役務でその調達日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、部品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
- (a) 物品税
- (b) 通行税
- (c) 揮発油税
- (d) 電気ガス税
- 最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、部品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、部品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。
- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第 15 条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第 15 条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。

- (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
- (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならないが、暫定的にその労働者を就労させないことができる。
- (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
- (d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
- 9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第13条

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第15条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第14条

- 1 通常合衆国に居住する人(合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。)及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。
- 2 1という指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。
- 前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。
- (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わつたとき。
- (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動

以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

- (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。
- 3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
- (a) 第5条2に定める出入及び移動の権利
- (b) 第9条の規定による日本国への入国
- (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除
- (d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利
- (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの
- (f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利
- (g) 第21条に定める郵便施設の利用
- (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
- 4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならないが、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。
- 5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産(家屋を除く。)については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。
- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
- 7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に關してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第15条

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
- (b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服

- する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
 - 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
 - 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第 16 条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第 17 条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (c) 2 及び 3 の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
 - (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
 - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構

成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
 - (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
 - (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第 2 条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
 - (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第 5 条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し 60 日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定第 17 条の

当該時に存在した規定を適用する。

第 18 条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
 - 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。
海難救助について一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して 1 に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b) の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
- (a) に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
 - 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
 - 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii) 及び (iii) の規定に従って分担される。
 - 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
 - もつとも、各当事国は、いかなる場合においても 1,400 合衆国ドル又は 50 万 4,000 円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1 及び 2 の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び 6 又は 7 の規定の適用を受け）る請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
- 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
 - 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行う。
 - 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
 - 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに (e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2 箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
 - (e) (a) から (d) まで及び 2 の規定に従い請求を満たすた

めに要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

- 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その 25 パーセントを日本国が、その 75 パーセントを合衆国が分担する。
 - 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
 - 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が 6 箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6 箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
 - 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
 - この項の規定は、(e) の規定が 2 に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4 の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
 - その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
 - 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みづから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
 - この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6 の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b) の規定に従って選定された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f) に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
 - 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
 - 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の

公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第18条の規定によって処理する。

第 19 条

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれら及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第 20 条

- 1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第 21 条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第 22 条

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第 23 条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第 24 条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第 25 条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第 26 条

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日〔昭和35年6月23日〕に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第 27 条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第 28 条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。
1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸 信 介
藤 山 愛一郎
石 井 光次郎

足立 正
朝海 浩一郎
アメリカ合衆国のために
クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パーソンズ

(3) 航空機騒音に係る環境基準について

昭和 48 年 12 月 27 日
環境庁告示第 154 号

改正平成 5 年 10 月 28 日環境庁告示第 91 号
改正平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

航空機騒音に係る環境基準について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
 - (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
 - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - (4) 評価は、(1) のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{算式 } \text{dB (A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB (A) とは、1 日すべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、N とは午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を N_1 、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を N_2 、午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数を N_3 、午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- (5) 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性（SLOW）を用いることとする。
- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものと

する。

第 2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改善目標
新設飛行場		—
既設飛行場	直ちに	—
		第 3 種空港及びこれに準ずるもの
	第 2 種空港（福岡空港を除く。）	A
B		10 年以内
新東京国際空港	10 年以内	5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は 85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。
第 1 種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港	10 年をこえる期間内に可及的速やかに	① 5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は 85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。 ② 10 年以内に、75WECPNL 未満とすること又は 75WECPNL 以上の地域において屋内で 60WECPNL 以下とすること。

(備考)

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第 2 種空港のうち、B とはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、A とは B を除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日（昭和 48 年 12 月 27 日）から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1 の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。
 - ※ 1 （昭和 48 年環境庁告示第 154 号）第 1 に規定する地域の類型をあてはめる地域（昭和 55 年 5 月 31 日山口県告示第 550 号）
 - ※ 2 岩国飛行場は第 1 種空港に該当する。

改正平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号

〔平成 25 年 4 月 1 日施行〕

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L_{AE})を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})を算出し、全測定日のL_{den}について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i \frac{L_{AE,di}}{10} + \sum_j \frac{L_{AE,ej}+5}{10} + \sum_k \frac{L_{AE,nk}+10}{10}\right)\right\}$$

(注) i, j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、L_{AE, di} とは午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE}、L_{AE, ej} とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE}、L_{AE, nk} とは午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、T₀ とは、規準化時間(1秒)をいい、T とは、観測1日の時間(86400秒)をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left\{\frac{1}{N}\sum_i \frac{L_{den,i}}{10}\right\}$$

(注) N とは、測定日数をいい、L_{den, i} とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であつて、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場			—
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	—
	第2種空港(福岡空港を除く。)	A	5年以内
		B	10年以内
成田国際空港		10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
飛行場	第一種空港(成田国際空港を除く。)	10年をこえる期間内に可及的速やかに	①5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
			②10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

備考1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

3 達成期間の欄に掲げる期間及び改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(4) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)

昭和49年6月27日法律第101号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予

算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの（住宅の防音工事の助成）

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第1種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第5条 国は、政令で定めるところにより第1種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第2種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第2種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第2種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れられることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第2種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第2種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第3種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第3種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。（買入れた土地の無償使用）

第7条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（資金の融通等）

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

（国の普通財産の譲渡等）

第11条 国は、第3条の工事、第8条の設置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他のものに対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

（関係行政機関の協力等）

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

（損失の補償）

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- (3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

（以下省略）

（5）防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

昭和 49 年 6 月 27 日政令第 228 号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第 1 条 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- (2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- (3) 法第 2 条第 2 項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- (4) 電波のひん繁な発射
(障害防止工事の補助の割合)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定による補助の割合は、10 分の 10 とする。ただし、障害の発生が法第 2 条第 1 項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれの帰せられ、又は利する限度において、防衛施設庁長官の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第 3 条第 1 項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第 3 条 法第 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 鉄道
- (2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設
(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第 5 条 法第 3 条第 2 項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛施設庁長官が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第 6 条 第 2 条の規定は、法第 3 条第 2 項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第 2 条第 1 項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第 19 条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第 7 条 法第 3 条第 2 項第 3 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法第 82 条の 2 に規定する専修学校
- (2) 地域保健法第 5 条第 1 項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、同法第 42 条に規定する知的障害児施設、同法第 43 条に規定する知的障害児通園施設、同法第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設又は同法第 44 条に規定する児童自立支援施設
- (4) 身体障害者福祉法第 30 条に規定する身体障害者療護施設、同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設又は同法第 31 条の 2 に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法第 38 条第 2 に規定する救護施設
- (6) 知的障害者福祉法第 21 条の 6 に規定する知的障害者授産施設又は同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設
- (7) 老人福祉法第 20 条の 2 に規定する老人デイサービスセンター、同法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム又は同法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター
- (8) 母子保健法第 22 条第 2 項に規定する母子健康センター
- (9) 職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する職業能力開発校

(第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の指定)

第 8 条 法第 4 条の規定による第 1 種区域の指定、法第 5 条第 1 項の規定による第 2 種区域の指定及び法第 6 条第 1 項の規

定による第 3 種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生回数及び時刻等を考慮して内閣府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに内閣府令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第 9 条 法第 5 条第 1 項の規定による補償は、同項に規定する第 2 種区域のうち法第 6 条第 1 項に規定する第 3 種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあつては、建物と一体として利用されているものに限る、行うことができる。

(買入れの対象とする土地)

第 10 条 法第 5 条第 2 項の規定による買入れは、同条第 1 項に規定する第 2 種区域のうち法第 6 条第 1 項に規定する第 3 種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するもの限り、行うことができる。

- (1) 宅地（法第 5 条第 1 項の規定による指定の際（法附則第 4 項の規定により第 2 種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和 41 年法律第 135 号。以下「旧法」という。）第 5 条第 1 項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）
- (2) 法第 5 条第 1 項の規定による補償をうけることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地
(土地の無償使用に係る施設)

第 11 条 法第 7 条第 1 項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花壇
- (2) 種苗を育成するための施設
- (3) 駐車場
- (4) 消防に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設
(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第 12 条 法第 8 条の規定による補助に係る施設は、次の表の第 2 欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる割合の範囲内で防衛施設庁長官が定める割合又は同表の第 3 欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和 26 年法律第 135 号）第 2 条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	10 分の 8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10 分の 8
3	児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設	10 分の 7. 5
4	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 2 号に規定する看護師養成所又は同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所	10 分の 7. 5
5	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 4 号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10 分の 7. 5
6	老人福祉法第 20 条 4 に規定する養護老人ホーム又は同法第 12 条の 6 に規定する軽費老人ホーム	10 分の 7. 5
7	消防施設強化促進法（昭和 28 年法律第 87 号）第 3 条に規定する消防施設	3 分の 2
8	公園、緑地その他の公共空地	3 分の 2
9	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道	10 分の 6

10	有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	10分の5.5
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛施設庁長官が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校の施設を除く。)	防衛施設庁長官が定める額
14	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛施設庁長官が指定する施設	10分の7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設(法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。)で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金による整備の対象となる公共用の施設)

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受け設置するものを除く。)とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、内閣府令で定めるところにより、算出した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設(以下「特定防衛施設」という。)の交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)の4月1日現在における面積
- (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積(当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第2種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積)が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- (3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
- (4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積(防衛施設庁長官が定める防衛施設的面積を除く。)に対する割合
- (5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様(イ・ウ項省略)
 - ア 飛行場又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場、航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数
 - イ 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定

防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開港に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第2項に規定する内航海運業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛施設庁長官が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(6) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(抄)

平成11年5月28日法律第60号

平成12年12月5日法律第145号

(目的)

第1条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「周辺事態」という。)に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続きその他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(周辺事態への対応の基本原則)

第2条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号。以下「船舶検査活動法」という。)に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない。

3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第4条第1項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後方地域支援

周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。
- (2) 後方地域捜索救助活動

周辺事態において行われた戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

- (3) 後方地域
我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）及びその上空の範囲をいう。
- (4) 関係行政機関
次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
イ 内閣府並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
ロ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する特別の機関
- 2 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第1に掲げるものとする。
- 3 後方地域捜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第2に掲げるものとする。
（基本計画）
- 第4条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- (1) 前条第2項の後方地域支援
(2) 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
(3) 後方地域捜索救助活動
(4) 船舶検査活動法第2条に規定する船舶検査活動（以下「船舶検査活動」という。）
- 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 対応措置に関する基本方針
(2) 前項第1号又は第2号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項
イ 当該後方地域支援に係る基本的事項
ロ 当該後方地域支援の種類及び内容
ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項
(3) 後方地域捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
イ 当該後方地域捜索救助活動に係る基本的事項
ロ 当該後方地域捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
ハ 当該後方地域創作救助活動の実施に伴う前条第3項公団の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）
ニ その他当該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要事項
(4) 船舶検査活動法第四条に規定する事項
(5) 前3号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項
(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項
(7) 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項
- (8) 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項
- 3 第1項の規定は、基本計画の変更について準用する。
（国会の承認）
- 第5条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。
- 2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
- 3 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。
（自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施）
- 第6条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第3条第2項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。
- 2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第3条第2項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 5 第3条第2項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。
- 6 第2項の規定は、同項の実施要項の変更（第4項に規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。
（後方地域捜索救助活動の実施等）
- 第7条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。
- 3 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。
- 4 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めるときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。
- 5 前条第4項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第5項の規定は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。
- 6 第1項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する前条第4項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

7 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第3条第3項後段の後方地域支援について準用する。

(関係行政機関による対応措置の実施)

第8条 前2条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

(国以外の者による協力等)

第9条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前2項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第10条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- (1) 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- (2) 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果(武器の使用)

第11条 第6条第2項(第7条第7項において準用する場合を含む。)の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 第7条第1項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

3 前2項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治40年法律第45号)第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(政令への委任)

第12条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続きその他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(7) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成19年5月30日法律第67号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社日本政策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的

とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- (2) 駐留軍等の再編 平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の様態の変更(当該変更が航空機(回転翼航空機を除く。))を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。)をいう。
- (3) 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(第9条第1項第5号において「日米地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。)をいう。

(基本理念等)

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- (2) 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村の指定)

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところに

より、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 再編関連振興特別地域の指定

第7条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- (1) 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- (2) 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

4 前3項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第2節 再編関連振興特別地域整備計画

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の内容等）

第9条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
- (2) 基幹的な交通施設の整備に関する事項
- (3) 産業の振興に関する事項
- (4) 生活環境の整備に関する事項
- (5) 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第2条第1項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第3節 事業の実施等

（事業の実施）

第10条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、こ

の法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第11条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前2項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（地方債についての配慮）

第12条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上及び金融上の措置）

第13条 国は、前2条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 駐留軍等再編関連振興会議

（駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等）

第14条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再編関連振興特別地域に関し、第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

（会議の組織等）

第15条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務大臣
- (2) 外務大臣
- (3) 財務大臣
- (4) 文部科学大臣
- (5) 厚生労働大臣
- (6) 農林水産大臣

- (7) 経済産業大臣
 (8) 国土交通大臣
 (9) 環境大臣
 (10) 内閣官房長官
 (11) 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 5 会議は、前条第 2 項第 2 号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第 4 章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例
 （株式会社日本政策金融公庫の業務の特例）
- 第 1 6 条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 1 条及び第 11 条の規定にかかわらず、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。
- (1) 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。
- (2) 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- (3) 前 2 号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- (4) 第 1 号及び第 2 号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- （株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び出資の制限）
- 第 1 7 条 株式会社日本政策金融公庫は、前条第 1 号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第 21 条第 1 項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。
- 2 株式会社日本政策金融公庫は、前条第 2 号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社日本政策金融公庫法第 4 条第 1 項の規定による出資があった金額及び同法附則第 42 条第 4 号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 5 条第 2 項の規定による出資があった金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行ってはならない。
- （区分経理）
- 第 1 8 条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。
- （借入金等の限度額）
- 第 1 9 条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなってはならない。
- 2 第 1 6 条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- （社債の発行の制限）
- 第 2 0 条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。
- （政府からの資金の貸付け等）
- 第 2 1 条 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、株式会社日本政策金融公庫法第 4 条第 1 項

- の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。
- 2 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。
- （株式会社日本政策金融公庫法の適用等）
- 第 2 2 条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 3 項	第 41 条	第 41 条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第 18 条
	同条各号に掲げる業務	第 41 条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（駐留軍再編特別措置法第 16 条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）
第 5 条第 2 項	第 13 条第 3 項	駐留軍再編特別措置法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 13 条第 3 項
第 11 条第 1 項第 5 号	行う業務	行う業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）
第 13 条第 3 項	附帯する業務	附帯する業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第 31 条第 4 項	業務	業務並びに駐留軍再編促進金融業務
第 34 条第 3 項、第 38 条第 3 項及び第 39 条第 2 項	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣
第 35 条第 2 項	、第 31 条、第 33 条及び前条	及び第 33 条並びに駐留軍再編特別措置法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 31 条及び前条
第 36 条第 2 項	、第 31 条、第 33 条及び第 34 条	及び第 33 条並びに駐留軍再編特別措置法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 31 条及び第 34 条
第 42 条第 1 項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第 18 条
	同法第 295 条第 2 項	会社法第 295 条第 2 項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第 41 条	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第 41 条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成 19 年法律第 67 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第 18 条
	同条第 1 号	株式会社日本政策金融公庫法第 41 条第 1 号
	第 41 条の規定により設けられた勘定に属する資本金	第 41 条及び駐留軍再編特別措置法第 18 条の規定により設けられた勘定に属する資本金
	同条の	これらの
第 42 条第 2 項	第 47 条第 1 項	駐留軍再編特別措置法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用する第 47 条第 1 項

	同条第2項	駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する第47条第2項
	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同法第448条第1項	会社法第448条第1項
	第41条	第41条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第18条
	同条の	これらの
第42条第3項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同条	これら
第47条第1項、第5項及び第7項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第50条第1項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
	貸付け	貸付け(駐留軍再編特別措置法第21条第1項の規定によるものを含む。)
第51条第1項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する前条の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第21条第2項の規定により交付を受けて
	第41条	第41条及び駐留軍再編特別措置法第18条
	同条各号に掲げる業務	第41条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務
第57条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第58条及び第59条第1項	この法律	この法律、駐留軍再編特別措置法
第64条第1項第6号	事項	事項並びに駐留軍再編促進金融業務に係る財務及び会計に関する事項
第65条	厚生労働大臣	厚生労働大臣(第3号の場合にあっては、厚生労働大臣及び防衛大臣)
第71条	第59条第1項	第59条第1項(駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
	同項	第59条第1項
第73条第3号	第11条	第11条及び駐留軍再編特別措置法第16条
第73条第7号	第58条第2項	第58条第2項(駐留軍再編特別措置法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第47条第1項	公庫の業務	公庫の業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)

- 2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第60条第1項及び第2項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第58条、第59条第1項及び第73条第7号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。
- 3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第29条第1項の規定による予算の提出、同法第35条第1項の規定による補正予算の提出、同法第36条第1項の規定による暫定予算の提出、同法第

40条第2項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第44条第1項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第23条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社日本政策金融公庫は、第1項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時ににおける駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法(平成17年法律第86号)第447条から第449条までの規定は、適用しない。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第2項の規定に違反して出資をしたとき。

(2) 第19条第1項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第2項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

(3) 第20条の規定に違反して社債を発行したとき。

第5章 駐留軍等労働者に係る措置

第25条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(省令への委任)

第26条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が5年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第6条の規定は、再編実施基準日から起算して5年を経過する日又は平成34年3月31日のいずれか早い日(次項において「交付終了日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第1項に規定する日(前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第6条の規定は、第1項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第1項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第

11条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第1項の規定にかかわらず、第4章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第3条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号。以下この条において「行革推進法」という。)第12条第2項の規定の適用については、国際協力銀行法第23条第1項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第4条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

(防衛省設置法の一部改正)

第4条 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第5条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成19年5月25日法律第58号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) [略]

(2) 第54条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法附則第1条にただし書を加える改正規定及び同法附則に1条を加える改正規定に限る。)の規定 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法〔平成19年5月法律第67号〕の施行の日〔平成19年8月29日〕又は株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)の施行の日〔平成19年5月25日〕のいずれか遅い日(罰則に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)又は地方公営企業等金融機構法(平成19年法律第64号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

別表(第11条関係)

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合
1	土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業	10の5.5
2	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号に掲げる機能施設のうち輸	10の5.5

	送施設若しくは漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築	
3	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾における同条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(以下「水域施設等」という。)の建設及び改良	10分の5.5(港湾法第42条第1項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあつては、10分の4.5)
	港湾法第2条第2項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	10分の4.5
4	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路の新設及び改築	10分の4.5
5	水道法(昭和32年法律第77号)第3条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設の新設及び増設	10分の3
6	下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に掲げる公共下水道又は同条第4号に掲げる流域下水道の設置及び改築	10分の5.5
7	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第2項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第1項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	10分の5.5

(8) 再編実施のための日米のロードマップ(仮約)(抜粋)

平成18年5月1日

ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官

麻生外務大臣、額賀防衛庁長官

【実施に関する主な詳細】

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目指す。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成される。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(9) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

平成18年5月30日
閣議決定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的な措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8,000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補

給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。

- 4 わが国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。
また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。
- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

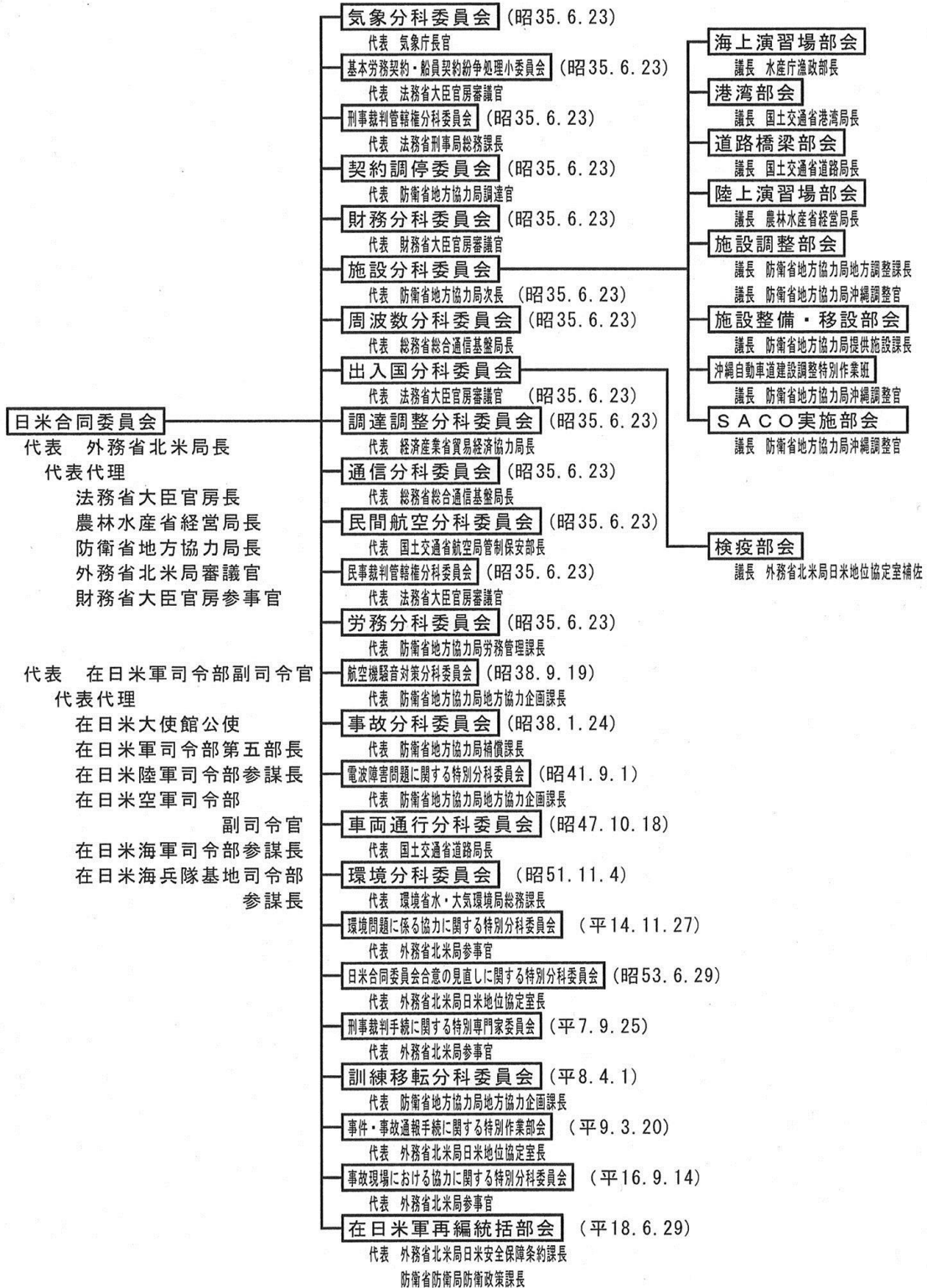
これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「II 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする

(10) 日米合同委員会組織図

(平成20年8月現在)

() 内設置年月日



(11) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 (抄)

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和 27 年法律第 110 号)第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、交付の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。

(以下省略)

(12) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令 (抄)

昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号

(法第 1 項の固定資産)

- 第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 2 条に規定する国有財産で次の各号に掲げるものに該当するものとする。
 - (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和 27 年法律第 110 号)第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - (2) 自衛隊が使用する飛行場(航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。)及び演習場(しょう舎施設を除く。)の用に供する土地、建物及び工作物
 - (3) 自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 42 条に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同令同条に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいう。
- 3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号)第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳(以下「国有財産台帳」という。)に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第 2 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)は、毎年度、当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の 3 月 31 日現在において前条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方式)

第 3 条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和 31 年法律第 82 号)第 2 条第 1 項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額)にあん分した額
- (2) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額(次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該 10 分の 3 に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額
- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第 11 条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額(以下「財源超過額」という。)が 5 億円をこえることとなるもの(以下「財源超過団体」という。)に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第 1 号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が 5 億円をこえる額に 10 分の 1 を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同号の額の 10 分の 7 に相当する額をこえる場合にあっては、当該 10 分の 7 に相当する額)を控除した額とする。

(第 4 条省略)

(土地、建物又は工作物の価格)

第 5 条 第 3 条第 1 項の場合において、第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の 3 月 31 日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第 21 条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

(第 6 条から第 9 条まで省略)

(市町村助成交付金の使途の制限等の禁止)

第 10 条 国は、市町村助成交付金の交付に当たっては、その使途について条件をつけ又は制限してはならない。

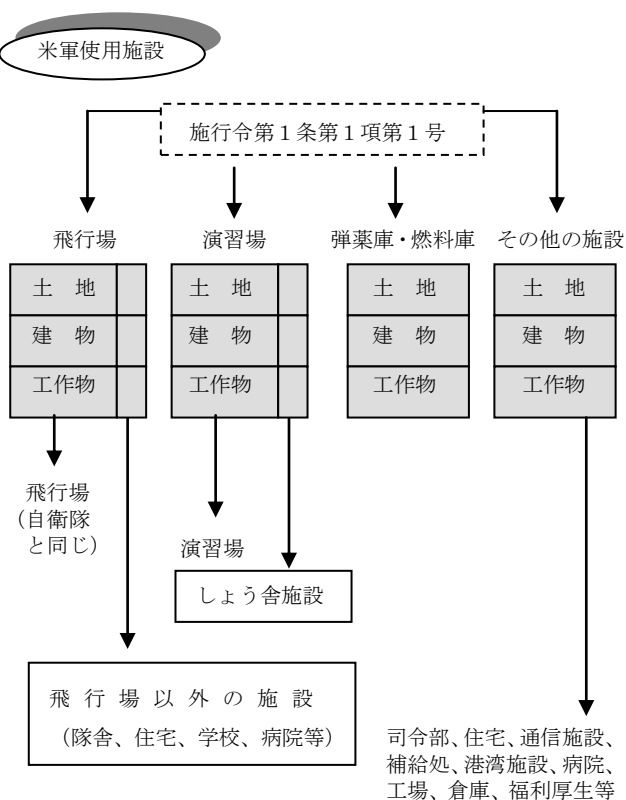
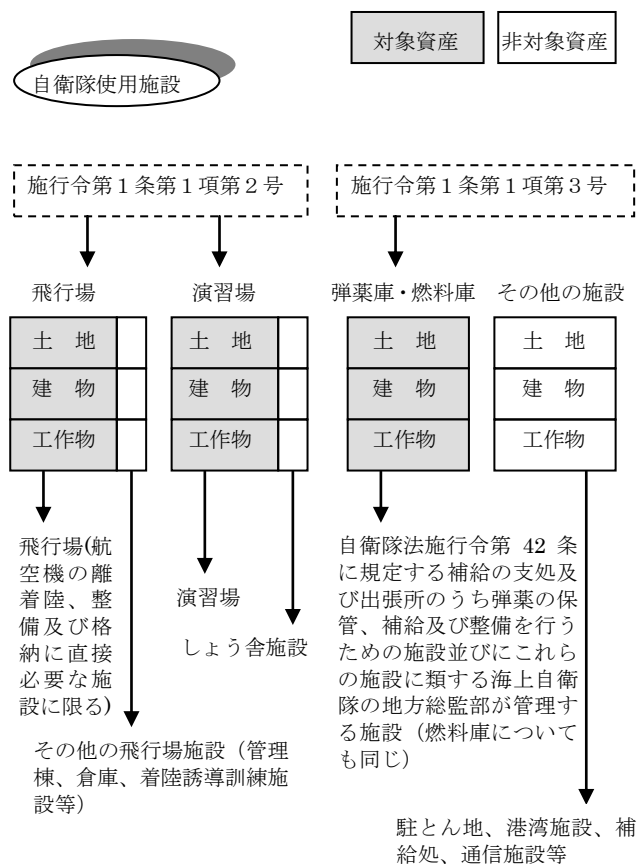
(第 11 条及び第 12 条省略)

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。

(以下省略)

(13) 基地交付金対象資産の範囲



(14) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

昭和45年11月6日自治省告示第224号

(趣旨)

第1条 施設等所在市町村調整交付金(以下「調整交付金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 施設等

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域をいう。

2 米軍資産

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例設置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の合算額とする。

1 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額

2 調整交付金の総額3分の1に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合には、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

(15) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

昭和28年8月25日法律第246号

(損失の補償)

第1条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔昭和35年6月条約第6号〕に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基き日本国内にある国際連合の軍隊(以下「アメリカ合衆国軍隊等」と総称する。)の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を

営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障がい物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの
 - (2) 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの
 - (3) その他政令で定める行為
- 2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。
- 3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第2条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。
- 3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第3条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第4条 政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第2項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第5条 第3条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から6箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第6条 第2条第3項の規定による決定に不服がある者は、第3条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

(アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第7条 第1条第1項の規定の適用については、アメリカ合衆国軍隊等及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊の航空機以外の航空機の離陸及び着陸であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第5条の規定によりアメリカ合衆国軍隊等が使用する飛行場を使用して行なわれるものは、アメリカ合衆国軍隊等の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第8条 第2条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理す

ることとされている事務（同条第2項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生日〔昭和27年4月28日〕以降生じた損失について適用する。
 - 2 前項の損失に関して見舞金その他の名目で国から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。
 - 3 調達庁設置法（昭和24年法律第129号）の一部を次のように改正する。
- 〔以下略〕

3 国と岩国市とで交した公文書の写し

(1) 加藤書簡

防衛庁発経施第 1222 号
38. 12. 5.

岩国市長 土肥京一殿

防衛事務次官 加藤陽三

謹 啓

向寒のみぎり、貴職には益々ご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、岩国飛行場に航空自衛隊 F-86 部隊を配置することにつきましては、先般来ご説明して参りましたとおり、この計画は F-104 の増勢に伴い、飛行場施設の不足を招来したために差し当たり、現有施設を更に効率的に活用する方針で、F-86 の 1 飛行隊を岩国飛行場に配置することを決定したものであつて、F-104 を配置しようとするものではありません。

又、配置の期間につきましても、米軍に提供期間中、これと共同使用するという趣旨のものであり、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて自衛隊が使用を継続するという事は考えておりませんので、事情ご賢察のうえ、この計画の実現にご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬 具

(2) 航空自衛隊の配置に関する陳情書

航空自衛隊の配置に関する陳情

岩国市は、ご承知の如く、水量豊富なる錦川の下流に位し、瀬戸内海に面し、交通の要衝として昭和の初期より工業都市として発展しているものでありますが、市の中心部の約 170 万坪にのぼる広大なる土地に米軍基地があり、これが上空制限及び爆音等により、工場誘致等市発展の上にも一大支障をきたすと共に、民生安定に及ぼす影響も多大なるものがあります。しかしながら、米軍の駐留は暫定的なものであり、米軍撤退後は工場誘致に全力をあげるべく各施策を計画しているときに、航空自衛隊 F86 F1 飛行隊の岩国配置についての防衛庁の計画を承ったのであります。

これがため、市としては、将来航空自衛隊の基地となれば市民生活に及ぼす影響は勿論、工業都市としての発展計画は絶望となるため、昭和 37 年 12 月 18 日航空自衛隊の配置についての反対決議を行ない、防衛庁その他関係当局に対し、航空自衛隊配置の計画を変更されるよう要望し、運動を続けて参りましたが、防衛庁は「航空自衛隊の配置の期間は米軍に提供期間中、これと共同使用するというもので、米軍撤退後も共同使用の名にかくれて、自衛隊が使用を継続するという事は考えていない。」ということであり、かつ、国防のことでありますので、大局の見地にたつて昭和 38 年 12 月 20 日市議会において採決の結果これを承認することに決定したものであります。

しかし、航空自衛隊の配置は、現在の悪条件を倍加するものであり、市民感情も考慮し、政府におかれても民生安定に深く思いをいたされ、以上の趣旨ご賢察の上、次に掲げる事項について格段のご高配を賜りますよう岩国市民を代表し陳情いたす次第であります。

昭和 39 年 1 月 31 日

岩 国 市 長 土肥京一
岩国市議会議長 高山敏生

防衛施設庁長官
小野 裕 殿

1 米軍撤退後の転用について

防衛庁事務次官書簡によれば、航空自衛隊の岩国配置は米軍提供期間中、これと共同使用するという趣旨のもので、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて、自衛隊が使用を継続するという事は考えていないと明記されているが、米軍撤退後は必ず自衛隊も他へ移駐し、基地跡の転用については岩国市の要望を入れ積極的に協力することを確約されたい。

2 基地周辺地域の防衛道路新設について

基地周辺は他地域に比して道路網は極度に貧弱となっている。これにひきかえ近時基地周辺の交通量は増大し、既設道路は既に飽和状態に達している。よつて、下記道路の整備を全額国庫において促進願ひたい。

記

- (1) 牛の谷送信所線（中津 16 号線を含む）の改良舗装工事
起点 中津 274 番地 終点 中津 1435 の 1 番地
延長 1,130 m 巾員 6m
- (2) 五本松海士路線の改良舗装工事
起点 麻里布 82 番地 終点 尾津 1230 番地
延長 2,490 m 巾員 25m~15m
- (3) 菊地送信所 1 号線の舗装工事
起点 尾津 1230 番地 終点 中津 4175 番地
延長 600 m 巾員 6m
- (4) 向今津連帆線改良舗装工事
起点 車 741 の 1 番地 終点 向今津 330 の 1 番地
延長 500 m 巾員 10.5m

3 公共施設及び民間施設の爆音対策について

基地近接公共施設及び民間病院等には逐次防音施設が施行されているが、爆音の被害を受ける未施行の市内小中学校（愛宕小、麻里布小、装港小、灘小、麻里布中、中洋小、平田小）及び幼稚園、保育所等の防音工事についても全額国庫又は適当な財源措置を講ぜられるとともに冷房装置及びこれに伴う電力料についても同様考慮されたい。

なお、一般住家に対する騒音の補償については未だ何等の措置も講ぜられていないが、これに対しても考慮されたい。

4 集団移転について

岩国市大字向今津字柵開作部落は航空機の上昇路の直近位置にあり、離着陸は勿論、地上整備音による爆音は家屋を振動し、屋根瓦は日毎にずり下り、又ラジオ、テレビの視聴、ひいては子供の教育にも多大なる影響を受け、病人の静養は絶対不可能であり、物心両面に亘り地区の不安は想像以上であるので集団移転を考慮願ひたい。

5 基地周辺農地買収について

岩国市大字向今津栗屋開、三ノ割南側地区の農地は飛翔コースの直近に位し、ここを耕作している農民は激化する騒音により、作業も手につかず、不安と焦躁の毎日を送っており、これが農地の代替地の確保、若しくは買収について考慮されたい。

6 飛行機事故等による補償について

米軍基地は岩国市街の中心にあり、現在までに発生したすずはく、模擬爆弾等の落下により相当な被害を出している。又基地周辺には石油化学等の工場があり飛行機事故が発生した場合の人的物的被害は甚大なるものと予想される。万一の場合は早急に、かつ、万全なる補償を考慮されたい。

7 基地交付金の増額について

基地が所在することにより、財政収入の減少、市発展に対する各種の制約、財政需要の増大など、他市町村にはみられない特殊事情のもとにおかれているので、これが現状に適するよう増額について考慮されると共に、交付対象範囲をドル支弁資産まで拡大されたい。

8 上空制限について

現在米軍より提示されている上空制限は、工業立市を市是とする岩国市にとっては非常に重大なる問題であり、既存工場の増設はもとより広大なる工場適地に新規工場を誘致するうえに多大な支障をきたしているため、これが上空制限を撤回されたい。

9 電波の障害対策について

基地周辺の居住者は飛行機の爆音などにより、テレビ、ラジオ、電話等の視聴に非常に困難をきたしているが、これが対策について聴視料の免除等適当な補償を早急に考慮されたい。

10 環境衛生施設整備について

(1) 塵芥焼却場移設について

現在の焼却場は基地の北側に位置し、滑走路並びに弾薬庫に接近しているため、その焼却の煙は航空の視界をさまたげ、或いは弾薬庫の爆発の慮れあるとして再三に亘り、基地司令官から移転要請があったもので、これが移設に伴う経費の補償を願いたい。

(2) し尿処理場移設について

現在の処理場は塵芥焼却場と隣接しており、これから発する衛生害虫或いは悪臭により基地将兵に悪影響を与えるので移設してもらいたい旨の基地司令官から要請があり、この処理場には、基地内からも運搬されている現状である。よってこれが移設について考慮を願いたい。

11 米軍使用中の送信所（元 11 空廠）周辺の排水施設について

現在この付近は送信所を中心に広大な農耕地がありますが、この送信所の排水はもとより附近一帯の排水施設が非常に悪いので、これが整備計画を国の責任において実施されたい。

12 公共用地造成に対する自衛隊の協力について

防音工事の施行に伴う小、中学校の校地の造成、並びに公共用地の造成に対しては、自衛隊において積極的な協力を願いたい。

(3) 小野書簡

施本第 439 号 (CFP)

昭和 39 年 2 月 14 日

岩 国 市 長 土肥京一 殿
岩国市議会議長 高山敏生 殿

防衛施設庁長官
小 野 裕

岩国基地周辺の対策実施について

今回、航空自衛隊の岩国基地の共同使用が市民各位のご理解とご協力により実現の運びにいたりましたことについては、衷心から感謝するとともに、なお今後のご援助をお願い申し上げる次第です。

さて、去る 1 月 31 日付文書によりご要望のありました岩国基地周辺における各種対策について、当庁としては、同基地の所在および運営によって生ずる諸問題の具体的解決方法について、いずれも今後引き続き十分ご協議のうえ、その解決に努力する考えであります。とりあえずご要望の各項について次のとおりご回答申し上げます。

1 米軍撤退後の転用について

航空自衛隊配置期間については、米軍に提供期間中これと共同使用するという趣旨のものであり、米軍が撤退した後も共同使用の名にかくれて自衛隊が使用継続する考えをもっていないことを重ねて再確認するとともに、貴市の転用要望については、財産所管庁である大蔵省に十分伝えます。また、米軍の返還が明らかになったときは、事前に貴市に連絡するよう配慮します。

2 基地周辺道路の整備について

要望の基地周辺地域の道路 5 路線のうち、牛の谷送信所線は、昭和 39 年度にその整備について努力します。他の 4 路線（中津 16 号線、五本松海土路線、菊地送信所 1 号線および向今津連帆線）については、昭和 39 年度に利用状況等を調査のうえ、昭和 40 年度以降において検討します。なお、地元負担の財源措置については極力協力することにします。

3 公共施設等の防音工事について

貴市内の小、中学校の防音工事については、昭和 39 年度には本年度からの継続工事（4 校）の完了を目途として努力します。したがって、未施行の 7 校（愛宕小、麻里布小、装港小、灘小、麻里布中、中洋小、平田小）については、昭和 39 年度にこれらの騒音度等を調査し、昭和 40 年度以降に検討します。なお、地元負担の財源措置については、極力協力することにします。

また、防音工事に伴う冷房装置とその電力料の問題および幼稚園、保育所等の防音工事については、現在まだ義務教育施設の防音工事を優先に実施中でありますので、将来検討することになります。

一般住家の騒音対策の問題については、目下研究中であります。

4 集団移転について

岩国基地北西部周辺の柵開作部落の集団移転については、早急に実情調査のうえ移転の必要が認められるものについては、昭和 40 年度以降において建物等の移転費を補償し移転できるよう検討します。なお、この場合に必要対象範囲全戸の移転が前提になると考えますので、あらかじめ貴市においても関係者の意向をとりまとめられるよう希望します。

5 基地周辺農地の買収について

岩国基地北西部周辺の農地の買収については、早急に実情調査のうえ検討します。

6 飛行機事故等による補償について

昭和 37 年 8 月発生した錫箔落下停電事故については、事故の性質上被害の範囲・内容・程度等の確認が困難であったため、遅れておりましたが最近ようやくまとまりつつありますので、その解決促進のため鋭意努力中であります。

なお、事故防止については、当庁としては日米合同委員会に設けられた事故分科委員会において米側と事故原因の究明および事故防止対策について鋭意検討を重ねており、事故対策処置については米軍は関係全部隊に通知し再発防止に努めております。万一事故発生の場合は、早急に適切な補償処理を行ない、遺憾のないよう努力します。

また、新しく配置される航空自衛隊の部隊に対しても、もちろん十分注意を促し、事故防止に万全を期する所存であります。

7 基地助成交付金の増額について

基地助成交付金は自治省の所管であります。当庁はその交付額の決定について協議を受けることになっておりますので、貴市のご要望については当庁としても努力します。

8 上空制限について

米軍から要求のある岩国基地周辺の航空障害物制限については、現在日米双方が協議中であります。このうち高層構築物の新設については、そのつど日米双方が協議してその取扱い方を決めるということで米側も了解していますので、航空障害となるような構築物の建設計画がある場合は、貴市から呉防衛施設局にご連絡願ひ日米双方が納得できる線で妥結をはかりたいと考えております。

9 電波等の障害対策について

テレビ、ラジオの視聴困難の問題については、郵政省および NHK において対策を検討中のところ、近く受信料の減免について結論が出される運びになっております。

なお、電話の通信障害の問題については、テレビ、ラジオの問題に引き続き今後必要な対策を検討するよう配慮します。

10 環境衛生施設の整備について

(1) じんかい焼却場の移設について

岩国基地滑走路北側のじんかい焼却場の移設費の補助については、昭和 39 年度において、その用地取得費（進入路を含む。）に対し、ご要望にそうよう努力します。

(2) し尿処理場の移設について

じんかい焼却場に隣接して所在するし尿処理場の移設については、昭和 39 年度に実情調査のうえ必要と認められる場合は昭和 40 年度以降に実施できるよう検討します。

11 米軍送信所周辺の排水施設について

岩国基地南方の米軍送信所周辺の排水施設の整備に付いては、昭和 39 年度に実情調査のうえ必要と認められる場合は昭和 40 年度以降に実施できるよう検討します。

12 公共用地造成に対する自衛隊の協力について

貴市の学校用地等の造成に対する自衛隊の部外工事による協力の要望については、優先的に処理するようあらかじめ陸上幕僚監部に対し配慮方を要請します。

以上

(4) 米軍岩国基地に関連する要請書

米軍岩国基地に関連する要請

米海兵隊岩国航空基地に関する諸問題につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、普天間飛行場に配備されているKC-130（ハーキュリーズ）航空機を岩国飛行場に移駐する問題につきましては、岩国市民の間で、「岩国基地機能の拡大・強化につながるのではないか。」との不安と不満が強まり、岩国市議会におきまして、「沖縄普天間基地の岩国移駐に反対する要望決議」を全会一致で議決されており、この主旨は、これ以上の基地機能の拡大・強化は絶対に許されないとのものであります。

当岩国市は、長年にわたる市民の不満を解消するため、これまで基地に関連する要望を行ってきたところでございますが、いずれも進展をみていない現状にあります。

つきましては、現在まで本市の国に対する要望を下記のとおり重ねて要請いたします。

なお、この度、国におかれましては沖縄県に対して特別の措置を決定されたところですが、岩国市民も戦後50年間米軍基地を抱え、沖縄県民と同じ苦しみを味わってまいりましたが、国防という名の下に、今日まで耐えがたきを耐え国に協力してまいりました。

この市民の姿勢を認識され、沖縄県と同等の扱いをされるべきであり、このことについて今後、改めて要請をいたします。

記

1 都市計画道路昭和町海士路線の基地内ルートを含め、その周辺（本路線とJR線の間）の約5haを提供区域の変更によって、基地の返還すること。

(1) 計画路線総延長約6,830mのうち、平成7年度まで約2,550mを供用開始しておりますが、南部に向けた事業化が急務であり、その先線である岩国基地内ルートが障害となっており、これら事業用地（延長約380m・幅員18m）と昭和町海士路線の代替用地を確保すること。

(2) 門前川水系の排水ポンプ場用地を確保すること。

(3) 現在、市内及び隣接町に分散している海上自衛隊厚生施設（宿舎）等を基地周辺へ集約整備すること。

2 近年、基地北門を利用する大型車両等の交通が著しく増加し、北門に接続する生活道に交通障害が発生していることから、抜本対策として、北門の位置の移動や、第二防衛道路を新設整備すること。

3 基地の一部返還によって、し尿処理場用地を確保すること。

4 基地周辺の環境整備を行うため、基地内のある程度まとまった土地を今後、段階的に無償返還すること。

5 基地内にある未登記財産の解消（旧道路用地を含む。）や、新たに施設・区域となる市有地（し尿処理場及び周辺遊水池）の取得については、適切に対処すること。

6 現在、今津川に排出している旭町ポンプ場からの排水と新設されるし尿処理場の排水を併せて基地の沖合へ排出すること。

7 岩国基地沖合移設事業の工期を短縮すること。

8 軍民共用空港を早期に実現すること。

9 本市においては、基地の諸障害により都市の健全な発展を阻害されてきた経緯があり、そのため各種の都市開発諸法から見放され、基地がある故の損失は大きい。

したがって、今後、開発諸法に代わるべき特別措置（立法）等を講ずること。

平成8年10月18日

岩国市長 貴船悦光

防衛施設庁長官
諸富増夫 殿

(5) 諸富書簡

施本第1924号（CRC）
平成8年11月22日

岩国市長 貴船悦光 殿

防衛施設庁長官
諸富増夫

岩国飛行場に係る要請について（回答）

岩国飛行場の安定的使用につきましては、かねてより御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により要請のありました本件について、下記のとおり回答いたします。

普天間飛行場のKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国飛行場への移駐につきましては、貴市の御理解と御協力が必要であることを十分に認識しており、今後とも貴市の要請に対しては、誠意をもって対応してまいります。

記

1 について

昭和町海士路線以西の施設・区域の返還については、貴市の具体的な要望を踏まえ、米軍及び関係機関と調整し、実現に向けて最大限努力してまいります。

2 について

岩国飛行場北門ゲート付近の交通障害の緩和に対する抜本対策については、米軍と調整、貴市の意向に沿えるよう最大限努力してまいります。

3 について

し尿処理場用地のための施設・区域の一部返還については、貴市の具体的な要望を踏まえ、米軍及び関係機関と調整し、実現に向けて最大限努力してまいります。

4 について

施設・区域の段階的な返還については、将来貴市から具体的な要望があった段階で、その内容を検討した上で、米軍及び関係機関と調整してまいります。

5 について

基地内にある未登記財産の解消は、その促進に最大限努力するとともに、旧道路用地の取扱いについても、関係機関と調整の上、解決に向け努力してまいります。

また、岩国飛行場滑走路移設事業に伴い、新たに施設・区域となる市有地（し尿処理場及び周辺遊水池）の取得方法については、貴市の意向に沿えるよう努力してまいります。

6 について

岩国飛行場滑走路移設事業に伴うし尿処理場の排水については、事業者の立場で対応してまいります。また、旭町ポンプ場からの排水については、貴市の具体的な計画を踏まえ検討してまいります。

7 について

岩国飛行場滑走路移設事業は、同飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するとともに、同飛行場の安定的使用を図るため、事業を推進しているものであり、当庁としても一日も早い完成を望んでいるところである。

したがって、現在の計画を踏まえ、山口県及び貴市の協力を得つつ本事業の早期完成に努力してまいります。

8 について

岩国飛行場軍民共用の要望については、山口県の東部空港整備構想や貴市の意向を踏まえつつ、米軍及び関係機関と調整してまいります。

9 について

基地から生ずる障害の緩和や地域振興施策については、貴市の具体的な要望を踏まえ、誠意をもって対応してまいります。

以上

(6) 米軍岩国基地に関する要請書

米海兵隊岩国航空基地に関する諸問題の改善につきましては、平素から種々御配慮を賜りますとともに、特に、長年の地元要望であります「基地沖合移設事業」につきましては、格別の御高配により、事業着工の運びとなりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年来、御要請のありました沖縄普天間基地所属のKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国基地への移駐につきましては、山口県、岩国市、由宇町で慎重に検討を重ねた結果、地元として、その受入れを容認することといたしました。

しかしながら、地元住民をはじめとする県民の間には、将来において岩国基地の整理・縮小が進められることを望む声が多く、また、今回の移駐問題に関しましても、普天間基地の全面返還に係る諸条件が整う前のハーキュリーズ航空機の先行移駐、米本土に移駐されたハリヤー航空機の再配備、さらには、普天間基地所属のヘリコプター部隊の岩国基地への移駐等の不安や懸念もあります。

つきましては、貴職におかれては、これらの事情を御賢察の上、移駐に当たり、下記事項について対処されますよう、特に要請いたします。

記

- 1 国において、「岩国基地機能の今以上の増強は容認できない」という基地問題に対する地元自治体の基本姿勢を深く認識されるとともに、米側にもその趣旨を十分伝えられたい。
- 2 沖合移設後においても、岩国基地が拡大・強化されることのないよう、基地用地の一部返還、基地内施設の集約・移転等の取組みを積極的に進められたい。
- 3 ハーキュリーズを含む航空機の運用に当たっては、飛行時間、飛行コース等に係る地元自治体と現地米軍との間の確認事項の明確化等、騒音対策や安全対策に一層の配慮をされたい。
- 4 岩国市及び周辺町における防音対策工事及び民生安定施設に対する助成措置の拡充を図るとともに、地域振興のための諸施策への積極的な支援をされたい。

平成9年4月22日

内閣総理大臣 橋本 龍太郎 様
防衛庁長官 久間 章生 様
防衛施設庁長官 諸富 増夫 様

山口県知事 二井 関成
岩国市長 貴船 悦光
由宇町長 松尾 登

(7) 岩国飛行場に係る要請について（回答）

施本第1052号（CRC）
平成9年6月20日

岩国市長 殿

防衛施設庁長官

岩国飛行場に係る要請について（回答）

参照：平.9.4.22.付
「米軍岩国基地に関する要請書」

岩国飛行場の安定的使用については、かねてより御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、普天間飛行場に配備されているKC-130（ハーキュリーズ）航空機の岩国飛行場への移駐については、貴職より受入れ容認の報告を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、参照文書により要請のありました本件につきましては、別紙のとおり回答いたします。

今回の要請においてお示しのあった県民の皆様のご不安や懸念につきましては、今後とも十分認識のうえ、関係自治体の御理解と御協力を賜りながら、岩国飛行場の安定的使用に取り組んでまいり所存であります。

以上

添付書類：別紙

本信あて先：山口県知事
岩国市長
由宇町長

別紙

平成9年4月22日付け「米軍岩国基地に関する要請書」に対する回答

1 について

基地問題の解決及び施設・区域の安定的使用については、地元自治体との信頼関係が重要であると考えており、今後とも地元の意向を深く認識するとともに、これを米軍に伝えてまいりたい。

2 について

岩国飛行場用地の一部返還に係る地元の要望については、十分承知しており、今後、岩国市から具体的な要望があった段階において、その内容を検討した上で、米軍及び関係機関と調整を図るよう、積極的に対応してまいりたい。

また、基地内施設の集約・移転については、今後、米軍の意向を踏まえて、対応を検討してまいりたい。

なお、岩国市から具体的な要請のあった昭和町海土路線以西の施設・区域の返還については、米軍及び関係機関と調整し、その実現に向けて最大限努力してまいりたい。

3 について

岩国飛行場に離着陸する米軍の航空機は、同飛行場周辺に対する航空機騒音の軽減及び安全上の観点から、飛行時間、飛行コース等について岩国日米協議会の確認事項に沿って運用されているところである。

今後とも、地元の意向を十分に踏まえ、確認事項の明確化等、騒音対策や安全対策を図るよう一層の努力をしてまいりたい。

4 について

基地から生ずる障害の緩和や地域振興策については、岩国飛行場周辺の自治体の具体的な要望を踏まえ、誠意を持って対応してまいりたい。

(8) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用に当たっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法も成立し、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、今日の多様化した住民ニーズを考えると、基地周辺住民や地元自治体に対して、さらなる配慮がなされるべきものと認識しております。

こうした中、本年6月に、米兵犯罪防止策の強化、再編に伴う安心・安全対策の実施並びに関連措置として住民福祉の向上や地域の発展に資する地域振興策の実施などについて要望したところですが、今後、これらの諸課題に対し、具体的かつ実効性のある措置を求めてまいりたいと考えております。

つきましては、従来からの基地の運用による影響を軽減するとともに、今回の米軍再編により基地周辺の環境が悪化することとならないよう、まず、安心・安全の確保に関する事項として、次のとおり取りまとめましたので、国におかれましては、以上のような状況をご理解いただき、速やかに対応策を講じられますよう強く要望いたします。

1 治安対策の強化

米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

万一、事件・事故が発生した場合には、迅速かつ的確な情報提供が行われるとともに、原因究明を適切に行い、再発防止に向けた万全の対策を講ずること。

- (1) 防犯対策の強化
- (2) 米軍構成員等の規律の保持
- (3) 事件・事故の被害者への適切な対応
- (4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し

2 騒音対策の強化

岩国基地は、多くの住民が生活している地域に隣接しているため、航空機による飛行をはじめとする基地の運用は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えている。

特に航空機騒音に関しては、基地周辺住民に十分配慮し、騒音軽減のための必要な措置を講ずること。

- (1) 航空機等の騒音軽減対策の推進
- (2) 住宅防音工事に関する制度の拡充
- (3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止

3 環境対策の徹底

基地内の環境問題等については、その影響が基地内に止まらず、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があることから、基地の管理・運用に当たっては、環境対策を徹底すること。

- (1) クロゴケグモ対策の徹底
- (2) 環境に配慮した施策の実施
- (3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮

4 地元の意向を尊重する制度の構築

基地の管理・運用に当たっては、岩国市の意向が的確に反映できる仕組みとなっていないため、本市の意向を踏まえて日米両国政府間の協議が行われるよう、必要な制度を構築すること。

5 その他

平成20年10月31日

外務大臣 中曾根弘文様

防衛大臣 浜田靖一様

岩国市長 福田良彦

別紙

<p>1 治安対策の強化</p> <p>(1) 防犯対策の強化</p> <p>(2) 米軍構成員等の規律の保持</p> <p>(3) 事件・事故の被害者への適切な対応</p> <p>(4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し</p>	<p>ア 警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。</p> <p>イ 街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。</p> <p>ウ 基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。</p> <p>エ 脱走兵の通報体制を強化すること。</p> <p>ア 米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教育を行うこと。</p> <p>イ 基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。</p> <p>ウ 犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。</p> <p>ア 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。</p> <p>イ 損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。</p> <p>ア 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。</p>
<p>2 騒音対策の強化</p> <p>(1) 航空機等の騒音軽減対策の推進</p>	<p>ア 航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。</p>

<p>(2) 住宅防音工事に関する制度の拡充</p>	<p>イ エンジンテストは必ず消音施設を使用して行うこと。 ウ 早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。 エ 学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。 オ 市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。 カ 訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130の鹿屋基地やグアムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。 キ 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。 ク 基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。 ケ 姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。 ア 住宅防音工事の事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家屋について、速やかに防音工事を実施すること。 イ 住宅防音工事について、対象区域の指定値を70WECPNLとすること。また、実態に即した区域指定を行うこと。 ウ 外郭防音工事の対象区域を75WECPNL区域に拡大すること。 エ 住宅防音工事について、区域指定後の新築・改築住宅も対象とすること。 オ 防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。 カ 住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要す</p>	<p>(3) 空母艦載機離発着訓練（FCLP）の禁止</p> <p>3 環境対策の徹底 (1) クロコケグモ対策の徹底 (2) 環境に配慮した施策の実施</p> <p>(3) 演習・訓練等の実施における基地周辺地域への配慮</p> <p>4 地元の意向を尊重する制度の構築</p> <p>5 その他</p>	<p>る経費を全額補助すること。 キ 住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。 ク 70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。 ケ テレビ受信料の助成区域を拡大すること ア 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。 イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。 ア 基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。 ア 基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。 イ 消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。 ア 合同軍事演習、合同訓練等の実施の際には、その影響を基地の外に及ぼさないこと。 イ 演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。 ア 基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。 イ 国と岩国市の定期的な協議の場を設けること。 ア 岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること。 イ 航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。 ウ 岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行</p>
----------------------------	---	---	---

	等に影響を与える可能性がある場合には、岩国市に事前に通知すること。
エ	空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。
オ	基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。
カ	障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。

(9) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書（回答）

地地第13434号
20.11.18

岩国市長 殿

防衛省地方協力局長

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について（回答）

貴殿におかれては、日頃から、岩国飛行場の安定的使用に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、去る10月31日に御要望のありました標記について、外務省との調整を了した上、別紙のとおり回答いたします。

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に当たり、周辺住民の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると考えており、今後とも、貴市及び山口県と緊密に協議しつつ、誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

別紙

1の(1)のアについて

防犯対策については、警察当局及び米側に対し、貴市の御要望も踏まえ適切な措置がとられるよう伝えてまいりたい。

なお、米軍岩国基地においては、平成10年以降、金曜日、土曜日、祝祭日及び特別休暇期間の午後10時から午前3時までの間、2人以上からなる1組の米軍人が制服を着用の上、基地正面から通称スリーコーナーまでの国道189号及び市道中津5号線沿線の飲食店の立ち並ぶ約1キロメートルの通りを徒歩で巡視しているところである。

1の(1)のイ及びウについて

御要望については、設置手法等の具体的な内容を貴市と調整してまいりたい。

1の(1)のエについて

日米両政府は、本年4月11日、在日米軍人の脱走が判明した場合には、そのすべてについて直ちに米側から関係都道府県警察に対して逮捕要請を行うこと等について基本合意したことを踏まえ、同年5月15日、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。日本政府は、米側からの通報を渉外知事会に伝達することとなっており、かかる情報提供が円滑になされるために協力してまいりたい。

1の(2)のアについて

米軍岩国基地においては、米軍構成員が我が国に赴任した際、我が国の道路交通法、道路事情、基地周辺の地理、文化等に係る講習、現地体験講習等が実施されているほか、年2回、飲酒運転禁止、事件・事故防止に係る安全講習等が実施されているが、当省としては、引き続きかかる講習等の充実・徹底を米側に求めてまいりたい。

また、中国四国防衛局において直接、岩国基地の米軍構成員に対して基地問題の現状、事件・事故等について説明したところであり、今後も定期的を実施してまいりたい。

1の(2)のイについて

日本政府は米側から年に一度、基地外に居住する米軍人等の人数に関する情報提供を受け、こうした情報を地方公共団体と共有することとなっており、かかる情報共有を着実に実施してまいりたい。

1の(2)のウについて

米軍岩国基地においては、平成16年以降、若年米軍構成員（以下「構成員」という。）の外出や飲酒を規制するリバティ・カード制度が導入されており、三等軍曹以下の構成員に対してはレッド又はゴールドの2種類の識別カードを発行し、同カードの所持を義務付けている。この制度は、原則として三等軍曹以下の構成員に対し深夜（午前0時から午前5時まで）の外出が制限されるレッドカードが発行され、同カード保持者のうち30日の観察期間中の素行良好な隊員について、所属司令官の判断に基づき外出制限のないゴールドカードが発行されるものである。このほか、レッドカード保持者のうち上等兵以下の構成員については単独外出の禁止、2歳未満の構成員についてはリバティ・カードにアンダー20と表記され飲酒禁止措置が課されている。

本年4月には、リバティ・カード制度について、対象構成員の拡大（三等軍曹以下から全階級へ）、上等兵以下に係るレッドカードからゴールドカードへの変更に要する観察期間の延長（30日間から90日間へ）、同伴外出の義務の格上げ（上等兵以下から伍長以下へ）など、規制の強化が図られたところである。さらに、本年9月には、同伴外出の義務がレッドカード保持者全員に拡大されたところである。

このように、米軍岩国基地においては、構成員に対する自由時間における外出制限や基地外での飲酒の制限の措置が講じられているところであるが、今後とも、適切な措置が講じられるよう米側に働きかけてまいりたい。

1の(3)のア及びイについて

公務外の事故に係る補償については、加害者本人が賠償責任を負い、原則として当事者間で解決されることとなるが、加害者が無資力である等の理由から被害者への補償が困難な場合は、日米地位協定第18条6の規定に基づき処理されることとなっている。

中国四国防衛局においては、事故覚知後、速やかに被害者と接触し、かかる補償手続を御説明するとともに、加害者から被害者への補償状況を逐一確認することとしており、示談困難な場合は直ちに被害者に対し損害賠償の請求案内を行うなど、被害者が適正な補償が受けられるよう、誠意をもった対応に努めている。

また、同局においては、被害者から損害賠償請求書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、その結果を米国政府に送付しているところであり、補償金の査定に当たっては、公務

上における事故の場合と同様に、公平かつ公正に請求を審査し、被害者が米国政府から適正な補償が得られるよう努めている。なお、米国政府は被害者に提示する補償額の決定に当たっては、従来から、我が国の査定に係る考え方も尊重しているところである。

いずれにせよ、当省としては、米軍構成員等による事件・事故が発生した場合は、公務上、公務外の事案を問わず、今後とも、迅速かつ誠意をもった対応に努めてまいりたい。

なお、同局においては、日頃から警察及び米軍等関係機関との連携を密にし、事故情報の迅速な入手に努めており、また、賠償案内のリーフレットを作成の上、関係地方公共団体、警察署等に提供しており、被害者に対しては、警察等からリーフレットを提示した上、同局が賠償窓口となる旨を周知されるよう依頼を行っているほか、同局のホームページ等に賠償案内を掲載するなど、被害者への手続の周知にも努めているところである。

1の(4)のアについて

平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有しているものにつき、起訴前の拘禁移転を可能にする途が開かれた。実際にも、同合意に基づきこれまでに何度も起訴前の拘禁移転が行われている。

政府としては、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、引き続き目に見える運用の改善を進めるよう努力していく考えである。

2の(1)のアについて

当省では、岩国飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するため、現在、滑走路を沖合へ約1キロメートル移設する事業を実施している。また、騒音発生源となる駐機場等の施設を現滑走路上及びその東側に設置することを計画しており、本計画の実施は、騒音の軽減に資するものと考えている。

なお、空母艦載機等の移駐は、滑走路が沖合に移設された後に実施されることから、岩国飛行場周辺の騒音の状況は、移駐後においても、一部の区域を除き、滑走路の移設前である現状よりも改善されると予測しているところである。

いずれにせよ、移駐後の騒音状況を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

2の(1)のイ及びウについて

岩国飛行場におけるエンジンテストについては、岩国日米協議会において、①すべてハッシュハウス（消音施設）の中で実施するよう万全を尽くし、それ以外は通告すること、②基本的には、80パーセント以上のエンジンテストは午後9時以降午前6時30分までの間は実施しないこと、③着艦訓練中のエンジンテストは原則として避けることが確認されているところである。

また、同飛行場における飛行時間等については、同協議会において、①滑走路運用時間(午前6時30分から午後11時まで)外に使用する場合はできる限り貴市に通報すること、②原則として午後9時以降午前7時までの訓練飛行は制限していること、③軍の任務遂行上不可欠な場合を除き、年末年始は飛行訓練自粛期間とし、盆の期間中は休日の方法で運用していること等が確認されているところである。

当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のエについて

中国四国防衛局においては、毎年末に翌年の年間地元諸行事並びに公立・私立学校の各種試験及び諸行事の予定について照会を行い、これにより得られた情報を米軍岩国基地に伝えるとともに、地元行事等への配慮要請を行っており、また、本省から在日米軍司令部に対しても同様に配慮要請を行っているところである。

今後とも、学校及び地域の諸行事への配慮について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のオについて

岩国飛行場の周辺上空における飛行については、岩国日米協議会において、①離着陸の際、安全上許す限り、工場及び市街地の上空を飛行しないこと、②気象条件等安全運用上許す限り、南側で離着陸を行うこと、③市街地上空の飛行は、4,000フィート(1,219メートル)以上とすること、④着陸の際、旧由宇町上空の飛行をできるだけ避けるようにすることが確認されているところである。

当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のカについて

米軍再編に係る訓練移転については、平成18年度から実施しており、岩国飛行場からは、これまでに3回実施しているところである。今後もタイプⅠ(1回につき1から5機の米軍機が1から7日間参加)のみならず、タイプⅡ(1回につき6から12機の米軍機が8から14日間参加)規模の訓練を含め、引き続き訓練移転の着実な実施に努めてまいりたい。

また、KC-130の鹿屋基地やグアムへのローテーション展開については、米側との調整が整った段階で貴市に御説明することとしているが、できる限り詳細な情報提供に努めてまいりたい。

2の(1)のキについて

中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところであり、今後とも誠意をもって対応してまいりたい。

なお、苦情や問い合わせに係る同局の連絡先は次のとおりである。

平日の昼間 082(223)7109

平日の夜間、休日 082(223)8105

2の(1)のクについて

中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所(うち、岩国市内7か所)に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努めるとともに、測定結果については同局のホームページ(アドレス: <http://www.mod.go.jp/rdb/chushi>)において公開しているところであるが、今後とも、できる限り最新の測定結果を公開できるように当該ホームページの更新間隔の短縮に努力してまいりたい。

また、リアルタイムでの測定結果の情報公開については、貴市から御要望の趣旨・内容を十分伺った上で、検討してまいりたいと考えている。

自動騒音測定装置の増設については、貴市の御要望を踏まえ、2か所増設してまいりたい。

2の(1)のケについて

米側においては、姫子島での弾薬処理については、原則として焼却処分によることとし、焼却し得ないものについては爆破処理している。処理に当たっては、実施期間を事前に通知するほか、一回の爆破処理量、気象条件等を十分考慮するなど、騒音

等の軽減に配慮して実施しているものと承知している。

当省としては、姫子島での弾薬処理に伴う騒音等の軽減について、今後とも機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(2)のアからウまで並びにオ及びクについて

住宅防音事業については、航空機騒音に係る国の重点施策として、早期に実施されるよう努力しているところであり、現下の国の厳しい財政事情の下、更なる促進に努力してまいりたい。

また、住宅防音工事の対象区域及び防音工事の補助対象施設の拡大に係る御要望については、次に述べる理由により、将来の検討課題であると考えている。

- ① 75WECPNL（航空機騒音の評価単位。以下「W」という。）未満の区域における住宅防音工事等の取扱いについては、現実には、限られた予算を効果的に使用する観点から、現に高い騒音の影響を受けている75W以上の区域における住宅防音工事の促進を当面優先すべきと考えている。
- ② 外郭防音工事については、室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅全体を対象として実施しており、当面は、当該区域における同工事の進捗を図ることが肝要であると考えている。
- ③ 防衛施設周辺における防音工事については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）に基づき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅を対象としている。

他方、航空機騒音対策の一環として、2の(1)のクについて述べたとおり、中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努め、測定結果については、同局のホームページにおいて公開しているところであるが、特に、測定点の増設が急務であるとの貴市の御要望を踏まえ、騒音測定装置を更に2か所増設し、同飛行場周辺の航空機騒音の実態をより詳細に把握してまいりたい。

実態に即した区域指定については、今後、空母艦載機等が移駐する時期等を勘案した上で騒音調査を実施し、その結果に基づき、適切に対処することとした。

2の(2)のエについて

住宅防音工事の助成については、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅を対象としており、当該指定後に新たに建設される住宅（新築住宅）については、その対象としていないところである。

また、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由で建て替えられる場合であって、従前の住宅の解体時における所有者と防音工事の実施時における所有者とが同じ者であること等の一定の要件を満たすときは、住宅防音工事の助成の対象としているところである。

2の(2)のカについて

住宅防音工事により設置した空気調和機器が設置後10年以上経過し、老朽化等によりその機能の全部又は一部を保持していない機器については、その取替工事に要する経費について助成の措置を講じているところである。

当該経費については、生活保護世帯に対しては、その全額を

国庫補助し、その他の世帯に対しては、その90パーセントを国庫補助しているところであるが、再補助であること等にかんがみれば、全額補助は困難であることを御理解願いたい。

2の(2)のキについて

太陽光発電装置の設置については、一部の住宅に太陽光発電システムを設置し、モニタリングにより得られたデータの整理・分析を行い、同システムの設置に伴う技術的問題点等を検討し、設置助成の可否について検討することとしており、今後、データの整理・分析を早期に行い、よい成果が得られるよう努力してまいりたい。

2の(2)のケについて

現下の国の厳しい財政事情の下、テレビ受信料の助成区域の拡大は困難であるが、将来の検討課題の一つと考えている。

2の(3)のアについて

恒常的な空母艦載機離発着訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「2009（平成21）年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする」とされたことを受け、現在、日米間で協議を行っているところである。

なお、日本政府としては、岩国飛行場を恒常的施設の整備場所とする考えはない。

2の(3)のイについて

空母艦載機の移駐後、岩国飛行場において通常の飛行訓練が実施されると考えるが、米側は、空母艦載機夜間着陸訓練（以下「NLP」という。）について、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用することとしており、基本的に岩国飛行場でNLPを実施することはないとしている。

ただし、岩国飛行場は、現在でもNLPの予備飛行場に米側が指定していると承知しており、硫黄島において天候不良等により十分な訓練が実施できない場合には、岩国飛行場において、NLPが実施されることがあり得ることを御理解いただきたい。

また、空母艦載機のうち、いわゆる低騒音機（E-2C及びC-2）については、従来から厚木飛行場においてNLPを実施していると承知しており、空母艦載機が岩国飛行場に移駐した場合には、低騒音機のNLPが岩国飛行場において実施されることはあり得ることを御理解いただきたい。

3の(1)のアについて

米軍岩国基地においては、専門家の助言を得つつ、可能な限りの手段・方法により基地内のクロゴケグモの調査・駆除に努めており、本年10月末までに約5,200匹（成体）を発見・駆除している。また、その状況については、定期的に貴市及び山口県に対し情報提供されているものと承知しているが、御要望の趣旨については、改めて米側に申し入れてまいりたい。

3の(2)のアについて

排水処理施設については、引き続き提供施設整備により逐次整備を行うこととしている。また、今後、米軍再編に伴う施設整備及び人員増に対しても、その状況を踏まえ、所要の整備を行ってまいりたい。

3の(2)のイについて

当省としては、米軍岩国基地における消火訓練に当たって、周辺住民に及ぼす影響が最小限となるよう米側に申し入れているところであり、今後とも、貴市の御要望も踏まえ、米側に申

し入れてまいりたい。

また、現在の建物火災を想定した消防訓練施設は、重油により木材を燃焼させるため黒煙が発生するが、提供施設整備により煙の発生が軽減される方式のものを整備する計画であり、このため本年度に所要の調査を行うこととしている。

3の(3)のアについて

米軍及び自衛隊は、演習・訓練等の実施に当たって、周辺地域に及ぼす影響にできる限り配慮するよう努めているところであるが、今後とも、十分配慮するよう米側にも求めてまいりたい。

3の(3)のイについて

演習・訓練等の実施に際しては、これまでも、地元地方公共団体等関係機関に対し演習・訓練内容を事前に通報しているところであり、引き続き事前通報に努めてまいりたい。

また、中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところである。

4のアについて

当省としては、岩国飛行場の円滑な運用のためには、貴市や周辺住民の方々の御理解と御協力を頂くことが重要であると考慮しており、今後とも、貴市の御意見等を十分伺いつつ、米側との所要の調整を行ってまいりたい。

4のイについて

御要望を踏まえ、貴市と中国四国防衛局との間での定期的な協議の場の設置について、具体的な調整を行ってまいりたい。

5のアについて

岩国飛行場の運用の態様の変更等については、適時適切に貴市等に情報提供を行うとともに、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

5のイ及びウについて

米軍岩国基地においては、航空機、艦船等の整備点検や隊員への教育を通じて、航空機の運用や同基地港湾施設への入港に際しての安全の確保に努めているものと承知している。当省としては、御要望も踏まえ、今後とも、安全の確保等について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

5のエについて

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる米軍家族住宅については、現在、米側との間でその所要の確認等を行っているところであり、今後、当該計画が具体化した段階で貴市等に御説明の上、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

5のオについて

米軍岩国基地においては、滑走路移設工事に伴う工事車両等による交通渋滞の緩和を図るため、滑走路移設工事期間中の暫定措置として平成15年度に仮設北門（業者門）を開設し、基地への入門は仮設北門から、基地からの出門は北門から、それぞれ一方通行を実施しているところである。

また、仮設北門については、米軍再編に伴う施設整備工事期間中も使用する計画であるが、当該工事完了後の使用を含め、今後の交通渋滞の緩和措置については、貴市の御意見を伺いつつ、米側と調整してまいりたい。

5のカについて

岩国飛行場の設置又は運用により生ずる障害の防止、軽減等のための各種事業については、貴市の具体的な御要望をよく伺った上で、誠意をもって対応してまいりたい。

(10) 在日米軍再編に係る地域振興策についての要望書

要望事項

岩国市は米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してまいりましたが、その運用にあたっては、住民が安心して安全に暮らせる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し、引き続き、細心かつ最大限の配慮を求めるものであります。

また、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱とする在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、再編の実施に向けた取り組みが進められているところですが、本市といたしましては、その円滑かつ着実な実施の必要性は理解し、基本的には協力すべきものと考えており、現在、再編の影響と負担に対する住民の不安を一つ一つ払拭するよう最大限の努力を行っているところです。

こうした中、平成20年10月に、安心・安全の確保を求めることを目的として、「米軍岩国基地に係る安心・安全対策について」の要望を行いました。あわせて、基地周辺地区を中心に、本市の住民が被っている米軍基地に係る過重な負担についても御理解をいただき、住民福祉の向上や地域の発展に資する施策の実施に関し、さらなる配慮がなされるよう求めるものであります。つきましては、本市の重要課題について、次のとおり検討していますので、国におかれましては、以上のような状況を理解され、諸課題の速やかな実現に向け、必要な措置を講じられますよう強く要望いたします。

1 幹線道路網の整備

現在の岩国市においては、有事の際の防災避難道路・レスキュー道路、市内主要施設のネットワークが十分に確立していない状況にあり、これらを整備することで住民の安心・安全の確保と生活環境の向上を図る。

2 川下地区の都市基盤の整備

岩国基地に隣接している川下地区は、日常生活において、航空機騒音をはじめ基地に起因する影響を最も被っており、今後の基地の安定的な運用を確保するため、まず、この地区における安心・安全なまちづくりを進め、地区住民の理解と協力を得る。

3 中心市街地の活性化対策

JR岩国駅周辺地域は本市の中心市街地であるが、鉄道の線路で市街地や道路が東西に分断された状態となっている。現在、新しい中心市街地活性化基本計画を策定しており、計画認定後は、この計画に沿って岩国駅関連整備事業をはじめ、安心・安全なまちづくりに取り組み、地域の活性化を図る。

4 愛宕山地域開発に関連する公共施設の整備

愛宕山地域開発事業の中止に伴い、国立病院機構岩国医療センターの愛宕山地域への移転を核とした「周辺環境対策に配慮したまちづくり」を実施することとしており、当該区域におけるインフラ整備や隣接する岩国運動公園の整備、医療センター跡地における公共施設整備等、愛宕山地域開発に関連する公共施設整備を円滑に進め、住民の理解を深めるとともに地域振興を図る。

5 産業振興等に関する施策の実施

基地との円滑な交流を図ることにより市民の基地に対する理解を深めるとともに、観光や地場産業の育成・振興に資する施策を実施する。

平成21年3月27日

岩国市長 福田 良彦

(11) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて

岩国市は、岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所とすることは、激しい騒音をもたらし、住民の生活への影響が極めて多大であることから、絶対に受け入れられないものであります。

政府においては、これまで、岩国飛行場及びその近郊には整備しないと明言されておりますが、他方、先日の政府決定で普天間基地の移設問題の結論を先送りされ、米軍再編全体についての見直しの方向性が明らかにされていないことから、住民の間に不安が広がっております。

こうしたことから、恒常的なFCLP施設を岩国飛行場及びその近郊に整備しないとこのままの政府の方針に関しても、これを見直されるのではないかと危惧するものです。

つきましては、改めて、政府として、岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所とする考えはないとするこれまでの方針に変更がない旨を文書により明確にされるよう要望いたします。

平成22年2月10日

防衛大臣 北澤 俊美様

岩国市長 福田 良彦

(12) 岩国飛行場及びその近郊を恒常的なFCLP施設の整備場所にしないことについて(回答)

防地地第1879号

22.2.23

岩国市長 殿

防衛大臣

日頃から、岩国飛行場の安定的使用に対する御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成22年2月10日に御要望のありました標記について、下記のとおり回答します。

記

恒常的な空母艦載機着陸訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、現在、日米間で協議を行っているところですが、政府としては、岩国飛行場及びその近郊を恒常的施設の整備場所とする考えはありません。